

福岡県市町村合併史

～平成の合併の記録～

平成26年3月

福岡県

はじめに

地方分権の推進、少子高齢化の進展、国・地方における厳しい財政状況を背景に市町村では一層の行財政基盤の強化、人材育成・確保等の体制整備、行政の効率化が求められるようになった。これらに対応するための有効な手段である市町村合併を推進する目的で、平成 11 年 7 月に「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が改正された。

この改正によって、住民の直接請求により法定合併協議会の設置を発議できる制度の拡充や合併特例債を中心とした財政支援措置の強化などがなされ、以後、平成 22 年 3 月まで、全国的に市町村合併が推進された。

本県でも、全県的に市町村合併について検討・協議が行われ、法定協議会または任意協議会が、県内 8 割強の 84 市町村において設置された。それぞれの地域が将来を見据えた真摯な議論を積み重ねた結果、20 の合併が成立し、平成 11 年 3 月末に 97 であった県内市町村の数は、60 となった。

これらの協議の渦中におられた関係者の苦心は、筆紙に尽くし難いものであり、関係各位の地域に対する熱意に深く敬意を表する次第である。

平成 15 年の宗像市と玄海町の合併から 10 年が経過し、当時の記憶が薄れる前に、この歴史的大事業を記録しておくため、ここに「市町村合併史」を発刊することとした。

平成の合併に係る客観的な事実を一にまとめることにより、後世において、地域の成り立ちや今後のあり方を検討する際の一助となれば幸いである。

本書の編纂にあたり、御協力いただいた全ての関係者に対して、心より感謝の意を表する。

平成 26 年 3 月

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

目 次

I 平成の合併以前の状況

- 1 市町村の形成過程及び沿革 1
- 2 国の取組み 10
- 3 福岡県の取組み 13

II 平成の合併における福岡県の取組み

- 1 合併旧法下での取組み 15
- 2 合併新法下での取組み 19

III 県内各地域における合併協議の状況

- 1 福岡地域 23
 - ① 宗像市・玄海町合併協議会 25
 - ② 宗像市・大島村合併協議会 27
 - ③ 福岡市・津屋崎町合併協議会 29
 - ④ 糸島1市2町合併協議会（平成14年11月1日設置） 31
 - ⑤ 糸島1市2町合併協議会（平成19年12月26日設置） 33
 - ⑥ 甘木・朝倉市町村合併協議会 35
 - ⑦ 三輪町・夜須町合併協議会 38
 - ⑧ 小石原村・宝珠山村合併協議会 40
 - ⑨ 甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会 42
 - ⑩ 糟屋6町における合併協議 44
- 2 北九州地域 47
 - ① 芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会 49
 - ② 北九州市・中間市合併協議会 53
 - ③ 京築1市5町合併協議会 55
 - ④ 京都地域3町合併協議会 58
 - ⑤ 豊築1市2町合併協議会 60
 - ⑥ 椎田町・築城町合併協議会 63
 - ⑦ 築上東部3町村合併協議会 65
 - ⑧ 新吉富村・大平村合併協議会 67

⑨ 豊前市・吉富町合併協議会	69
3 筑豊地域	71
① 田川市・川崎町合併協議会	73
② 赤池町・金田町・方城町合併協議会	76
③ 直鞍合併協議会	78
④ 直鞍1市2町合併協議会	82
⑤ 宮田町・若宮町合併協議会	84
⑥ 嘉飯山2市8町合併協議会	86
⑦ 飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・潁田町合併協議会	88
⑧ 嘉穂南部1市3町合併協議会	90
4 筑後地域	93
① 小郡市・大刀洗町合併協議会	95
② 吉井町・浮羽町合併協議会	98
③ 大川市・大木町合併協議会	100
④ 久留米市広域合併協議会	103
⑤ 八女・筑後地域における合併協議（平成14～16年度）	108
⑥ 八女市・上陽町合併協議会	113
⑦ 八女地区1市2町2村合併協議会	115
⑧ 柳川市・大和町・三橋町合併協議会	118
⑨ 瀬高町・山川町・高田町合併協議会（平成15年5月1日設置）	122
⑩ 瀬高町・山川町・高田町合併協議会（平成17年10月1日設置）	124

IV 合併市町村の概要

1 宗像市（平成15年4月1日、平成17年3月28日）	127
2 福津市（平成17年1月24日）	131
3 久留米市（平成17年2月5日）	133
4 うきは市（平成17年3月20日）	135
5 柳川市（平成17年3月21日）	137
6 筑前町（平成17年3月22日）	139
7 東峰村（平成17年3月28日）	141
8 上毛町（平成17年10月11日）	143
9 築上町（平成18年1月10日）	145

10	宮若市（平成18年2月11日）	147
11	福智町（平成18年3月6日）	149
12	朝倉市（平成18年3月20日）	151
13	みやこ町（平成18年3月20日）	153
14	飯塚市（平成18年3月26日）	155
15	嘉麻市（平成18年3月27日）	157
16	八女市（平成18年10月1日、平成22年2月1日）	159
17	みやま市（平成19年1月29日）	163
18	糸島市（平成22年1月1日）	165

V 資料編

1 福岡県内市町村地図

・	平成の合併以前の状況	167
・	福岡県市町村合併マップ（vol.1～vol.70）	167
・	福岡県の合併市町村（平成15年度～平成21年度までの福岡県内市町村の合併の状況）	202

2 平成の合併以前の福岡県の取組関係

・	福岡県広域行政研究会設置要綱	203
・	福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子（H11.7）	204
・	福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書～市町村合併の阻害要因への対応策～」の骨子（H12.5）	206
・	福岡県広域行政推進支援事業補助金交付要綱	209

3 合併旧法下での福岡県の取組関係

・	福岡県市町村合併推進要綱策定会議設置要綱	211
・	福岡県市町村合併推進要綱	212
・	福岡県市町村合併外部講師派遣要綱	237
・	福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱	238
・	福岡県合併協議会支援事業交付金交付要綱	240
・	福岡県市町村合併推進特例交付金の概要	241
・	福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱	242

- ・ 市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される合併市町村に係る
福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
- ・ 福岡県市町村合併支援本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
- ・ 福岡県市町村合併支援連絡調整会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
- ・ 市町村合併支援本部等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248

4 合併新法下での福岡県の実施関係

- ・ 福岡県市町村合併推進審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の会議の傍聴に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 251
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の開催状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
- ・ 福岡県の市町村合併推進構想に関する答申（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
- ・ 福岡県市町村合併推進構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
- ・ 福岡県市町村合併推進構想（平成20年2月変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
- ・ 福岡県市町村合併支援プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278

5 その他

- ・ 福岡県の市町村合併の状況（第8回福岡県市町村合併推進審議会資料1）・・・・・・・・・・ 281
- ・ 法改正後の取組について（第8回福岡県市町村合併推進審議会資料2）・・・・・・・・・・ 290

I 平成の合併以前の状況

1 市町村の形成過程及び沿革

(1) 近代における市町村の再編成 ～平成の大合併以前の概況～

わが国の地方自治は、江戸期における封建的ながらも地方分権的な自治制度から、明治維新後の近代的ながらも中央集権的な地方自治制度を経て、戦後期の地方分権的な地方自治制度へと発展してきた。この間、わが国は二度にわたる大きな市町村再編の流れを経験した。第一は、明治初期の「市制・町村制」に基づく市町村編成であり、第二は、戦後の「町村合併促進法」に基づく市町村再編成である。

まず、地方自治の上級制度としての福岡県の成立である。明治4年の廃藩置県によって県内には各藩に藩県が置かれるが、同年、これらの藩県を旧国域を基礎として統合し、小倉県（豊前国一円：小笠原藩、千束藩、中津藩ほか）、福岡県（筑前国一円：黒田藩、秋月藩ほか）、三潁県（筑後国一円：有馬藩、立花藩、三池藩ほか）の3県が設置された。明治9年には福岡県と小倉県とが合併し、筑前国及び豊前国を県域とする福岡県ができ、また、三潁県は佐賀県の肥前国9郡を併合するが、同年8月には、福岡県から豊前国のうち下毛郡及び宇佐郡を大分県に割属させ、また、肥前国9郡を長崎県へ割属させた上で三潁県を福岡県に併合して、現在の福岡県の県域が確定した。

明治期の地方制度は、明治5年、旧来の自然村を無視した形で「大区・小区制度」が導入されるが、これが行政区域としては実行力を発揮せぬまま、明治11年には新たに「郡区町村編成法」が公布され、原則として旧来の郡及び町村を自治体として出発した。福岡県では、明治11年、福岡区のほか県下の各郡に郡区役所を置き、この郡の下に、自然村のままの町村を置いた。郡については、明治29年の郡の廃置分合によって、福岡市役所、久留米市役所のほか、糟屋、宗像、遠賀、鞍手、嘉穂、朝倉、筑紫、早良、糸島、三潁、山門、三池、八女、浮羽、三井、企救、田川、京都、築上の19の郡役所が設置された。

市町村については、「郡区町村編成法」を基礎に、旧来の自然村を全面的に再編成して有力な地方自治体を組織し、町村をもって近代的自治行政の担当者とすべく、明治22年、「市制・町村制」が施行された。同法施行に先だって公布された「内務大臣訓令」では、自治能力をもった自治体の規模を「大凡三百乃至五百戸ヲ以テ標準」とし、これに基づいて町村の合併が大々的に行われるに到った。福岡県でも明治22年、旧来の福岡区が市制施行によって福岡市になり、また、従来の三井郡両替町外28町が市制施行によって久留米市になったほか、1,900余を数えた町村のうち、僅かに34ヶ町村を除いたすべての町村が合併を行った。その結果、福岡県の町村数は、明治21年末には1,958町村（273町・1,685村）であったものが、明治22年末には384町村（22町・362村）と、五分の一に減少した。

「市制・町村制」を契機とした市町村大合併の後には、明治期から大正期にかけてあま

り目立った合併の動きはなかった。福岡県では、明治31年から大正7年にかけて、市の数は2市から7市に増えているが、市町村の数は385市町村から344市町村へと、僅かに41市町村減少しているに過ぎない。大正12年には「郡制廃止法」が施行され、これによって町村に高い自治能力が要求されるに到り、市域拡張を狙った合併運動が再燃するが、それも大規模なものとはならなかった。

敗戦後の昭和22年、地方自治法の制定によってわが国地方自治体の権能は著しく強化されることになるが、市町村の規模は長年にわたって自然の推移に任されてきたため、これに充分対応しえない状態にあった。こうした事態を受けて、昭和28年「町村合併促進法」が施行された。福岡県には昭和28年当時12市、70町、180村があったが、こうした町村のほとんどが明治の大合併期以来の状態にあり、その規模も小さく、人口8千人以下の町村が全体の7割以上である184町村を占めていた。こうした事態に福岡県では「町村合併促進協議会」を制定して対処し、当時の250町村を87町村とする計画を立案する。福岡県におけるこの昭和の大合併は9割方の成功をおさめ、昭和31年には149町村が減少し、19市、68町、33村となった。

昭和30年代以降における福岡県の市町村再編は、もっぱら大都市部での市域拡大及び町から市になることに絡んで進展する。福岡市は30年代以降も周辺町村の編入を繰り返して市域を拡大して行き、また久留米市でも小規模ながら周辺町村の編入が行われ、昭和37年には県全体で、20市、71町、17村の108自治体へと整理統合が行われた。また、昭和38年には北九州市が5市の大合併を行ない、飯塚市も合併によって市域の拡大を図っている。しかしその他の町村では、目立った市町村再編の動きは見られなかった。他方で、都市化の流れとともに昭和40年代以降には町から市になる自治体が相次いだ。昭和47年には小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市の4市が一挙に市制を施行した後、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市と、新しい市が次々と生まれ、平成9年10月1日の時点で24市65町8村となるに到った。

(2) 平成の大合併以前の市町村の沿革

① 北九州市

北九州市は、昭和38年、門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市の5市が合併して形成された。

門司市は、企救郡文字ヶ関村に明治27年町制を施行した門司町を母体としている。その後明治32年に市制を施行し、戦前期に近隣の大里町、東郷村、松ヶ江村を編入するが、戦後の大合併期には町村編成の動きはなく、昭和38年の北九州市への合併に到っている。

小倉市は、企救郡内の小倉小笠原藩の城下を中心に明治33年市制を施行するが、その後は、主に戦前期に周辺の町村を編入して市域を拡大している。すなわち、大正期に板櫃町

(一部)を編入したほか、昭和に入ってから、足立村、企救町、中谷村、西谷村、曾根町の5町村を編入した。戦後の昭和23年には東谷村を編入するが、昭和30年代の大合併期には町村再編の動きはなく、北九州市への合併に到っている。

若松市は、明治39年に遠賀郡内の若松町と石峯村が合併してできた若松町が母体であり、大正3年に市制を施行している。その後、戦前の昭和6年に島郷村を編入した以外には、昭和の大合併期にも町村再編の動きはなく、北九州市への合併に到っている。

八幡市は、明治22年の町村制実施に際して遠賀郡内の枝光、尾倉、大蔵の3ヶ村を合併して生まれた八幡村を母体とする。その後、明治30年の官営製鉄所設置を契機に大きく発展し、明治32年に町制を、大正6年には市制を施行した。戦前期には、板櫃町(一部)、黒崎町、上津役村、折尾町の4町村を編入し拡大するが、さらに戦後の大合併期には香月町及び木屋瀬町を編入し、北九州市への合併に到っている。

戸畑市は、遠賀郡内戸畑村に明治32年に町制、大正13年に市制を施行し、そのまま北九州市への合併に到っている。

② 田川市及び田川郡

田川地域の中心都市は田川市である。田川市は、大正3年に町制を施行し昭和8年に金川村を編入した伊田町と、明治40年弓削田村に町制を施行した後藤寺町とが、昭和18年に合併して市制を施行したものである。このほか、戦前までの田川郡内における町村合併には、明治40年に添田村と中元寺村を合併した添田村(明治45年に町制施行)が昭和17年に彦山村を編入した事例と、昭和12年に川崎村が安真木村を編入した事例がある。戦後の大合併期には、田川市が猪位金村の一部を編入(昭和30年)したほか、香春町と採銅所村、匂金村が合併し香春町になり(昭和31年)、さらに添田町が津野村と合併して添田町になっている(昭和30年)。しかし田川郡内での町村再編の動きは比較的少なく、金田町、糸田町、赤池町、方城町及び赤村では、明治の大合併期以後、平成に至るまで再編は行われなかった。

③ 行橋市及び京都郡

戦前の京都郡においては、明治37年に東犀川村、西犀川村及び南犀川村が合併して犀川村(昭和18年町制施行)が形成されたほか、昭和18年には豊津村と節丸村が合併して豊津村が形成されている。しかし京都郡における市町村再編が大々的に行われるのは、昭和の大合併期である。すなわち、昭和29年には行橋町、叢島村、今元村、仲津村、泉村、今川村、稗田村、延永村及び椿市村の9町村が合併して行橋市が形成され、また、同市には昭和31年、祓郷村の一部が編入されたほか、昭和30年には合併によって、勝山町(諫山村、久保村、黒田村が合併)、苅田町(苅田町、小波瀬村、白川村が合併)及び豊津町(豊津村と祓郷村の一部が合併)が誕生した。

さらに、昭和31年には犀川町が城井村及び伊良原村を編入した。

④ 豊前市及び築上郡

築上郡での戦前期における市町村再編は、明治29年に東吉富村と高浜村の合併により東吉富村(昭和17年に町制施行して吉富町)ができ、また、昭和10年に八屋町と宇島町が合併して八屋町が形成されたにとどまる。築上郡において大々的な市町村再編が行われたのは、戦後の大合併期である。すなわち昭和30年には、八屋町、山田村、千束村、三毛門村、黒土村、横武村、合河村、岩屋村及び角田村の9町村が合併して宇島市(4日後豊前市に名称変更)を形成したほか、合併によって椎田町(椎田町、八津田村、葛城村、西角田村が合併)、築城町(築城村、下城井村、上城井村が合併)、新吉富村(西吉富村と南吉富村が合併)及び大平村(唐原村と友枝村が合併)が形成された。

⑤ 福岡市

福岡市は、明治22年、黒田藩城下の福岡と商都博多とを中心に、隣接する郡地の一部を加えて市制を施行した。当時の市域は4.4km²、人口は5万余人であった。その後、大正期から昭和の初期にかけて急速な市域の拡大を図っていく。すなわち大正期には、隣接する警固村、豊平村、鳥飼村、西新町、住吉村、八幡村の6町村を次々と編入し、さらに昭和の初期から戦前期にかけては、堅粕町、千代町、原村、樋井川村、姪ノ浜町、席田村、三宅村、箱崎町、能古村、今宿村、壱岐村、今津村の12町村を編入している。

大戦によって福岡の街は焦土と化すが、戦後は、目ざましい復興の中から大都市建設の構想が打ち出される。この計画に沿って、昭和29年から36年にかけてさらなる市域拡大が図られ、この間に、日佐村、田隈村、香椎町、多々良町、那珂町、和白町、金武村、周船寺村、元岡村、北崎村の10町村を編入し、市域204km²、人口70万の都市へと成長した。さらに昭和46年には志賀町を編入し、47年には政令市になるが、昭和50年には、早良郡の3村が合併してできた早良町を編入し、市域は佐賀県境に接するまでに至った。

⑥ 中間市及び遠賀郡

遠賀郡の市町村再編は、戦後よりもむしろ戦前期に活発であった。明治38年には芦屋町と山鹿村の合併によって芦屋町ができ、明治40年には岡縣村と矢矧村が合併して岡垣村が生まれ、さらに昭和4年には鳴門村と浅木村の合併により遠賀村が形成された。また、昭和7年には中間町(中間市の前身)が底井野村を編入している。これに対して昭和の大合併期には、郡内に市町村再編の動きはない。また、水巻町は、昭和15年の町制施行以来、市町村再編は全く行われていない。昭和33年から39年にかけては、中間市や岡垣町、遠賀町が相次いで市制及び町制を施行した。

⑦ 飯塚市・山田市及び嘉穂郡

嘉穂郡では、戦前においては、明治42年に飯塚町と笠松村が合併して飯塚町(昭和7年市制施行)を形成したほかには、市町村再編の動きはなく、大々的な市町村再編が行われるのは昭和の大合併期である。すなわち昭和30年には、前年に市制を施行した山田市が猪位金村の一部を編入したほか、大隅町、千手村、宮野村、足白村が合併して嘉穂町となり、穂波村と大分村の一部が合併して穂波村(昭和32年町制施行)ができ、また、上穂波村、内野村及び大分村の一部が合併して筑穂町が形成された。さらに、少し遅れて昭和38年には、飯塚市と二瀬町、幸袋町及び鎮西村が合併して飯塚市が形成された。なお、桂川町、稲築町、碓井町、庄内町及び穎田町には市町村再編の動きは全く起こらなかった。

⑧ 甘木市及び朝倉郡

朝倉郡では、明治の末に3件の合併が行われた。すなわち、明治41年に大三輪村と栗田村が合併し三輪村(昭和37年町制施行)ができるとともに、三根村、中津屋村及び安野村が合併して夜須村(昭和37年町制施行)が生まれ、また、明治42年には福成村と大庭村が合併して大福村が生まれている。しかし、朝倉郡で大規模な市町村再編が起こるのは戦後になってからである。

すなわち、昭和の大合併期に先立つ昭和26年、杷木町、松末村、久喜宮村及び志波村が合併して杷木町が形成されるが、昭和29年には、甘木町、上秋月村、秋月町、安川村、馬田村、蜷城村、立石村、福田村、三奈木村及び金川村の10町村が合併して甘木市が誕生する。さらに、昭和30年には高木村が甘木市に編入されたほか、朝倉村、宮野村及び大福村が合併し朝倉村(昭和37年町制施行)となった。

なお、小石原村及び宝珠山村は、明治22年の村制施行以来、町村再編の動きはなかった。

⑨ 筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市及び筑紫郡

筑紫郡では、戦前においては市町村再編の動きはなく、もっぱら昭和の大合併期に大幅な市町村再編が行われた。すなわち、昭和30年に二日市町、御笠村、山家村、筑紫村及び山口村が合併し筑紫野町となり、太宰府町と水城町が合併して太宰府町が生まれ、また、昭和31年には安徳村、南畑村及び岩戸村が合併して那珂川町となった。筑紫郡では、昭和40～50年代に四つの町が一举に市制を施行し、筑紫野市、春日市、大野城市(以上昭和47年)及び太宰府市(昭和57年)が生まれた。なお、春日市(以前の春日町)及び大野城市(以前の大野町)では、町村再編は行われなかった。

⑩ 宗像市及び宗像郡

宗像郡では、明治42年に津屋崎町と宮地村が合併して津屋崎町となり、明治44年に宮田村と野坂村との合併によって南郷村が生まれたほかには、戦前期にそれほど活発な市町村

再編の動きは見られなかった。宗像郡の市町村再編は、もっぱら昭和の大合併期に行われた。すなわち、昭和29年には、東郷町、赤間町、吉武村、河東村、南郷村及び神興村の一部が合併して宗像町（昭和56年市制施行）が生まれたほか、福間村、上西郷村及び神興村の一部が合併して福間町となった。さらに昭和30年には、津屋崎町と勝浦村が合併して津屋崎町となり、神湊町、田島村、池野村及び岬村が合併して玄海町となった。

なお、大島村は、明治22年の村制施行以来、町村再編の動きはなかった。

⑪ 前原市及び糸島郡

糸島郡では、戦前期の昭和6年に前原町、波多江村及び加布里村が合併して前原町となり、また昭和20年には桜井村と野北村が合併して桜野村が生まれている。しかし、大きな市町村再編は戦後の大合併期に行われた。すなわち、昭和30年に、前原町、雷山村及び長糸村が合併し、さらに少し遅れて怡土村が合併して前原町（平成4年市制施行）が形成され、また、深江村、福吉村及び一貴山村が合併して二丈村（昭和40年町制施行）が生まれ、可也村、小富士村、芥屋村及び桜野村が合併して志摩村（昭和40年町制施行）となった。

⑫ 古賀市及び糟屋郡

糟屋郡では、戦前期においては福岡市への編入事例を除けば、市町村再編の動きはなく、昭和の大合併期に大幅な市町村再編が行われた。すなわち昭和30年には、新宮町と立花町とが合併して新宮町が生まれたほか、古賀町、青柳村及び小野村が合併して古賀町（平成9年市制施行）ができ、篠栗町と勢門村が合併して篠栗町となった。さらに昭和31年には久原村と山田村が合併して久山町となり、昭和32年には大川村と仲原村の合併により粕屋町が生まれた。なお、宇美町、志免町及び須恵町は、それぞれ大正9年、昭和14年及び昭和28年の町制施行以来、市町村再編の動きはなかった。

⑬ 直方市及び鞍手郡

鞍手郡では、戦前期に活発な市町村再編の動きがあり、大正15年には直方町、新入村、福地村、頓野村、下境村の5町村が合併して直方町（昭和6年市制施行）が誕生し、昭和2年には宮田町が香井田村を編入した。さらに戦後に入っても、市町村再編が盛んに行われた。すなわち、昭和26年には若宮町、山口村及び中村が合併して若宮町となり、昭和30年には剣町、西川村及び古月村が合併して鞍手町が生まれ、宮田町と笠松村の一部が合併して宮田町となった。また、同年、直方市が植木町を編入した。

なお、小竹町は、昭和3年に勝野村に町制を施行して以来、市町村再編の動きはなかった。

⑭ 久留米市

久留米市は、御井郡内久留米有馬藩城下の両替町ほか28町をもって明治22年に市制を施行しており、福岡県では福岡市と並んで最も古い市である。戦前には、大正6年に鳥飼村の一部を編入するのを皮切りに、大正12年には櫛原村を、大正13年には国分町を、さらに昭和18年には御井町を編入して市域を拡大した。しかし、久留米市において大々的な市町村再編が行われるのは昭和の大合併期である。すなわち、久留米市は昭和26年に山川村、合川村、上津荒木村、高良内村を編入し、昭和33年には宮ノ陣村及び山本村を、昭和35年には草野町を編入して市域を拡大した。

⑮ 小郡市及び三井郡

三井郡において大々的な市町村再編が行われるのは、昭和の大合併期である。三井郡では、昭和30年に、小郡町、味坂村、三国村、御原村及び立石村が合併して小郡町（昭和47年市制施行）が生まれ、北野町、弓削村、大城村及び金島村が合併して北野町となり、大刀洗村、本郷村及び大堰村が合併して大刀洗町が生まれた。次いで昭和34年には善導寺町と大橋村が合併して善導寺町ができるが、ここには同年草野町の一部が編入された。

なお、善導寺町は、昭和42年に、久留米市に編入されている。

⑯ 大牟田市及び三池郡

大牟田市及び三池郡の市町村再編は、もっぱら戦前期になされており、戦後においては全く行われていない。明治40年、銀水村、上内村、手鎌村及び倉永村の4村が合併して銀水村が生まれた。大牟田市は、大正6年に市制を施行するが、昭和になり、編入によって市域の拡大を図った。すなわち、昭和4年の三川町編入を皮切りに、昭和16年には、銀水村、三池町、玉川村及び駛馬町を一挙に編入した。しかし、戦後においては市域を全く拡張させていない。三池郡内では、昭和6年に岩田村、二川村及び江浦村が合併して高田村が生まれるが、ここには昭和17年、飯江村及び開村が編入された。しかし、高田村（昭和33町制施行）も、戦後においては市町村再編の動きはなかった。

⑰ 柳川市及び山門郡

山門郡においては、明治34年に上瀬高町と下瀬高町の合併によって瀬高町が生まれるが、明治40年には、合併によって一挙に5つの町村に再編される。すなわち、瀬高町、本郷村、小川村、川沿村及び緑村の一部が合併して瀬高町に、清水村と水上村が合併して東山村に、塩塚村、鷹尾村及び有明村が合併して大和村（昭和27年町制施行）に、川北村、川辺村、宮ノ内村及び垂水村が合併して三橋村（昭和27年町制施行）に、そして宮原村、竹海村、万里小路村及び緑村の一部が合併して山川村（昭和44年町制施行）になった。また、昭和12年には浜武村と久間田村が合併して昭代村となった。このように山門郡では戦前期に活

発な市町村再編が行われたが、山門郡の中心都市である柳川市の形成は戦後に入ってから行われた。すなわち、昭和26年、柳河町、東宮永村、西宮永村、城内村、沖端村及び両開村の6町村が合併して柳川町が形成され、翌年（昭和27年）、市制を施行して柳川市となった。しかし、昭和の大合併期には、昭和30年に柳川市に蒲池村及び昭代村が編入され、昭和31年に瀬高町に東山村が編入されただけで、市町村再編は比較的僅かな件数にとどまった。

⑱ 大川市及び三潞郡

三潞郡で大々的な市町村再編が行われるのは、昭和の大合併期においてである。すなわち、昭和29年に大川町、三又村、田口村、木室村、川口村及び大野島村が合併して大川市が生まれ、昭和30年には、城島町、江上村及び青木村が合併して城島町に、大溝村、木佐木村及び大莞村が合併して大木町に、犬塚村及び三潞村が合併して三潞町に、そして荒木町と安武村が合併して筑邦町になった。その後、筑邦町は、昭和30年に下広川村の一部を、昭和31年に大善寺町を編入したが、昭和42年に、隣接する久留米市に編入された。

⑲ 八女市・筑後市及び八女郡

八女郡では、明治41年に下妻村、二川村及び水田村が合併して水田村が生まれているが、戦前期においてはそれほど大きな市町村再編の動きはなく、もっぱら戦後になってから大々的な市町村再編が行われた。すなわち、昭和26年には福島町、長峰村、上妻村、三河村及び八幡村が合併して福島町が形成され、さらに昭和の大合併期に至って、昭和29年には、福島町に川崎村、忠見村及び岡山村の一部が編入されて八女市が生まれ、また、羽犬塚町、水田村、古田村及び岡山村の一部が合併して筑後市が誕生し、黒木町、豊岡村、串毛村、木屋村及び笠原村が合併して黒木町が生まれた。次いで昭和30年には、光友村、北山村、白木村及び辺春村が合併して立花町が生まれ、上広川村と中広川村が合併して広川町が生まれ、その後、広川町はさらに下広川村の一部を編入した。また、西牟田町及び下広川村の一部が筑後市に編入された。昭和32年には黒木町が大淵村を編入し、昭和33年には北川内町と横山村の合併によって上陽町が生まれた。

なお、矢部村及び星野村は、明治22年の村制施行以来、市町村再編の動きがない。

⑳ 浮羽郡

浮羽郡においては、昭和4年に浮羽村と椿子村が合併して御幸村（昭和26年町制施行）ができるが、主な市町村再編は戦後になってから行われた。すなわち、昭和26年には御幸町が山春村、大石村及び姫治村を編入するとともに浮羽町へと町名を変更し、また、川会村と柴刈村の合併によって筑陽村が生まれた。さらに昭和の大合併期に入り、昭和29年には田主丸町、水分村、竹野村、筑陽村、水縄村及び船越村の一部が合併して田主丸町が生

まれ、昭和30年には吉井町、江南村、福富村、千年村及び船越村の一部が合併して吉井町が生まれた。

出典：福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」

(平成11年7月)

2 国の取組み

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）は、市町村の自主的合併の際に障害となる事項を取り除くため、10年間の時限立法として制定されたが、昭和50年と昭和60年に有効期限がそれぞれ10年間延長され、存続してきた。

平成5年6月、国会の衆参両院の本会議で「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で行われた。この決議では、「東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しく豊かさを実感できる社会を実現していくため」地方分権を推進することが必要とし、そのためには「国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務」とされた。

これを受け、平成5年10月の臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の最終答申では、「望ましい基礎的自治体の在り方について幅広い議論が行われ、国からの権限の移管等の推進や地方自治体の財政基盤の強化と相まって、市町村の自主的合併が推進されていくことが望まれる。この場合にあっても、国としては、あくまでも地方主導で地域の実情や特色を反映した自治体形成ができるような支援措置を講じるべきである。この観点から、市町村の自主的合併の推進のための措置の在り方について検討を進める必要がある」とされ、地方分権を進めるためには、市町村合併により権限や財源の受け皿にふさわしい体制を整備する必要性が説かれた。

平成6年11月に内閣総理大臣に提出された第24次地方制度調査会の「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」では、市町村合併について、「地域の一体的整備、市町村の行財政基盤の強化、住民に身近な行政サービスの充実等を図るための有効で適切な方策」とし、「「国土の均衡ある発展」や「地方分権の推進」という今日のわが国の内政における重要な課題に対処するため」推進する必要があるとされた。一方で、市町村合併を推進する際は、「住民の共同生活意識の醸成や関係する市町村及び住民の自主的な判断が前提とされなければならない。」とされた。

この答申に基づき、自主的な市町村の合併を推進するとともに、合併市町村の建設が速やかに行われるようにするため、合併特例法が改正され、平成7年4月から施行された。この改正において、同法の有効期限が平成17年3月31日まで延長されるとともに、自主的な市町村の合併を推進するため、新たに合併協議会の設置の請求に関する制度等の措置が定められた。

平成8年3月に発表された地方分権推進委員会の中間報告では、「地方分権の推進に当たっては、行政及び財政の改革を推進するとともに、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい行政体制の整備・確立を図る必要がある」とされ、「今後、地方分権の進展と相まって、地方自治の担い手としての市町村の基盤をより強固なものとしていくためには、自主的な合併が一層促進される必要がある。」と、市町村合併の必要性が説かれた。

平成9年7月の地方分権推進委員会の第2次勧告では、「国・地方を通じた財政再建が急務となっている現状において、国民負担の増大を極力抑えつつ、高齢・少子化、高度情報化等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、多様化・高度化する住民ニーズに機動的、弾力的にこたえていくためには、簡素で効率的な地方行政体制を実現することが喫緊の課題」とされ、「国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題」であるので、「今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進するもの」とされた。

また、同勧告において、市町村合併の推進のために国が講ずべき策として、

- ①政令市・中核市の権限拡大、中核市要件の緩和、特例市の創設、市昇格要件の見直し
- ②交付税算定の際の合併推進等に伴う財政需要の反映等
- ③周辺地域の衰退懸念への対処策(旧市町村単位を基礎とする組織又は仕組みの導入等)
- ④合併特例法に基づく住民発議制度の拡充(合併関係全市町村による合併協議会設置請求の場合、市町村長に合併協議会設置の議案付議の義務付け等)
- ⑤合併協議会の設置促進のため、住民投票の導入等制度の見直し

の検討が求められ、都道府県に対しては、市町村合併のパターンの提示、先進事例の紹介等合併推進に必要な助言、調整等が求められた。

平成10年4月の第25次地方制度調査会の「市町村の合併に関する答申」では、市町村合併の今日における必要性について、地方分権の推進、少子高齢化社会への対応、国・地方における厳しい財政状況といった情勢を踏まえ、市町村合併を求める声が高まっていること、こうした要請にこたえるためには、市町村が行財政基盤の強化、人材育成・確保等の体制整備、行政の効率化を図ることが重要であり、自主的な市町村合併により対応することは有効な方策であることが記述されている。

また、市町村合併のメリットとして、

- ①各種の行政サービスの享受や公共施設の利用等が広域的に可能となり住民の利便性が向上

- ②専任の職員や組織の設置等が可能となり高度かつ多様な施策が展開できること
- ③行政サービスの内容が充実するとともに安定的に提供できること
- ④広域的な視点に立ったまちづくりの展開が可能になること
- ⑤行政組織の合理化や公共施設の広域的な配置の調整等により限られた資源の有効活用
が図られること

などが期待され、市町村の合併の検討に当たっては、各地域の特性に応じた効果等が明らかにされることが重要であるとされた。

平成11年7月には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、合併特例法が改正され、市町村合併をさらに積極的に推進するために、合併協議会の設置の請求に関する制度の拡充、地域審議会の設置等の措置が定められるとともに、合併後のまちづくりに必要な財政措置として、地方交付税の額の算定の特例（合併算定替）の期間の延長、地方債の特例（合併特例債の創設）等の措置が講じられた。これにより、「平成の大合併」が始まったとされる。

3 福岡県の取組み

前述のとおり、昭和の大合併以降の本県における市町村合併は、大都市部での市域拡大によるものであり、昭和50年3月の福岡市への早良町編入を最後に合併は行われてこなかった。

平成の時代に入り、地方分権の推進とともに、その受け皿として市町村合併の必要性が説かれたが、本県では、市町村の行政能力の強化という観点からは、合併の推進は有効な方策であるものの、市町村合併は何よりも関係市町村や住民の主体的な意思によって行われるべきものであるため、市町村の自主的合併の促進に資するよう、合併の意義・手続・効果などを情報提供し、要請があれば団体間の調整や意見交換などを行う方針であった。例えば、平成9年3月に「市町村合併の手引」を作成し、市町村の実務担当者に対して専門的な情報を提供した。

他方、広域行政の必要性から、平成6年に制度化された広域連合制度については、長や議員の公選制あるいは直接請求制度を備え、従来の一部事務組合の機能をより強化したものであり、地方分権における権限移譲の受け皿として、また市町村合併の機運の醸成の方策として、大変重要なものという評価をしていた。そのため、いきなり合併に行かないまでも、一部事務組合の統合あるいは重複部分の複合化、広域連合制度の導入に努めていくことが必要であり、このような前段階の各種制度を活用した上で、合併機運の醸成を図っていく方向であった。

このため、平成9年度に、市町村やまちづくり団体が市町村合併や広域連合制度を具体的に導入するための自主的な調査・研究・シンポジウム開催に対する助成制度（福岡県広域行政推進支援事業補助金）を創設し、平成11年度までに市町村や青年会議所等計22団体に対し、総額16,373千円を助成した。

一方、国における市町村合併に対する取組みを踏まえ、平成10年2月には、総務部次長を会長、地方課長を副会長とし、各部主管課長を委員とする福岡県広域行政研究会を発足させ、広域的行政課題、広域行政推進方策、市町村の自主的合併推進方策について具体的な研究を進めた。

同研究会は、平成11年7月に第1回報告書「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」を発表し、県内の市町村の状況や県民アンケート調査をもとに、市町村行政の広域的展開の必要性、市町村合併の類型化と類型ごとのケーススタディ、合併の効果や課題、旧郡単位を基本とする検討エリアの設定の提言などを取りまとめ、これを市町村や関係団体などに提示した。

同研究会はさらに、平成12年5月には第2回報告書を発表し、合併の阻害要因への対応策を取りまとめるとともに、県が合併パターンを考える際の留意点として、旧郡単位のパターンに加え、旧郡の一部が先行合併するパターンと、旧郡をまたがる合併のパターンを検討する必要があるとした。そして、県の役割として、情報提供や啓発に加え、市町村の研究会や合併協議会への助成措置、人的支援、合併後の市町村に対する県事業の優先的実施の検討など、積極的な支援の必要性を提言した。

Ⅱ 平成の合併における福岡県の取組み

1 合併旧法^{注1}下での取組み

(1) 福岡県市町村合併推進要綱の策定

地域における合併の機運の醸成が図られ、市町村における具体的な取組みを促すため、平成12年12月に「福岡県市町村合併推進要綱」を策定し、公表した。この要綱では、市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策を示した上で、市町村合併の推進方策として、市町村の適正規模に応じた市町村合併の類型、市町村の合併パターンを提示し、併せて、市町村合併に関する福岡県の支援策を明らかにした。

【市町村合併の類型】

福岡県の場合、地理的・歴史的条件や社会経済構造の現状から判断すると、合併後の人口規模及び政令指定都市との地理的關係により次の4つの類型化が可能であるとされた。

① 市制移行型（行財政効率化型）（人口5万人程度）

極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。

② 都市機能強化型（人口10万人程度）

ある程度歴史的・文化的な一体性が強い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行財政能力の確立を目指して合併するパターン。

③ 中核都市形成型（人口20万人又は30万人以上）

いくつかの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行財政能力を持つ市を目指して合併するパターン。

④ 政令市周辺都市自立型

上記いずれかのパターンを活用しながら、政令指定都市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

【市町村合併のパターン】

福岡県の市町村の地理的条件や歴史的形成過程並びにこれまでの各行政分野における取組等を総合的に判断すると、市町村合併を検討するうえでの市町村の組合せとしては、次のようなパターンが考えられるとされた。

注1 合併旧法 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

① パターンA

広域性を備えた生活圏、行政圏を中心に都市形成の観点を重視したものであり、旧郡に属する全ての市町村の組合せ。

- 旧筑紫郡地域（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町）
- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
- 旧宗像郡地域（宗像市、福間町、津屋崎町、玄海町、大島村）
- 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
- 旧鞍手郡地域（直方市、小竹町、鞍手町、宮田町、若宮町）
- 旧嘉穂郡地域（飯塚市、山田市、桂川町、稲築町、碓井町、嘉穂町、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町）
- 旧朝倉郡地域（甘木市、杷木町、朝倉町、三輪町、夜須町、小石原村、宝珠山村）
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
- 旧浮羽郡地域（吉井町、田主丸町、浮羽町）
- 旧三井郡地域（小郡市、北野町、大刀洗町）
- 旧三潁郡地域（大川市、城島町、大木町、三潁町）
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
- 旧山門郡地域（柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町）
- 旧三池郡地域（大牟田市、高田町）
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、金田町、糸田町、川崎町、赤池町、方城町、大任町、赤村）
- 旧京都郡地域（行橋市、苅田町、犀川町、勝山町、豊津町）
- 旧築上郡地域（豊前市、椎田町、吉富町、築城町、新吉富村、大平村）

ただし、久留米地域は、久留米広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、久留米経済圏としての一体性の状況、久留米市の将来における中核市移行などを踏まえ、久留米市及び近隣市町でのパターンが考えられる。

② パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合等による取組状況をより重視したものであり、地域の実情、市町村の意向等により、次の地域について設定。

- 宗像市・玄海町パターン
- 遠賀郡4町（芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）パターン
- 三潁郡3町（城島町・大木町・三潁町）パターン
- 柳川市・大和町・三橋町パターン
- 瀬高町・山川町・高田町パターン

なお、京築地域（行橋市、京都郡4町、豊前市、築上郡3町2村）については、京築広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、経済圏としての一体性の状況などを踏まえ、より広域性を重視したパターンも考えられる。

(2) 具体的な支援策

「福岡県市町村合併推進要綱」で示された具体的な支援策の内容は次のとおり。

① 情報提供、広報・啓発

- 市町村、各種団体等が行う講演会や研修会等に対する講師派遣、資料提供等
- 各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じた広報・啓発

② 住民・民間団体に対する支援

- 市町村合併の推進のための取組に対する財政的な支援
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内

③ 合併を検討する市町村に対する支援

- 市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対する財政的な支援
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内
- 合併協議会（任意のものを含む）への財政的な支援
交付金の額 500万円以内 補助率 100%以内
- 法定合併協議会への委員としての参画等

④ 合併後の市町村に対する支援

- 県独自の財政支援制度の創設
- 市町村建設計画を実現するための県事業の実施
- 各種圏域設定等の見直し

⑤ 合併支援のための県の体制づくり

市町村における合併検討を総合的に支援するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、

市町村建設計画の策定等に関して、助言、情報提供を行う。

(3) 福岡県市町村合併推進特例交付金の概要

① 交付対象市町村

平成17年3月31日（合併旧法の期限）までに合併した市町村。ただし、政令指定都市を含む合併を除く。

注）後に平成18年3月31日（合併旧法の経過措置期限）までに合併した市町村に変更。

② 交付限度額

5億円を基本に、合併関係市町村の数が2を超える場合は1団体増えるごとに1億円加算し、さらに、増加人口により最大5億円の加算を行う。

③ 交付対象事業

合併年度及びこれに続く10年度までの間に、市町村建設計画等に基づいて実施する事業

(4) 県の支援体制

平成13年6月に、市町村建設計画に関する協議及び全庁的な協力体制の下で市町村に情報提供等を行うため、知事を本部長とし、各部長等で構成する「福岡県市町村合併支援本部」を設置した。また、同本部の下部組織として、関係課長をもって構成する福岡県市町村合併支援連絡調整会議を設置した。

さらに、平成14年4月に、総務部地方課（当時）内に合併支援室を設置し、各地域における合併の検討、協議等を支援するため、地域別に課長補佐級職員を配置した。

【福岡県市町村合併支援本部】

（構成員）（平成13年6月5日時点）

知事、副知事、教育長、警察本部長、総務部長、企画振興部長、保健福祉部長、環境部長、生活労働部長、商工部長、農政部長、水産林務部長、土木部長、建築都市部長

（開催状況）

平成13年度	2回	平成14年度	0回	平成15年度	3回	平成16年度	9回
平成17年度	2回	平成18年度	1回	平成19年度	1回	平成20年度	0回

2 合併新法^{注2}下での取組み

(1) 福岡県市町村合併推進構想の策定

合併新法の施行を受けて、地域の将来のあり方について各地域での真摯な検討を促すため、「福岡県市町村合併推進審議会」の答申を踏まえ、平成18年4月に「福岡県市町村合併推進構想」を策定し、公表した。この構想では、市町村合併の現況と必要性、市町村合併の推進に当たっての県の役割を示した上で、合併推進が望まれる地域及び合併新法に位置付ける構想対象市町村の組合せを提示し、併せて、市町村合併を更に推進するための福岡県の支援策を明らかにした。

【福岡県市町村合併推進審議会】

(構成員)

大学教授、弁護士、公認会計士、経済団体関係者、マスコミ関係者等

(開催状況)

第1回 (平成17年8月18日)	第2回 (平成17年10月19日)
第3回 (平成17年11月30日)	第4回 (平成18年1月23日)
第5回 (平成18年3月23日)	第6回 (平成18年3月30日) [知事へ答申]
第7回 (平成20年1月16日)	第8回 (平成22年3月29日)

【合併推進が望まれる地域】

- 旧糟屋郡地域 (古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)
- 旧遠賀郡地域 (中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)
- 旧鞍手郡地域 (直方市、宮若市、小竹町、鞍手町)
- 旧嘉穂郡地域 (飯塚市、嘉麻市、桂川町)
- 旧朝倉郡地域 (朝倉市、筑前町、東峰村)
- 旧糸島郡地域 (前原市、二丈町、志摩町)
- 旧三井郡地域 (小郡市、大刀洗町)
- 旧三潁郡地域 (大川市、大木町)
- 旧八女郡地域 (八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村)
- 旧田川郡地域 (田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)
- 旧京都郡地域 (行橋市、荻田町、みやこ町)
- 旧築上郡地域 (豊前市、吉富町、上毛町、築上町)

注2 合併新法 「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)」
による改正前の「市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)」

【構想対象市町村の組合せ】

- 八女市、上陽町
- 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
- 瀬高町、山川町、高田町
- 豊前市、吉富町
- 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町

なお、「福岡県市町村合併推進構想」は、平成20年2月に一部変更され、旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）が構想対象市町村の組合せに追加された。

(2) 福岡県市町村合併支援プランの策定

「福岡県市町村合併推進構想」に基づき、平成18年7月に、合併支援策や情報提供、支援体制等を内容とする「福岡県市町村合併支援プラン」を策定した。具体的な支援策の内容は次のとおり。

① 行政的支援

- 権限移譲の推進
- 人材育成の支援
- 生活保護事務の円滑な実施

② 人的支援

- 合併協議会や合併協議会事務局への県職員の派遣
- 生活保護事務の移管に係る県職員の派遣

③ 財政的支援

- 市町村合併支援特例交付金の交付
- 市町村振興資金(市町村応援元気フクオカ資金)の貸付
- 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮

④ 事業的支援

- 国や県の補助金等による事業について、対象地域が優先的に採択されるよう配慮する。
- 対象地域における県事業の重点的な実施に配慮する。

⑤ 情報提供・啓発

合併についての住民の理解をより一層深めることにより、合併の推進を図るため、セミナーの開催、研修会や県政出前講座等への講師派遣、パンフレットや県のホームページ「市町村合併コーナー」等による情報提供・啓発を行う。

⑥ 支援体制

- 福岡縣市町村合併支援本部（継続設置）
- 福岡縣市町村合併支援連絡調整会議（継続設置）
- 市町村合併に関する相談の対応窓口（継続設置）

(3) 福岡縣市町村合併支援特例交付金

① 交付対象市町村

県の構想に基づき平成 22 年 3 月 31 日までに合併（合併後の人口が 3 万以上又は合併関係市町村の数が 3 以上の合併に限る。）した市町村及び当該合併に係る合併関係市町村

② 交付限度額

1 億円を基本に、合併関係市町村の数が 2 を超える場合は 1 団体増えるごとに 1 億円加算し、さらに、増加人口により最大 5 億円の加算を行う。加えて、合併年度による縮減、小規模団体加算を行う。

③ 交付対象事業

合併年度及びこれに続く 10 年度までの間に行う、庁舎改修事業、電算システム統合事業、看板、施設等の名称書き換えに係る事業、合併市町村基本計画に基づいて実施する事業等

Ⅲ 県内各地域における合併協議の状況

1 福岡地域

(1) 宗像市及び宗像郡

当地区では、従来から宗像地区全体での合併構想があったが、平成10年10月に「宗像市・玄海町合併研究会」が発足し、宗像市と玄海町の間で具体的な検討が始まった。その後、住民発議により平成12年4月に宗像市と玄海町による法定協議会が設置され、平成15年4月に新しく宗像市となった。

また、宗像市と玄海町の合併協議と並行して大島村との合併も検討され、平成15年7月に新しい宗像市と大島村による法定協議会が設置され、平成17年3月に宗像市が大島村を編入する形で地区東部の合併が実現した。

一方、地区西部の福岡町と津屋崎町では、住民発議により平成14年12月に2町による法定協議会が設置され、平成17年1月に福津市となった。

(2) 前原市及び糸島郡

当地区では、志摩町と福岡市との合併が模索された後、前原市、二丈町、志摩町での合併が検討され、2回目の住民発議により平成14年11月に1市2町による法定協議会が設置された。しかし、全合併協議項目について合意したものの、法定協議会において合併の可否についての採決で議決要件を満さなかったため、平成16年11月に法定協議会は解散した。

その後、前原市長の辞職、志摩町での住民投票を経て、平成19年12月に同じ枠組みによる法定協議会が再度設置され、平成22年1月に糸島市となった。

(3) 甘木市及び朝倉郡

当地区では、平成14年8月に地区全体の1市4町2村による任意協議会が設置されたが、住民アンケートの結果を受けて夜須町が地区全体の合併から離脱した。

その結果、夜須町及び同町と隣接する三輪町の2町を除く1市2町2村は、平成15年4月に法定協議会を設置し、2町の参加を待ったが、2町が不参加を表明したため、1市2町2村での協議を継続した。しかし、甘木市と町村の間で庁舎配置方式や固定資産税の扱いをめぐって合意に至らず、平成16年4月に法定協議会は解散した。

その後、地区東部の小石原村と宝珠山村は、平成16年6月に2村による法定協議会を設置し、平成17年3月に東峰村となった。

また、地区中部の甘木市、杷木町、朝倉町は、「合併協議に関する基本的方針」の合意を経て、平成16年10月に1市2町による法定協議会を設置し、平成18年3月に朝倉市となった。

一方、1市2町2村の法定協議会に参加しなかった地区西部の夜須町と三輪町は、平

成 15 年 8 月に 2 町による法定協議会を設置し、平成 17 年 2 月に筑前町となった。

(4) 筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市及び筑紫郡

当地区では、各市町とも一定の人口規模や行財政基盤を有すること、那珂川町が単独の市制施行を指向していたことなどから、具体的な合併協議は進まなかった。筑紫野市と太宰府市においては、地元経済団体が中心となってシンポジウムの開催や任意協議会の設置を求める請願などが行われたが、協議会の設置には至らなかった。

(5) 古賀市及び糟屋郡

当地区南部では、平成 15 年 7 月に宇美町、志免町、須恵町による任意協議会が設置されたが、須恵町が法定協議会の設置に難色を示したため、法定協議会の設置には至らなかった。その後、平成 18 年 10 月に地区中部の篠栗町、久山町、粕屋町も含めた枠組みで合併研究会が発足し、合併に向けた調査研究や合併協議会設立準備会が開催されるなど、合併の検討が行われたが、久山町議会と粕屋町議会が法定協議会設置議案を否決したため、法定協議会の設置には至らなかった。

地区北部では、平成 14 年 9 月に新宮町が住民に対する合併の検討資料として「新宮町合併効果検討職員研究会報告書ダイジェスト版」を発行し、また、平成 19 年 7 月には古賀市長が新宮町長と福津市長に 2 市 1 町の合併を提言し、その後も合併シンポジウムを開催するなどの動きがあったが、協議会の設置には至らなかった。

(参考) 合併特例法における住民発議制度（合併協議会設置の請求）

① 合併協議会設置に係る直接請求制度（平成 7 年改正で新設）

- ・有権者の 1/50 以上の署名による請求
- ・合併対象市町村長に対し、合併協議会設置議案を議会に付議するか否かの回答を義務付け

② 合併協議会設置に係る同一請求（平成 11 年改正で拡充）

- ・全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し、合併協議会設置議案の議会への付議を義務付け

③ 請求市町村の議会が否決した場合の住民投票の請求制度（平成 14 年改正で拡充）

- ・住民発議による合併協議会設置議案を議会が否決した場合、市町村長からの請求又は有権者の 1/6 以上の署名による請求があれば、住民投票を実施
- ・有効投票総数の過半数の賛成で合併協議会設置議案は可決とみなす

① 宗像市・玄海町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	宗像市、宗像郡玄海町
設置年月日	平成12年4月17日
解散年月日	平成15年3月31日
結果	平成15年4月1日 新設合併 宗像市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成8年6月26日	宗像市長が同市議会において、宗像市郡（1市3町1村）の大同合併の必要性を表明
平成10年3月9日	玄海町長が「玄海町将来構想研究会」の報告を受け、同町議会において、宗像市郡（1市3町1村）の大同合併の必要性を表明
平成10年10月25日	「宗像市・玄海町合併研究会」（行政担当者で構成）設置
平成11年3月24日	宗像市議会、玄海町議会の議長及び合併対策特別委員会委員長の間で合併に関する「確約書」を締結
平成12年2月9日	宗像市、玄海町において、宗像市と玄海町の合併協議会設置を求める住民発議（同一請求） （宗像市と玄海町の合併に係る住民発議手続開始）
平成12年4月5日	宗像市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 玄海町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致） （宗像市と玄海町の合併に係る住民発議手続終了） 【協議会設置】

平成 12 年 4 月 17 日	「宗像市・玄海町合併協議会」設置 (会長：瀧口凡夫宗像市長、事務局：宗像市) ①協議会の開催期間 平成 12 年 4 月 17 日～平成 15 年 2 月 26 日 ②開催回数 (26 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (29 項目中 29 項目)
平成 14 年 4 月 10 日	市町村建設計画決定
平成 14 年 5 月	宗像市において、宗像市と玄海町との合併の可否を問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 14 年 5 月	玄海町において、宗像市と玄海町との合併の可否を問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 14 年 5 月 24 日	宗像市議会が宗像市と玄海町との合併の可否を問う住民投票条例制定案を否決 (賛成 5 反対 16)
平成 14 年 6 月 10 日	玄海町議会が宗像市と玄海町との合併の可否を問う住民投票条例制定案を否決 (賛成 1 反対 14)
平成 14 年 5 月 30 日	合併協定書調印式
平成 14 年 6 月 26 日	宗像市議会が廃置分合議案可決 (賛成多数) 玄海町議会が廃置分合議案可決 (賛成 14 反対 1)
平成 14 年 7 月 3 日	県知事に廃置分合申請
平成 14 年 10 月 11 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 14 年 12 月 4 日	総務大臣告示
平成 15 年 3 月 30 日	宗像市閉市式
平成 15 年 3 月 30 日	玄海町閉町式
平成 15 年 4 月 1 日	新「宗像市」発足

② 宗像市・大島村合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	宗像市、宗像郡大島村
設置年月日	平成 15 年 7 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 27 日
結果	平成 17 年 3 月 28 日 編入合併 宗像市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 12 年 5 月 29 日	宗像市長が記者会見で福間町、津屋崎町、大島村に法定協議会への参加を呼びかける意向を示す
平成 14 年 1 月 29 日	「大島村合併調査研究会」設置 (村長、漁協・婦人会・区長会等各種団体代表を含む72名で構成。同年6月まで合併のメリット・デメリット等を議論)
平成 14 年 7 月 31 日	大島村長、村議会議員が宗像市に対し合併協議を申し入れ
平成 14 年 10 月 15 日	「宗像市・玄海町・大島村合併協議会設置準備会」設置
平成 15 年 2 月 21 日	準備会において、新「宗像市」と大島村は、宗像市長選挙後に法定協議会を設置し、合併特例法期限内での合併の可否につき協議を進めることを合意
平成 15 年 6 月 23 日	大島村議会が法定協議会設置議案可決 (全会一致)
平成 15 年 6 月 26 日	宗像市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)

平成 15 年 7 月 1 日	<p>「宗像市・大島村合併協議会」設置 (会長：原田慎太郎宗像市長、事務局：宗像市)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 15 年 7 月 28 日～平成 16 年 6 月 25 日</p> <p>②開催回数 (12 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (28 項目中 28 項目)</p>
平成 16 年 6 月 25 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 7 月 20 日	合併協定書調印式
平成 16 年 8 月 10 日	宗像市議会が廃置分合議案可決 (賛成多数) 大島村議会が廃置分合議案可決 (賛成 6 反対 0)
平成 16 年 8 月 11 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 11 月 12 日	総務大臣告示
平成 17 年 3 月 19 日	大島村閉村記念式典
平成 17 年 3 月 28 日	大島村を宗像市に編入

③ 福間町・津屋崎町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	宗像郡福間町、同郡津屋崎町
設置年月日	平成 14 年 12 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 1 月 21 日
結果	平成 17 年 1 月 24 日 新設合併 福津市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 8 月 31 日	福間町が合併に関する住民意識調査を実施 対象：20 歳以上の男女 14,000 人 結果：(津屋崎町との合併について) 望ましい 30.7% どちらかといえば望ましい 21.9% 合併の必要はない 22.0% わからない 23.8% 無回答 1.6% (回収率 63.3%)
平成 14 年 8 月 30 日	津屋崎町において、福間町との合併協議会設置を求め る住民発議 (福間町との合併に係る住民発議手続開始)
平成 14 年 9 月 3 日	津屋崎町長が福間町長に対し合併協議会設置議案の 議会付議について意見照会
平成 14 年 10 月 10 日	福間町長が津屋崎町長に対し合併協議会設置議案を 議会に付議する旨を回答
平成 14 年 11 月 14 日	福間町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) 津屋崎町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) (福間町との合併に係る住民発議手続終了) 【協議会設置】

平成 14 年 12 月 1 日	<p>「福間町・津屋崎町合併協議会」設置 (会長：池浦順文福間町長、事務局：福間町)</p> <p>① 協議会の開催期間 平成 14 年 12 月 2 日～平成 16 年 12 月 15 日</p> <p>② 開催回数 (17 回開催)</p> <p>③ 議項目数と合意項目数 (26 項目中 26 項目)</p>
平成 15 年 3 月 20 日	津屋崎町議会が福間町との合併の賛否を問う住民投票条例案を可決 (賛成多数)
平成 16 年 2 月 22 日	<p>津屋崎町が福間町との合併の賛否を問う住民投票を実施</p> <p>対象：満 18 歳以上の町民(永住外国人を含む)で、 3 ヶ月以上住所を有する者</p> <p>結果：賛成 4,364 反対 2,246 (投票率 56.51%)</p>
平成 16 年 4 月 28 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 5 月 28 日	合併協定書調印式
平成 16 年 6 月 7 日	<p>福間町議会が廃置分合議案可決 (賛成多数)</p> <p>津屋崎町議会が廃置分合議案可決 (賛成多数)</p>
平成 16 年 7 月 12 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 11 月 12 日	総務大臣告示
平成 17 年 1 月 16 日	福間町閉町記念式典
平成 17 年 1 月 16 日	津屋崎町閉町式典
平成 17 年 1 月 24 日	福津市発足

④ 糸島1市2町合併協議会(平成14年11月1日設置)



(1) 合併協議会の概要

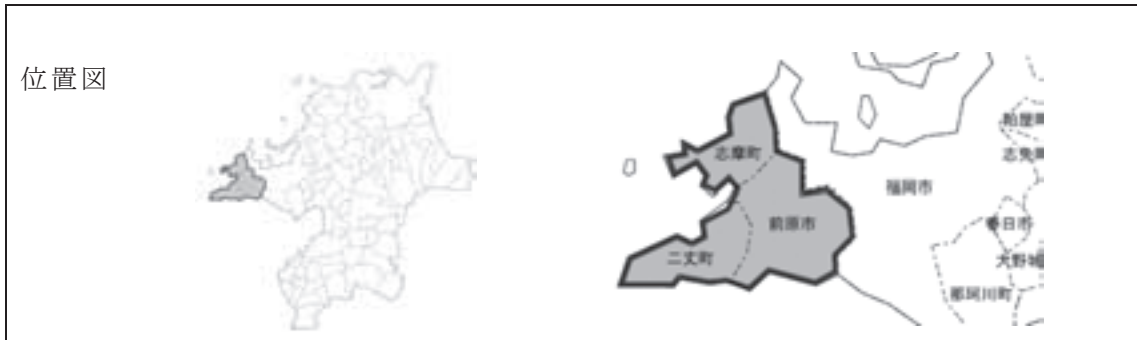
構成市町村	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町
設置年月日	平成14年11月1日
解散年月日	平成16年11月5日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出 来 事
平成8年4月12日	志摩町において、福岡市との合併協議会設置を求める住民発議(福岡市との合併に係る住民発議手続開始)
平成8年7月16日	福岡市長が志摩町との合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答(福岡市との合併に係る住民発議手続終了)
平成13年7月17日	前原市長が同市議会の決議を受け、志摩町長に対し合併協議会設置に係る協議を申し入れ 志摩町長は住民の意向も踏まえ真剣に考える旨回答
平成13年7月23日	前原市長が同市議会の決議を受け、二丈町長に対し合併協議会設置に係る協議を申し入れ 二丈町長は住民の意向も踏まえ真剣に考える旨回答
平成13年12月6日	前原市、二丈町、志摩町において、1市2町の合併協議会設置を求める住民発議(同一請求) (1市2町合併に係る住民発議手続開始)
平成14年1月30日	前原市議会が法定協議会設置議案可決(賛成多数)
平成14年2月18日	二丈町議会が法定協議会設置議案可決(賛成多数) 志摩町議会が法定協議会設置議案否決(賛成少数) (1市2町合併に係る住民発議手続終了)
平成14年3月4日	志摩町住民が志摩町議会に1市2町の任意協議会設置を求める請願書を提出

平成 14 年 4 月	前原市長が二丈町長、志摩町長に対し合併問題に関する合同研究会設置を申し入れ
平成 14 年 5 月 24 日	「糸島 1 市 2 町合併研究会」（課長レベルで構成）設置
平成 14 年 8 月 1 日	前原市、二丈町、志摩町において、1 市 2 町の合併協議会設置を求める再度の住民発議（同一請求） （1 市 2 町合併に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 9 月 24 日	前原市議会が合併協議会設置議案可決（賛成多数） 二丈町議会が合併協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 14 年 10 月 8 日	志摩町議会が合併協議会設置議案可決（賛成多数） （1 市 2 町合併に係る住民発議手続終了） 【協議会設置】
平成 14 年 11 月 1 日	「糸島 1 市 2 町合併協議会」設置 （会長：春田整秀前原市長、事務局：前原市） ①協議会の開催期間 平成 14 年 12 月 24 日～平成 16 年 9 月 30 日 ②開催回数（20 回開催） ③協議項目数と合意項目数（28 項目中 28 項目） 新設合併、新市名「糸島市」、合併期日 H18.1.1 等
平成 16 年 9 月 30 日	協議会において、合併の可否について採決を行ったところ、賛成・反対いずれも協議会の議決要件とした 3 分の 2 以上の多数を得られず（賛成 36 反対 31、出席委員 67 名）
平成 16 年 11 月 5 日	「糸島 1 市 2 町合併協議会」解散

⑤ 糸島1市2町合併協議会（平成19年12月26日設置）



(1) 合併協議会の概要

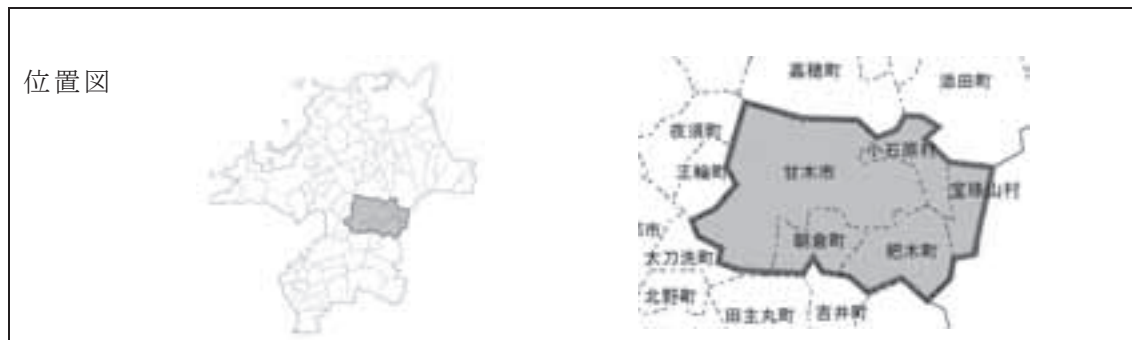
構成市町村	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町
設置年月日	平成19年12月26日
解散年月日	平成21年12月31日
結果	平成22年1月1日 新設合併 糸島市

(2) 経緯

年 月 日	出 来 事
平成17年8月8日	前原市において、糸島1市2町の合併破綻の説明責任等を理由に、前原市長の解職を求める直接請求 ※同市選挙管理委員会は平成17年9月25日に住民投票の実施を決定
平成17年9月1日	前原市長が辞職
平成17年10月16日	前原市長選挙
平成18年7月28日	糸島地区市町長協議会において、1市2町の首長が合併協議の再開を申し合わせ
平成19年7月1日	「糸島1市2町合併調整会議」設置
平成19年9月14日	志摩町議会が1市2町合併の賛否を問う住民投票条例案を可決（賛成多数）
平成19年9月19日	二丈町議会が1市2町合併の賛否を問う住民投票条例案を可決（賛成多数）
平成19年11月25日	志摩町が1市2町合併の賛否を問う住民投票を実施 対象：投票日における有権者 結果：賛成3,790 反対3,615（投票率52.15%）

平成 19 年 12 月 20 日	前原市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 二丈町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 志摩町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 19 年 12 月 26 日	「糸島 1 市 2 町合併協議会」設置 （会長：松本嶺男前原市長、事務局：前原市） ①協議会の開催期間 平成 20 年 1 月 23 日～平成 21 年 11 月 30 日 ②開催回数（20 回開催） ③協議項目数と合意項目数（28 項目中 28 項目）
平成 20 年 11 月 10 日	市町村基本計画決定
平成 20 年 11 月 30 日	二丈町が 1 市 2 町合併の賛否を問う住民投票を実施 対象：投票日における有権者 結果：賛成 4,243 反対 3,068（投票率 66.84%）
平成 20 年 12 月 19 日	前原市議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 二丈町議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 志摩町議会が廃置分合議案可決（賛成多数）
平成 20 年 12 月 19 日	合併協定書調印式
平成 20 年 12 月 24 日	県知事に廃置分合申請
平成 21 年 3 月 26 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 21 年 4 月 16 日	総務大臣告示
平成 21 年 11 月 3 日	二丈町閉町式
平成 21 年 11 月 3 日	志摩町閉町式
平成 21 年 12 月 27 日	前原市閉市記念式典
平成 22 年 1 月 1 日	糸島市発足

⑥ 甘木・朝倉市町村合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町、同郡小石原村、同郡宝珠山村
設置年月日	平成 15 年 4 月 4 日
解散年月日	平成 16 年 4 月 30 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 13 年 4 月 25 日	甘木朝倉広域市町村圏事務組合が「甘木・朝倉合併問題研究会」を設置 (構成市町村：甘木市、杷木町、朝倉町、三輪町、夜須町、小石原村、宝珠山村)
平成 14 年 2 月 26 日	「甘木・朝倉合併問題研究会」報告会において、論議の場の設置の必要性や合併の効果を報告
平成 14 年 8 月 1 日	「甘木・朝倉市町村合併任意協議会」設置
平成 15 年 1 月 7 日 ～平成 15 年 1 月 20 日	「甘木・朝倉市町村合併任意協議会」が「甘木・朝倉広域市町村合併とまちづくり将来構想案に関する住民アンケート」を実施 対象：関係市町村の 16 歳以上の住民 8,000 人 結果：甘木・朝倉で合併 42.0% 甘木・朝倉以外の枠組みで合併 11.3% 合併すべきでない 16.0% 行政や議会に任せたい 26.3% 未回答 4.5% (回収率 40.7%)

平成 15 年 2 月 6 日 ～平成 15 年 2 月 17 日	<p>夜須町が独自に合併の枠組みを問う住民アンケートを実施</p> <p>対象：18 歳以上の全町民 13,494 人</p> <p>結果：筑紫野市と合併 36.6%</p> <p>甘木・朝倉で合併 16.6%</p> <p>合併しない 18.8%</p> <p>行政や議会に任せたい 11.4%</p> <p>わからない 9.6% (回収率 90.1%)</p>
平成 15 年 2 月 20 日	任意協議会において、夜須町長が法定協議会への不参加を表明
平成 15 年 3 月 7 日	三輪町、夜須町を除く 1 市 2 町 2 村の首長が、任意協議会終了後に会談し、法定協議会設置で合意
平成 15 年 3 月 18 日	筑紫野市長が同市議会において、住民サービス、財政状況、都市基盤整備等の相違を理由に、合併は困難であることを夜須町に回答した旨を答弁
平成 15 年 3 月 19 日	杷木町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 3 月 27 日	朝倉町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 3 月 27 日	小石原村議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 3 月 31 日	宝珠山村議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 3 月 31 日	「甘木・朝倉市町村合併任意協議会」解散
平成 15 年 4 月 2 日	甘木市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 4 月 4 日	<p>「甘木・朝倉市町村合併協議会」設置 （会長：塚本勝人甘木市長、事務局：甘木市）</p> <p>①協議会の開催期間 平成 15 年 4 月 4 日～平成 16 年 4 月 8 日</p> <p>②開催回数（11 回開催）</p> <p>③協議項目数と合意項目数（49 項目中 16 項目） 新設合併、合併期日 H17.3.27 等</p> <p>④非合意項目等 庁舎配置方式（当初から支所か 5 年は総合支所か） 固定資産税率（3 年間の不均一課税の是非）</p>
平成 15 年 5 月 22 日	協議会において、三輪町、夜須町に対し法定協議会への参加の有無を 6 月末までに明確にするよう求める要望書を提出することを決定

平成 15 年 6 月 19 日	夜須町長が法定協議会へ参加しない旨を文書で法定協議会に回答
平成 15 年 7 月 22 日	三輪町長が記者会見で法定協議会へ参加しない旨を表明
平成 15 年 12 月 15 日	甘木市議会が「甘木・朝倉市町村合併協議会の推進に一時考慮期間を求める決議」を採択 これを受けて、翌年 1 月の協議会は開催延期
平成 16 年 3 月 20 日	協議会において、庁舎配置方式及び固定資産税率の扱いをめぐり、甘木市と町村側の意見が対立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎配置方式 <ul style="list-style-type: none"> (甘木市) 合併当初から支所 (町村側) 合併後 5 年間は総合支所 ・ 固定資産税率 <ul style="list-style-type: none"> (甘木市) 合併当初から 1.55% (町村側) 3 年間の不均一課税後 1.55%に統一
平成 16 年 4 月 8 日	協議会において、庁舎配置方式及び固定資産税率の扱いについて意見の対立が解消せず、首長会議に今後の合併協議について判断を委ねることで一致
平成 16 年 4 月 16 日	1 市 2 町 2 村の首長会議において、法定協議会の解散方針を決定
平成 16 年 4 月 30 日	「甘木・朝倉市町村合併協議会」解散

⑦ 三輪町・夜須町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	朝倉郡三輪町、同郡夜須町
設置年月日	平成 15 年 8 月 6 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 21 日
結果	平成 17 年 3 月 22 日 新設合併 筑前町

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 15 年 2 月 20 日	夜須町長が「甘木・朝倉市町村合併任意協議会」において、同町が実施した住民アンケートの結果（筑紫野市との合併が最多）を受けて、甘木市・朝倉郡で構成する法定協議会への不参加を表明
平成 15 年 6 月 25 日 ～平成 15 年 7 月 19 日	三輪町が合併について住民アンケートを実施 対象：合併住民説明会（行政区ごとに開催）の出席者 (1,316 人回答) 結果：夜須町との 2 町合併 67.3% 甘木市・朝倉郡の市町村合併 24.6% 合併せず単独 5.0% その他 3.1%
平成 15 年 8 月 5 日	三輪町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 2) 夜須町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 13 反対 0)

平成 15 年 8 月 6 日	「三輪町・夜須町合併協議会」設置 (会長：手柴豊次三輪町長、事務局：夜須町) ①協議会の開催期間 平成 15 年 8 月 25 日～平成 16 年 1 月 31 日 ②開催回数 (14 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (37 項目中 37 項目)
平成 16 年 8 月 3 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 8 月 3 日	合併協定書調印式
平成 16 年 8 月 5 日	三輪町議会が廃置分合議案可決 (賛成 12 反対 1) 夜須町議会が廃置分合議案可決 (賛成 13 反対 0)
平成 16 年 8 月 9 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 11 月 12 日	総務大臣告示
平成 17 年 3 月 9 日	夜須町閉町式
平成 17 年 3 月 11 日	三輪町閉町式
平成 17 年 3 月 22 日	筑前町発足

⑧ 小石原村・宝珠山村合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村
設置年月日	平成 16 年 6 月 15 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 27 日
結果	平成 17 年 3 月 28 日 新設合併 東峰村

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 4 月 30 日	「甘木・朝倉市町村合併協議会」解散 (庁舎配置方式及び固定資産税率の扱いをめぐり、甘木市と町村側の意見が対立したため)
平成 16 年 5 月	小石原村、宝珠山村の首長及び議長が 2 村での合併協議を進める旨を申し合わせ
平成 16 年 6 月 15 日	小石原村議会が法定協議会設置議案可決 (全会一致) 宝珠山村議会が法定協議会設置議案可決 (全会一致)
平成 16 年 6 月 15 日	「小石原村・宝珠山村合併協議会」設置 (会長：柳瀬真人小石原村長、事務局：小石原村) ①協議会の開催期間 平成 16 年 6 月 25 日～平成 17 年 3 月 16 日 ②開催回数 (13 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (37 項目中 37 項目)
平成 16 年 9 月 29 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 10 月 4 日	合併協定書調印式
平成 16 年 10 月 5 日	小石原村議会が廃置分合議案可決 (賛成 7 反対 0) 宝珠山村議会が廃置分合議案可決 (賛成 9 反対 0)
平成 16 年 10 月 7 日	県知事に廃置分合申請

平成 16 年 12 月 21 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 1 月 26 日	総務大臣告示
平成 17 年 3 月 20 日	宝珠山村閉村式
平成 17 年 3 月 21 日	小石原村閉村式
平成 17 年 3 月 28 日	東峰村発足

⑨ 甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町
設置年月日	平成 16 年 10 月 18 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 19 日
結果	平成 18 年 3 月 20 日 新設合併 朝倉市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 4 月 30 日	「甘木・朝倉市町村合併協議会」解散 (庁舎配置方式及び固定資産税率の扱いをめぐり、甘木市と町村側の意見が対立したため)
平成 16 年 8 月 28 日	甘木市長、杷木町長、朝倉町長が「合併協議に関する基本的方針」について合意
平成 16 年 10 月 12 日	甘木市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) 杷木町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) 朝倉町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成 16 年 10 月 18 日	「甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会」設置 (会長：塚本勝人甘木市長、事務局：甘木市) ①協議会の開催期間 平成 16 年 10 月 18 日～平成 18 年 3 月 9 日 ②開催回数 (18 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (33 項目中 33 項目)
平成 17 年 1 月 28 日	杷木町議会合併特別委員会が杷木町住民からの「合併の是非を問う住民投票条例制定を求める請願」を不採択
平成 17 年 3 月 10 日	市町村建設計画決定
平成 17 年 3 月 10 日	合併協定書調印式

平成 17 年 3 月 16 日	甘木市議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 杷木町議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 朝倉町議会が廃置分合議案可決（賛成多数）
平成 17 年 3 月 25 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 6 月 24 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 7 月 21 日	総務大臣告示
平成 18 年 3 月 12 日	甘木市閉市式
平成 18 年 3 月 12 日	杷木町閉町式
平成 18 年 3 月 20 日	朝倉市発足

⑩ 糟屋 6 町における合併協議



経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 12 月 18 日	志免町議会が「任意合併協議会早期設置を求める意見書」を可決
平成 14 年 12 月 20 日	宇美町議会が「任意の合併協議会早期設置を求める意見書」を可決
平成 14 年 12 月 20 日	須恵町議会が「任意合併協議会早期設置を求める意見書」を可決
平成 15 年 5 月 28 日	宇美町長、志免町長、須恵町長が篠栗町長、久山町長、粕屋町長に対し「任意合併協議会設置への参画を求める要望書」を提出
平成 15 年 7 月 7 日	「志免町・宇美町・須恵町合併問題任意協議会」設置
平成 16 年 3 月 31 日	「志免町・宇美町・須恵町合併問題任意協議会」解散
平成 16 年 4 月 1 日	「明日の糟屋地区を考える会」（糟屋 1 市 7 町の首長レベルの研究会）設置
平成 16 年 4 月 5 日	須恵町長が町議会合併特別委員会において、法定協議会（志免町・宇美町・須恵町）の設置議案の提出断念を表明
平成 16 年 4 月 19 日	志免町議会が「志免町・宇美町合併協議会の早期設置を求める意見書」を可決（賛成多数）
平成 16 年 4 月 27 日	宇美町議会が「宇美町・志免町合併協議会の早期設置を求める意見書」を可決（賛成多数）
平成 16 年 5 月 19 日	宇美町長が同町議会全員協議会において、2 町による法定協議会を設置しない旨を表明 志免町長が同町議会全員協議会において、志免町長が 2 町による法定協議会を設置しない旨を表明

平成 18 年 2 月 2 日	宇美町長、志免町長、須恵町長が粕屋町長に対し「糟屋郡内のできる限り大きい枠組みにより合併協議を行うための要になってほしい」旨を申し入れ
平成 18 年 3 月 30 日	宇美町長、志免町長、須恵町長が篠栗町長、久山町長に対し合併協議を申し入れ
平成 18 年 5 月 15 日	「明日の糟屋地区を考える会」で糟屋 6 町の合併協議の開始を決定
平成 18 年 10 月 11 日	「糟屋 6 町合併研究会」設置 ※平成 18 年 10 月 31 日から平成 19 年 8 月 7 日までの間に計 14 回開催
平成 19 年 1 月 10 日	「糟屋 6 町合併研究会」事務局設置。専任職員（各町 1 名）を配置
平成 19 年 8 月 28 日 ～平成 19 年 12 月 3 日	糟屋 6 町合併協議会設立準備会を計 6 回にわたり開催
平成 19 年 12 月 21 日	宇美町議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成 13 反対 2) 篠栗町議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成 6 反対 5) 志免町議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成 8 反対 7) 須恵町議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成 13 反対 0) 久山町議会が法定協議会設置議案を否決 (賛成 3 反対 8) 粕屋町議会が法定協議会設置議案を否決 (賛成 8 反対 8 議長裁決により否決)
平成 20 年 2 月 1 日	宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長が久山町長、粕屋町長に対し「糟屋 6 町合併協議会設置について」の議会再提案を申し入れ 久山町長が宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長に対し再提案しない旨を回答
平成 20 年 3 月 31 日	「糟屋 6 町合併研究会」解散

2 北九州地域

(1) 中間市及び遠賀郡

当地区では、早い段階から市町村合併について研究が行われ、平成11年8月には遠賀郡4町による任意協議会が設置された。しかし、法定協議会への移行は進まず、芦屋町を除く3町での合併や北九州市と水巻町との合併が4町合併と並行して検討された。最終的には、住民発議により平成15年7月に4町の枠組みによる法定協議会が設置され、全合併協議項目について合意したものの、岡垣町の住民投票で合併反対が多数を占めたため、平成16年10月に法定協議会は解散した。

一方、中間市では、遠賀郡との合併も検討されたが、住民発議により平成16年1月に北九州市との法定協議会が設置された。しかし、全合併協議項目について合意したものの、中間市議会が合併関連議案を否決したため、合併には至らなかった。

(2) 行橋市及び京都郡

当地区では、当初、豊前市及び築上郡を含む広域合併について検討された後、平成15年4月に行橋市、京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町、築上郡椎田町、同郡築城町の枠組みによる法定協議会が設置された。しかし、築城町議会が住民発議による豊前市、椎田町との法定協議会設置議案を可決したため、築城町が離脱し、平成15年12月に法定協議会は解散した。

法定協議会の解散後も行橋市、犀川町、勝山町、豊津町は検討を続けたが、議員定数について行橋市と3町の間で合意に至らなかったため、犀川町、勝山町、豊津町は、平成17年1月に3町の枠組みによる法定協議会を設置し、平成18年3月にみやこ町となった。

一方、荻田町は、平成15年3月に住民説明会の意見や住民アンケートの結果を踏まえ、当面単独で行く旨を表明した。

(3) 豊前市及び築上郡

当地区西部では、平成16年10月に豊前市、椎田町、築城町による法定協議会が設置されたが、椎田町の住民投票で合併反対が多数を占めたため、平成17年3月にこの枠組みによる法定協議会は解散し、同年同月に椎田町と築城町による法定協議会が設置され、平成18年1月に築上町となった。

一方、地区東部では、平成15年6月に吉富町、新吉富村、大平村による法定協議会が設置されたが、吉富町と2村の間で管理部門の位置等をめぐって合意に至らず、平成16年11月にこの枠組みによる法定協議会は解散し、同年同月に新吉富村と大平村による法定協議会が設置され、平成17年10月に上毛町となった。

なお、豊前市と吉富町は、平成19年2月の県知事による法定協議会設置勧告を経て、同年4月に法定協議会の設置に至ったが、吉富町長選挙において合併に慎重な候補が当選し、合併協議を行わない方針を表明したため、法定協議会は活動休止状態となっている。

① 芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	遠賀郡芦屋町、同郡水巻町、同郡岡垣町、同郡遠賀町
設置年月日	平成 15 年 7 月 1 日
解散年月日	平成 16 年 10 月 31 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

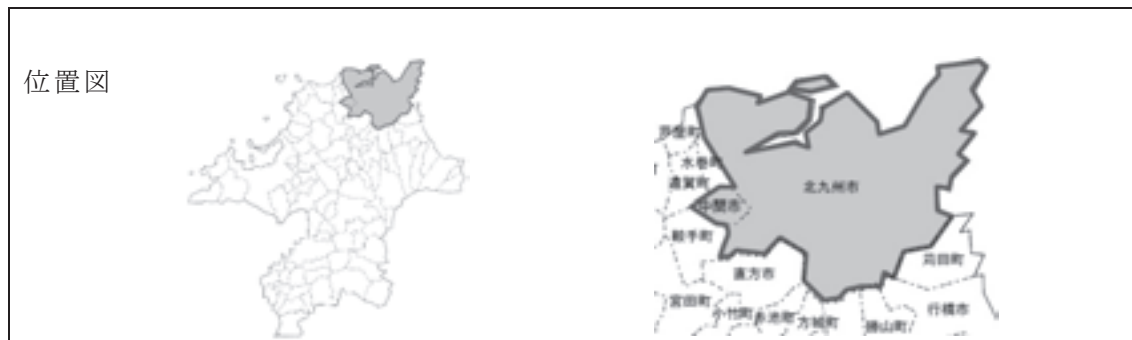
年 月 日	出来事
昭和 63 年 10 月 31 日	「遠賀郡の将来を考える調査委員会」（遠賀郡各町議会議員で構成）設置 ※平成 5 年 1 月に「遠賀郡の合併を考える調査検討委員会」に改称
平成 10 年 6 月 26 日	水巻町議会が「遠賀郡合併協議会設置に関する決議」を可決
平成 10 年 9 月 22 日	遠賀町議会が「遠賀郡合併協議会設置に関する決議」を可決
平成 10 年 9 月 25 日	岡垣町議会が「遠賀郡合併協議会設置に関する決議」を可決
平成 10 年 12 月 18 日	芦屋町議会が「遠賀郡合併協議会設置に関する決議」を可決
平成 11 年 4 月 1 日	岡垣町役場内に「遠賀郡 4 町合併任意協議会設立準備委員会」事務局設置
平成 11 年 8 月 6 日	「遠賀郡 4 町合併任意協議会」設置

平成 13 年 7 月 17 日 ～平成 13 年 7 月 27 日	芦屋町が 4 町合併の賛否を問う住民意向調査を実施 対象：町内の全有権者 12,841 人 結果：賛成 26.7% 反対 55.0% わからない 18.3% (回収率 59.9%)
平成 13 年 9 月 6 日	芦屋町議会が「4 町合併協議会設置に関する決議案」を否決（賛成 6 反対 11）
平成 13 年 9 月 14 日	芦屋町長が任意協議会調整会議・幹事会合同会議において、法定協議会設置を議会に提案しない旨を表明
平成 13 年 9 月 30 日	「遠賀郡 4 町合併任意協議会」解散
平成 14 年 7 月 15 日	岡垣町議会が「3 町（岡垣町・水巻町・遠賀町）合併協議会の設置を求める決議」を可決
平成 14 年 7 月 25 日	水巻町議会が「3 町（岡垣町・水巻町・遠賀町）合併協議会の設置を求める決議」を可決
平成 14 年 7 月 26 日	遠賀町議会が「3 町（岡垣町・水巻町・遠賀町）合併協議会の設置を求める決議」を可決
平成 14 年 10 月 28 日	岡垣町において、3 町（岡垣町・水巻町・遠賀町）合併協議会設置を求める住民発議 (3 町合併①に係る住民発議手続開始)
平成 14 年 11 月 6 日	岡垣町長が水巻町長、遠賀町長に対し 3 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 11 月 11 日	水巻町長が岡垣町長に対し 3 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 14 年 11 月 22 日	芦屋町において、4 町合併協議会設置を求める住民発議（4 町合併②に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 11 月 22 日	芦屋町長が水巻町長、岡垣町長、遠賀町長に対し 4 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 11 月 29 日	遠賀町長が岡垣町長に 3 町合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答 (3 町合併①に係る住民発議手続終了)
平成 14 年 12 月 4 日	遠賀町長が 4 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 14 年 12 月 17 日	岡垣町長が 4 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答

平成 14 年 12 月 19 日	水巻町長が 4 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 14 年 12 月 26 日	水巻町議会が法定協議会（4 町②）設置議案可決 （賛成 15 反対 5）
平成 15 年 1 月 16 日	遠賀町議会が法定協議会（4 町②）設置議案可決 （賛成 13 反対 1）
平成 15 年 1 月 17 日	岡垣町議会が法定協議会（4 町②）設置議案可決 （賛成多数） 芦屋町議会が法定協議会（4 町②）設置議案否決 （賛成 6 反対 11）
平成 15 年 1 月 28 日	芦屋町長が同町選挙管理委員会に、4 町合併協議会設置の賛否を問う住民投票を請求
平成 15 年 2 月 17 日	水巻町において、北九州市との合併協議会設置を求める住民発議 （北九州市との合併に係る住民発議手続開始）
平成 15 年 3 月 9 日	芦屋町が 4 町合併協議会設置の賛否を問う住民投票を実施 対象：20 歳以上で H14. 12. 1 以前から投票日まで住民である者 結果：賛成 3, 812 反対 3, 475 無効 104 （投票率 57. 83%） 賛成過半数のため、芦屋町議会の 4 町合併協議会設置議案は可決と見なされる （4 町合併②に係る住民発議手続終了） 【協議会設置（H15. 7. 1）】
平成 15 年 3 月 13 日	水巻町、岡垣町、遠賀町において、3 町合併協議会設置を求める住民発議（同一請求） （3 町合併③に係る住民発議手続開始）
平成 15 年 3 月 17 日	水巻町長が北九州市長に対し水巻町との合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 3 月 24 日	遠賀町議会が法定協議会（3 町③）設置議案否決 （賛成 1 反対 12）
平成 15 年 3 月 26 日	岡垣町議会が法定協議会（3 町③）設置議案可決 （賛成多数）

平成 15 年 3 月 27 日	水巻町議会が法定協議会（3 町③）設置議案可決 (賛成多数)
平成 15 年 4 月 7 日	(遠賀町において住民投票の請求は行われず 3 町合併 ③に係る住民発議手続終了)
平成 15 年 6 月 13 日	北九州市長が水巻町長に対し水巻町との合併協議会 設置議案を議会に付議しない旨を回答 (北九州市との合併に係る住民発議手続終了)
平成 15 年 7 月 1 日	「芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会」設置 (会長：鈴木清吾芦屋町長、事務局：芦屋町) ①協議会の開催期間 平成 15 年 7 月 11 日～平成 16 年 10 月 7 日 ②開催回数 (26 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (49 項目中 49 項目) 新設合併、新市名「遠賀市」、合併期日 H18. 1. 1、 事務所 合併時は岡垣町 (将来的に新市で検討) 等
平成 16 年 7 月 21 日	岡垣町議会が 4 町合併の賛否を問う住民投票条例案 可決 (全会一致)
平成 16 年 9 月 5 日	岡垣町が 4 町合併の賛否を問う住民投票を実施 対象：20 歳以上で H16. 5. 30 以前から投票日まで住民 である者 結果：賛成 5,601 反対 7,617 (投票率 52.81%)
平成 16 年 9 月 15 日	協議会において、岡垣町長が住民投票結果を受けて、 法定協議会からの離脱を表明 法定協議会の解散を申し合わせ
平成 16 年 10 月 31 日	「芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会」解散

② 北九州市・中間市合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	北九州市、中間市
設置年月日	平成 16 年 1 月 15 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 31 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 4 月 19 日	中間市合併検討特別委員会（市議会会派代表と市助役等で構成）において、合併の相手方として遠賀郡 4 町を 検討していく旨を確認
平成 14 年 6 月	中間市長が遠賀郡 4 町長に対し合併協議を申し入れ
平成 15 年 9 月 4 日	中間市において、北九州市との合併協議会設置を求め る住民発議 (北九州市との合併に係る住民発議手続開始)
平成 15 年 9 月 5 日	中間市長が北九州市長に対し中間市との合併協議会 設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 11 月 28 日	北九州市長が中間市長に対し中間市との合併協議会 設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 12 月 12 日	北九州市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 51 反対 10) 中間市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） (北九州市との合併に係る住民発議手続終了) 【協議会設置】 中間市議会が北九州市と合併することについて市民 の意思を問う住民投票条例案可決（賛成多数）

平成 16 年 1 月 15 日	<p>「北九州市・中間市合併協議会」設置 (会長：末吉興一北九州市長、事務局：北九州市・中間市)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 16 年 1 月 26 日～平成 16 年 11 月 9 日</p> <p>②開催回数 (9 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (22 項目中 22 項目) 編入合併、中間区設置、合併期日 H18.3.31、議会議員の定数特例 等</p>
平成 16 年 10 月 31 日	<p>中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票を実施 対象：投票日に 20 歳以上で、3 か月以上中間市に住所を有する者 結果：賛成 16,263 反対 7,246 (投票率 59.75%)</p>
平成 16 年 11 月 9 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 11 月 25 日	合併協定書調印式
平成 16 年 12 月 24 日	中間市議会が廃置分合議案否決 (賛成 7 反対 12)
平成 17 年 3 月 31 日	「北九州市・中間市合併協議会」解散
平成 17 年 5 月 12 日	中間市の住民が中間市議会の解散を求める署名簿 (14,198 名)を提出したが、審査の結果、法定数に満たず
平成 20 年 4 月 8 日	<p>中間市において、北九州市との合併協議会設置を求める住民発議 (北九州市との合併に係る住民発議手続開始)</p>
平成 20 年 4 月 10 日	中間市長が北九州市長に対し中間市との合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 20 年 6 月 24 日	<p>北九州市長が中間市長に対し中間市との合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答 (北九州市との合併に係る住民発議手続終了)</p>

③ 京築 1 市 5 町合併協議会

位置図



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	行橋市、京都郡豊津町、同郡勝山町、同郡犀川町、築上郡椎田町、同郡築城町
設置年月日	平成 15 年 4 月 1 日
解散年月日	平成 15 年 12 月 26 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 12 年 11 月 6 日	京築 11 市町村が「市町村合併問題勉強会」を設置
平成 13 年 6 月 27 日	「京築 1 市 5 町合併研究会」発足の申合せを首長の意向として確認し、「市町村合併問題勉強会」解散
平成 13 年 8 月 22 日	1 市 5 町が「合併研究会」を設置 (苅田町は同幹事会にオブザーバー参加)
平成 14 年 1 月 23 日	「合併研究会」において、犀川町を除く 1 市 4 町による任意協議会の設置を決定 「合併研究会」解散
平成 14 年 2 月 20 日	「京築 1 市 4 町合併任意協議会」設置
平成 14 年 7 月 11 日	任意協議会への犀川町の加入を承認 「京築 1 市 5 町合併任意協議会」に移行
平成 14 年 10 月 15 日 ～平成 14 年 10 月 18 日	苅田町が町内 4 箇所区市町村合併問題意見交換会を実施 住民の意見は「単独」が最多、次いで北九州市との合併

平成 14 年 10 月 ～平成 14 年 11 月 22 日	<p>築城町が合併先の住民アンケートを実施</p> <p>対象：18 歳以上の全住民 8,409 人</p> <p>結果：京築 1 市 5 町 65.3%</p> <p>豊築 1 市 2 町 18.3%</p> <p>椎田町 11.1% (回収率 57.7%)</p>
平成 14 年 10 月 ～平成 14 年 11 月 22 日	<p>椎田町が合併先の住民アンケートを実施</p> <p>対象：18 歳以上の全住民 10,352 人</p> <p>結果：京築 1 市 5 町 57.5%</p> <p>豊築 1 市 2 町 28.8%</p> <p>椎田町 11.7% (回収率 45.8%)</p>
平成 14 年 10 月 29 日	<p>行橋市長が豊前市長に対し任意協議会参加を求める 要望書を提出</p>
平成 14 年 11 月 7 日	<p>行橋市長が苅田町長に対し任意協議会参加を求める 要望書を提出</p>
平成 14 年 12 月 24 日	<p>豊前市長が行橋市長を訪問し、任意協議会への参加を 辞退し、築上郡町村との合併を推進する旨を回答</p>
平成 15 年 1 月 17 日～31 日	<p>苅田町が住民アンケートを実施</p> <p>対象：20 歳以上の住民 6,000 人</p> <p>結果：今回は苅田町単独 35.3%</p> <p>苅田町単独 33.4%</p> <p>北九州市と合併 21.2%</p> <p>京築 1 市 5 町と合併 3.1%</p> <p>わからない・その他 7.1% (回収率:53.6%)</p>
平成 15 年 1 月 20 日 ～平成 15 年 2 月 10 日	<p>京築 1 市 5 町合併任意協議会が市町村合併に関する 住民アンケートを実施</p> <p>対象：1 市 5 町の 20 歳以上の住民 10,000 人</p> <p>結果：合併に肯定的な意見が 60.1% (回収率 39.3%)</p>
平成 15 年 3 月 4 日	<p>苅田町長が 3 月議会町政報告において、住民説明会の 意見や住民アンケートの結果を踏まえ、当面単独で行く 旨を表明</p>
平成 15 年 3 月 17 日	<p>椎田町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 7 反対 6)</p>

<p>平成 15 年 3 月 20 日</p>	<p>行橋市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 20 反対 3)</p> <p>築城町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 7 反対 6)</p>
<p>平成 15 年 3 月 24 日</p>	<p>犀川町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 5)</p> <p>勝山町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 2)</p> <p>豊津町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 10 反対 2)</p>
<p>平成 15 年 4 月 1 日</p>	<p>「京築 1 市 5 町合併協議会」設置 (会長：八並康一行橋市長、事務局：行橋市)</p> <p>①協議会の開催時期 平成 15 年 4 月 15 日～平成 15 年 11 月 17 日</p> <p>②開催回数 (8 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (70 項目中 17 項目) 合併の方式、合併の期日 等</p> <p>④非合意項目の内容 新市の名称、議会議員の定数及び任期の取扱い 等</p>
<p>平成 15 年 11 月 17 日</p>	<p>協議会において、築城町長が法定協議会からの離脱を表明 (平成 15 年 11 月 12 日に築城町議会が住民発議による豊前市・椎田町・築城町の法定協議会設置議案を可決したため) (詳細は 61 頁参照)</p>
<p>平成 15 年 12 月 26 日</p>	<p>「京築 1 市 5 町合併協議会」解散</p>

④ 京都地域 3 町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町
設置年月日	平成 17 年 1 月 31 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 19 日
結果	平成 18 年 3 月 20 日 新設合併 みやこ町

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 15 年 12 月 26 日	「京築 1 市 5 町合併協議会」解散 (築城町議会が住民発議による豊前市、椎田町、築城町の法定協議会設置議案を可決したため、築城町が離脱)
平成 16 年 6 月 11 日	行橋市、犀川町、勝山町、豊津町の 1 市 3 町が首長、議長の見解交換会を開始
平成 16 年 7 月 13 日	1 市 3 町の首長が苅田町長に対し「合併問題勉強会」への参加を要請
平成 16 年 7 月 15 日	苅田町長が 1 市 3 町の「合併問題勉強会」へ参加しない旨を文書で回答
平成 16 年 8 月 9 日	意見交換会を「合併問題勉強会」に移行
平成 16 年 11 月 28 日	「合併問題勉強会」解散 ※議員定数について合意に至らず 行橋市の主張：市 24 人 各町 4 人 3 町の主張：市 24 人 各町 6 人
平成 17 年 1 月 7 日	3 町の首長、議長が意見交換会を開始
平成 17 年 1 月 13 日	意見交換会において、3 町の首長、正副議長、特別委員会委員長が法定協議会設置を合意

平成 17 年 1 月 24 日	犀川町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 4) 豊津町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 2)
平成 17 年 1 月 31 日	勝山町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 4)
平成 17 年 1 月 31 日	「京都地域 3 町合併協議会」設置 (会長：梅本正勝山町長、事務局：勝山町) ①協議会の開催期間 平成 17 年 2 月 3 日～平成 18 年 3 月 6 日 ②開催回数 (16 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (26 項目中 26 項目)
平成 17 年 3 月 9 日	市町村建設計画決定
平成 17 年 3 月 14 日	合併協定書調印式
平成 17 年 3 月中旬	犀川町が 3 町合併について住民アンケートを実施 対象：20 歳以上の住民 6,436 名 結果：賛成 58.3% 反対 39.6% 無効 2.0% (回収率 58.55%)
平成 17 年 3 月 17 日	豊津町議会が廃置分合議案可決 (賛成 12 反対 3)
平成 17 年 3 月 18 日	勝山町議会が廃置分合議案可決 (賛成 10 反対 3)
平成 17 年 3 月 22 日	犀川町議会が廃置分合議案可決 (賛成 12 反対 3)
平成 17 年 3 月 25 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 6 月 24 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 7 月 21 日	総務大臣告示
平成 18 年 2 月 26 日	豊津町閉町式
平成 18 年 3 月 9 日	勝山町閉町式
平成 18 年 3 月 12 日	犀川町閉町式
平成 18 年 3 月 20 日	みやこ町発足

⑤ 豊築1市2町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	豊前市、築上郡椎田町、同郡築城町
設置年月日	平成16年10月5日
解散年月日	平成17年3月11日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成14年2月13日	豊前市と築上郡5町村の首長が合併意見交換会を開催 椎田町長、築城町長が豊前市を核とした「第三の任意協議会の設置」を求めたが、豊前市長は回答を保留
平成14年7月26日	「豊前市・椎田町・築城町合併研究会」（首長レベル）設置
平成14年10月 ～平成14年11月22日	築城町が合併先の住民アンケートを実施 対象：18歳以上の全住民 8,409人 結果：京築1市5町 65.3% 豊築1市2町 18.3% 椎田町 11.1% （回収率 57.7%）
平成14年10月 ～平成14年11月22日	椎田町が合併先の住民アンケートを実施 対象：18歳以上の全住民 10,352人 結果：京築1市5町 57.5% 豊築1市2町 28.8% 築城町 11.7% （回収率 45.8%）
平成14年10月29日	豊前市長が行橋市長から「京築1市5町合併任意協議会」への参加を求める要望書を受領

平成 14 年 12 月 24 日	豊前市長が「京築 1 市 5 町合併任意協議会」への参加を辞退し、築上郡町村との合併を推進する旨を回答
平成 15 年 10 月 15 日	築城町において、1 市 2 町合併協議会設置を求める住民発議 (1 市 2 町合併に係る住民発議手続開始(築城町発議分))
平成 15 年 10 月 15 日	築城町長が豊前市長、椎田町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 10 月 15 日	椎田町長が築城町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 10 月 16 日	豊前市長が築城町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 10 月 28 日	椎田町において、1 市 2 町合併協議会設置を求める住民発議 (1 市 2 町合併に係る住民発議手続開始(椎田町発議分))
平成 15 年 10 月 28 日	椎田町長が豊前市長、築城町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 10 月 28 日	築城町長が椎田町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 10 月 29 日	豊前市長が椎田町長に対し 1 市 2 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 11 月 12 日	築城町議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成 9 反対 5) (これを受けて、築城町長が平成 15 年 11 月 17 日に京築 1 市 5 町合併協議会からの離脱を表明)
平成 15 年 11 月 14 日	椎田町議会が法定協議会設置議案を否決 (賛成 7 反対 7 議長裁決で否決) (1 市 2 町合併に係る住民発議手続終了(築城町発議分))
平成 15 年 11 月 25 日	豊前市議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成多数)
平成 15 年 11 月 28 日	(椎田町において住民投票の請求は行われず 1 市 2 町合併に係る住民発議手続終了(椎田町発議分))
平成 16 年 4 月 19 日	首長、議長による 6 者協議において、「豊前市・椎田町・築城町合併研究会」の再開を決定

平成 16 年 9 月 22 日	<p>築城町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 8 反対 7)</p> <p>椎田町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 7 反対 7 議長裁決で可決)</p> <p>椎田町議会が豊築 1 市 2 町の合併についての賛否を問う住民投票条例案可決 (賛成 7 反対 7 議長採決で可決)</p>
平成 16 年 10 月 4 日	<p>豊前市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 7)</p>
平成 16 年 10 月 5 日	<p>「豊築 1 市 2 町合併協議会」設置 (会長：釜井健介豊前市長、事務局：豊前市役所)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 16 年 10 月 15 日～平成 17 年 3 月 1 日</p> <p>②開催回数 (14 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (43 項目中 21 項目) 新設合併、新市名「豊築市」、合併日 H18. 3. 27、事務所 現豊前市役所、地域自治区設置、議員定数特例適用 等</p> <p>④非合意項目の内容 新市建設計画</p>
平成 17 年 2 月 27 日	<p>椎田町が豊築 1 市 2 町の合併についての賛否を問う住民投票を実施</p> <p>対象：平成 16 年 11 月 21 日以前から投票日まで町内に住所を有する選挙人名簿に登録された者</p> <p>結果：賛成 2,610 反対 2,918 (投票率 56.39%)</p>
平成 17 年 3 月 1 日	<p>協議会において、椎田町の住民投票の結果を受けて、法定協議会解散の方針を決定</p>
平成 17 年 3 月 11 日	<p>「豊築 1 市 2 町合併協議会」解散</p>

⑥ 椎田町・築城町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

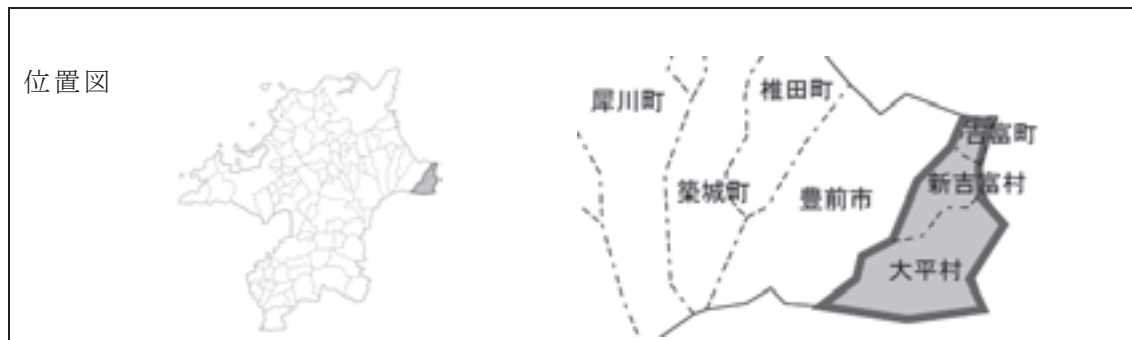
構成市町村	築上郡椎田町、同郡築城町
設置年月日	平成 17 年 3 月 17 日
解散年月日	平成 18 年 1 月 9 日
結果	平成 18 年 1 月 10 日 新設合併 築上町

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 17 年 3 月 1 日	「豊築 1 市 2 町合併協議会」において、椎田町の住民投票の結果（豊前市、築城町との合併反対多数）を受けて、法定協議会解散の方針を決定
平成 17 年 3 月 4 日	築城町長が椎田町長を訪問し、2 町での合併協議会設置を申し入れ
平成 17 年 3 月 7 日	椎田町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 7 反対 7 議長裁決で可決） 築城町議会が法定協議会設置議案否決 （賛成 7 反対 7 議長裁決で否決）
平成 17 年 3 月 17 日	築城町長が法定協議会設置議案を再提案 築城町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 9 反対 4）
平成 17 年 3 月 17 日	「椎田町・築城町合併協議会」設置 （会長：新川久三椎田町長 事務局：椎田町） ①協議会の開催期間 平成 17 年 3 月 18 日～平成 17 年 12 月 2 日 ②開催回数（13 回開催） ③協議項目数と合意項目数（27 項目中 27 項目）

平成 17 年 3 月 25 日	市町村建設計画決定 合併協定書調印式
平成 17 年 3 月 28 日	椎田町議会が廃置分合議案可決 (賛成 7 反対 7 議長裁決で可決) 築城町議会が廃置分合議案可決 (賛成 9 反対 3)
平成 17 年 3 月 30 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 6 月 24 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 7 月 21 日	総務大臣告示
平成 17 年 12 月 22 日	椎田町閉町式
平成 18 年 1 月 10 日	築上町発足

⑦ 築上東部三町村合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	築上郡吉富町、同郡新吉富村、同郡大平村
設置年月日	平成 15 年 6 月 27 日
解散年月日	平成 16 年 11 月 12 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 2 月 13 日	豊前市と築上郡 5 町村の首長が合併意見交換会を開催 吉富町、新吉富村、大平村の 1 町 2 村が早ければ 4 月にも任意協議会を設置する旨を報告
平成 14 年 7 月 3 日	「築上東部 3 町村任意合併協議会」設置
平成 15 年 3 月 11 日	新吉富村議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 7 反対 3)
平成 15 年 6 月 16 日	吉富町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成 15 年 6 月 25 日	大平村議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 7 反対 4)
平成 15 年 6 月 27 日	「築上東部三町村合併協議会」設置 (会長：中家一吉富町長、事務局：新吉富村) ①協議会の開催期間 平成 15 年 7 月 14 日～平成 16 年 11 月 5 日 ②開催回数 (22 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (42 項目中 38 項目) 新設合併、新町名「大富町」等 ④非合意項目の内容 管理部門の位置、新庁舎の決定時期 等

平成 16 年 10 月 21 日	協議会において、管理部門の位置について合意に至らず、法定協議会の解散を申し合わせ
平成 16 年 11 月 5 日	協議会において、11 月 12 日付での法定協議会の解散を決定
平成 16 年 11 月 12 日	「築上東部三町村合併協議会」解散

⑧ 新吉富村・大平村合併協議会



(1) 合併協議会の概要

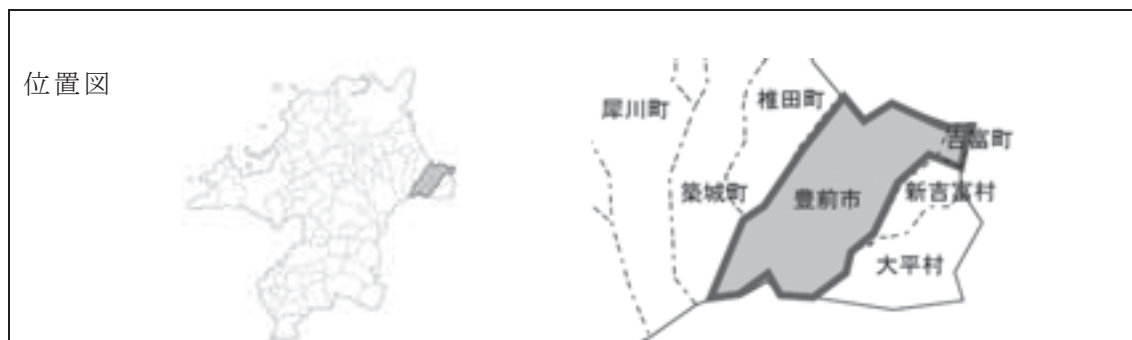
構成市町村	築上郡新吉富村、同郡大平村
設置年月日	平成 16 年 11 月 19 日
解散年月日	平成 17 年 10 月 10 日
結果	平成 17 年 10 月 11 日 新設合併 上毛町

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 11 月 9 日	大平村長が同村議会において、新吉富村との合併を進める考えを表明
平成 16 年 11 月 9 日	新吉富村長が住民説明会において、大平村との合併の意向を表明
平成 16 年 11 月 12 日	「築上東部三町村合併協議会」解散 (管理部門の位置について合意に至らず)
平成 16 年 11 月 18 日	新吉富村議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 10 反対 1)
平成 16 年 11 月 19 日	大平村議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 1)
平成 16 年 11 月 19 日	「新吉富村・大平村合併協議会」設置 (会長：鶴田忠良新吉富村長、事務局：新吉富村) ①協議会の開催期間 平成 16 年 11 月 24 日～平成 17 年 9 月 8 日 ②開催回数 (11 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (30 項目中 30 項目)
平成 17 年 1 月 26 日	市町村建設計画決定
平成 17 年 2 月 10 日	合併協定書調印式

平成 17 年 2 月 14 日	新吉富村議会が廃置分合議案可決（賛成 11 反対 1） 大平村議会が廃置分合議案可決（賛成 9 反対 1）
平成 17 年 2 月 18 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 3 月 28 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 4 月 28 日	総務大臣告示
平成 17 年 9 月 7 日	新吉富村閉村式
平成 17 年 9 月 22 日	大平村閉村式
平成 17 年 10 月 11 日	上毛町発足

⑨ 豊前市・吉富町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	豊前市、築上郡吉富町
設置年月日	平成19年4月1日
解散年月日	—
結果	休止中

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成16年11月12日	「築上東部三町村合併協議会」解散 (管理部門の位置について合意に至らず)
平成17年3月11日	「豊築1市2町合併協議会」解散 (椎田町の住民投票の結果、豊前市、築城町との合併は反対多数)
平成17年11月14日	豊前市長が吉富町長に対し合併協議を申し入れ
平成18年1月12日	豊前市、吉富町が執行部勉強会を設置
平成18年9月1日	豊前市、吉富町が議会議員有志勉強会を設置
平成18年12月8日	豊前市議会が合併推進決議可決 (賛成13 反対1)
平成18年12月11日	吉富町議会が合併推進決議可決 (賛成7 反対3)
平成19年2月26日	県知事による合併協議会設置勧告
平成19年3月6日	豊前市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成19年3月9日	吉富町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成19年4月1日	「豊前市・吉富町合併協議会」設置 (会長：釜井健介豊前市長、事務局：豊前市) 開催回数0回
平成19年4月22日	吉富町長選挙において、合併に慎重な候補が当選

平成 19 年 8 月 10 日

吉富町長が豊前市を訪問し、豊前市との合併協議を行
わない旨を表明

3 筑豊地域

(1) 田川市及び田川郡

当地区では、住民発議により平成14年1月に田川市と川崎町による法定協議会が設置されたが、同年10月に地区全体に合併を呼びかけることになり、後に解散した。

田川市、川崎町の呼びかけを受けて、平成14年11月に田川地区10市町村による勉強会が発足したが、平成15年7月に下田川地区の金田町、赤池町、方城町が地区全体の合併から離脱したため、法定協議会の設置には至らなかった。

その後、下田川地区の3町を除く7市町村（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村）は、平成15年9月に任意協議会を設置したが、法定協議会への移行時期等で折り合わず、法定協議会の設置には至らなかった。

田川市、香春町、糸田町は、その後も合併に向けて検討を続けたが、平成16年5月に法定協議会設置議案を香春町議会が否決したため、法定協議会の設置には至らなかった。

一方、地区全体の合併から離脱した金田町、赤池町、方城町は、平成16年4月に3町による法定協議会を設置し、平成18年3月に福智町となった。

(2) 直方市及び鞍手郡

当地区では、平成13年4月に地区全体の1市4町による合併研究会が発足し、合併の枠組みをめぐる住民発議や住民投票を経て、平成15年4月に1市4町の枠組みによる法定協議会が設置された。しかし、事務所の位置などをめぐって地区西部の若宮町が離脱し、同町と隣接する宮田町に2町合併を申し入れた。これに対し、宮田町が若宮町との合併推進を表明したため、平成16年6月に法定協議会は解散した。

地区全体の合併から離脱した宮田町と若宮町は、平成16年4月に2町による法定協議会を設置し、平成18年2月に宮若市となった。

一方、地区東部の直方市、小竹町、鞍手町は、平成16年6月に1市2町による法定協議会を設置し、全合併協議項目に合意したものの、新市の名称を発端として直方市に合併反対の気運が生じ、平成17年1月に法定協議会は解散した。

(3) 飯塚市・山田市及び嘉穂郡

当地区では、平成13年11月に地区全体の2市8町による研究会が発足し、任意協議会設立準備会、任意協議会を経て、平成15年3月には法定協議会に移行した。しかし、桂川町が合併協議からの離脱を表明し、稲築町もこれに呼応したため、平成16年9月に法定協議会は解散した。

その後、地区南部では、平成16年11月に山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町による法定協議会が設置され、平成18年3月に嘉麻市となった。

また、地区北部では、平成16年12月に飯塚市、筑穂町、穂波町、庄内町、穎田町による法定協議会が設置され、平成18年3月に新しく飯塚市となった。

① 田川市・川崎町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	田川市、田川郡川崎町
設置年月日	平成 14 年 1 月 26 日
解散年月日	平成 15 年 9 月 30 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 13 年 9 月 21 日	川崎町において、田川市との合併協議会設置を求める住民発議（田川市との合併に係る住民発議手続開始）
平成 13 年 9 月 25 日	川崎町長が田川市長に対し川崎町との合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 13 年 10 月 10 日	田川市長が川崎町長に対し川崎町との合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 13 年 12 月 4 日	川崎町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 14 反対 9)
平成 13 年 12 月 21 日	田川市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） (田川市との合併に係る住民発議手続終了) 【協議会設置】
平成 14 年 1 月 26 日	「田川市・川崎町合併協議会」設置 (会長：滝井義高田川市長、事務局：田川市) ①協議会の開催期間 平成 14 年 1 月 26 日～平成 14 年 10 月 24 日 ②開催回数（10 回開催） ③協議項目数と合意項目数（30 項目中 0 項目）

平成 14 年 10 月 16 日	田川市郡全首長、議長の合同会議が行われ、「田川市郡合併を考える勉強会」の発足を決定
平成 14 年 10 月 24 日	協議会において、法定協議会の今後の方向については両市町の議会が判断すること、両市町が田川地域全体に合併の呼びかけを行うことを決定
平成 14 年 11 月 30 日	田川市、香春町、添田町、金田町、糸田町、川崎町、赤池町、大任町、方城町、赤村が「田川市郡合併を考える勉強会」を設置
平成 15 年 7 月 5 日	金田町長、赤池町長、方城町長が任意協議会の設置を表明
平成 15 年 8 月 1 日	金田町、赤池町、方城町が「下田川三町任意合併協議会」を設置
平成 15 年 9 月 1 日	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村が「たがわ 7 市町村任意合併協議会」を設置
平成 15 年 9 月 30 日	「田川市・川崎町合併協議会」解散
平成 16 年 2 月 7 日	「たがわ 7 市町村任意合併協議会」において、各首長に意見の隔たりがあったため解散を決定 田川市、香春町：旧合併特例法下で 7 市町村合併推進 添田町、川崎町：新合併特例法下での合併協議 糸田町：旧合併特例法下での合併推進（枠組み問わず） 大任町：7 市町村の枠組みが崩れる場合再検討 赤村：村民の意識は合併反対
平成 16 年 2 月 10 日	糸田町長が同町議会合併問題対策特別委員会において、田川市、香春町との合併を進めたい旨を表明
平成 16 年 2 月 28 日	田川市長、香春町長、糸田町長が会合を開き、4 月末までに法定協議会を設置する方針で一致
平成 16 年 2 月 29 日	「たがわ 7 市町村任意合併協議会」解散
平成 16 年 5 月 21 日	田川市議会が法定協議会設置議案可決（賛成 20 反対 2） 香春町議会が法定協議会設置議案否決（賛成 7 反対 8） 糸田町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致）
平成 16 年 7 月 13 日 ～平成 16 年 7 月 19 日	糸田町が田川市との合併の是非を問う住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 8,841 人 結果：賛成 61.13% 反対 38.87% （回収率 53.03%）

<p>平成 16 年 9 月 17 日 ～平成 16 年 10 月 1 日</p>	<p>田川市議会の「田川市・糸田町合併協議会検討委員会」 が糸田町との合併の是非を問う住民アンケートを実施 対象：全有権者 43,575 人 結果：賛成 32.3% 反対 46.2% （回収率 37.5%）</p>
<p>平成 16 年 10 月 13 日</p>	<p>田川市長と糸田町長が記者会見で合併断念を表明</p>

② 赤池町・金田町・方城町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	田川郡金田町、同郡赤池町、同郡方城町
設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 30 日
結果	平成 18 年 3 月 6 日 新設合併 福智町

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 10 月 16 日	田川市郡全首長、議長の合同会議が行われ、「田川市郡合併を考える勉強会」の発足を決定
平成 14 年 11 月 30 日	「田川市郡合併を考える勉強会」設置
平成 15 年 7 月 5 日	金田町長、赤池町長、方城町長が任意協議会の設置を表明
平成 15 年 8 月 1 日	金田町、赤池町、方城町が「下田川三町任意合併協議会」を設置
平成 15 年 11 月 4 日～12 日	金田町、赤池町、方城町が 3 町合併について住民アンケートを実施 対象：3 町に居住する 18 才以上の住民 5,000 人 結果：積極的に進める 16.5% どちらかといえば進める 27.8% どちらかといえば進める必要なし 12.7% 進める必要なし 7.9% わからない・無回答 35.1% (回収率：93.9%)
平成 16 年 3 月 22 日	方城町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 3 月 23 日	赤池町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 3 月 24 日	金田町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）

平成 16 年 4 月 1 日	「赤池町・金田町・方城町合併協議会」設置 (会長：白石博文方城町長、事務局：金田町) ①協議会の開催期間 平成 16 年 4 月 8 日～平成 17 年 10 月 19 日 ②開催回数 (16 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (41 項目中 41 項目)
平成 16 年 10 月 19 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 11 月 3 日	合併協定書調印式
平成 16 年 11 月 26 日	金田町議会が廃置分合議案可決 (賛成多数) 方城町議会が廃置分合議案可決 (賛成多数)
平成 16 年 11 月 29 日	赤池町議会が廃置分合議案可決 (賛成多数)
平成 16 年 12 月 1 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 3 月 28 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 3 月 30 日	「赤池町・金田町・方城町合併協議会」解散
平成 17 年 4 月 1 日	「福智町準備会」設置
平成 17 年 4 月 28 日	総務大臣告示
平成 18 年 1 月 22 日	方城町閉町式典
平成 18 年 2 月 19 日	赤池町閉町式
平成 18 年 2 月 26 日	金田町閉町式
平成 18 年 3 月 6 日	福智町発足

③ 直鞍合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	直方市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、同郡宮田町、同郡若宮町
設置年月日	平成 15 年 4 月 25 日
解散年月日	平成 16 年 6 月 30 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 13 年 4 月 26 日	「直鞍合併研究会」（行政レベル）設置
平成 13 年 12 月 25 日	若宮町において、宮田町との合併協議会設置を求める住民発議（宮田町との合併に係る住民発議手続開始）
平成 13 年 12 月 27 日	若宮町長が宮田町長に対し若宮町との合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 3 月 26 日	宮田町長が若宮町長に対し若宮町との合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答 (宮田町との合併に係る住民発議手続終了)
平成 14 年 5 月 20 日	宮田町において、若宮町との合併協議会設置を求める住民発議（若宮町との合併に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 5 月 24 日	宮田町長が若宮町長に対し宮田町との合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 6 月 26 日	若宮町長が宮田町長に対し宮田町との合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 14 年 7 月 31 日	小竹町において、2 市 2 町（直方市・飯塚市・小竹町・穎田町）合併協議会設置を求める住民発議 (2 市 2 町合併に係る住民発議手続開始)

平成 14 年 7 月 31 日	小竹町長が直方市長、飯塚市長、颯田町長に対し 2 市 2 町（直方市・飯塚市・小竹町・颯田町）合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 8 月 8 日	若宮町議会が法定協議会（宮田町・若宮町）設置議案可決（賛成 13 反対 2） 宮田町議会が法定協議会（宮田町・若宮町）設置議案否決（賛成 4 反対 11）
平成 14 年 9 月 9 日	飯塚市長が小竹町長に対し 2 市 2 町（直方市・飯塚市・小竹町・颯田町）合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答 (2 市 2 町合併に係る住民発議手続終了)
平成 14 年 9 月 20 日	颯田町長が小竹町長に対し 2 市 2 町（直方市・飯塚市・小竹町・颯田町）合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答
平成 14 年 10 月 3 日	直方市長が小竹町長に対し 2 市 2 町（直方市・飯塚市・小竹町・颯田町）合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答
平成 14 年 12 月 19 日	宮田町議会が合併の枠組みを問う住民投票条例案可決（賛成多数）
平成 14 年 12 月 20 日	宮田町住民が同町選挙管理委員会に対し若宮町との合併協議会設置の賛否を問う住民投票を請求
平成 15 年 1 月 30 日	直方市、小竹町、鞍手町が「直鞍合併に向けた準備協議会」を設置 ※宮田町と若宮町において、住民発議による手続きが継続しており、両町とは合併協議に臨めない状況にあったため、先行して設置
平成 15 年 2 月 2 日	宮田町が若宮町との合併協議会設置の賛否を問う住民投票を実施 対象：20 歳以上の住民 結果：賛成 3,644 反対 5,700 無効 307 (投票率 56.2%) (若宮町との合併に係る住民発議手続終了)

平成 15 年 2 月 2 日	宮田町が合併の枠組みを問う住民投票を実施 対象：20 歳以上の住民 結果：直鞍 1 市 4 町での合併 3,544 若宮町との 2 町での合併 2,979 宮田町単独 2,865 無効 263 （投票率 56.2%）
平成 15 年 2 月 26 日	鞍手郡 4 町の首長が、同年 5 月に 1 市 4 町の法定協議会を立ち上げるために、3 月議会に法定協議会設置関連議案を提出することで合意
平成 15 年 3 月 20 日	直方市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 小竹町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 鞍手町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 15 反対 4） 若宮町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 15 年 4 月 21 日	宮田町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 13 反対 4）
平成 15 年 4 月 25 日	「直鞍合併協議会」設置 （会長：向野敏昭直方市長、事務局：直方市） ① 議会の開催期間 平成 15 年 5 月 27 日～平成 16 年 5 月 7 日 ② 開催回数（12 回開催） ③ 協議項目数と合意項目数（38 項目中 4 項目） 新設合併、事務所 現直方市役所 等 ④ 非合意項目の内容 新市の名称、使用料、手数料等の取扱い 等
平成 16 年 2 月 26 日	若宮町長が同町議会全員協議会において、合併協議会から離脱し単独で行く旨を表明 （同町住民説明会における住民の意見や新市の事務所の位置についての要望が、合併協議の中で受け入れられなかったため）
平成 16 年 3 月 12 日	若宮町長が同町議会において、宮田町に対し合併協議を申し入れる旨を表明
平成 16 年 3 月 15 日	若宮町長が宮田町長を訪問し、2 町合併の協議を申し入れ

平成 16 年 3 月 26 日	宮田町長が同町議会全員協議会において、若宮町との 2 町合併を推進する旨を表明
平成 16 年 5 月 7 日	協議会において、直方市、小竹町、鞍手町の首長が法 定協議会の解散を申し合わせ
平成 16 年 6 月 30 日	「直鞍合併協議会」解散

④ 直鞍 1 市 2 町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	直方市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町
設置年月日	平成 16 年 6 月 24 日
解散年月日	平成 17 年 1 月 31 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 2 月 26 日	若宮町長が同町議会全員協議会において、「直鞍合併協議会」から離脱する旨を表明
平成 16 年 3 月 12 日	若宮町長が同町議会において、宮田町に対し合併協議を申し入れる旨を表明
平成 16 年 3 月 15 日	若宮町長が宮田町長を訪問し、2 町合併の協議を申し入れ
平成 16 年 3 月 26 日	宮田町長が同町議会全員協議会において、若宮町との 2 町合併を推進する旨を表明
平成 16 年 5 月 6 日	直方市長が同市議会全員協議会で早期の 1 市 2 町協議の意向を示し、直鞍合併協議会は解散する旨を説明
平成 16 年 6 月 24 日	直方市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 小竹町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 鞍手町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 15 反対 1)

平成 16 年 6 月 24 日	<p>「直鞍 1 市 2 町合併協議会」設置 (会長：向野敏昭直方市長、事務局：直方市)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 16 年 6 月 30 日～平成 16 年 12 月 6 日</p> <p>②開催回数 (10 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (39 項目中 39 項目) 新設合併、新市名「ゆたか市」、事務所 現直方市役所 等</p>
平成 16 年 11 月 2 日	<p>直方市長が同市議会全員協議会において、小竹町長、鞍手町長と新市名称について話し合う旨を表明</p> <p>同市議会議員から合併の賛否を問う住民投票を実施すべきである旨の意見が出される</p>
平成 16 年 11 月 9 日	<p>直方市長が同市議会全員協議会において、小竹町長、鞍手町長が名称の再考は考えられるものの「直方市」は困難である旨を表明したことを報告</p> <p>また、同市長は住民投票を実施しない旨を表明</p>
平成 16 年 11 月 10 日	<p>直方市議会全員協議会において、同市議会は合併反対である旨を全会一致で決議</p>
平成 16 年 11 月 15 日	<p>直方市において、区長会を始め諸団体や住民から合併反対 (反対署名 11,196 名) の意見が提出される</p> <p>※新市の名称が公募による最多名称であった「直方市」ではなく「ゆたか市」に決定したことに対する反対意見が合併に対する反対意見に変化</p>
平成 16 年 11 月 15 日	<p>直方市長が小竹町長、鞍手町長に対し合併を断念する旨を文書で通知</p>
平成 16 年 12 月 6 日	<p>協議会において、法定協議会を解散することを決定</p>
平成 17 年 1 月 31 日	<p>「直鞍 1 市 2 町合併協議会」解散</p>
平成 17 年 1 月 31 日	<p>直方市、小竹町、鞍手町において、1 市 2 町合併協議会設置を求める住民発議 (同一請求)</p> <p>(1 市 2 町合併に係る住民発議手続開始)</p>
平成 17 年 2 月 28 日	<p>直方市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)</p> <p>小竹町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)</p> <p>鞍手町議会が法定協議会設置議案否決 (賛成 7 反対 8)</p> <p>(住民投票の請求は行われず 1 市 2 町合併に係る住民発議手続終了)</p>

⑤ 宮田町・若宮町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

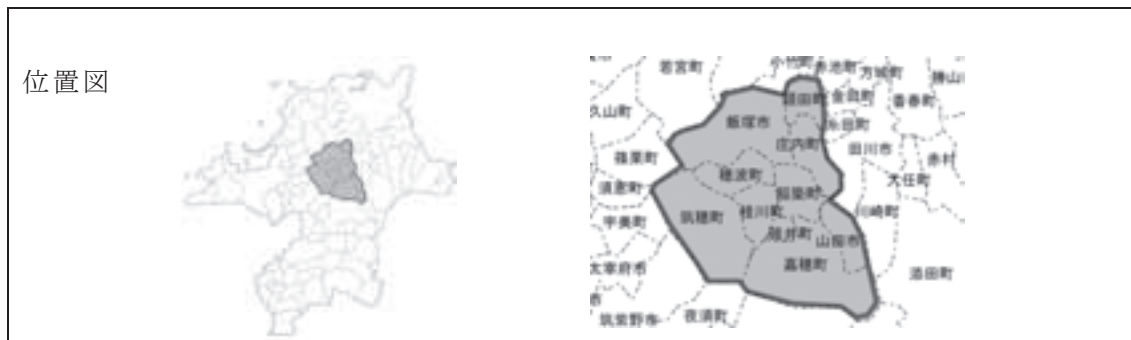
構成市町村	鞍手郡宮田町、同郡若宮町
設置年月日	平成 16 年 4 月 15 日
解散年月日	平成 18 年 2 月 10 日
結果	平成 18 年 2 月 11 日 新設合併 宮若市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 2 月 26 日	若宮町長が同町議会全員協議会において、「直鞍合併協議会」から離脱する旨を表明
平成 16 年 3 月 12 日	若宮町長が同町議会において、宮田町に対し合併協議を申し入れる旨を表明
平成 16 年 3 月 15 日	若宮町長が宮田町長を訪問し、2 町合併の協議を申し入れ
平成 16 年 3 月 26 日	宮田町長が同町議会全員協議会において、若宮町との 2 町合併を推進する旨を表明
平成 16 年 4 月 12 日	宮田町議会が法定協議会設置議案可決（賛成 11 反対 6） 若宮町議会が法定協議会設置議案可決（賛成 12 反対 1）
平成 16 年 4 月 15 日	「宮田町・若宮町合併協議会」設置 （会長：渡辺豊利宮田町長、事務局：宮田町） ①協議会の開催期間 平成 16 年 5 月 19 日～平成 16 年 12 月 7 日 ②開催回数（14 回開催） ③協議項目数と合意項目数（27 項目中 27 項目）
平成 16 年 11 月 9 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 11 月 24 日	合併協定書調印式

平成 16 年 12 月 22 日	宮田町議会が廃置分合議案可決（賛成 10 反対 5） 若宮町議会が廃置分合議案可決（賛成多数）
平成 17 年 1 月 6 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 3 月 28 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 4 月 28 日	総務大臣告示
平成 18 年 2 月 5 日	宮田町閉町式
平成 18 年 2 月 11 日	宮若市発足

⑥ 嘉飯山2市8町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	飯塚市、山田市、嘉穂郡桂川町、同郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町、同郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町
設置年月日	平成15年3月27日
解散年月日	平成16年9月30日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成13年11月5日	「嘉飯山地区合併問題調査研究会」（行政レベル）設置
平成14年5月17日	「嘉飯山2市8町合併任意協議会設立準備会」設置
平成14年8月1日	「嘉飯山2市8町合併任意協議会」設置
平成15年3月4日	飯塚市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月6日	穎田町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月7日	穂波町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月10日	山田市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月13日	庄内町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月17日	桂川町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月20日	稲築町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 碓井町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 嘉穂町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成15年3月24日	筑穂町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）

平成 15 年 3 月 27 日	<p>「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」設置 (会長：江頭貞元飯塚市長、事務局の位置：穂波町)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 15 年 4 月 3 日～平成 16 年 8 月 3 日</p> <p>②開催回数 (21 回開催)</p> <p>③協議項目と合意項目数 (41 項目中 33 項目) 新設合併、地域審議会設置 等</p> <p>④非合意項目の内容 新市名、事務所、議員特例の取扱い 等</p>
平成 16 年 6 月 28 日	<p>協議会において、桂川町長が合併協議会から離脱する旨を表明</p> <p>それに続き、稲築町議会選出委員が、同町議会は法定協議会から離脱する旨を表明</p>
平成 16 年 8 月 3 日	協議会において、合併協議打ち切りを決定
平成 16 年 9 月 9 日	稲築町において、合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 9 月 21 日	稲築町議会が合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例案否決 (賛成 3 反対 13)
平成 16 年 9 月 30 日	「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」解散

⑦ 飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・穎田町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町
設置年月日	平成 16 年 12 月 13 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 25 日
結果	平成 18 年 3 月 26 日 新設合併 飯塚市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 9 月 30 日	「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」解散
平成 16 年 9 月 30 日	穎田町において、合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 10 月 14 日	穎田町議会が合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例案否決（賛成少数）
平成 16 年 11 月 8 日	飯塚市において、合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 11 月 11 日	「1 市 4 町による合併に関する勉強会」設置
平成 16 年 11 月 22 日	飯塚市議会が合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例案否決（賛成少数）
平成 16 年 11 月 25 日	飯塚市において、合併の賛否を問う住民投票条例制定を求める再度の直接請求
平成 16 年 12 月 2 日	穂波町において、合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 12 月 9 日	飯塚市議会が合併の賛否を問う住民投票条例案を再度否決（賛成少数）

平成 16 年 12 月 10 日	穂波町議会が合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例案否決（賛成少数）
平成 16 年 12 月 10 日	飯塚市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 12 月 10 日	筑穂町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 12 月 10 日	穂波町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 12 月 10 日	庄内町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 12 月 10 日	穎田町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 12 月 13 日	「飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・穎田町合併協議会」設置 （会長：江頭貞元飯塚市長、事務局の位置：穂波町） ①協議会の開催期間 平成 16 年 12 月 13 日～平成 18 年 2 月 28 日 ②開催回数（9 回開催） ③協議項目数と合意項目数（40 項目中 40 項目）
平成 17 年 1 月 19 日	市町村建設計画決定
平成 17 年 3 月 2 日	合併協定書調印式
平成 17 年 3 月 7 日	飯塚市議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 筑穂町議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 穂波町議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 庄内町議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 穎田町議会が廃置分合議案可決（賛成多数）
平成 17 年 3 月 8 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 3 月 28 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 4 月 28 日	総務大臣告示
平成 18 年 2 月 5 日	筑穂町閉町式
平成 18 年 2 月 26 日	穂波町閉町式
平成 18 年 2 月 26 日	庄内町閉町式
平成 18 年 2 月 26 日	穎田町閉町式
平成 18 年 3 月 10 日	飯塚市閉市式
平成 18 年 3 月 26 日	新「飯塚市」発足

⑧ 嘉穂南部 1 市 3 町合併協議会



(1) 合併協議会の概要

構成市町村	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町
設置年月日	平成 16 年 11 月 5 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 26 日
結果	平成 18 年 3 月 27 日 新設合併 嘉麻市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 8 月 3 日	「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」において、合併協議打ち切りを決定
平成 16 年 9 月 8 日	「嘉穂南部 1 市 3 町勉強会」設置
平成 16 年 9 月 9 日	稲築町において、合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 9 月 21 日	稲築町議会が合併の賛否や枠組みを問う住民投票条例案否決（賛成 3 反対 13）
平成 16 年 9 月 30 日	「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」解散
平成 16 年 11 月 4 日	稲築町議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数）
平成 16 年 11 月 5 日	山田市議会が法定協議会設置議案可決（賛成多数） 碓井町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致） 嘉穂町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致）
平成 16 年 11 月 5 日	「嘉穂南部 1 市 3 町合併協議会」設置 （会長：高倉円次嘉穂町長、事務局：嘉穂町） ①協議会の開催期間 平成 16 年 11 月 5 日～平成 18 年 2 月 13 日 ②開催回数（13 回開催） ③協議項目数と合意項目数（33 項目中 33 項目）

平成 17 年 1 月 25 日	市町村建設計画決定
平成 17 年 2 月 28 日	合併協定書調印式
平成 17 年 3 月 3 日	山田市議会が廃置分合議案可決（賛成多数） 稲築町議会が廃置分合議案可決（賛成 16 反対 2） 碓井町議会が廃置分合議案可決（全会一致） 嘉徳町議会が廃置分合議案可決（賛成多数）
平成 17 年 3 月 8 日	県知事に廃置分合申請
平成 17 年 3 月 28 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 17 年 4 月 28 日	総務大臣告示
平成 18 年 3 月 11 日	碓井町閉町式
平成 18 年 3 月 12 日	山田市閉市式
平成 18 年 3 月 18 日	嘉徳町閉町式
平成 18 年 3 月 21 日	稲築町閉町式
平成 18 年 3 月 27 日	嘉麻市発足

4 筑後地域

(1) 久留米地区（久留米市、小郡市及び三井郡、浮羽郡、大川市及び三潞郡）

当地区では、小郡市及び三井郡の1市2町、浮羽郡3町、三潞郡3町、それぞれでの合併が模索される中、平成14年5月に久留米市から八女市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町、八女郡広川町の周辺6市町に対して合併の呼びかけがなされた。

（久留米広域合併）

久留米市の呼びかけに応じて、平成14年7月に久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町、広川町による任意協議会（平成14年8月に八女郡上陽町が参加）が発足したが、住民アンケートの結果を受けて八女市が合併を断念し、また、広川町議会が法定協議会設置議案を否決したため、広川町と上陽町が法定協議会への参加を保留した。

その結果、平成15年1月に久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町による法定協議会（「久留米広域合併協議会」）が設置され、平成17年3月に久留米市への編入合併が成立した。

なお、上陽町は上陽町議会が法定協議会への参加議案を否決したことで、広川町は田主丸町議会が住民発議による法定協議会設置議案を否決したことで、「久留米広域合併協議会」への参加はならなかった。

（久留米広域合併以外）

地区北部の小郡市と大刀洗町は、平成15年5月に両市町による法定協議会を設置したが、大刀洗町の住民投票で合併反対が多数となったため、平成16年6月に法定協議会は解散した。

地区東部の吉井町と浮羽町は、平成15年4月に2町による法定協議会を設置し、平成17年3月にうきは市となった。

地区西部では、大川市と柳川市の合併、大木町と筑後市の合併、大川市と三潞郡3町の合併が模索された後、最終的には、大川市と大木町が平成16年4月に両市町による法定協議会を設置したが、新市の事務所の位置をめぐる合意に至らず、平成17年3月に法定協議会は解散した。

(2) 柳川市及び山門郡・三池郡

当地区では、平成14年11月に地区全体の1市5町による任意協議会が設置されたが、各市町がそれぞれ実施した住民アンケートの結果、山川町、高田町において1市5町合併が最多数とならなかったため、法定協議会の設置には至らなかった。

その後、地区西部の柳川市、大和町、三橋町は、平成15年10月に1市2町による法定協議会を設置し、平成17年3月に新しく柳川市となった。

一方、地区東部の瀬高町、山川町、高田町は、平成15年5月に法定協議会を設置し、全合併協議項目に合意したものの、高田町議会が2度に亘り合併関連議案を否決したため、合併は一旦白紙となった。その後、高田町長選挙、高田町議会リコール選挙を経て、平成17年10月に同じ枠組みによる法定協議会を再度設置し、平成19年1月にみやま市となった。

(3) 八女市・筑後市及び八女郡

当地区では、八女市、上陽町、広川町において久留米地区との合併が検討されるのと並行して、地区全体の2市4町2村の枠組み、上陽町と広川町を除く2市2町2村の枠組み、2市と広川町の枠組みなどが模索されたが、いずれも法定協議会の設置には至らなかった。

その後、平成17年7月に上陽町が八女市に合併を申し入れ、翌8月には黒木町、立花町、矢部村、星野村も八女市に合併を申し入れた。八女市は上陽町との合併を先行させる旨を表明し、平成17年8月に八女市と上陽町による法定協議会が設置され、平成18年10月に八女市への編入合併が成立した。

八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村による法定協議会は平成19年11月に設置され、全合併協議項目について合意したものの、星野村長が合併からの離脱を表明したため、星野村では合併の賛否を問う住民投票が行われた。結果は賛成多数であったため、平成22年2月に八女市への編入合併が成立した。

① 小郡市・大刀洗町合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	小郡市、三井郡大刀洗町
設置年月日	平成 15 年 5 月 22 日
解散年月日	平成 16 年 6 月 30 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 13 年 11 月 16 日	小郡市長、北野町長、大刀洗町長が 1 市 2 町での合併を検討する旨を合意
平成 14 年 4 月 2 日	「小郡市・北野町・大刀洗町合併任意協議会」設置
平成 14 年 5 月 8 日	久留米市が周辺 6 市町（八女市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・広川町）に久留米市との合併を呼びかけ
平成 14 年 6 月 7 日	北野町長と久留米市長が任意協議会の設置を合意
平成 14 年 7 月 20 日	北野町が「久留米広域合併任意協議会」に参加
平成 14 年 10 月 21 日	北野町議会が合併の是非とその枠組みを問う住民投票条例案を可決（全会一致）
平成 14 年 12 月 15 日	北野町が合併の是非とその枠組みを問う住民投票を実施 対象：18 歳以上の住民 結果：久留米市及びその周辺自治体 5,674 小郡市及び大刀洗町 3,445 合併しない 897（投票率 70.56%）

平成 14 年 12 月 16 日	「久留米広域合併任意協議会」首長会議において、1 市 6 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・上陽町・広川町）の法定協議会設置議案を 12 月議会に提案することを申し合わせ
平成 14 年 12 月 19 日	小郡市長、北野町長、大刀洗町長が会談し、「小郡市・北野町・大刀洗町合併任意協議会」の解散を決定
平成 15 年 1 月 7 日	「小郡市・北野町・大刀洗町合併任意協議会」解散
平成 15 年 2 月 14 日 ～平成 15 年 2 月 28 日	大刀洗町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：平成 15 年 4 月 1 日における 20 歳以上の住民 11,994 人 結果：小郡市との合併 26.4% 久留米広域との合併 17.3% その他 1.8% 合併しない 31.1% 行政、議会に任せる 13.5% わからない 9.9%（回収率 73.7%）
平成 15 年 5 月 7 日	小郡市議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 19 反対 1） 大刀洗町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 7 反対 6）
平成 15 年 5 月 22 日	「小郡市・大刀洗町合併協議会」設置 （会長：田竈勝彦小郡市長、事務局：小郡市） ①協議会の開催期間 平成 15 年 5 月 22 日～平成 16 年 6 月 10 日 ②開催回数（19 回開催） ③協議項目数と合意項目数（39 項目中 37 項目） 新設合併、合併期日 H17.3.28、事務所 現小郡市役所 等 ④非合意項目の内容 新市名 等
平成 16 年 3 月 9 日	大刀洗町議会が小郡市との合併の賛否を問う住民投票条例案を可決（賛成 10 反対 3）

平成 16 年 6 月 6 日	<p>大刀洗町が小郡市との合併の賛否を問う住民投票を実施</p> <p>対象：20 歳以上の住民</p> <p>結果：賛成 2,290 反対 5,550（投票率 66.95%）</p>
平成 16 年 6 月 10 日	<p>協議会において、大刀洗町の住民投票の結果を受けて法定協議会の解散を決定</p>
平成 16 年 6 月 30 日	<p>「小郡市・大刀洗町合併協議会」解散</p>

※久留米広域合併任意協議会については 103 頁を参照

② 吉井町・浮羽町合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町
設置年月日	平成 15 年 4 月 17 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 19 日
結果	平成 17 年 3 月 20 日 新設合併 うきは市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 4 月 22 日	浮羽郡 3 町の首長が合併についての研究会発足を合意
平成 14 年 5 月 8 日	久留米市が周辺 6 市町（八女市・田主丸町・北野町・城島町・三潞町・広川町）に久留米市との合併を呼びかけ
平成 14 年 7 月 18 日	「浮羽郡三町任意合併協議会」設置
平成 14 年 7 月 19 日	田主丸町長が「久留米広域合併任意協議会」への参加を表明
平成 14 年 7 月 20 日	田主丸町が「久留米広域合併任意協議会」に参加
平成 14 年 11 月 21 日 ～平成 14 年 12 月 6 日	田主丸町が住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 17,315 人 結果：久留米広域との合併 57.6% 浮羽郡 3 町との合併 30.5% 合併しない 11.9%（回収率 89.2%）
平成 14 年 12 月 16 日	「久留米広域合併任意協議会」首長会議において、1 市 6 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潞町・上陽町・広川町）での法定協議会設置議案を 12 月議会に提案することを申し合わせ

平成 15 年 1 月 7 日	「吉井町・浮羽町任意合併協議会」設置
平成 15 年 1 月 31 日	「浮羽郡三町任意合併協議会」解散
平成 15 年 4 月 10 日	「吉井町・浮羽町任意合併協議会」において、法定協議会への移行を確認
平成 15 年 4 月 17 日	吉井町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 13 反対 1) 浮羽町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 15 反対 0)
平成 15 年 4 月 17 日	「吉井町・浮羽町合併協議会」設置 (会長：堀 万治 浮羽町長、事務局：吉井町) ①協議会の開催期間 平成 15 年 5 月 23 日～平成 17 年 3 月 14 日 ②開催回数 (21 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (46 項目中 46 項目)
平成 16 年 4 月 26 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 7 月 31 日	合併協定書調印式
平成 16 年 8 月 2 日	吉井町議会が廃置分合議案可決 (賛成 13 反対 2) 浮羽町議会が廃置分合議案可決 (賛成 16 反対 0)
平成 16 年 8 月 4 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 11 月 12 日	総務大臣告示
平成 17 年 3 月 13 日	浮羽町閉町のつどい
平成 17 年 3 月 18 日	吉井町閉町式
平成 17 年 3 月 20 日	うきは市発足

※久留米広域合併任意協議会については 103 頁を参照

③ 大川市・大木町合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	大川市、三潞郡大木町
設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 22 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 13 年 12 月 25 日	城島町、三潞町、大木町において、3 町合併協議会の設置を求める住民発議（同一請求） （3 町合併に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 2 月 18 日	三潞町議会が法定協議会設置議案可決（賛成 12 反対 1）
平成 14 年 2 月 19 日	城島町議会が法定協議会設置議案可決（賛成 13 反対 1）
平成 14 年 4 月 10 日	大木町議会が法定協議会設置議案否決（賛成 3 反対 11） （3 町合併に係る住民発議手続終了）
平成 14 年 5 月 8 日	久留米市が周辺 6 市町（八女市・田主丸町・北野町・城島町・三潞町・広川町）に久留米市との合併を呼びかけ
平成 14 年 6 月 21 日	三潞町長が「久留米広域合併任意協議会」への参加を表明
平成 14 年 6 月 25 日	城島町長が「久留米広域合併任意協議会」への参加を表明
平成 14 年 7 月 20 日	城島町、三潞町が「久留米広域合併任意協議会」に参加
平成 14 年 9 月 19 日	大川市、柳川市において、2 市合併協議会の設置を求める住民発議（同一請求） （2 市合併に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 9 月 24 日	「三潞郡 3 町合併任意協議会」設置

平成 14 年 10 月 29 日	大川市議会が 2 市合併協議会設置議案可決 (賛成 17 反対 1)
平成 14 年 11 月 22 日	柳川市議会が 2 市合併協議会設置議案否決 (賛成 5 反対 12) (住民投票の請求は行われず 2 市合併に係る住民発議 手続終了)
平成 14 年 11 月 8 日 ～平成 14 年 11 月 28 日	三潁町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：16 歳以上の住民 13,424 人 結果：久留米市 56.3% 三潁郡 30.5% その他 13.2% (回収率 85.6%)
平成 14 年 11 月 29 日 ～平成 14 年 12 月 9 日	城島町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 11,880 人 結果：久留米市 57.6% 三潁郡 30.5% その他 3.6% (回収率 84.0%)
平成 14 年 12 月 9 日	大木町が市町村合併に関するアンケート調査を実施 対象：無作為抽出による町民 2,400 人 結果：三潁郡 34.3% 筑後市 19.5% その他 46.2% (回収率 61.4%)
平成 14 年 12 月 16 日	「久留米広域合併任意協議会」首長会議において、1 市 6 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潁町・ 上陽町・広川町）の法定協議会設置議案を 12 月議会に 提案することを申し合わせ
平成 15 年 1 月 17 日	筑後市、大木町において、1 市 1 町合併協議会の設置 を求める住民発議（同一請求） (1 市 1 町合併に係る住民発議手続開始)
平成 15 年 1 月 28 日	城島町長、三潁町長、大木町長の会合において、任意 協議会の解散を申し合わせ
平成 15 年 2 月 3 日	「三潁郡 3 町合併任意協議会」解散
平成 15 年 9 月 29 日	大木町議会が 1 市 1 町合併協議会設置議案否決 (賛成 2 反対 13) (住民投票の請求は行われず 1 市 1 町合併に係る住民 発議手続終了) ※筑後市議会は 1 市 1 町合併協議会設置議案を継続審 査とした

平成 15 年 9 月 29 日	大木町長が同町議会において、大川市・三瀨郡の合併を目指す旨を表明
平成 15 年 10 月 17 日	三瀨町長、同町議長が大木町長の訪問を受け、大川市・三瀨郡の合併について「期待に沿えない」旨を表明
平成 15 年 11 月 7 日	城島町長が大木町長を訪問し、大川市・三瀨郡の合併について「期待に沿えない」旨を表明
平成 16 年 1 月 5 日	大川市長と大木町長が会談 大木町長が法定協議会の設置に向けて取り組む旨を表明
平成 16 年 3 月 29 日	大川市議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) 大木町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 12 反対 3)
平成 16 年 4 月 1 日	「大川市・大木町合併協議会」設置 (会長：江上 均 大川市長、事務局：大川市) ①協議会の開催期間 平成 16 年 4 月 13 日～平成 16 年 12 月 22 日 ②開催回数 (16 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (49 項目中 41 項目) 新設合併、新市名「大川市」 等 ④非合意項目の内容 事務所の位置 等
平成 16 年 12 月 22 日	協議会において、新市の事務所の位置をめぐり意見が対立
平成 17 年 1 月 18 日	両市町の首長協議において、合併協議会の解散等について合意
平成 17 年 1 月 26 日	出席委員が定足数に達せず、協議会が流会
平成 17 年 3 月 22 日	「大川市・大木町合併協議会」解散

※久留米広域合併任意協議会については 103 頁を参照

④ 久留米広域合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町
設置年月日	平成 15 年 1 月 10 日
解散年月日	平成 17 年 2 月 4 日
結果	平成 17 年 2 月 5 日 編入合併 久留米市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 5 月 8 日	久留米市が周辺 6 市町（八女市・田主丸町・北野町・城島町・三潞町・広川町）に久留米市との合併を呼びかけ
平成 14 年 6 月 7 日	久留米市長と北野町長が任意協議会の設置を合意
平成 14 年 6 月 21 日	三潞町長が任意協議会への参加を表明
平成 14 年 6 月 25 日	八女市長、城島町長、広川町長が任意協議会への参加を表明
平成 14 年 7 月 1 日	久留米市長、八女市長、北野町長、城島町長、三潞町長、広川町長が 2 市 4 町での任意協議会の設置を合意
平成 14 年 7 月 19 日	田主丸町長が任意協議会への参加を表明
平成 14 年 7 月 20 日	久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町、広川町が「久留米広域合併任意協議会」を設置
平成 14 年 8 月 7 日	上陽町が「久留米広域合併任意協議会」に参加 (構成市町村：久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町、上陽町、広川町)
平成 14 年 10 月 21 日	北野町議会が合併の是非とその枠組みを問う住民投票条例案を可決（賛成 12 反対 0）

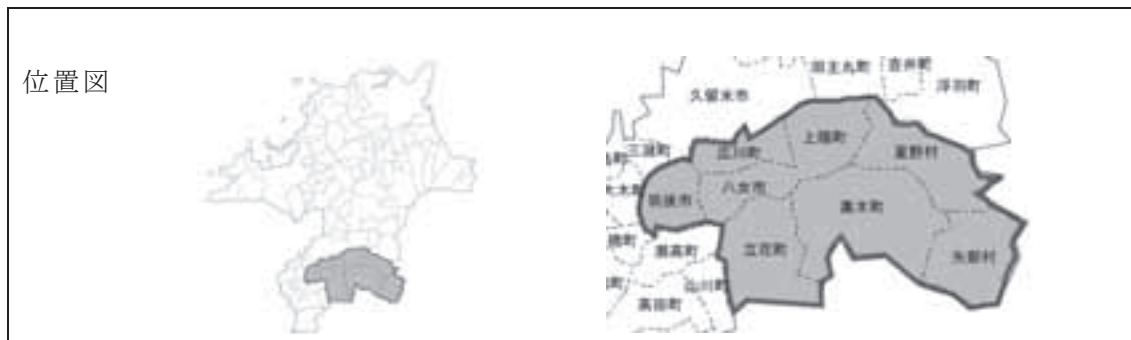
平成 14 年 10 月 31 日 ～平成 14 年 11 月 15 日	<p>広川町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：16 歳以上の住民 16,169 人 結果：久留米 56.3% 八女市郡 37.3% その他 6.4% (回収率 59.3%)</p>
平成 14 年 11 月 6 日 ～平成 14 年 11 月 22 日	<p>上陽町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：平成 15 年 4 月 1 日現在 16 歳以上の住民 結果：久留米 53.0% 八女市郡 42.1% その他 4.9% (回収率 85.7%)</p>
平成 14 年 11 月 8 日 ～平成 14 年 11 月 28 日	<p>三潁町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：平成 14 年 11 月 1 日現在 16 歳以上の住民 13,424 人 結果：久留米市 56.3% 三潁郡 30.5% その他 13.2% (回収率 85.6%)</p>
平成 14 年 11 月 14 日 ～平成 14 年 11 月 24 日	<p>八女市が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：平成 14 年 4 月 1 日現在 16 歳以上の住民 33,362 人 結果：旧八女郡 44.2% 久留米広域 35.9% その他 19.9% (回収率 37.8%)</p>
平成 14 年 11 月 21 日 ～平成 14 年 12 月 8 日	<p>田主丸町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 17,315 人 結果：久留米広域との合併 57.6% 浮羽郡 3 町との合併 30.5% 合併しない 11.9% (回収率 89.2%)</p>
平成 14 年 11 月 29 日 ～平成 14 年 12 月 9 日	<p>城島町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：平成 15 年 4 月 1 日現在 16 歳以上の住民 11,880 人 結果：久留米市 57.6% 三潁郡 29.6% 合併しない 8.3% その他 3.6% (回収率 84.0%)</p>
平成 14 年 12 月 15 日	<p>北野町が合併の是非とその枠組みを問う住民投票を実施 対象：18 歳以上の住民 結果：久留米市及びその周辺自治体 5,674 小郡市及び大刀洗町 3,445 合併しない 897 (投票率 70.56%)</p>

平成 14 年 12 月 16 日	<p>「久留米広域合併任意協議会」首長会議において、八女市長が合併断念を表明</p> <p>1 市 6 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・上陽町・広川町）の法定協議会設置議案を 12 月議会に提案することを申し合わせ</p>
平成 14 年 12 月 19 日	<p>久留米市議会が法定協議会設置議案を可決 (賛成多数)</p> <p>広川町議会が法定協議会設置議案を否決 (賛成 6 反対 10)</p> <p>広川町議会の否決を受け、田主丸町は議案を取り下げ、北野町、城島町、上陽町は 12 月議会での提案を見送る</p> <p>三潴町は 17 日に提案したが、25 日に撤回した</p>
平成 14 年 12 月 22 日	<p>1 市 6 町の首長会議において広川町、上陽町が法定協議会への参加を保留</p>
平成 14 年 12 月 26 日	<p>「久留米広域合併任意協議会」解散</p>
平成 14 年 12 月 26 日	<p>1 市 4 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町）の首長が、任意協議会の会議終了後に法定協議会の設置を合意</p>
平成 15 年 1 月 10 日	<p>久留米市議会が 1 市 4 町合併協議会設置議案可決 (賛成多数)</p> <p>田主丸町議会が 1 市 4 町合併協議会設置議案可決 (賛成多数)</p> <p>北野町議会が 1 市 4 町合併協議会設置議案可決 (賛成 8 反対 4)</p> <p>城島町議会が 1 市 4 町合併協議会設置議案可決 (賛成 12 反対 1 欠席 1)</p> <p>三潴町議会が 1 市 4 町合併協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 1)</p>
平成 15 年 1 月 10 日	<p>「久留米広域合併協議会」設置 (会長：白石勝洋久留米市長、事務局：久留米市)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 15 年 1 月 17 日～平成 16 年 4 月 26 日</p> <p>②開催回数 (18 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (45 項目中 45 項目)</p>

平成 15 年 2 月 11 日	1 市 4 町首長会議において、平成 15 年 2 月末まで上陽町、広川町の法定協議会への参加を待つ方針を決定
平成 15 年 2 月 20 日	広川町において、1 市 5 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潞町・広川町）合併協議会の設置を求める住民発議（1 市 5 町合併に係る住民発議手続開始）
平成 15 年 2 月 24 日	上陽町議会が「久留米広域合併協議会」参加議案を否決（賛成 5 反対 6）
平成 15 年 2 月 24 日	広川町長が久留米市長、城島町長、三潞町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 2 月 25 日	広川町長が田主丸町長、北野町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 2 月 28 日	三潞町長が広川町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 3 日	北野町長が広川町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 7 日	久留米市長が広川町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 7 日	田主丸町長が広川町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 12 日	城島町長が広川町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 18 日	広川町議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 7)
平成 15 年 3 月 19 日	城島町議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案可決 (賛成 13 反対 0)
平成 15 年 3 月 24 日	三潞町議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案可決 (賛成 11 反対 1)
平成 15 年 3 月 25 日	北野町議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案可決 (賛成 10 反対 2)
平成 15 年 3 月 27 日	久留米市議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成 15 年 3 月 27 日	田主丸町議会が 1 市 5 町合併協議会設置議案否決 (賛成 6 反対 11) (1 市 5 町合併に係る住民発議手続終了)

平成 15 年 6 月 24 日	<p>広川町議会が「久留米広域合併協議会」加入議案を否決（賛成 8 反対 9）</p> <p>※広川町議会において、法定協議会加入について再度議会審議が行われた</p>
平成 16 年 1 月 17 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 2 月 10 日	<p>城島町議会が合併の可否を問う住民投票条例案を否決（賛成 3 反対 11）</p> <p>※同町において、久留米広域合併反対の署名が有権者の半数以上に上ったことを受けて同町長が提案</p>
平成 16 年 3 月 20 日	合併協定書調印式
平成 16 年 3 月 25 日	<p>久留米市議会が廃置分合議案可決（賛成多数）</p> <p>北野町議会が廃置分合議案可決（賛成 8 反対 5）</p> <p>城島町議会が廃置分合議案可決（賛成 12 反対 2）</p> <p>三潴町議会が廃置分合議案可決（賛成 12 反対 1）</p>
平成 16 年 3 月 27 日	田主丸議会が廃置分合議案可決（賛成 14 反対 1）
平成 16 年 4 月 22 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 6 月 23 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 7 月 22 日	総務大臣告示
平成 17 年 1 月 22 日	「城島町・町村合併 50 周年記念式典」において、城島町閉町式を実施
平成 17 年 1 月 23 日	北野町閉町式
平成 17 年 1 月 27 日	三潴町閉町記念式典
平成 17 年 1 月 31 日	田主丸町閉町式
平成 17 年 2 月 5 日	編入合併 久留米市

⑤ 八女・筑後地域における合併協議（平成 14～16 年度）



経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 5 月 8 日	久留米市が周辺 6 市町（八女市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・広川町）に久留米市との合併を呼びかけ
平成 14 年 6 月 25 日	八女市長、広川町長が「久留米広域合併任意協議会」への参加を表明
平成 14 年 7 月 20 日	八女市、広川町が「久留米広域合併任意協議会」に参加
平成 14 年 8 月 7 日	上陽町が「久留米広域合併任意協議会」に参加
平成 14 年 8 月 19 日	「八女市・筑後市・八女郡任意合併協議会」設置
平成 14 年 10 月 15 日 ～平成 14 年 10 月 31 日	筑後市が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 2,000 人 結果：八女・広川 21.0% 八女市郡 17.0% 久留米 16.0%（回収率 59.1%）
平成 14 年 10 月 30 日 ～平成 14 年 11 月 20 日	立花町が合併の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：20 歳以上の住民 10,140 人 結果：八女市郡 賛成 47.2% 反対 25.1% その他 27.7% （回収率 75.7%）
平成 14 年 10 月 31 日 ～平成 14 年 11 月 15 日	広川町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：16 歳以上の住民 16,169 人 結果：久留米 56.3% 八女市郡 37.3% その他 6.4% （回収率 59.3%）
平成 14 年 11 月 14 日 ～平成 14 年 11 月 24 日	八女市が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：16 歳以上の住民 33,362 人 結果：八女市郡 44.2% 久留米 35.9% その他 19.9% （回収率 37.8%）

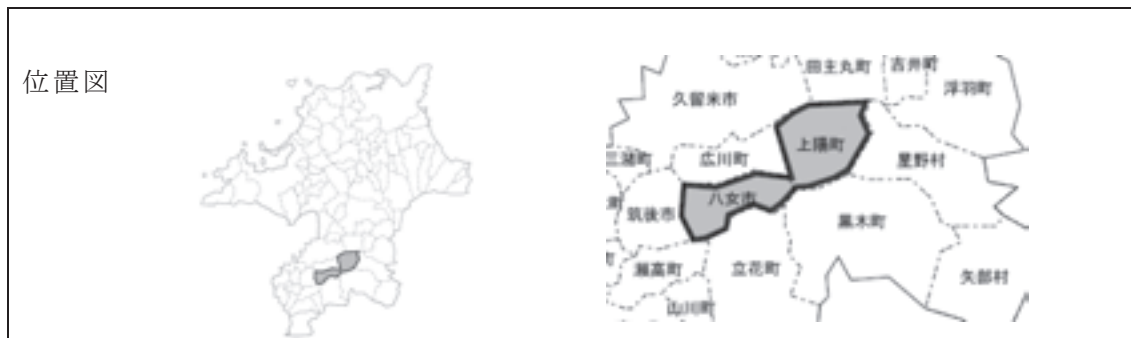
平成 14 年 11 月 6 日 ～平成 14 年 11 月 22 日	上陽町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：16 歳以上の住民 結果：久留米 53.0% 八女市郡 42.1% その他 4.9% (回収率 85.7%)
平成 14 年 12 月 10 日	八女市議会が「八女市、筑後市、八女郡による法定合併協議会の設置を求める決議」を可決（賛成多数）
平成 14 年 12 月 12 日	黒木町が合併の枠組みを問う住民アンケートを実施 対象：18 歳以上の住民 4,000 人 結果：八女市郡が適当 73.4% その他が適当 25.5% (回収率 56.2%)
平成 14 年 12 月 13 日	立花町議会が「八女市、筑後市、八女郡による法定合併協議会の設置を求める決議」を可決（賛成多数）
平成 14 年 12 月 16 日	「久留米広域合併任意協議会」首長会議において、八女市長が合併断念を表明 1 市 6 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・上陽町・広川町）の法定協議会設置議案を 12 月議会に提案することを申し合わせ
平成 14 年 12 月 19 日	広川町議会が法定協議会（1 市 6 町）設置議案否決 (賛成 6 反対 10) これを受け、上陽町は 12 月議会での提案を見送る
平成 15 年 2 月 20 日	広川町において、1 市 5 町（久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町・広川町）合併協議会の設置を求める住民発議 ※田主丸町議会が法定協議会設置議案を否決したため、法定協議会の設置に至らず（詳細は 106 頁参照）
平成 15 年 2 月 24 日	上陽町議会が「久留米広域合併協議会」参加議案を否決（賛成 5 反対 6） 上陽町の参加を条件に「久留米広域合併協議会」参加を検討していた星野村も断念
平成 15 年 3 月 3 日	黒木町において、2 市 4 町 2 村（八女市・筑後市・黒木町・上陽町・立花町・広川町・矢部村・星野村）合併協議会設置を求める住民発議 (2 市 4 町 2 村合併に係る住民発議手続開始)

平成 15 年 3 月 3 日	黒木町長が八女市長、筑後市長、上陽町長、立花町長、 広川町長、矢部村長、星野村長に対し 2 市 4 町 2 村合併 協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 3 月 5 日	広川町において、2 市 1 町（八女市・筑後市・広川町） 合併協議会設置を求める住民発議 （2 市 1 町合併に係る住民発議手続開始）
平成 15 年 3 月 6 日	広川町長が八女市長、筑後市長に対し 2 市 1 町合併協 議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 15 年 3 月 7 日	八女市長が広川町長に対し 2 市 1 町合併協議会設置 議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 10 日	筑後市長が広川町長に対し 2 市 1 町合併協議会設置 議案を議会に付議する旨を回答
平成 15 年 3 月 18 日	広川町議会が 2 市 1 町合併協議会設置議案否決 （賛成 7 反対 9） （2 市 1 町合併に係る住民発議手続終了） ※八女市議会は 2 市 1 町合併協議会設置議案を継続 審査とした
平成 15 年 3 月 22 日	筑後市議会が 2 市 1 町合併協議会設置議案否決 （賛成 0 反対 22）
平成 15 年 3 月 31 日	「八女市・筑後市・八女郡任意合併協議会」解散
平成 15 年 5 月 30 日	八女市長、広川町長が黒木町長に対し 2 市 4 町 2 村合 併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答（2 市 4 町 2 村合併に係る住民発議手続終了）
平成 15 年 6 月 2 日	筑後市長が黒木町長に対し 2 市 4 町 2 村合併協議会 設置議案を議会に付議しない旨を回答
平成 15 年 8 月 23 日	旧八女郡地域の 2 市 4 町 2 村の首長による合併研究 会で、八女市と筑後市が先行的に法定協議会を設置し、 他町村の参加も随時受け入れる方向で一致
平成 15 年 9 月 5 日	黒木町長、立花町長、矢部村長が八女市長、筑後市長 に対し合併協議会参加の申し入れ
平成 15 年 11 月 29 日	八女市と筑後市が協議結果をまとめた「2 市の合併方 針」を 2 町 2 村（黒木町・立花町・矢部村・星野村）に 提示

平成 15 年 12 月 8 日	筑後市長が八女市長を訪問した際、八女市長が九州新幹線筑後船小屋駅設置に伴う費用負担について懸念を表明
平成 15 年 12 月 22 日	2 町 2 村の首長が八女市長と筑後市長を訪問し、両市長に対し「2 市の合併方針」を踏まえた上での合併協議会参加を申し入れ
平成 16 年 2 月 2 日	筑後市が 2 市 2 町 2 村合併の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：20 歳以上の住民 37,280 人 結果：賛成 34.2% 反対 64.1% 不明 1.7% (回収率 41.4%)
平成 16 年 2 月 13 日	住民アンケートの結果を受けて、筑後市長が市議会全員協議会において 2 市 2 町 2 村の合併協議からの離脱を表明
平成 16 年 3 月 10 日	八女市長が広川町長に対し文書で合併協議を申し入れ
平成 16 年 3 月 12 日	筑後市長が広川町長に対し文書で合併協議を申し入れ
平成 16 年 4 月 20 日	広川町において、合併の枠組みを問う住民投票条例制定を求める直接請求
平成 16 年 4 月 30 日	八女市、筑後市、広川町の首長、議員各 1 名による協議において、八女市長が 2 市 1 町合併を提案 新幹線船小屋駅について八女市が反対しない旨を示すことを前提に、2 市 1 町合併を推進する方向となる
平成 16 年 5 月 7 日	八女市長、同市議会議長が筑後市長を訪問し、新幹線船小屋駅設置問題につき協議。筑後市が八女市の見解を文書で提出するよう要請
平成 16 年 5 月 14 日	八女市長が「新幹線船小屋駅設置に係る八女市の考えについて」を筑後市長に提出
平成 16 年 6 月 18 日	八女市、筑後市、広川町の首長、助役、担当者の会議において、3 首長が 2 市 1 町での任意協議会の設置を合意
平成 16 年 7 月 12 日	「八女市・筑後市・広川町任意合併協議会」設置
平成 16 年 7 月 13 日	広川町議会が合併の枠組みを問う住民投票条例案否決（賛成 7 反対 8）

平成 16 年 10 月 15 日	協議会において、新市の事務所を建設するまでの間の暫定市長室の位置と固定資産税率をめぐる意見が対立し、任意協議会の解散を決定
平成 16 年 10 月 31 日	「八女市・筑後市・広川町任意合併協議会」解散

⑥ 八女市・上陽町合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	八女市、八女郡上陽町
設置年月日	平成 17 年 8 月 23 日
解散年月日	平成 18 年 9 月 30 日
結果	平成 18 年 10 月 1 日 編入合併 八女市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 17 年 7 月 26 日	上陽町長が八女市長を訪問し、編入合併を申し入れ
平成 17 年 8 月 23 日	八女市議会が法定協議会設置議案可決（賛成 16 反対 2） 上陽町議会が法定協議会設置議案可決（賛成 9 反対 2）
平成 17 年 8 月 23 日	「八女市・上陽町合併協議会」設置 （会長：野田国義八女市長、事務局：八女市） ①協議会の開催期間 平成 17 年 9 月 2 日～平成 18 年 8 月 22 日 ②開催回数（7 回開催） ③協議項目数と合意項目数（26 項目中 26 項目）
平成 17 年 12 月 13 日 ～平成 18 年 1 月 5 日	八女市が合併の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：20 歳以上の選挙人名簿登録者 2,000 人 結果：賛成 28.03% やむを得ない 64.78% 反対 5.30% 無回答 1.89%（回収率 55.65%）
平成 18 年 1 月 13 日	市町村基本計画決定
平成 18 年 1 月 13 日	合併協定書調印式
平成 18 年 1 月 20 日	八女市議会が廃置分合議案可決（賛成 16 反対 2） 上陽町議会が廃置分合議案可決（賛成 9 反対 2）
平成 18 年 1 月 31 日	県知事に廃置分合申請

平成 18 年 3 月 27 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 18 年 4 月 26 日	総務大臣告示
平成 18 年 9 月 29 日	上陽町閉町式
平成 18 年 10 月 1 日	編入合併 八女市

⑦ 八女地区 1 市 2 町 2 村合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村
設置年月日	平成 19 年 11 月 5 日
解散年月日	平成 22 年 1 月 31 日
結果	平成 22 年 2 月 1 日 編入合併 八女市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 17 年 8 月 12 日	2 町 2 村（黒木町・立花町・矢部村・星野村）の首長が八女市長を訪問し、編入合併を申し入れ
平成 17 年 8 月 15 日	2 町 2 村の首長が八女市長を訪問し、編入合併を再度申し入れ 八女市長が上陽町との合併を先行させた上で 2 町 2 村との合併協議を進める旨を表明
平成 17 年 8 月 31 日	「八女地区 1 市 2 町 2 村合併研究会」設置
平成 18 年 10 月 1 日	八女市と上陽町が合併（編入合併）
平成 18 年 10 月 20 日	2 町 2 村の首長、議長が八女市長、同市議会を訪問し、法定協議会設置を申し入れ
平成 18 年 11 月 2 日	八女市長が 2 町 2 村の首長に対し引き続き検討していく旨を回答
平成 19 年 9 月 13 日 ～平成 19 年 9 月 28 日	1 市 2 町 2 村が合併の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：住所を有する 20 歳以上の者

平成 19 年 10 月 2 日	<p>1 市 2 町 2 村が住民アンケートの結果を公表結果</p> <p>八女市：賛成 21.9% やむを得ない 48.6% 反対 28.0% 無回答 1.5% (回収率 34.3%)</p> <p>黒木町：賛成 11.7% やむを得ない 56.5% 反対 29.0% 無回答 2.8% (回収率 85.4%)</p> <p>立花町：賛成 20.1% やむを得ない 53.7% 反対 20.6% 無回答 5.6% (回収率 91.3%)</p> <p>矢部村：賛成 20.2% やむを得ない 63.1% 反対 14.9% 無回答 1.8% (回収率 69.5%)</p> <p>星野村：賛成 13.1% やむを得ない 52.4% 反対 30.0% 無回答 4.5% (回収率 90.6%)</p>
平成 19 年 11 月 5 日	<p>八女市議会が法定協議会設置議案可決(賛成 10 反対 7)</p> <p>黒木町議会が法定協議会設置議案可決(賛成 8 反対 3)</p> <p>立花町議会が法定協議会設置議案可決(賛成 8 反対 1)</p> <p>矢部村議会が法定協議会設置議案可決(賛成 7 反対 0)</p> <p>星野村議会が法定協議会設置議案可決(賛成 5 反対 4)</p>
平成 19 年 11 月 5 日	<p>「八女地区 1 市 2 町 2 村合併協議会」設置 (会長：野田国義八女市長、事務局：八女市)</p> <p>①協議会の開催期間 平成 19 年 12 月 3 日～平成 21 年 9 月 1 日</p> <p>②開催回数 (9 回開催)</p> <p>③協議項目数と合意項目数 (26 項目中 26 項目)</p>
平成 20 年 3 月 4 日	<p>星野村において、合併の賛否を問う住民投票条例制定を求める直接請求</p>
平成 20 年 3 月 5 日	<p>黒木町において、合併の賛否を問う住民投票条例制定を求める直接請求</p>
平成 20 年 3 月 21 日	<p>黒木町議会が合併の賛否を問う住民投票条例案否決 (賛成 3 反対 8)</p> <p>星野村議会が合併の賛否を問う住民投票条例案否決 (賛成 4 反対 5)</p>
平成 20 年 3 月 27 日	<p>市町村基本計画決定</p>
平成 20 年 5 月 2 日	<p>星野村の住民が合併協議からの離脱を求める要望書を同村長に提出</p>

平成 20 年 5 月 15 日	星野村議会が同村長提案の合併協議会からの離脱申 入れ議案否決（賛成 3 反対 6） 星野村議会が議員提案の廃置分合議案可決 （賛成 6 反対 3）
平成 20 年 5 月 22 日	星野村議会が同村長の不信任決議案否決 （賛成 3 反対 6） 星野村長が 1 市 2 町 2 村の首長会議において合併協 議会からの離脱を表明
平成 20 年 5 月 26 日	合併協議会会長（八女市長）が星野村長に対し住民投 票条例案を同村議会に提案するよう要望
平成 20 年 6 月 2 日	星野村議会が 1 市 2 町 2 村の合併の賛否を問う住民 投票条例案を可決（全会一致）
平成 20 年 6 月 29 日	星野村が合併の賛否を問う住民投票を実施 対象：投票日において星野村に住所を有し、公職選挙 法第 9 条第 2 項に規定する本村の議会議員及び 選挙権を有する者（当日有権者数：2,786 人） 結果：賛成 1,505 反対 906 無効 26（投票率 87.47%）
平成 20 年 6 月 30 日	合併協定書調印式
平成 20 年 7 月 14 日	八女市議会が廃置分合議案可決（賛成 15 反対 2） 黒木町議会が廃置分合議案可決（賛成 10 反対 1） 立花町議会が廃置分合議案可決（賛成 7 反対 2） 矢部村議会が廃置分合議案可決（賛成 7 反対 0） ※星野村議会は 5 月 15 日に廃置分合議案可決済み
平成 20 年 7 月 14 日	県知事に廃置分合申請
平成 20 年 10 月 9 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 20 年 11 月 5 日	総務大臣告示
平成 22 年 1 月 17 日	矢部村閉村式典
平成 22 年 1 月 20 日	星野村閉村式
平成 22 年 1 月 23 日	立花町閉町記念式典
平成 22 年 1 月 28 日	黒木町閉町式
平成 22 年 2 月 1 日	編入合併 八女市

⑧ 柳川市・大和町・三橋町合併協議会



(1) 協議会の概要

構成市町村	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町
設置年月日	平成 15 年 10 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 20 日
結果	平成 17 年 3 月 21 日 新設合併 柳川市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 14 年 10 月 4 日	柳川市、大和町、三橋町、瀬高町、山川町、高田町が「柳川山門三池任意合併協議会設立準備会」を設置
平成 14 年 11 月 7 日	三橋町において、1 市 5 町（柳川市・大和町・三橋町・瀬高町・山川町・高田町）合併協議会設置を求める住民発議（1 市 5 町合併に係る住民発議手続開始）
平成 14 年 11 月 8 日	三橋町長が柳川市長、大和町長、瀬高町長、山川町長、高田町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案の議会付議について意見照会
平成 14 年 11 月 18 日	「柳川山門三池任意合併協議会」設置
平成 15 年 2 月 5 日	柳川市長、大和町長、瀬高町長、山川町長、高田町長が三橋町長に対し 1 市 5 町合併協議会設置議案を議会に付議しない旨を回答 (1 市 5 町合併に係る住民発議手続終了)
平成 15 年 2 月～3 月	1 市 5 町が住民アンケートを実施 柳川市 対象：20 歳以上（平成 15 年 2 月 1 日現在）33,330 人 結果：1 市 5 町賛成 69.94% 反対 27.00% 無効 3.06% (回収率 89.18%)

	<p>大和町 対象：18歳以上（平成15年2月5日現在）14,437人 結果：1市5町 35.96% 1市2町*32.78% 合併しない 27.49% 無効 3.77%(回収率 87.20%)</p> <p>三橋町 対象：18歳以上（平成15年2月1日現在）14,771人 結果：1市5町賛成 63.03% 反対 33.73% 無効 3.24% (回収率 86.02%)</p> <p>瀬高町 対象：20歳以上（平成15年2月1日現在）19,749人 結果：1市5町 47.42% 3町*41.48% 合併しない 2.91% その他 1.52% 無効 6.67% (回収率 89.84%)</p> <p>山川町 対象：20歳以上（平成15年2月1日現在）4,677人 結果：1市5町 34.78% 3町 42.66% 合併反対 10.38% わからない 10.61% 無効 1.57%(回収率 92.28%)</p> <p>高田町 対象：20歳以上（平成15年2月1日現在）12,352人 結果：1市5町 23.26% 3町 33.69% 1市1町*14.11% 合併しない 25.78% 無効 3.16% (回収率 91.35%)</p> <p>※1市2町とは柳川市・大和町・三橋町 3町とは瀬高町・山川町・高田町 1市1町とは大牟田市・高田町</p>
平成15年3月17日	任意協議会正副会長会議において、住民アンケート結果（山川町、高田町において1市5町が最多数を得られず）を受けて任意協議会の解散を決定
平成15年3月20日	「柳川山門三池任意合併協議会」解散
平成15年7月30日	柳川市議会市町合併に関する調査特別委員会において、1市2町の合併に向けて取り組むことを確認
平成15年8月5日	大和町議会広域合併調査研究特別委員会において、1市2町の合併に向けて取り組むことを確認

平成 15 年 8 月 7 日	三橋町議会広域合併調査研究特別委員会において、1市2町の合併に向けて取り組むことを確認
平成 15 年 8 月 12 日	1市2町の首長が「1市2町合併打合せ会」を開催
平成 15 年 9 月 12 日	三橋町が1市2町合併の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：昭和 61 年 4 月 1 日以前に生まれた平成 15 年 8 月 1 日における住民 14,872 人 結果：賛成 66.36% 反対 30.84% 無効 2.80% (回収率 84.92%)
平成 15 年 9 月 22 日	柳川市議会が法定協議会設置議案可決（賛成 19 反対 1） 大和町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致） 三橋町議会が法定協議会設置議案可決（全会一致）
平成 15 年 10 月 1 日	「柳川市・大和町・三橋町合併協議会」設置 （会長：河野弘史柳川市長、事務局：柳川市） ①協議会の開催期間 平成 15 年 11 月 6 日～平成 17 年 2 月 23 日 ②開催回数（18 回開催） ③協議項目数と合意項目数（40 項目中 40 項目）
平成 16 年 6 月 14 日	市町村建設計画決定
平成 16 年 7 月～8 月	柳川市、三橋町が1市2町合併の賛否を問う住民アンケートを実施 柳川市 対象：昭和 61 年 8 月 6 日以前に生まれた平成 16 年 7 月 1 日現在の住民 34,098 人 結果：賛成 79.80% 反対 18.18% 無効 2.02% (回収率 81.36%) 三橋町 対象：昭和 62 年 4 月 1 日以前に生まれた平成 16 年 7 月 1 日現在の住民 14,871 人 結果：賛成 60.56% 反対 36.78% 無効 2.66% (回収率 83.57%)
平成 16 年 8 月 17 日	合併協定書調印式
平成 16 年 8 月 22 日	柳川市議会が廃置分合議案可決（賛成 19 反対 0） 大和町議会が廃置分合議案可決（賛成 15 反対 0） 三橋町議会が廃置分合議案可決（賛成 15 反対 0）

平成 16 年 8 月 30 日	県知事に廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会議決、県知事決定処分
平成 16 年 11 月 12 日	総務大臣告示
平成 17 年 3 月 13 日	柳川市閉市式
平成 17 年 3 月 13 日	大和町閉町記念式典
平成 17 年 3 月 16 日	三橋町閉町記念式典
平成 17 年 3 月 21 日	新「柳川市」発足

⑨ 瀬高町・山川町・高田町合併協議会（平成 15 年 5 月 1 日設置）



(1) 協議会の概要

構成市町村	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町
設置年月日	平成 15 年 5 月 1 日
解散年月日	平成 16 年 9 月 30 日
結果	合併に至らず

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 15 年 3 月 20 日	「柳川山門三池任意合併協議会」解散 (住民アンケートの結果、山川町、高田町において 1 市 5 町の合併が再多数を得られなかったため)
平成 15 年 3 月 17 日	瀬高町長、山川町長、高田町長が 3 町合併の協議を行う旨を申し合わせ
平成 15 年 3 月 25 日	山川町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数) 高田町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 13 反対 2)
平成 15 年 4 月 10 日	瀬高町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成多数)
平成 15 年 5 月 1 日	「瀬高町・山川町・高田町合併協議会」設置 (会長：北口弘實高田町長、事務局：瀬高町) ①協議会の開催期間 平成 15 年 5 月 27 日～平成 16 年 8 月 28 日 ②開催回数 (17 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (49 項目中 49 項目) 新設合併、新市名「みやま市」、合併日 H17. 3. 22、 事務所 現瀬高町役場、選挙区制度 等
平成 16 年 3 月 30 日	市町村建設計画決定

平成 16 年 6 月 27 日	合併協定書調印式
平成 16 年 7 月 9 日	瀬高町議会が廃置分合議案可決（賛成 18 反対 0） 山川町議会が廃置分合議案可決（賛成 9 反対 0） 高田町議会が廃置分合議案否決（賛成 4 反対 11） ※新市移行後の市議会議員選挙に選挙区制（旧瀬高町 12 名、旧山川町 3 名、旧高田町 7 名）が導入され たことや事務所の位置が瀬高町となったことが否 決の主な理由
平成 16 年 7 月 20 日	協議会において、高田町長が職を賭して同町議会に廃 置分合議案を再提案する旨を表明
平成 16 年 8 月 9 日	高田町長が同町議会議長に辞職願提出
平成 16 年 8 月 12 日	高田町議会が廃置分合議案を再度否決 （賛成 7 反対 8）
平成 16 年 8 月 28 日	協議会において、法定協議会の解散を決定
平成 16 年 9 月 30 日	「瀬高町・山川町・高田町合併協議会」解散

⑩ 瀬高町・山川町・高田町合併協議会（平成 17 年 10 月 1 日設置）



(1) 協議会の概要

構成市町村	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町
設置年月日	平成 17 年 10 月 1 日
解散年月日	平成 19 年 1 月 28 日
結果	平成 19 年 1 月 29 日 新設合併 みやま市

(2) 経緯

年 月 日	出来事
平成 16 年 9 月 26 日	高田町長選挙において、前原健治氏（前助役）が当選
平成 16 年 11 月 1 日 ～平成 16 年 11 月 10 日	高田町が 3 町合併（瀬高町・山川町・高田町）の賛否を問う住民アンケートを実施 対象：20 歳以上の住民 12,202 人 結果：賛成 64.9% 反対 32.8% （回収率 94.4%）
平成 16 年 11 月 25 日	高田町議会が 3 町合併の法定協議会設置議案否決 （賛成 7 反対 8） ※住民アンケートの結果を受けて高田町長が提案したもの
平成 17 年 4 月 8 日	高田町において、同町議会の解散を求める直接請求
平成 17 年 6 月 5 日	高田町が同町議会の解散に係る住民投票を実施 結果：賛成 5,065 反対 1,089 無効 177（投票率 52.45%） この結果を受け同町議会は解散
平成 17 年 7 月 10 日	高田町議会議員選挙
平成 17 年 8 月 22 日	高田町長が瀬高町長、山川町長に対し合併協議を申し入れ
平成 17 年 9 月 1 日	高田町議会が法定協議会設置議案可決 （賛成 9 反対 6）

平成 17 年 9 月 6 日	山川町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 9 反対 0)
平成 17 年 9 月 7 日	瀬高町議会が法定協議会設置議案可決 (賛成 18 反対 0)
平成 17 年 10 月 1 日	「瀬高町・山川町・高田町合併協議会」設置 (会長：鬼丸岳域瀬高町長、事務局：瀬高町) ①協議会の開催期間 平成 17 年 10 月 12 日～平成 18 年 2 月 2 日 ②開催回数 (8 回開催) ③協議項目数と合意項目数 (49 項目中 49 項目)
平成 18 年 1 月 16 日	市町村基本計画決定
平成 18 年 2 月 10 日	高田町において、3 町合併の賛否を問う住民投票条例 制定を求める直接請求
平成 18 年 2 月 24 日	高田町議会が 3 町合併の賛否を問う住民投票条例案 を否決 (賛成 6 反対 9)
平成 18 年 3 月 11 日	合併協定書調印式
平成 18 年 3 月 14 日	瀬高町議会が廃置分合議案可決 (賛成 17 反対 0) 山川町議会が廃置分合議案可決 (賛成 8 反対 0)
平成 18 年 3 月 24 日	高田町議会が廃置分合議案可決 (賛成 9 反対 6)
平成 18 年 3 月 28 日	県知事に廃置分合申請
平成 18 年 6 月 22 日	県議会議決、県知事処分決定
平成 18 年 7 月 13 日	総務大臣告示
平成 19 年 1 月 20 日	高田町閉町式
平成 19 年 1 月 21 日	瀬高町閉町式
平成 19 年 1 月 21 日	山川町閉町式
平成 19 年 1 月 29 日	みやま市発足

IV 合併市町村の概要

1-1 宗像市



(1) 合併市町村の概要

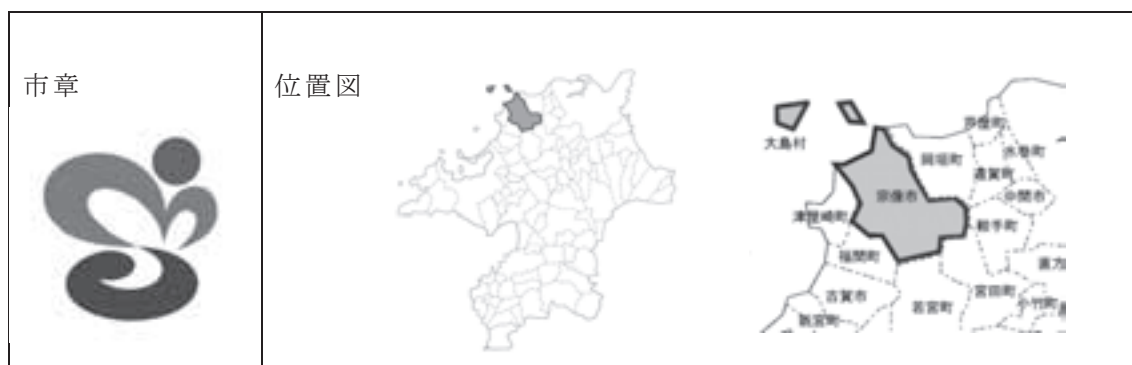
合併関係市町村	宗像市、宗像郡玄海町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 15 年 4 月 1 日
新市町村の名称	宗像市（むなかたし） ※公募の中から合併協議会小委員会で選定し、合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：宗像市東郷 995（旧宗像市役所） 支所：宗像市江口 465（旧玄海町役場）
人口	91,147 人（平成 12 年国勢調査）
面積	111.50 k m ²
市長	原田 慎太郎（前宗像市長）
市議会議長	谷口 晤郎（前宗像市議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	両市町の所有する財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）については、全て新市に帰属させる
議員の取扱い （定数、特例措置等）	22 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 24 名） 平成 16 年 10 月 31 日まで在任特例適用（旧宗像市 22 名、旧玄海町 16 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員定数は新市において決定 合併後 1 年間は在任特例適用（旧宗像市公選委員 13 名、旧玄海町公選委員 13 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人市民税 標準税率（合併年度の個人均等割は、現行税率を採用）</p> <p>法人市民税 均等割 標準税率 法人税割 14.7%（合併後3年間は現行税率を採用）</p> <p>固定資産税 標準税率 （固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合は、宗像市の例により調整。ただし、合併後、次の評価替えまでは現行のとおり）</p> <p>軽自動車税 標準税率</p> <p>たばこ税 標準税率</p> <p>特別土地保有税免税点 宗像市の例により調整</p> <p>都市計画税 都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整</p> <p>入湯税 標準税率</p> <p>前納報奨金 宗像市の例により調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宗像市大字〇〇→宗像市〇〇 玄海町大字〇〇→宗像市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

1-2 宗像市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	宗像市、宗像郡大島村
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 28 日
事務所の位置	本庁：宗像市東郷一丁目 1-1（宗像市役所） 支所：宗像市大島 1011（旧大島村役場）
人口	92,056 人（平成 12 年国勢調査）
面積	119.64 k m ²
市長	原田 慎太郎
市議会議長	平川 恒男

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	大島村の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて宗像市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	22 名 特例の適用なし
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 19 名 大島村の公選委員のうち 1 名は、平成 19 年 3 月 31 日まで在任特例適用（合併前の宗像市公選委員 18 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人市民税 標準税率(均等割の非課税基準は宗像市の例により調整。ただし、平成17年度分までは現行基準を採用)</p> <p>法人市民税 均等割 標準税率 法人税割 14.7%(平成18年3月31日までは現行税率を採用)</p> <p>固定資産税 標準税率 (固定資産税土地評価方式は、宗像市の例により調整。ただし、21年度の評価替えまでは現行のとおり)</p> <p>軽自動車税 標準税率(納期は宗像市の例による)</p> <p>たばこ税 標準税率</p> <p>特別土地保有税免税点 宗像市の例により調整</p> <p>入湯税 標準税率</p> <p>前納報奨金 宗像市の例により調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宗像市〇〇→現行のとおり</p> <p>大島村→宗像市大島</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧大島村の区域に設置(平成21年3月31日まで)</p>

2 福津市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	宗像郡福間町、同郡津屋崎町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 1 月 24 日
新市町村の名称	福津市（ふくつし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：福津市中央一丁目 1-1（旧福間町役場） 分庁：福津市津屋崎一丁目 7-1（旧津屋崎町役場）
人口	55,778 人（平成 12 年国勢調査）
面積	52.71 k m ²
市長	池浦 順文（前福間町長）
市議会議長	阿部 巖（前津屋崎町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	両町が所有する財産、公の施設及び債権、債務は全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	20 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 22 名） 平成 19 年 1 月 23 日まで在任特例適用（旧福間町 20 人、旧津屋崎町 16 人）
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員 16 名 合併後 1 年を超えない範囲で在任特例適用（旧福間町公選委員 13 人、旧津屋崎町公選委員 10 人）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率</p> <p>法人市民税 均等割 標準 法人税割 福間町の例による（ただし、旧津屋崎町の区域につき 20 年度まで不均一課税）</p> <p>固定資産税 土地評価方式 福間町の例による 宅地比準評価割合 福間町の例による 雑種地課税 福間町の例による（ただし、旧津屋崎町の区域につき 20 年度まで不均一課税）</p> <p>軽自動車税 納期は福間町の例による</p> <p>入湯税 標準課税（新市の条例制定時に調整）</p> <p>前納報奨金 合併時まで廃止</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>福間町（大字）〇〇→福津市〇〇</p> <p>津屋崎町大字〇〇→福津市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

3 久留米市



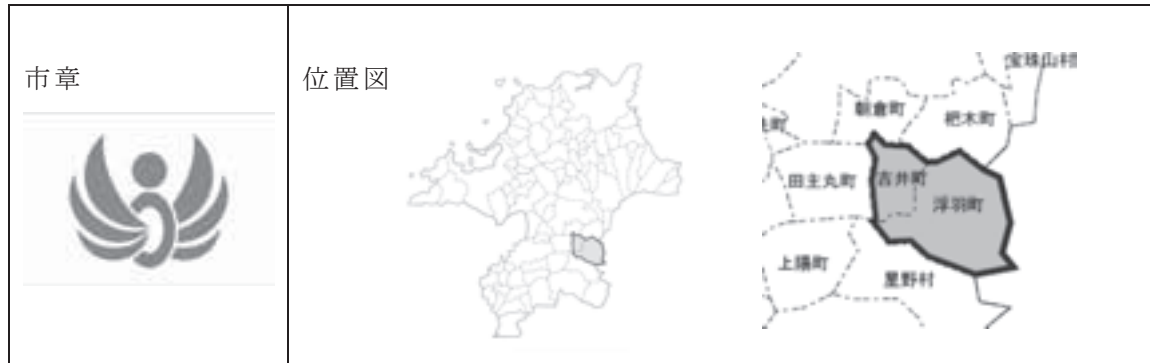
(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町
合併の方式	編入合併 実質的な面では「対等な立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）
合併の期日	平成 17 年 2 月 5 日
事務所の位置	本庁：久留米市城南町 15-3（久留米市役所） 総合支所：久留米市田主丸町田主丸 459-11 （旧田主丸町役場） 久留米市北野町中 3298-2 （旧北野町役場） 久留米市城島町楢津 743-2 （旧城島町役場） 久留米市三潞町玉満 2779-1 （旧三潞町役場）
人口	304,884 人（平成 12 年国勢調査）
面積	229.84 k m ²
市長	江藤 守國
市議会議長	川地 東洋男

(2) 合併協定の主な内容

<p>財産の取扱い</p>	<p>田主丸町、北野町、城島町及び三潞町の財産（権利及び義務を含む）は全て久留米市に引き継ぐ</p> <p>基金は、基金設立の経緯等を勘案し、旧町区域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置</p> <p>田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産及び田主丸町西部財産区有財産は、財産区有財産として久留米市に引き継ぐ</p> <p>ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については平成16年中に調整</p>
<p>議員の取扱い (定数・特例措置等)</p>	<p>42名</p> <p>旧町議会議員は平成19年5月1日まで在任特例適用（合併前の久留米市36名、旧田主丸町18名、旧北野町14名、旧城島町14名、旧三潞町14名）</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員の定数・選挙区は合併までの間に調整</p> <p>平成17年7月20日までは一農業委員会とする</p> <p>平成17年7月19日まで在任特例適用（合併前の久留米市公選委員27名、旧田主丸町公選委員20名、旧北野町公選委員18名、旧城島町公選委員19名、旧三潞町公選委員17名）</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>法人市民税 法人税割 制限税率を採用</p> <p>固定資産税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>軽自動車税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>久留米市〇〇→現行のとおり</p> <p>田主丸町大字〇〇→久留米市田主丸町〇〇</p> <p>北野町大字〇〇→久留米市北野町〇〇</p> <p>城島町大字〇〇→久留米市城島町〇〇</p> <p>三潞町大字〇〇→久留米市三潞町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潞町の各区域に設置（平成27年3月31日まで）</p>

4 うきは市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 20 日
新市町村の名称	うきは市（うきはし） ※公募の中から合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：うきは市吉井町新治 316（旧吉井町役場） 分庁：うきは市浮羽町浅田 582-1（旧浮羽町役場）
人口	34,045 人（平成 12 年国勢調査）
面積	117.55 k m ²
市長	怡土 康男（前吉井町助役）
市議会議長	中村 勝利（前浮羽町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	吉井町、浮羽町の財産（公有財産・物品・債権・基金）は全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	18 名 平成 18 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧吉井町 16 名、旧浮羽町 16 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 18 名 平成 18 年 3 月 10 日まで在任特例適用（旧吉井町公選委員 15 名、旧浮羽町公選委員 14 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>集合徴収方式 現行のとおり 個人住民税 現行のとおり 法人市民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり 市たばこ税 現行のとおり 入湯税 現行のとおり</p> <p>固定資産税の減免及び課税免除は、合併時まで調整を図り、不均一課税は旧浮羽町の条例、規則を引き継ぐ 入湯税の課税免除は、合併時まで調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>吉井町大字〇〇→うきは市吉井町〇〇 浮羽町大字〇〇→うきは市浮羽町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧吉井町、旧浮羽町の各区域に設置（合併の日から２年間。ただし、延長することができる）</p>

5 柳川市



(1) 合併市町村の概要

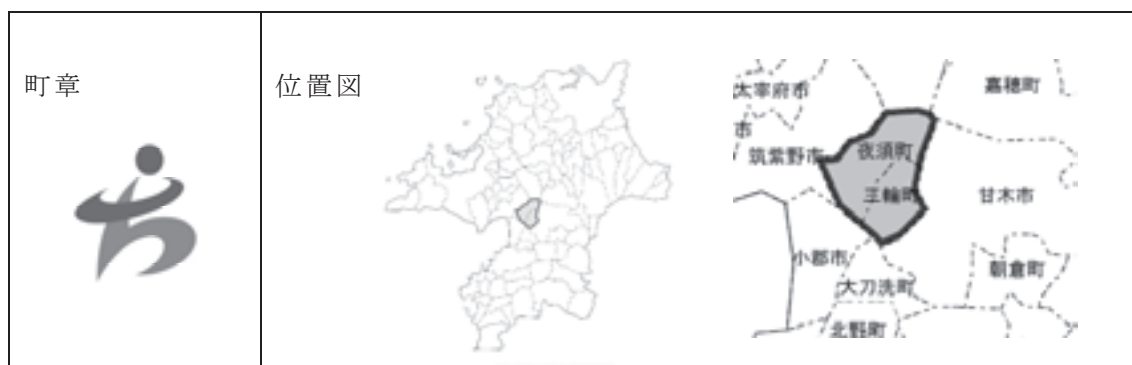
合併関係市町村	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 21 日
新市町村の名称	柳川市（やながわし） ※住民アンケート・公募の結果を踏まえ、合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：柳川市本町 87 番地 1（旧柳川市役所） 分庁：柳川市大和町鷹ノ尾 120（旧大和町役場） 柳川市三橋町正行 431（旧三橋町役場）
人口	77,612 人（平成 12 年国勢調査）
面積	76.90 k m ²
市長	石田 宝蔵（前大和町長）
市議会議長	田中 雅美（前柳川市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	柳川市、大和町、三橋町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	24 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 30 名） 平成 18 年 10 月 20 日まで在任特例適用（旧柳川市 21 名、旧大和町 16 名、旧三橋町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員の定数は新市において調整 合併後 1 年間は在任特例適用 (旧柳川市公選委員 21 名、旧大和町公選委員 17 名、旧三橋町公選委員 16 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 均等割 年額 3,000 円 所得割 現行のとおり 法人住民税 均等割 現行のとおり 法人税割 柳川市の例による 固定資産税 合併年度及びこれに続く 5 年間は現行の税率を採用 特別土地保有税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり 市町村たばこ税 現行のとおり 入湯税 旧柳川市の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>柳川市大字〇〇→柳川市〇〇 大和町大字〇〇→柳川市大和町〇〇 三橋町大字〇〇→柳川市三橋町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の各区域に設置 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>

6 筑前町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	朝倉郡三輪町、同郡夜須町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 22 日
新市町村の名称	筑前町（ちくぜんまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：筑前町篠隈 373（旧夜須町役場） 総合支所：筑前町新町 421-5（旧三輪町役場）
人口	28,926 人（平成 12 年国勢調査）
面積	67.18 k m ²
町長	手柴 豊次（前三輪町長）
町議会議長	山本 廣行（前三輪町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	三輪町、夜須町が所有する財産（負債含む）及び公の施設については、すべて新町に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	16 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 18 名） 平成 19 年 1 月 31 日まで在任特例適用（旧三輪町 14 名、旧夜須町 14 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員の定数は新町において調整 合併後 1 年間は在任特例適用（旧三輪町公選委員 15 名、旧夜須町公選委員 17 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり（納期は合併までに調整） 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 13.2%（三輪町に合わせる） 固定資産税 標準税率 固定資産の評価は合併後最初の評価替え（平成 18 年度）までは現行のとおり 軽自動車税 三輪町の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>旧三輪町大字〇〇→筑前町〇〇 旧夜須町大字〇〇→筑前町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

7 東峰村

<p>村章</p> 	<p>位置図</p> 
---	---

(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 27 日
新市町村の名称	東峰村（とうほうむら） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：東峰村大字宝珠山 6425（旧宝珠山村役場） 分庁：東峰村大字小石原 941-9（旧小石原村役場）
人口	2,948 人（平成 12 年国勢調査）
面積	51.93 k m ²
村長	高倉 秀信（前宝珠山村長）
村議会議長	室井 勉（前宝珠山村議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 村の所有する財産及び債務は、すべて新村に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	10 名（在任特例適用後最初の選挙に限り定数を 12 名とし、旧小石原村 6 名、旧宝珠山村 6 名の選挙区を設ける） 平成 18 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧小石原村 8 名、旧宝珠山村 10 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 11 名 平成 17 年 7 月 19 日まで在任特例適用(旧小石原村公選委員 11 名、旧宝珠山村公選委員 12 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>軽自動車ナンバープレート亡失弁償金は合併時までに廃止 納税組合及び納税組合報奨金等は、見直しも含め合併後調整 前期報奨金については、合併時までに廃止</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>小石原村大字小石原→東峰村大字小石原 小石原村大字鼓→東峰村大字小石原鼓 宝珠山村大字〇〇→東峰村大字〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

8 上毛町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	築上郡新吉富村、同郡大平村
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 10 月 11 日
新市町村の名称	上毛町（こうげまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：上毛町大字垂水 1321-1（旧新吉富村役場） 支所：上毛町大字東下 1512（旧大平村役場）
人口	8,296 人（平成 12 年国勢調査）
面積	62.4 k m ²
町長	鶴田 忠良（前新吉富村長）
町議会議長	木曾 義信（前大平村議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 村の所有財産・公の施設・債務は、全て新町が承継
議員の取扱い （定数、特例措置等）	14 名 平成 19 年 2 月 10 日まで在任特例適用（旧新吉富村 12 名、旧大平村 12 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 14 名 （平成 18 年 7 月 19 日まで在任特例適用（旧新吉富村 公選委員 10 名、旧大平村公選委員 12 名）

地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	新吉富村大字〇〇→上毛町大字〇〇（字は削除） 大平村大字〇〇→上毛町大字〇〇
地域審議会	設置しない

9 築上町



(1) 合併市町村の概要

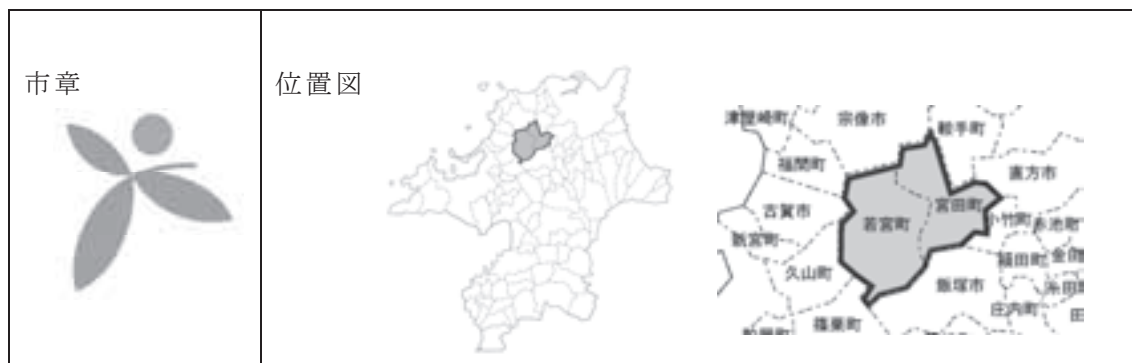
合併関係市町村	築上郡椎田町、同郡築城町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 1 月 10 日
新市町村の名称	築上町（ちくじょうまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：築上町大字椎田 891-2（旧椎田町役場） 支所：築上町大字築城 1096（旧築城町役場）
人口	20,837 人（平成 17 年国勢調査）
面積	119.34 k m ²
町長	新川 久三（前椎田町長）
町議会議長	田原 親（前椎田町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>椎田町及び築城町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>葛城財産区、西角田財産区、上城井財産区及び下城井財産区の財産は、すべてそれぞれの財産区の財産として新町に引き継ぐ</p>
議員の取扱い (定数、特例措置等)	<p>24 名</p> <p>平成 19 年 7 月 31 日まで在任特例適用（旧椎田町 16 名、旧築城町 16 名）</p>

農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員 18 名 平成 19 年 1 月 9 日まで在任特例適用 (旧椎田町公選委員 15 名、旧築城町公選委員 15 名)
地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	椎田町大字〇〇→築上町大字〇〇 築城町大字〇〇→築上町大字〇〇
地域審議会	設置しない

10 宮若市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	鞍手郡宮田町、同郡若宮町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 2 月 11 日
新市町村の名称	宮若市（みやわかし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：宮若市宮田 29-1（旧宮田町役場） 総合支所：宮若市福丸 272-1（旧若宮町役場）
人口	30,630 人（平成 17 年国勢調査）
面積	139.99 k m ²
市長	有吉 哲信（前宮田町教育長）
市議会議員	遠藤 嘉昭（前宮田町議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市へ引き継ぐ 大字宮田財産区、山口財産区及び吉川財産区の財産は、財産区有財産としてそれぞれ新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	20 名（合併後最初の選挙に限り 24 名） 特例の適用なし

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 22 名 (旧宮田町 8 名、旧若宮町 14 名の選挙区を設置) 平成 18 年 8 月 9 日まで在任特例適用 (旧宮田町公選委員 16 名、旧若宮町公選委員 15 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>1 税率 個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 若宮町の例による 入湯税 若宮町の例による</p> <p>2 納期 個人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 5 月 31 日</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宮田町大字〇〇→宮若市〇〇 若宮町大字〇〇→宮若市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

1 1 福智町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	田川郡金田町、同郡赤池町、同郡方城町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 6 日
新市町村の名称	福智町（ふくちまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：福智町金田 937-2（旧金田町役場） 支所：福智町赤池 970-2（旧赤池町役場） 福智町弁城 2237-1（旧方城町役場）
人口	25,543 人（平成 17 年国勢調査）
面積	42.04 k m ²
町長	浦田 弘二（前赤池町長）
町議会議長	小松 春義（前赤池町議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>3 町の所有する公有財産・物品・基金及び債権・債務については、すべて新町に引き継ぐ</p> <p>合併時に設立が間に合わない旧町名義の地縁団体等の所有に係る財産については、別途協議する</p> <p>特定目的基金のうち、かんがい施設維持管理基金については、従前どおり旧 3 町での分別管理とする</p>
--------	--

議員の取扱い (定数、特例措置等)	20名 平成19年4月30日まで在任特例適用(旧金田町15名、旧赤池町16名、旧方城町15名)
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員14名 合併後1年間は在任特例適用(旧金田町公選委員10名、旧赤池町公選委員10名、旧方城町公選委員12名)
地方税等の取扱い	個人町民税 第4期納期 赤池町、方城町の例により調整 法人町民税 法人割税率 赤池町、方城町の例により調整 固定資産税 第4期納期 方城町の例により調整 入湯税 金田町、方城町の例により調整 その他3町間に相違がない税制 現行のとおり
町名・字名の取扱い	金田町大字〇〇→福智町〇〇 赤池町大字〇〇→福智町〇〇 方城町大字〇〇→福智町〇〇
地域審議会	設置しない

12 朝倉市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 20 日
新市町村の名称	朝倉市（あさくらし） ※公募及び旧「甘木・朝倉市町村合併協議会」小委員会委員の投票による上位候補の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：朝倉市菩提寺 412-2（旧甘木市役所） 分庁：朝倉市宮野 2046-1（旧朝倉町役場） 支所：朝倉市杷木池田 483-1（旧杷木町役場）
人口	59,385 人（平成 17 年国勢調査）
面積	246.73 k m ²
市長	塚本 勝人（前甘木市長）
市議会議長	手嶋 榮治（前甘木市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。基金については、設立の経緯等に配慮を行う
議員の取扱い (定数、特例措置等)	22 名 平成 19 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧甘木市 17 名、旧朝倉町 14 名、旧杷木町 10 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 30 名 (選挙区の数、区域、各選挙区の定数については、合併時までに調整)</p> <p>平成 18 年 7 月 19 日まで在任特例適用 (旧甘木市公選委員 20 名、旧杷木町公選委員 12 名、旧朝倉町公選委員 12 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり (普通徴収の納期は合併時までに調整)</p> <p>法人住民税 均等割 法人税率 14.7% (甘木市に合わせる)</p> <p>固定資産税 税率 1.55% (甘木市に合わせる) (ただし、合併年度及び続く 3 か年度は旧 2 町の区域は段階的な税率を適用。また、納期及び国際観光ホテルの課税については合併時までに調整。)</p> <p>軽自動車税 標準税率 (ナンバープレート亡失弁償金は合併時までに調整)</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p> <p>入湯税 標準税率 (日帰りのものの課税及び課税免除については合併時までに調整)</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>甘木市大字〇〇→朝倉市〇〇 杷木町大字〇〇→朝倉市杷木〇〇 朝倉町大字〇〇→朝倉市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧甘木市、旧杷木町、旧朝倉町の各区域に設置 (平成 23 年 3 月 31 日まで)</p>

13 みやこ町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 20 日
新市町村の名称	みやこ町（みやこまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：みやこ町勝山上田 960 番地（旧勝山町役場） 支所：みやこ町犀川本庄 646 番地（旧犀川町役場） みやこ町豊津 1118 番地（旧豊津町役場）
人口	22,898 人（平成 17 年国勢調査）
面積	151.28 k m ²
町長	白石 春夫（前犀川町長）
町議会議長	村中 政喜（前勝山町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 町の所有する財産及び債務はすべて新町に引き継ぐ 犀川財産区、城井財産区、伊良原財産区、諫山財産区及び黒田財産区の財産は、全て新町に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	18 名 平成 19 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧犀川町 16 名、旧勝山町 14 名、旧豊津町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 18 名 平成 19 年 3 月 19 日まで在任特例適用(旧犀川町公選委員 10 名、旧勝山町公選委員 10 名、旧豊津町公選委員 10 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 税率 13% (旧勝山・豊津町にあわせる) 固定資産税 標準税率 軽自動車税 標準税率 たばこ税 法定税率 納期等差異のあるもの 合併時まで調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>合併時まで調整 (調整の結果) 犀川町大字〇〇→みやこ町犀川〇〇 勝山町大字〇〇→みやこ町勝山〇〇 豊津町大字〇〇→みやこ町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

1 4 飯塚市



(1) 合併市町村の概要

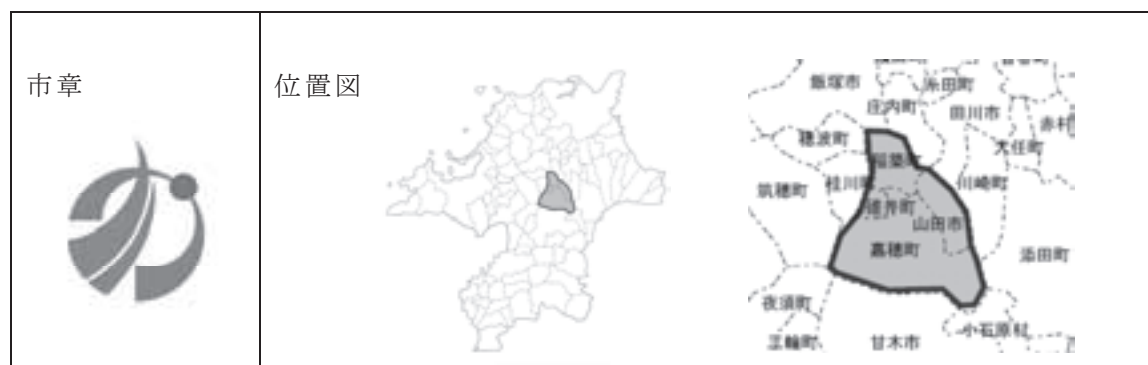
合併関係市町村	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 26 日
新市町村の名称	飯塚市（いづかし） ※旧「嘉飯山 2 市 8 町合併協議会」における協議を踏まえ、合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：飯塚市新立岩 5-5（旧飯塚市役所） 総合支所：飯塚市長尾 1242-1（旧筑穂町役場） 飯塚市忠隈 523（旧穂波町役場） 飯塚市綱分 802（旧庄内町役場） 飯塚市勢田 1271-1（旧穎田町役場）
人口	133,357 人（平成 17 年国勢調査）
面積	214.13 k m ²
市長	齊藤 守史（会社役員）
市議会議員	原田 権二郎（前飯塚市議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	公有財産、物品、基金及び債権・債務については、すべて新市に引き継ぐ 管理基金等同一基金のなかでも分別管理する必要があるものについては、従前のおり分別管理を行う
--------	--

	歴史的経緯又は旧来の慣行により、地域又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	34名(在任特例適用後最初の選挙に限り旧飯塚市19名、旧筑穂町3名、旧穂波町7名、旧庄内町3名、旧穎田町2名の選挙区を設ける) 平成20年3月25日まで在任特例適用(旧飯塚市24名、旧筑穂町15名、旧穂波町19名、旧庄内町15名、旧穎田町14名) ※解散請求に基づく住民投票の結果、平成19年2月4日に議会解散
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員30名 【第1選挙区(旧飯塚市、旧庄内町、旧穎田町)15名】 【第2選挙区(旧穂波町、旧筑穂町)15名】 合併後1年間は在任特例適用(旧飯塚市公選委員17名、旧穂波町公選委員15名、旧筑穂町公選委員12名、旧庄内町公選委員12名、旧穎田町公選委員12名)
地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人市民税 法人税割 資本金1億円以下の法人 12.3% 資本金1億円超の法人 14.7% 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	飯塚市大字〇〇→飯塚市〇〇 筑穂町大字〇〇→飯塚市〇〇 穂波町大字〇〇→飯塚市〇〇 庄内町大字〇〇→飯塚市〇〇 穎田町大字〇〇→飯塚市〇〇 ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に旧町名をつける
地域審議会	設置しない

15 嘉麻市



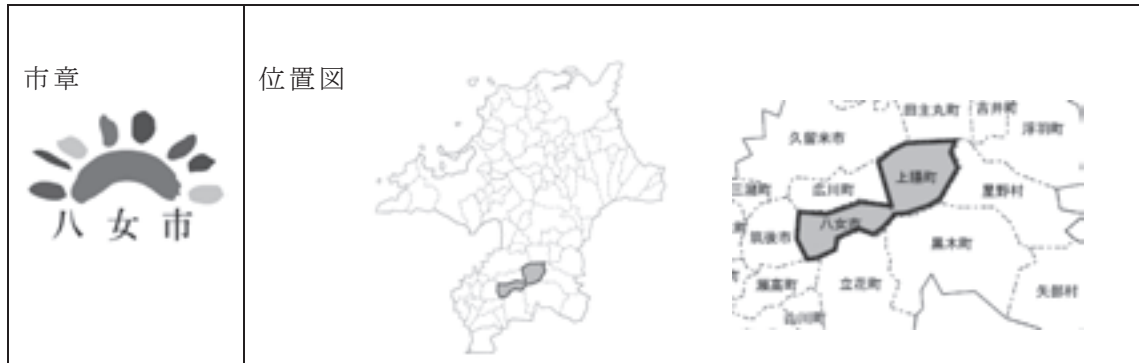
(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 27 日
新市町村の名称	嘉麻市（かまし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：嘉麻市上臼井 446 番地 1（旧碓井町役場） 分庁：嘉麻市上山田 392（旧山田市役所） 嘉麻市岩崎 1143-3（旧稲築町役場） 嘉麻市大隈町 733（旧嘉穂町役場）
人口	45,929 人（平成 17 年国勢調査）
面積	135.18 k m ²
市長	松岡 賛（前山田市長）
市議会議長	大谷 清人（前嘉穂町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

<p>財産の取扱い</p>	<p>公有財産・物品・基金及び債権・債務については、すべて新町に引き継ぐ</p> <p>管理基金等同一基金のなかでも分別管理する必要があるものについては、従前のおり分別管理を行う</p> <p>歴史的経緯又は旧来の慣行により、地縁又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐ</p>
<p>議員の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>26名(在任特例適用後最初の選挙は旧市町を区分とする選挙区を設け、定数は人口割とする)</p> <p>平成19年4月30日まで在任特例適用(旧山田市17名、旧稲築町19名、旧碓井町14名、旧嘉穂町15名)</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員23名</p> <p>【第1選挙区(旧嘉穂町)13名】</p> <p>【第2選挙区(旧山田市、旧稲築町、旧碓井町)10名】</p> <p>合併後1年間は在任特例適用(旧山田市公選委員10名、旧稲築町公選委員12名、旧碓井町公選委員10名、旧嘉穂町公選委員14名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のおり</p> <p>法人市民税 法人税割 12.3%</p> <p>固定資産税 現行のおり</p> <p>軽自動車税 現行のおり</p> <p>たばこ税 現行のおり</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>山田市大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>稲築町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>碓井町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>嘉穂町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に旧町名をつける</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

16-1 八女市



(1) 合併市町村の概要

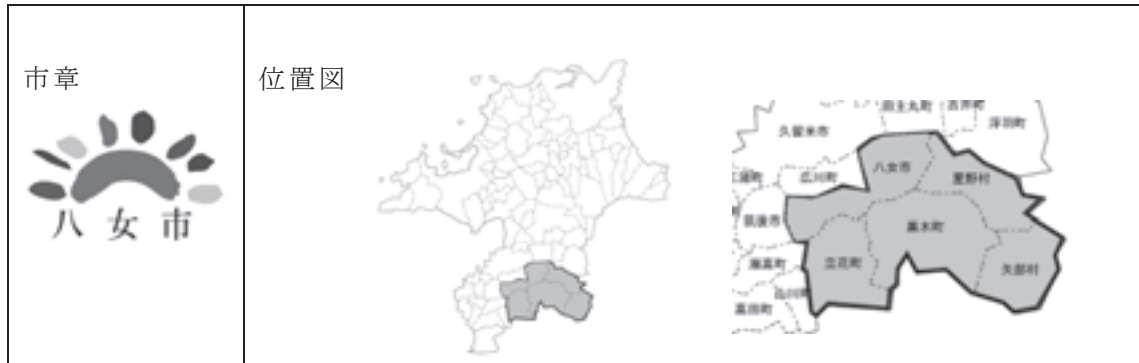
合併関係市町村	八女市、八女郡上陽町
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成 18 年 10 月 1 日
事務所の位置	本庁：八女市本町 647（八女市役所） 支所：八女市上陽町北川内 547-1（旧上陽町役場）
人口	42,816 人（平成 17 年国勢調査）
面積	98.66 k m ²
市長	野田 国義
市議会議長	平井 覚一

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	旧上陽町の財産（公有財産、債権、基金等）及び債務は、全て八女市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	18 名 旧上陽町議会議員は、平成 19 年 5 月 9 日まで在任特例適用（合併前の八女市 20 名、旧上陽町 10 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 17 名以内 旧上陽町の公選委員は、平成 20 年 7 月 19 日まで在任特例適用（合併前の八女市公選委員 17 名、旧上陽町公選委員 10 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>法人市民税 均等割 標準課税 法人税割 14.7%（八女市に合わせる） （ただし、旧上陽町の区域は、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率（12.3%）とする）</p> <p>固定資産税 1.6%（八女市に合わせる） （ただし、旧上陽町の区域は、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率（1.4%）とする） （納期は、平成19年度から八女市の制度に統一する）</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>八女市大字〇〇→八女市〇〇 上陽町大字〇〇→八女市上陽町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

16-2 八女市



(1) 合併市町村の概要

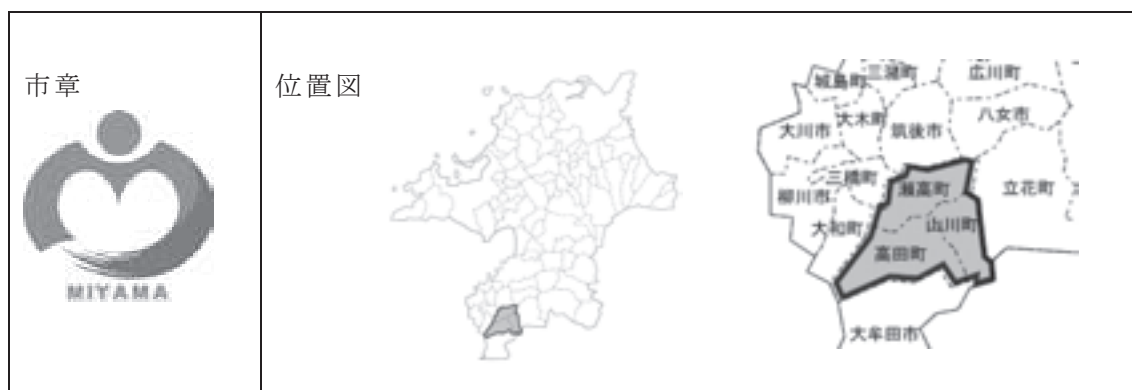
合併関係市町村	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成 22 年 2 月 1 日
事務所の位置	本庁：八女市本町 647（八女市役所） 支所：八女市黒木町今 1314-1（旧黒木町役場） 八女市立花町原島 95-1（旧立花町役場） 八女市矢部村北矢部 10528（旧矢部村役場） 八女市星野村 13102-1（旧星野村役場） （八女市上陽町北川内 547-1（旧上陽町役場））
人口	73,262 人（平成 17 年国勢調査）
面積	482.53 k m ²
市長	三田村 統之
市議会議長	松延 外喜

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>黒木町、立花町、矢部村及び星野村の財産（土地、建物、債権及び債務等）は、全て八女市に引き継ぐ</p> <p>黒木町黒木財産区有財産、同町豊岡財産区有財産、同町串毛財産区有財産、同町木屋財産区有財産、同町笠原財産区有財産及び同町大淵財産区有財産は、各々の財産区有財産として八女市に引き継ぐ</p>
--------	--

<p>議員の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>30名以内(合併の日までに調整) 合併前の八女市議会議員の残任期間に相当する期間に限り定数特例適用(合併前の八女市18名、旧黒木町6名、旧立花町5名、旧矢部村1名、旧星野村1名)</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員40名以内(定数、選挙区は合併の日までに調整) 合併前の八女市農業委員会委員の残任期間に限り在任特例適用(合併前の八女市公選委員17名、旧黒木町公選委員11名、旧立花町公選委員8名、旧矢部村公選委員2名、旧星野村公選委員3名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>法人市民税 法人税割 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、旧4町村の区域は現行税率(12.3%)とし、平成25年度から八女市の税率(14.7%)に統一する 固定資産税 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、旧4町村の区域は現行税率(1.4%)とし、平成25年度から八女市の税率(1.6%)に統一する その他の地方税 八女市の制度に統一する</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>八女市〇〇→現行のとおり 黒木町大字〇〇→八女市黒木町〇〇 立花町大字〇〇→八女市立花町〇〇 矢部村大字〇〇→八女市矢部村〇〇 星野村〇〇→八女市星野村〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

17 みやま市



(1) 合併市町村の概要

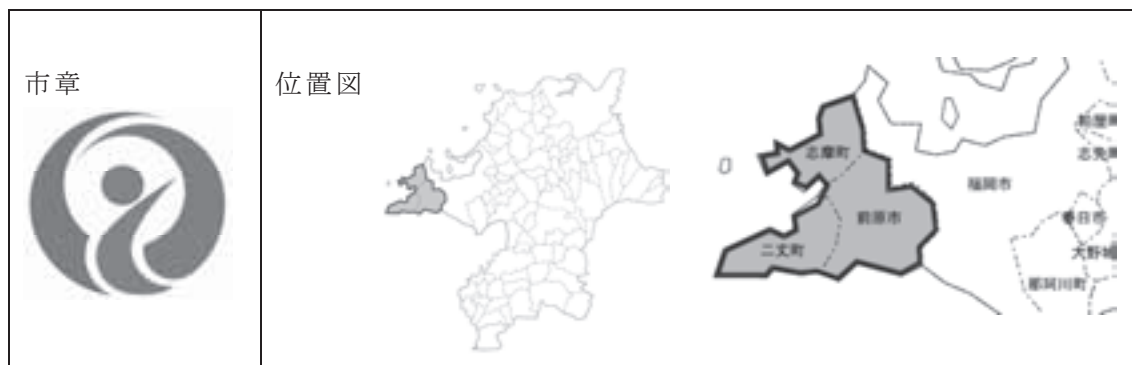
合併関係市町村	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 19 年 1 月 29 日
新市町村の名称	みやま市（みやまし） ※公募の中から合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：みやま市瀬高町小川 5（旧瀬高町役場） 支所：みやま市山川町立山 1278（旧山川町役場） みやま市高田町濃施 480（旧高田町役場）
人口	43,372 人（平成 17 年国勢調査）
面積	105.12 k m ²
市長	西原 親（会社役員）
市議会議長	牛嶋 利三（前山川町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	22 名 平成 19 年 7 月 31 日まで在任特例適用（旧瀬高町 18 名、旧山川町 10 名、旧高田町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 23 名 (旧瀬高町 9 名、旧山川町 5 名、旧高田町 9 名の選挙区を設ける)</p> <p>平成 19 年 7 月 19 日まで在任特例適用 (旧瀬高町公選委員 11 名、旧山川町公選委員 10 名、旧高田町公選委員 12 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり</p> <p>法人町民税 現行のとおり</p> <p>固定資産税 現行のとおり</p> <p>軽自動車税 現行のとおり</p> <p>(標識の再交付に係る弁償金は、旧山川町及び旧高田町の例による)</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p> <p>特別土地保有税 現行のとおり</p> <p>(免税点は、旧瀬高町及び旧高田町の例による)</p> <p>入湯税 旧瀬高町の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>瀬高町大字〇〇→みやま市瀬高町〇〇</p> <p>山川町大字〇〇→みやま市山川町〇〇</p> <p>高田町大字〇〇→みやま市高田町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

18 糸島市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 22 年 1 月 1 日
新市町村の名称	糸島市（いとしまし） ※合併協議会幹事会の提案をもとに合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：糸島市前原西一丁目 1 番 1 号（旧前原市役所） 分庁：糸島市二丈深江 1360（旧二丈町役場） 糸島市志摩初 30（旧志摩町役場）
人口	97,974 人（平成 17 年国勢調査）
面積	216.15 k m ²
市長	松本 嶺男（前前原市長）
市議会議長	有田 継雄（前前原市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	1 市 2 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	24 名（合併後最初の選挙に限り旧前原市 15 名、旧二丈町 4 名、旧志摩町 5 名の選挙区を設ける） 特例の適用なし

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 21 名 (旧前原市 11 名、旧二丈町 4 名、旧志摩町 6 名の選挙区を設ける) 新市設置後 1 箇月間は在任特例適用 (旧前原市 16 名、旧二丈町 13 名、旧志摩町 14 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 税率 14.7% (前原市にあわせる。ただし、合併年度は旧 2 町の区域は 12.3%) 固定資産税 標準税率 (宅地等評価の補正項目・補正率は、1 市 2 町の実状を勘案し段階的調整) 軽自動車税 標準税率 たばこ税 標準税率</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>前原市大字〇〇→糸島市〇〇 二丈町大字〇〇→糸島市二丈〇〇 志摩町大字〇〇→糸島市志摩〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧前原市、旧二丈町、旧志摩町の各区域に設置 (合併から 5 年以内で市長が定める日まで)</p>

V 資料編

1 福岡県内市町村地図

- ・ 平成の合併以前の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
- ・ 福岡県市町村合併マップ（vol.1～vol.70）・・・・・・・・・・ 167
- ・ 福岡県の合併市町村（平成15年度～平成21年度までの福岡県内市町村の合併の状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

2 平成の合併以前の福岡県の取組関係

- ・ 福岡県広域行政研究会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
- ・ 福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子（H11.7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
- ・ 福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書～市町村合併の阻害要因への対応策～」の骨子（H12.5）・・・・ 206
- ・ 福岡県広域行政推進支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209

3 合併旧法下での福岡県の取組関係

- ・ 福岡県市町村合併推進要綱策定会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
- ・ 福岡県市町村合併推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
- ・ 福岡県市町村合併外部講師派遣要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
- ・ 福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
- ・ 福岡県合併協議会支援事業交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
- ・ 福岡県市町村合併推進特例交付金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
- ・ 福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される合併市町村に係る福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
- ・ 福岡県市町村合併支援本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246

- ・ 福岡県市町村合併支援連絡調整会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・247
- ・ 市町村合併支援本部等の開催状況・・・・・・・・・・・・・248

4 合併新法下での福岡県の取組関係

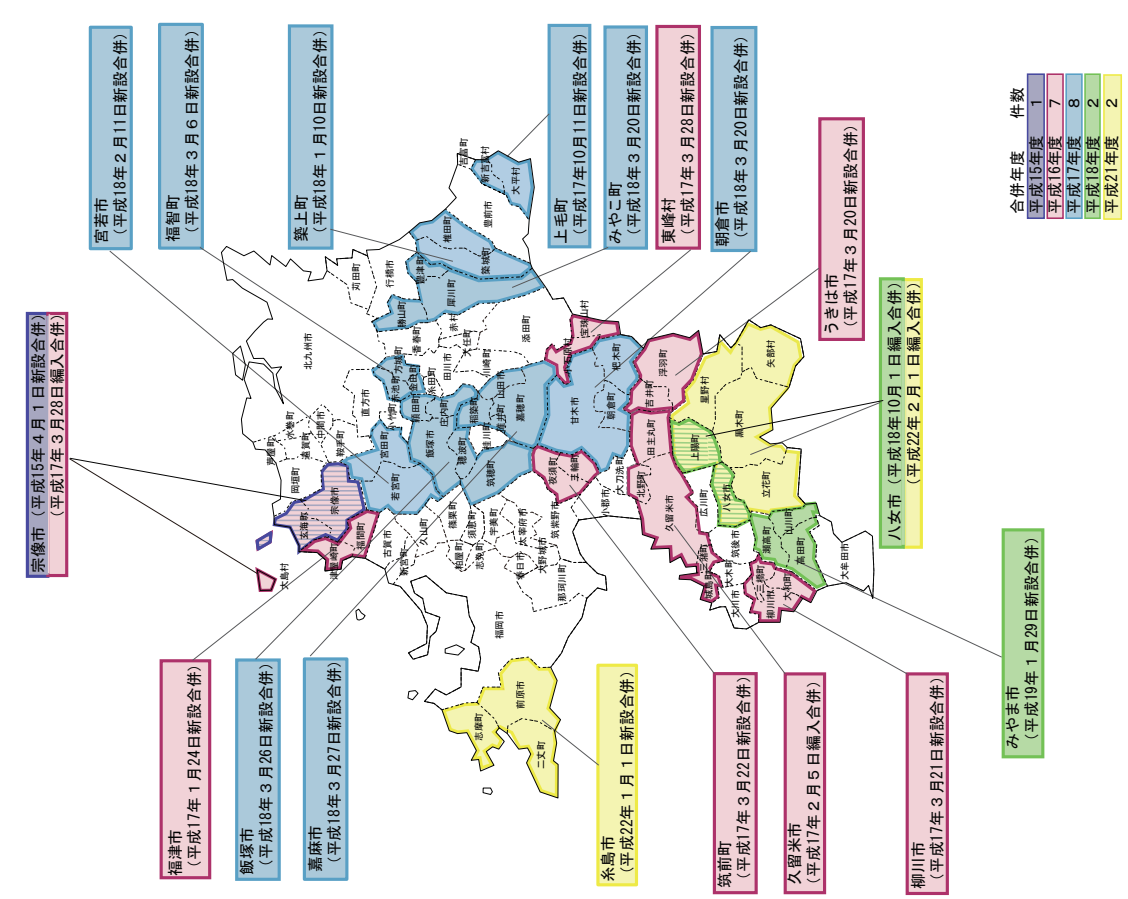
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会条例・・・・・・・・・・・・・249
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会運営規程・・・・・・・・・・・・・250
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の会議の傍聴に関する規程・・・・・・・・・・・・・251
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・252
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の開催状況等・・・・・・・・・・・・・253
- ・ 福岡県の市町村合併推進構想に関する答申（概要）・・・・・・・・・・・・・254
- ・ 福岡県市町村合併推進構想・・・・・・・・・・・・・257
- ・ 福岡県市町村合併推進構想（平成20年2月変更）・・・・・・・・・・・・・273
- ・ 福岡県市町村合併支援プラン・・・・・・・・・・・・・275
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金の概要・・・・・・・・・・・・・277
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・278

5 その他

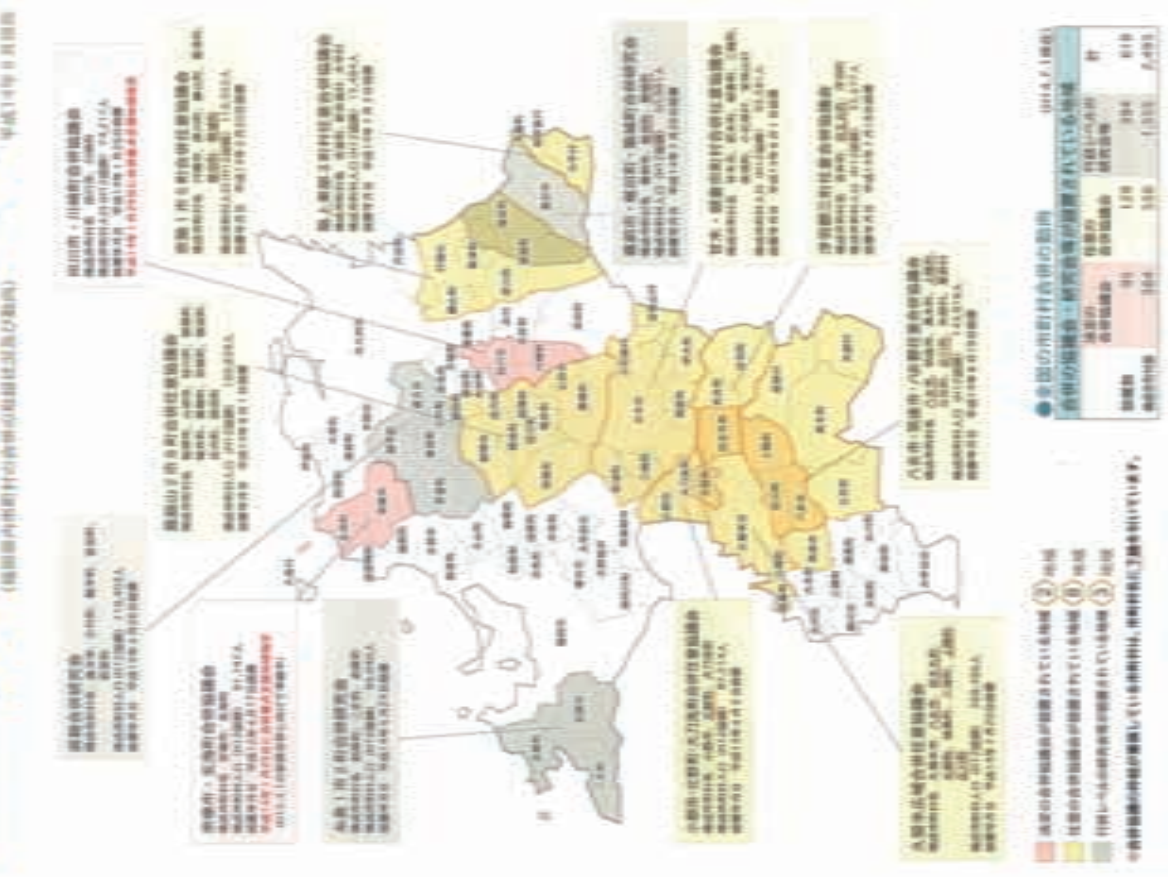
- ・ 福岡県の市町村合併の状況（第8回福岡県市町村合併推進審議会資料1）・・・・・・281
- ・ 法改正後の取組について（第8回福岡県市町村合併推進審議会資料2）・・・・・・290

1 福岡県内市町村地図

平成の合併以前の状況



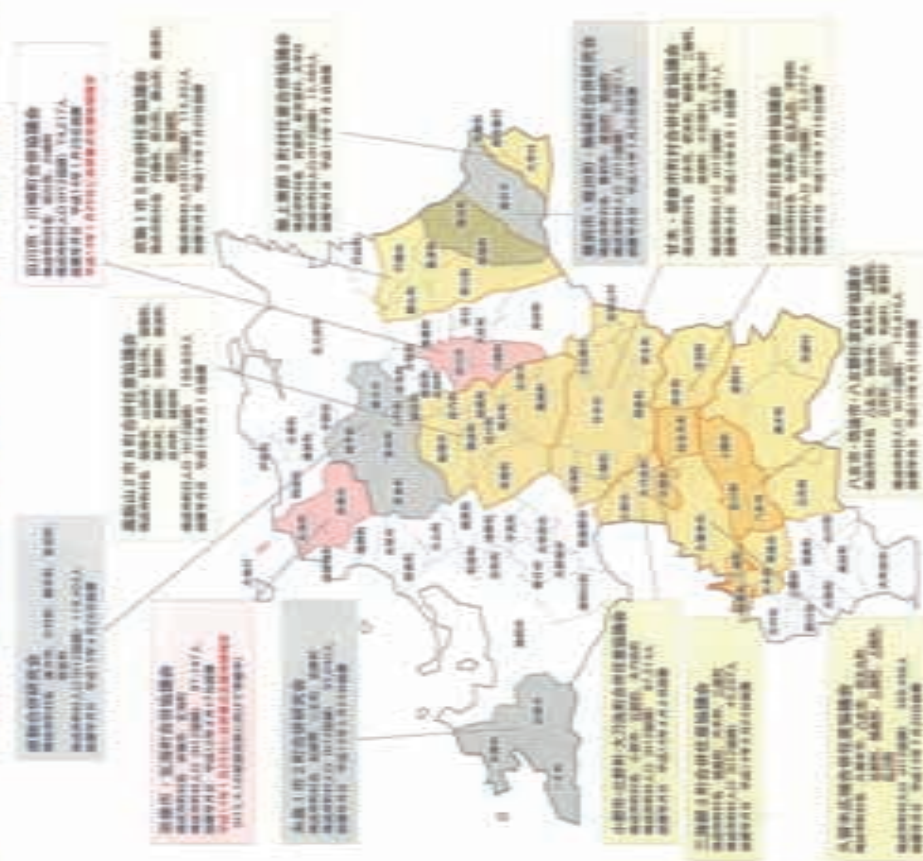
福岡県市町村合併マップ



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進捗状況及び時期)

平成14年10月現在



● 全国の市町村合併の動向 (2014.7.現在)

合併済みの市町村数 ② 10月 2002年
 合併中の市町村数 ① 10月 1004市町村
 合併していない市町村数 ③ 10月 2002年
 合併済みの市町村数 ④ 10月 2002年

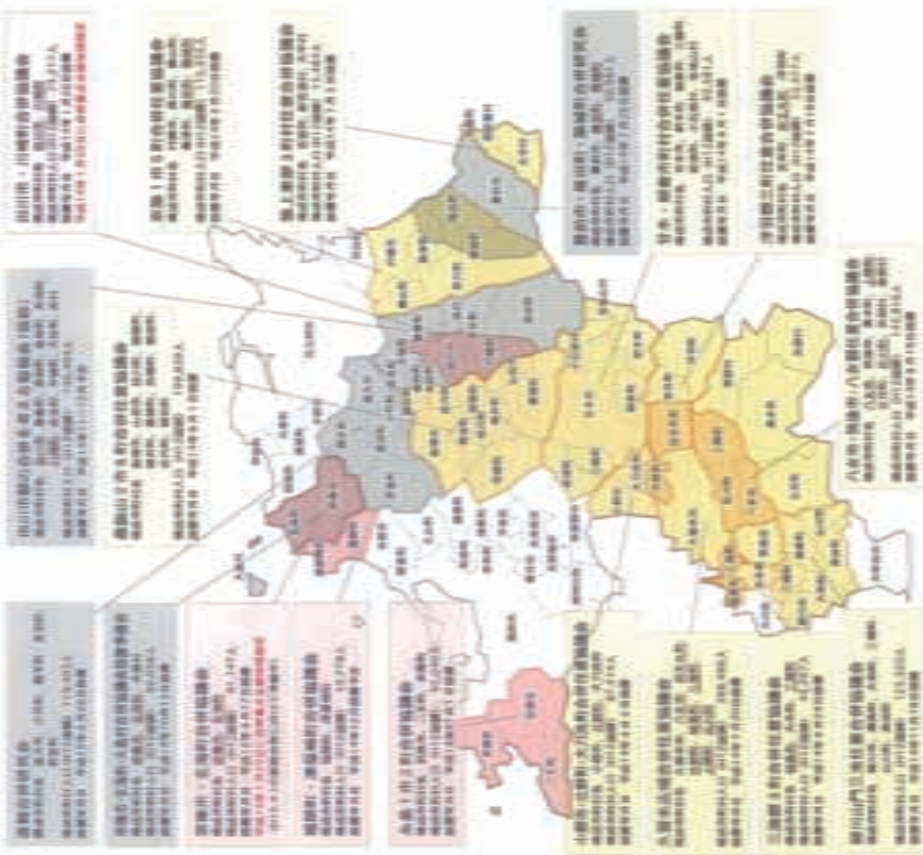
合計 10月 1700市町村 (1004市町村)
 ① ② ③ ④

合併の進捗状況 - 研究が進められている地域		2014.7.現在	
合併中の市町村数	合併済みの市町村数	合併中の市町村数	合併済みの市町村数
10	170	104	1014
100	1700	1054	2,028

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進捗状況及び時期)

平成14年11月現在



● 全国の市町村合併の動向 (2014.10.現在)

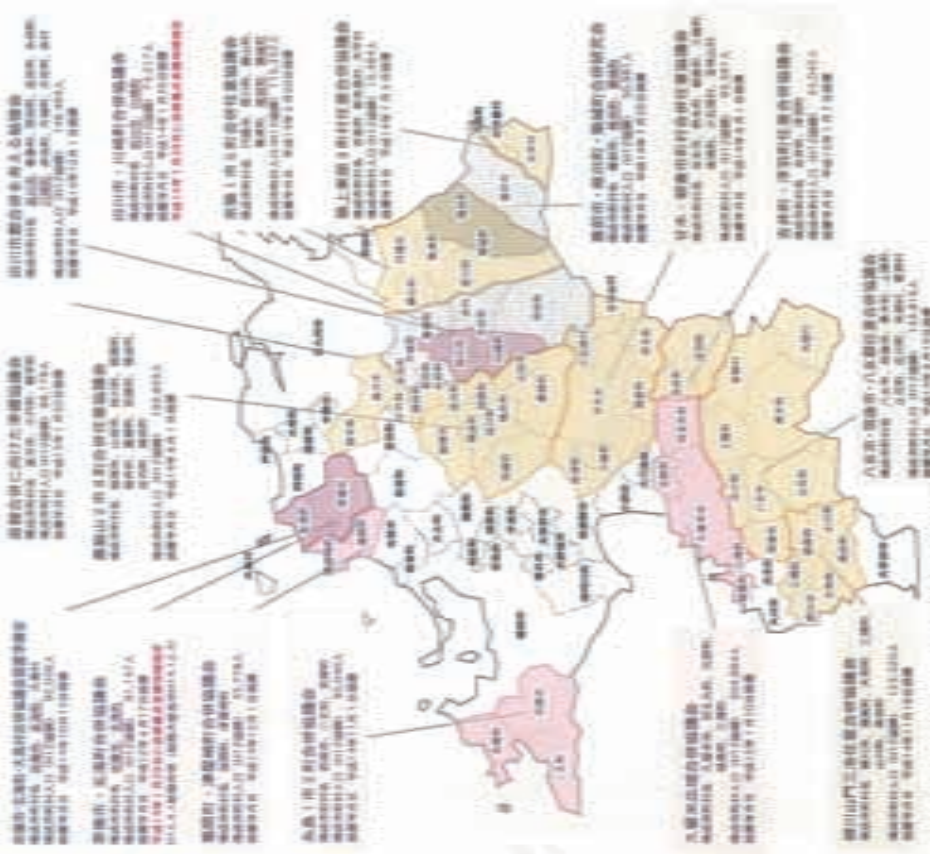
合併済みの市町村数 ② 10月 2002年
 合併中の市町村数 ① 10月 1004市町村
 合併していない市町村数 ③ 10月 2002年
 合併済みの市町村数 ④ 10月 2002年

合計 10月 1700市町村 (1004市町村)
 ① ② ③ ④

合併の進捗状況 - 研究が進められている地域		2014.10.現在	
合併中の市町村数	合併済みの市町村数	合併中の市町村数	合併済みの市町村数
10	170	104	1014
100	1700	1054	2,028

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進展状況及び関係 vol.6) 平成15年2月現在



注：赤線は合併完了している市町村、黄線は合併中、グレーは合併予定市町村を示す。

●全国の市町村合併の動向

合併の進展率		合併率が最も遅れている市町村	
市町村数	割合	市町村数	割合
完了済	140	199	32%
合併中	791	827	104%
合併予定	10	227	227%
合計	941	1,053	112%

出典：国土交通省「合併の進展状況」(平成15年1月現在)

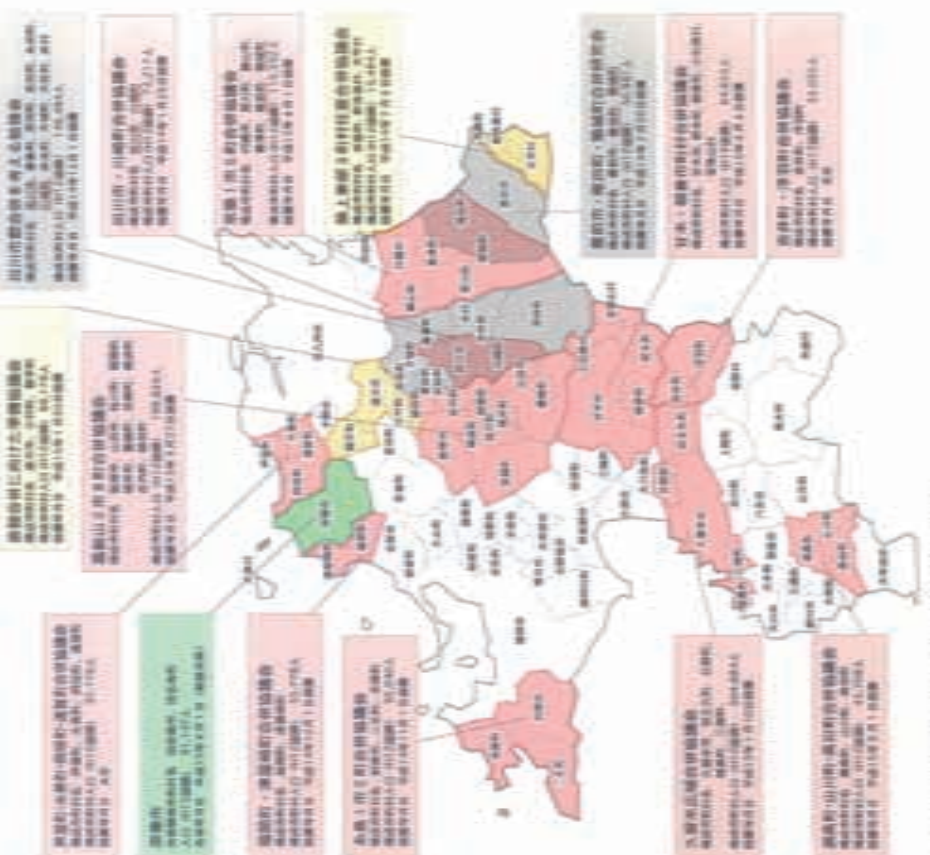
●全国の前市町村合併の動向

合併の進展率		合併率が最も遅れている市町村	
市町村数	割合	市町村数	割合
完了済	130	199	32%
合併中	791	827	104%
合併予定	10	227	227%
合計	931	1,053	112%

出典：国土交通省「合併の進展状況」(平成15年1月現在)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進展状況及び関係 vol.7) 平成15年4月現在



注：赤線は合併完了している市町村、黄線は合併中、グレーは合併予定市町村を示す。

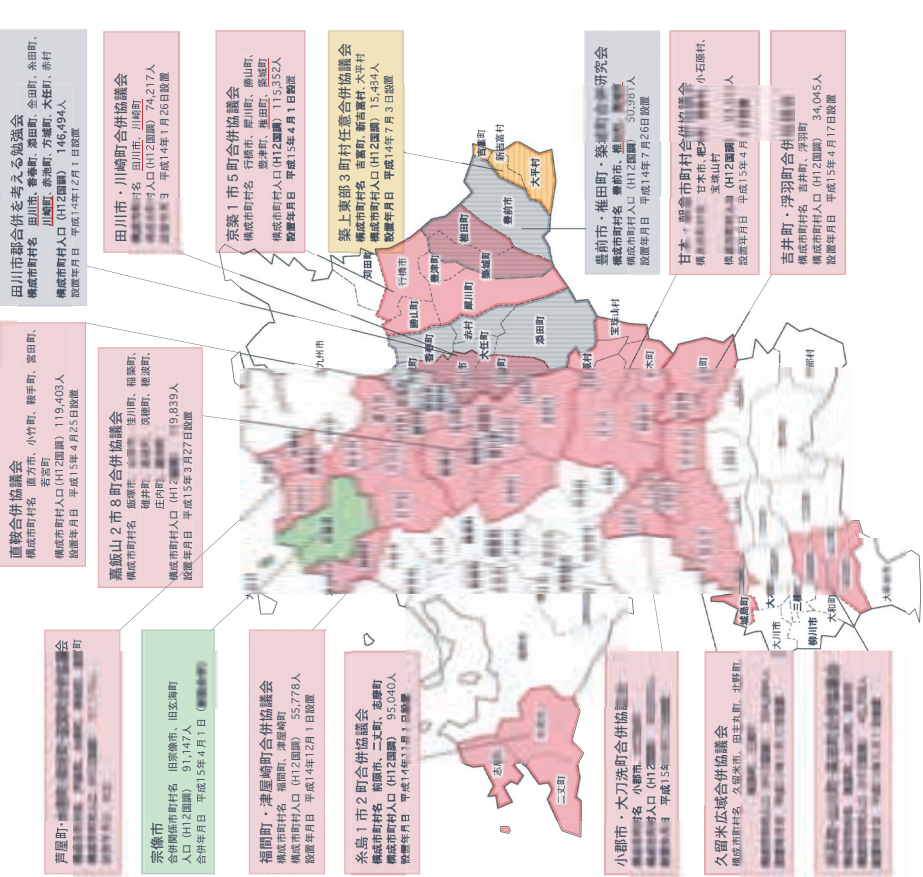
●全国の前市町村合併の動向

合併の進展率		合併率が最も遅れている市町村	
市町村数	割合	市町村数	割合
完了済	130	199	32%
合併中	791	827	104%
合併予定	10	227	227%
合計	931	1,053	112%

出典：国土交通省「合併の進展状況」(平成15年1月現在)

福岡県市町村合併マップ

平成15年5月現在
(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.9)



●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	296	167	240	703
構成市町村数	1,218	648	665	2,531
	(2,531/3,190=79.3%)			

※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

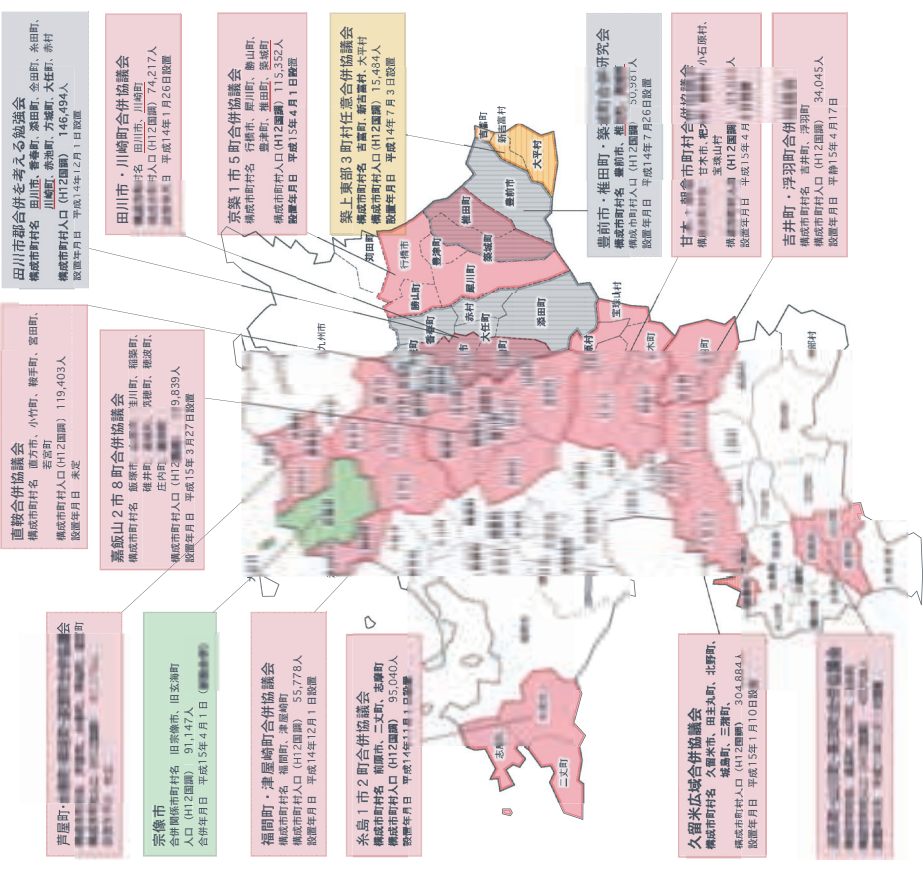
●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	192	827	1,041	2,659
構成市町村数	791	1,041	1,041	2,659
	(2,659/3,217=82.7%)			

4月1日現在 (速報値)の法定の合併協議会設置数296、構成市町村数1,218

福岡県市町村合併マップ

平成15年4月現在
(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.8)



●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	192	827	1,041	2,659
構成市町村数	791	1,041	1,041	2,659
	(2,659/3,217=82.7%)			

4月1日現在 (速報値)の法定の合併協議会設置数296、構成市町村数1,218

※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

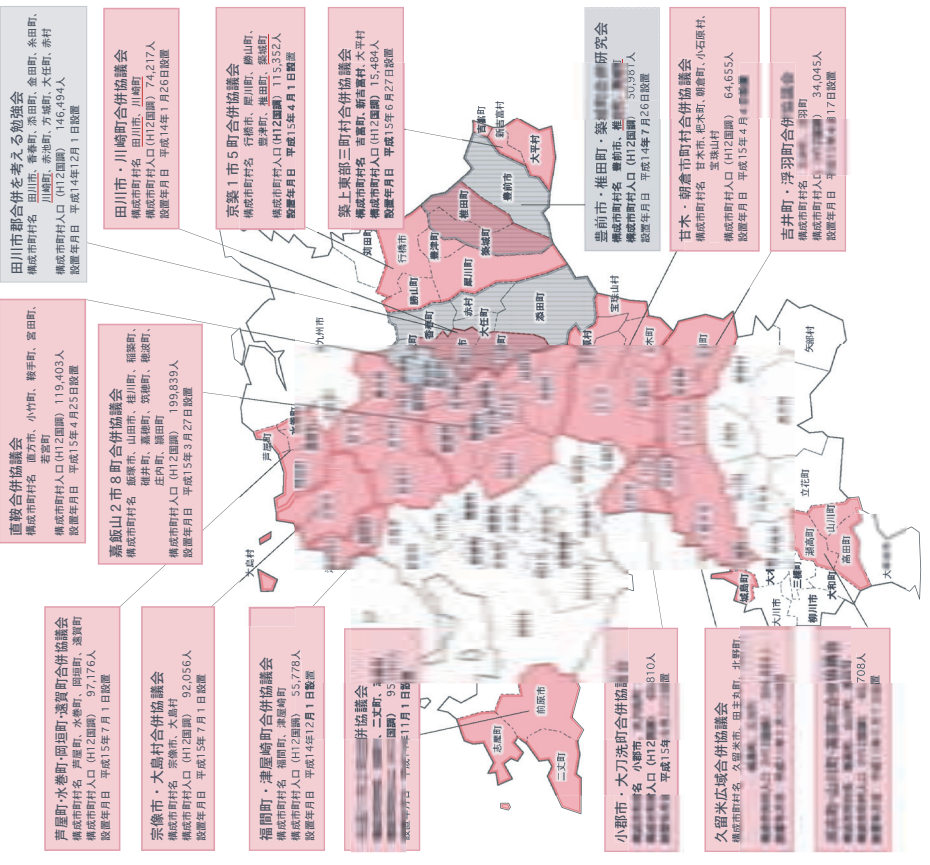
●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	195	327	714	1,236
構成市町村数	791	1,041	1,041	2,659
	(1,236/2,659=46.5%)			

4月1日現在 (速報値)の任意の合併協議会設置数296、構成市町村数1,218

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.10) 平成15年7月現在



※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

●法定的合併協議会が...
●行政レベルの研究会等が...
●設置されている地域

●注：() 内の市町村数は異数です。

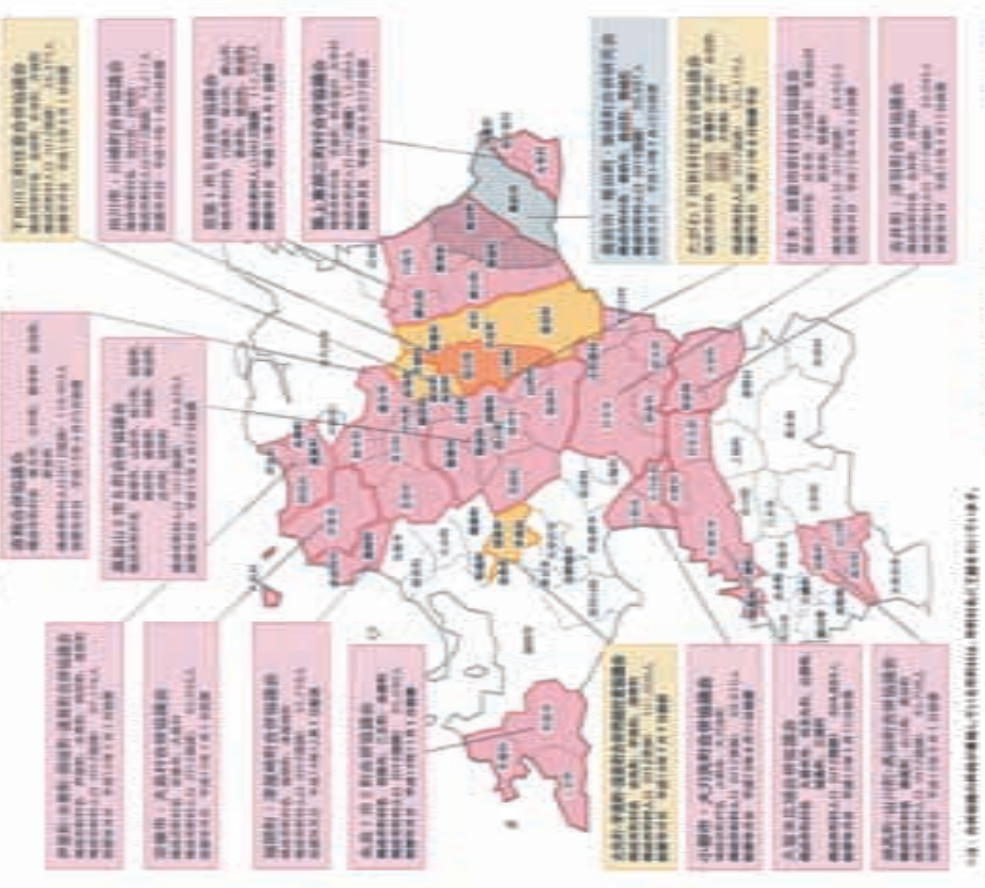
14	地域	10市39町5村
2	地域	2市10町1村
16	地域	12市49町6村(11市46町6村)
合計		24市59町7村

●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

法定的合併協議会	任意の合併協議会	研究会等	行政レベルの研究会等	計
296	167	240	703	
設置数				
1,218	648	665	2,531	
構成市町村数				
(2,531/3,190≒79.3%)				

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.11) 平成15年9月現在



●法定的合併協議会
●行政レベルの研究会等
●設置されている地域

●注：() 内の市町村数は異数です。

14	地域	10市39町5村
3	地域	1市10町1村
1	地域	1市0町0村
合計		12市49町6村(11市46町6村)

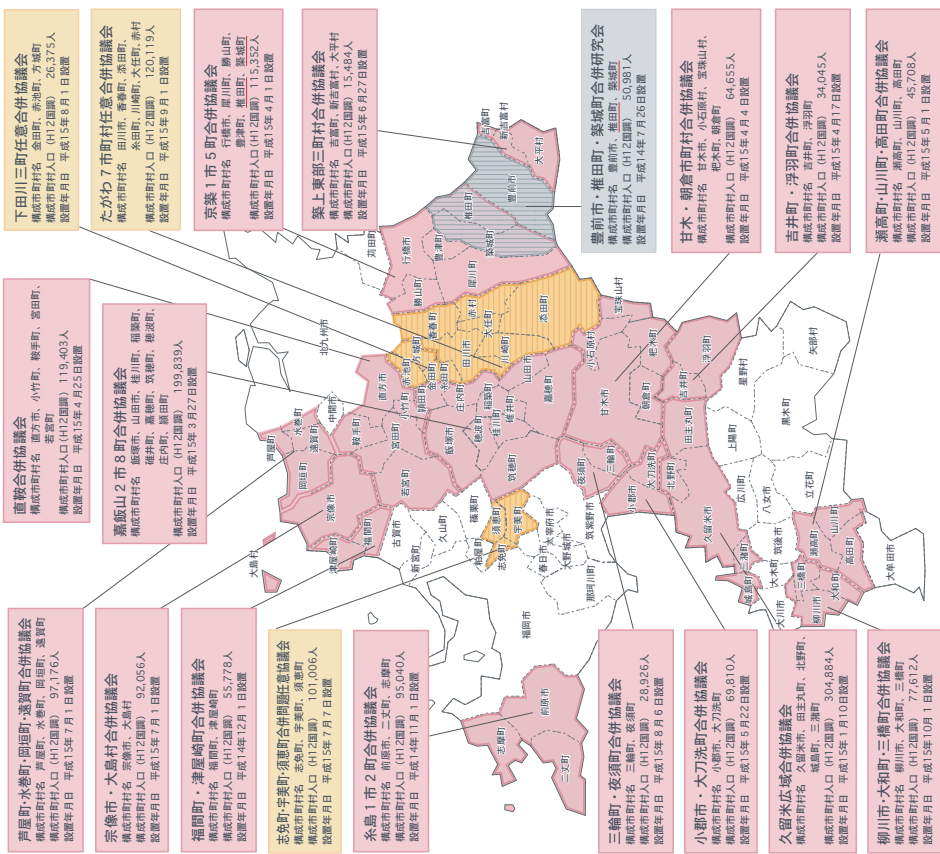
●全国市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

法定的合併協議会	任意の合併協議会	研究会等	行政レベルの研究会等	計
296	167	240	703	
設置数				
1,218	648	665	2,531	
構成市町村数				
(2,531/3,190≒79.3%)				

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.4)

平成15年10月現在



● 全国の市町村合併の動向 (H15.7.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域

法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
357	160	213	730
設置数	1,442	592	550
構成員村数	1,442	592	2,564

(2,564/3,185≒80.5%)

※注：() 内の市町村数は異数です。

● 全国の市町村合併の動向 (H15.7.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域

法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
357	160	213	730
設置数	1,442	592	550
構成員村数	1,442	592	2,564

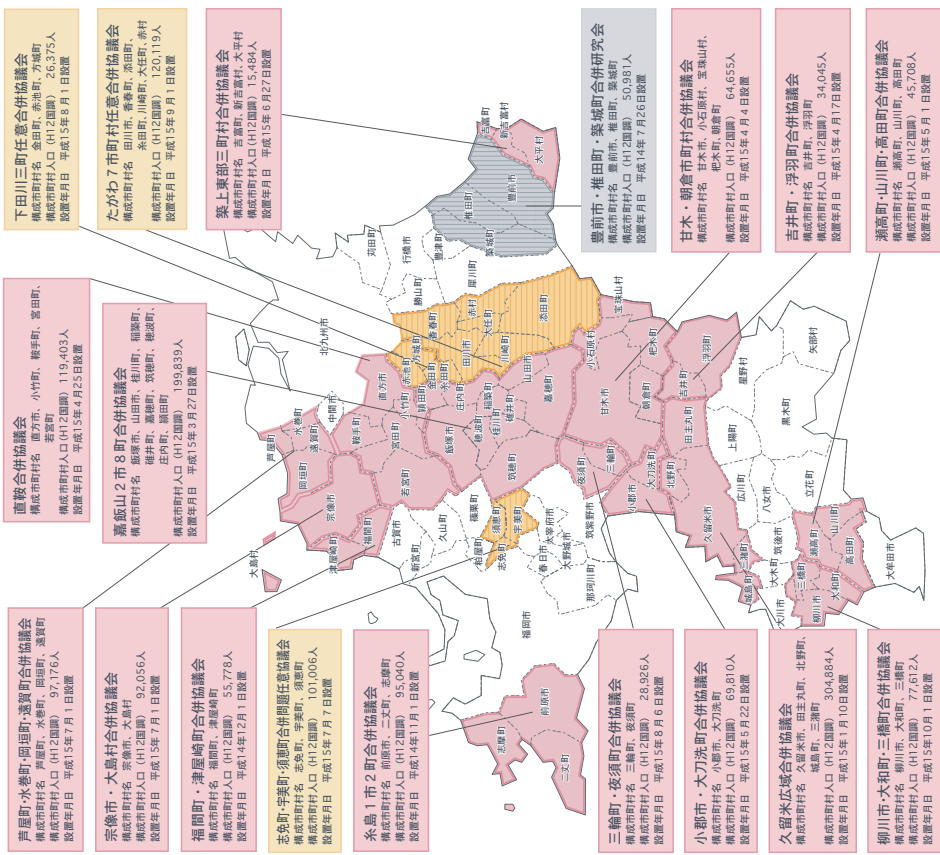
(2,564/3,185≒80.5%)

※注：() 内の市町村数は異数です。

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.5)

平成15年12月現在



● 全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域

法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
421	139	182	742
設置数	1,652	500	411
構成員村数	1,652	500	2,563

(2,563/3,181≒80.6%)

● 全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

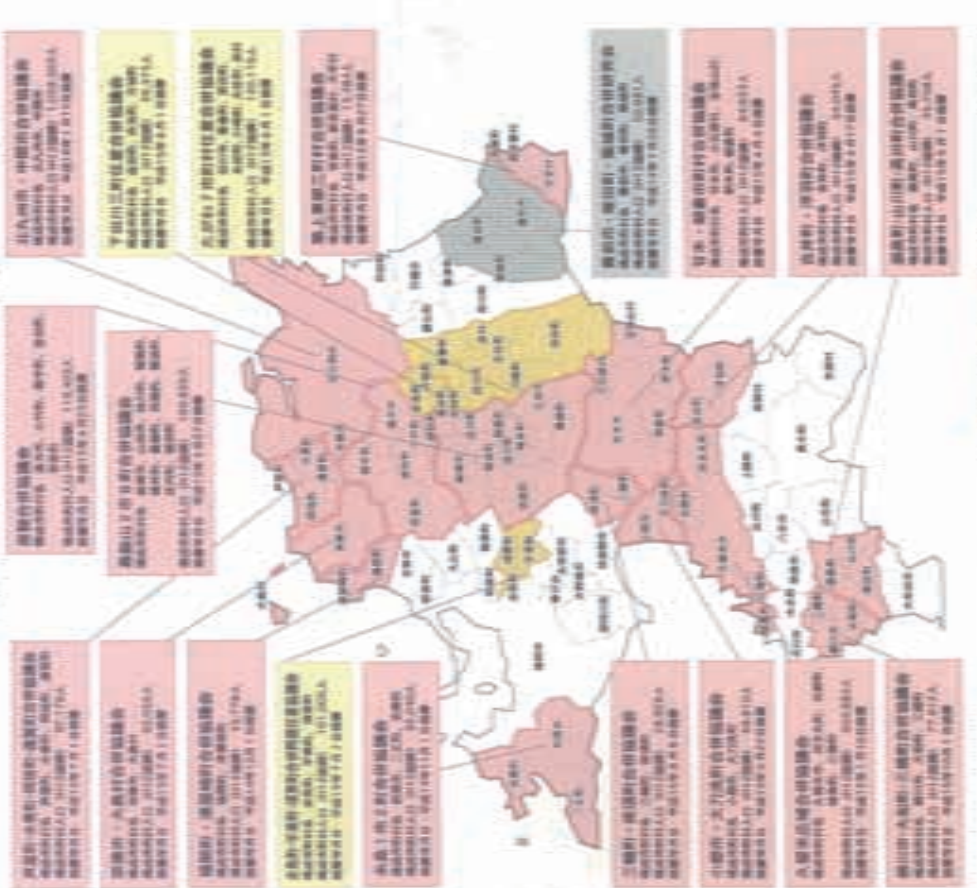
合併の協議会・研究会等が設置されている地域

法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
421	139	182	742
設置数	1,652	500	411
構成員村数	1,652	500	2,563

(2,563/3,181≒80.6%)

福岡県市町村合併マップ

福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.17 平成16年1月現在



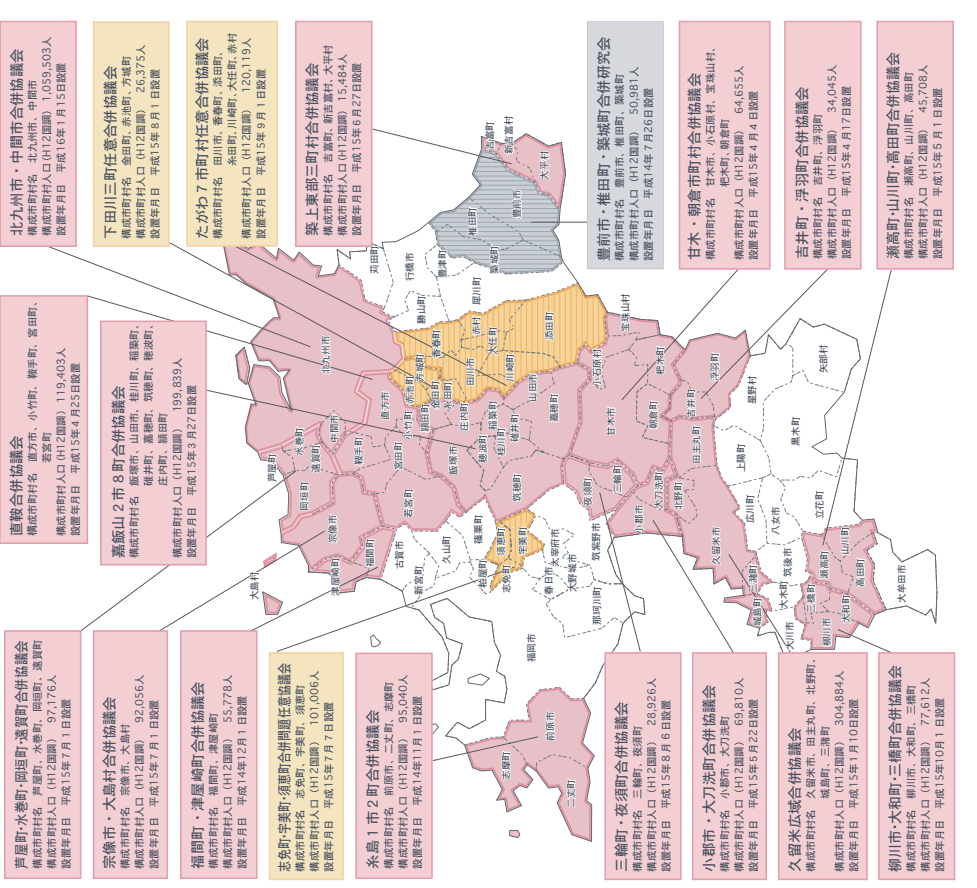
●全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

資料の出典等：研究等が設置された地域

設置年	設置数	設置された地域
19年度以前	488	100
19年度以降	139	182
合計	627	282

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.16) 平成16年1月現在



●全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域

設置数	設置された地域	合計
421	139	182
1,652	500	411
合計	2,073	2,563

(2,563/3,181と80.6%)

④ 任意の合併協議会が設置されている地域

③ 行政レベルの研究会等が設置されている地域

① 19年度以降に設置されている地域

② 19年度以前に設置されている地域

15 地域 11市3町5村

3 地域 1市11町1村

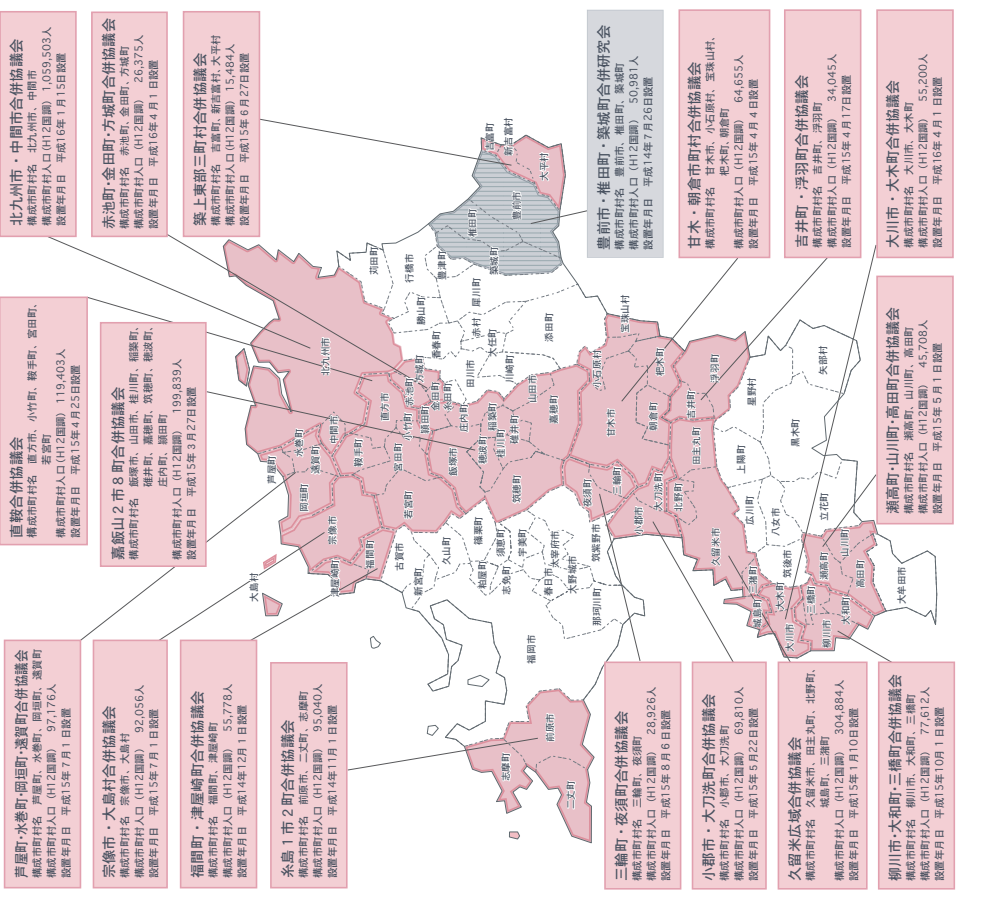
1 地域 1市2町1村

19 地域 13市50町6村

合計 (65/96と67.9%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.20) 平成16年4月現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.1.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
任意の合併協議会	行政レベルの研究等
488	150
1,840	275
384	757
1,499	2,499

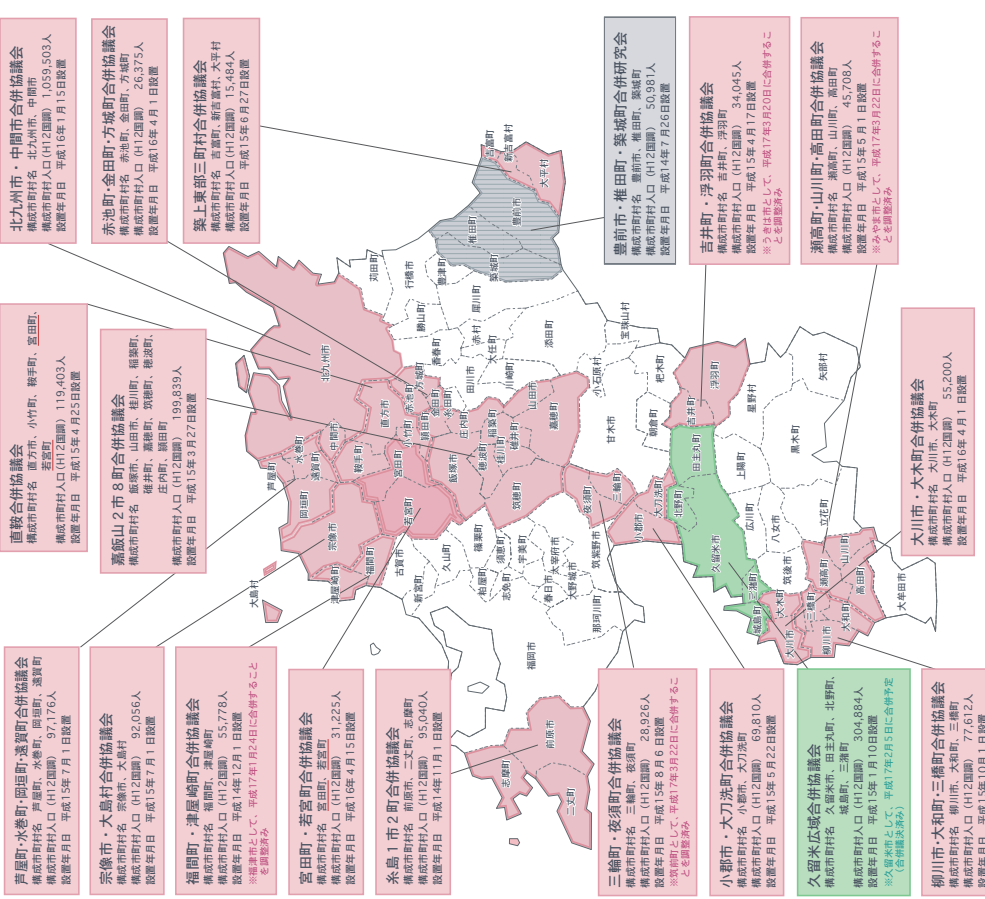
(2,499/3,176=78.7%)

61町村 (61/96=63.5%)

17 地域 12市4町5村
 地域 市町村
 1 地域 1市2町村
 18 地域 13市4町3村
 合計 (61/96=63.5%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.2.1) 平成16年5月現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等
534	72	121
1,891	197	247
2,335	727	2,335

(2,335/3,100=75.3%)

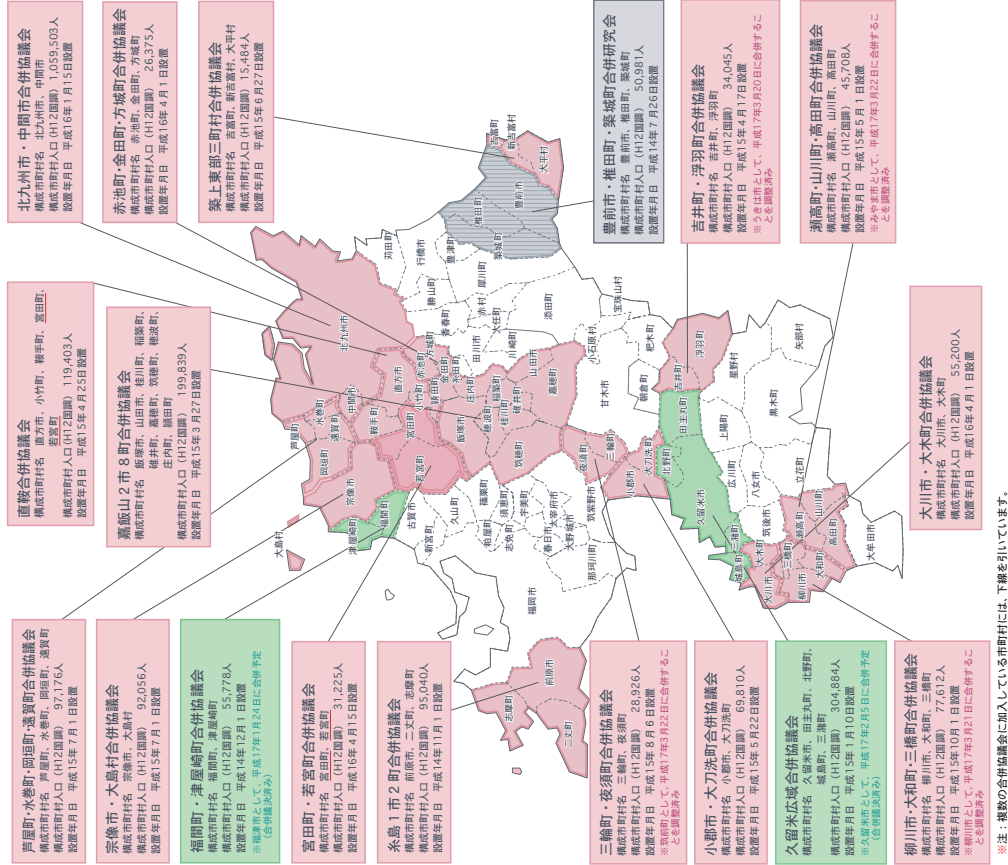
56町村 (56/96=58.3%)

17 地域 11市3町3村
 地域 市町村
 1 地域 1市2町村
 18 地域 12市4町3村
 合計 (56/96=58.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.22)

平成16年6月現在



※注：複数の合併協議会に加入している市町村には、下線を引いています。

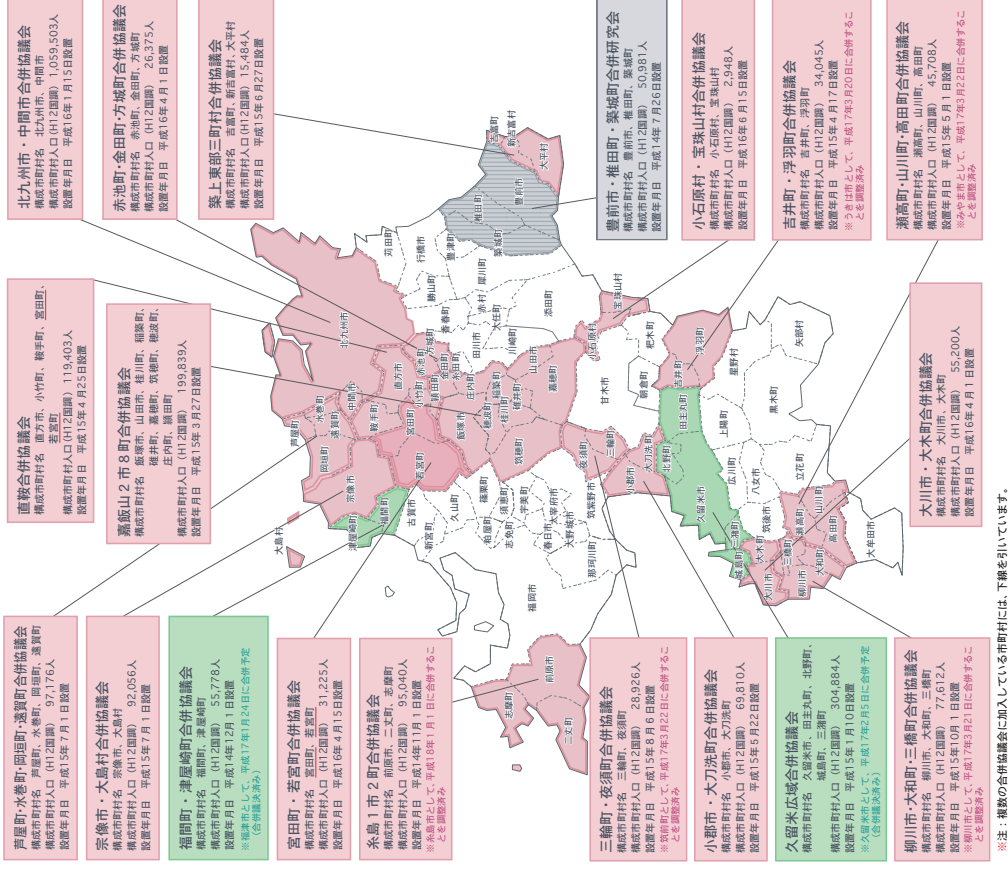
●全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

法定の合併協議会が設置されている地域	行政レベルの研究会等	計
17地域	11市39町3村	52
1地域	1市2町	247
18地域	12市41町3村	2,335
合計		2,335 / 31,007 = 5.83%

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.23)

平成16年6月現在



※注：複数の合併協議会に加入している市町村には、下線を引いています。

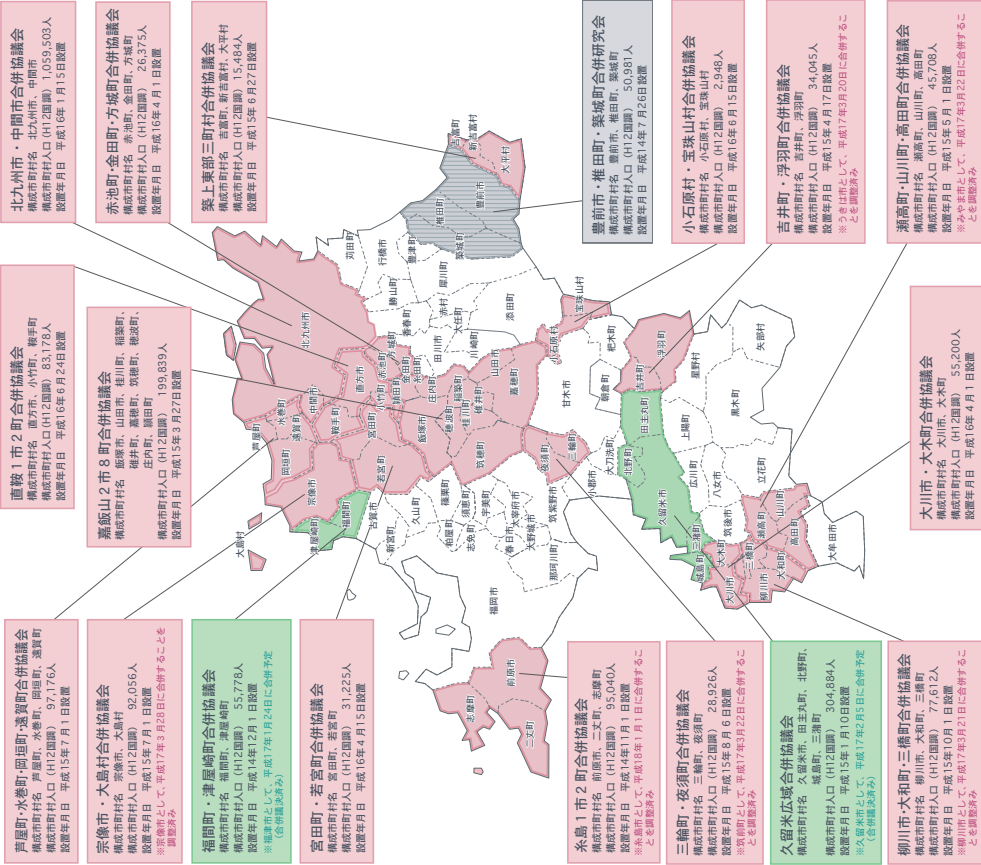
●全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

法定の合併協議会・研究会等が設置されている地域	行政レベルの研究会等	計
18地域	11市39町5村	534
1地域	1市2町	1,891
19地域	12市41町5村	2,335
合計		2,335 / 31,100 = 7.53%

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.2.4)

平成16年7月現在



芦屋町・水巻町・阿豆町・遠賀町合併協議会
 構成市町村名 芦屋町、水巻町、阿豆町、遠賀町
 構成市町村人口 (H12国調) 97,176人
 設置年月日 平成15年7月1日設置

宗像市・大島村合併協議会
 構成市町村名 宗像市、大島村
 構成市町村人口 (H12国調) 92,056人
 設置年月日 平成15年7月1日設置

福岡市・津屋崎町合併協議会
 構成市町村名 福岡市、津屋崎町
 構成市町村人口 (H12国調) 55,778人
 設置年月日 平成14年12月1日設置

宮田町・若宮町合併協議会
 構成市町村名 宮田町、若宮町
 構成市町村人口 (H12国調) 31,225人
 設置年月日 平成16年4月15日設置

糸島市1市2町合併協議会
 構成市町村名 前原市、二丈町、志摩町
 構成市町村人口 (H12国調) 95,040人
 設置年月日 平成14年11月1日設置

三輪町・夜須町合併協議会
 構成市町村名 三輪町、夜須町
 構成市町村人口 (H12国調) 28,926人
 設置年月日 平成15年6月6日設置

久留米広域合併協議会
 構成市町村名 久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三浦町
 構成市町村人口 (H12国調) 304,884人
 設置年月日 平成15年1月10日設置

柳川市・大和町・三橋町合併協議会
 構成市町村名 柳川市、大和町、三橋町
 構成市町村人口 (H12国調) 77,612人
 設置年月日 平成15年10月1日設置

大川市・大木町合併協議会
 構成市町村名 大川市、大木町
 構成市町村人口 (H12国調) 55,200人
 設置年月日 平成16年4月1日設置

北九州市・中門市合併協議会
 構成市町村名 北九州市、中門市
 構成市町村人口 (H12国調) 1,059,503人
 設置年月日 平成16年1月15日設置

赤池町・金田町・方城町合併協議会
 構成市町村名 赤池町、金田町、方城町
 構成市町村人口 (H12国調) 26,375人
 設置年月日 平成16年4月1日設置

築上東部三町村合併協議会
 構成市町村名 築上町、三好町、三井町
 構成市町村人口 (H12国調) 15,484人
 設置年月日 平成15年6月27日設置

豊前市・椎田町・築城町合併研究会
 構成市町村名 豊前市、椎田町、築城町
 構成市町村人口 (H12国調) 50,981人
 設置年月日 平成14年7月26日設置

小石原村・宝珠山村合併協議会
 構成市町村名 小石原村、宝珠山村
 構成市町村人口 (H12国調) 2,948人
 設置年月日 平成16年6月15日設置

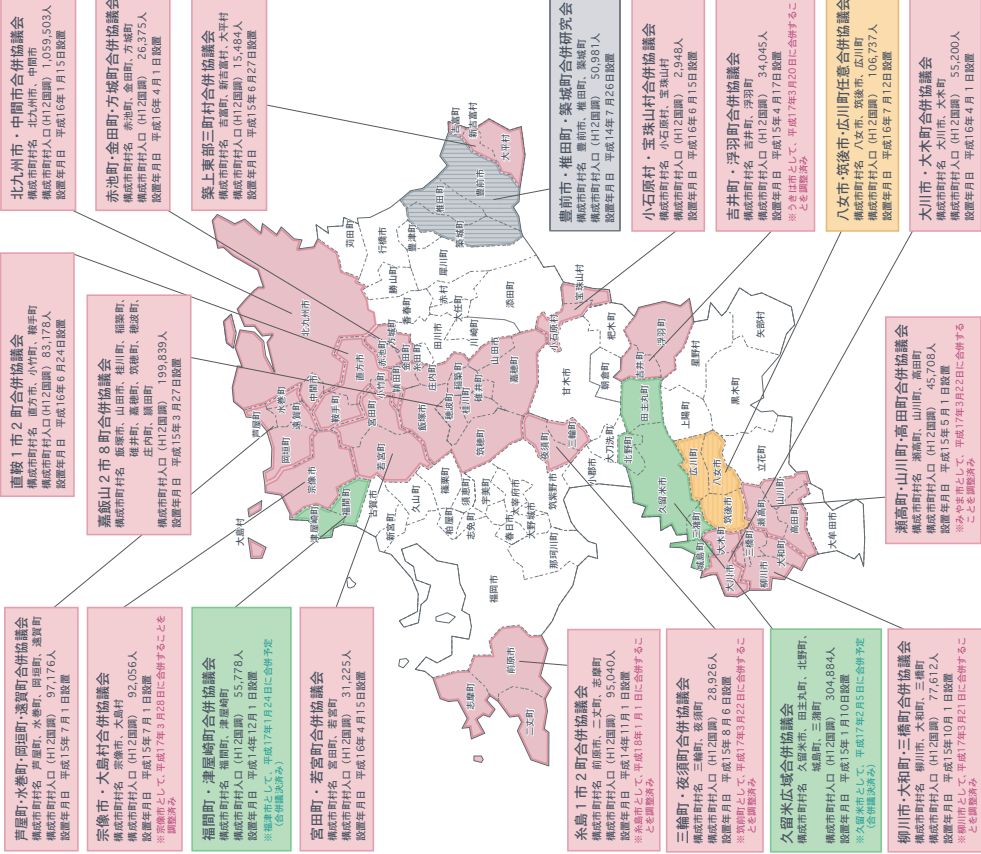
吉井町・浮羽町合併協議会
 構成市町村名 吉井町、浮羽町
 構成市町村人口 (H12国調) 34,045人
 設置年月日 平成15年4月17日設置

瀬高町・山川町・高田町合併協議会
 構成市町村名 瀬高町、山川町、高田町
 構成市町村人口 (H12国調) 45,708人
 設置年月日 平成15年5月1日設置

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.2.5)

平成16年7月12日現在



芦屋町・水巻町・阿豆町・遠賀町合併協議会
 構成市町村名 芦屋町、水巻町、阿豆町、遠賀町
 構成市町村人口 (H12国調) 97,176人
 設置年月日 平成15年7月1日設置

宗像市・大島村合併協議会
 構成市町村名 宗像市、大島村
 構成市町村人口 (H12国調) 92,056人
 設置年月日 平成15年7月1日設置

福岡市・津屋崎町合併協議会
 構成市町村名 福岡市、津屋崎町
 構成市町村人口 (H12国調) 55,778人
 設置年月日 平成14年12月1日設置

宮田町・若宮町合併協議会
 構成市町村名 宮田町、若宮町
 構成市町村人口 (H12国調) 31,225人
 設置年月日 平成16年4月15日設置

糸島市1市2町合併協議会
 構成市町村名 前原市、二丈町、志摩町
 構成市町村人口 (H12国調) 95,040人
 設置年月日 平成14年11月1日設置

三輪町・夜須町合併協議会
 構成市町村名 三輪町、夜須町
 構成市町村人口 (H12国調) 28,926人
 設置年月日 平成15年6月6日設置

久留米広域合併協議会
 構成市町村名 久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三浦町
 構成市町村人口 (H12国調) 304,884人
 設置年月日 平成15年1月10日設置

柳川市・大和町・三橋町合併協議会
 構成市町村名 柳川市、大和町、三橋町
 構成市町村人口 (H12国調) 77,612人
 設置年月日 平成15年10月1日設置

大川市・大木町合併協議会
 構成市町村名 大川市、大木町
 構成市町村人口 (H12国調) 55,200人
 設置年月日 平成16年4月1日設置

北九州市・中門市合併協議会
 構成市町村名 北九州市、中門市
 構成市町村人口 (H12国調) 1,059,503人
 設置年月日 平成16年1月15日設置

赤池町・金田町・方城町合併協議会
 構成市町村名 赤池町、金田町、方城町
 構成市町村人口 (H12国調) 26,375人
 設置年月日 平成16年4月1日設置

築上東部三町村合併協議会
 構成市町村名 築上町、三好町、三井町
 構成市町村人口 (H12国調) 15,484人
 設置年月日 平成15年6月27日設置

豊前市・椎田町・築城町合併研究会
 構成市町村名 豊前市、椎田町、築城町
 構成市町村人口 (H12国調) 50,981人
 設置年月日 平成14年7月26日設置

小石原村・宝珠山村合併協議会
 構成市町村名 小石原村、宝珠山村
 構成市町村人口 (H12国調) 2,948人
 設置年月日 平成16年6月15日設置

吉井町・浮羽町合併協議会
 構成市町村名 吉井町、浮羽町
 構成市町村人口 (H12国調) 34,045人
 設置年月日 平成15年4月17日設置

瀬高町・山川町・高田町合併協議会
 構成市町村名 瀬高町、山川町、高田町
 構成市町村人口 (H12国調) 45,708人
 設置年月日 平成15年5月1日設置

● 全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域

任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数 534	121	727
設置されている地域 19	247	2,335
合計	1,891	2,335

(2,335/31,100=75.3%)

59市町村 (59/96=61.4%)

● 全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

法の合併協議会が設置されている地域

行政レベルの研究会等が設置されている地域	任意の合併協議会が設置されている地域	計
設置数 534	121	727
設置されている地域 18	247	2,335
合計	1,891	2,335

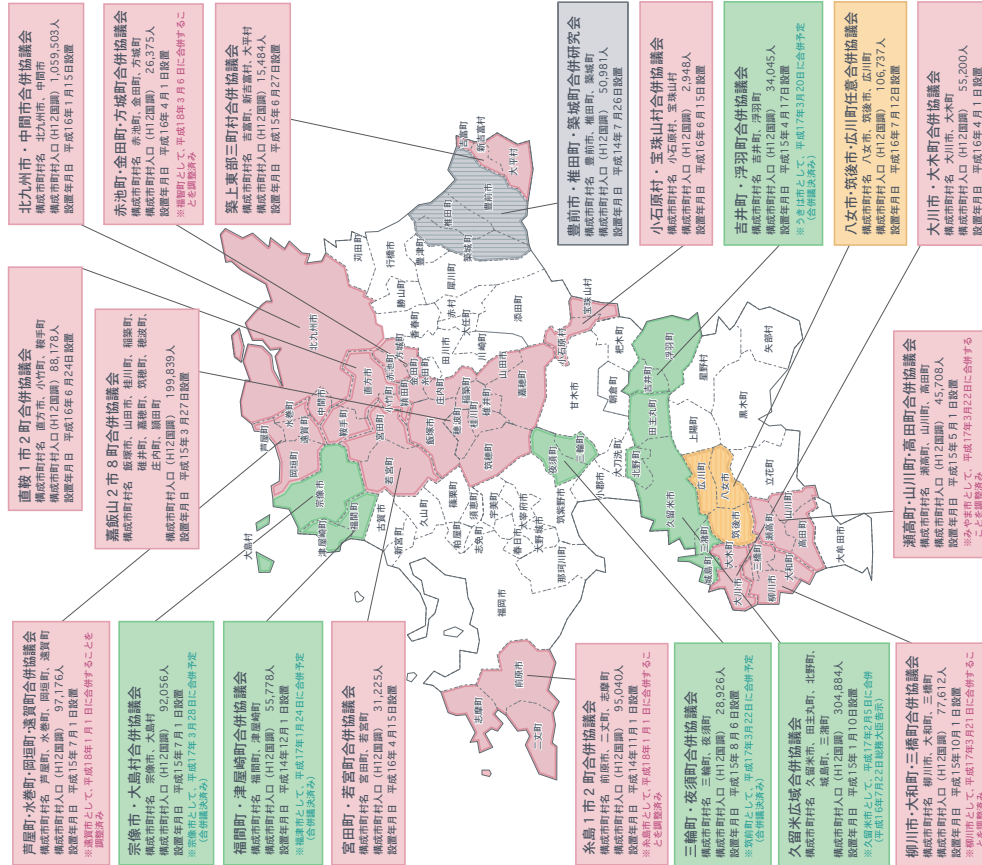
(2,335/31,100=75.3%)

56市町村 (56/96=58.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.26)

平成16年8月10日現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

合併の合弁協議会が設置されている地域

法定の合併協議会	577	1,944
任意の合併協議会	56	214
合計	633	2,158

行政レベルの研究会等

任意の研究会等	110	743
合計	110	743

設置数

設置数	577	1,944
構成市町村	165	214
合計	742	2,158

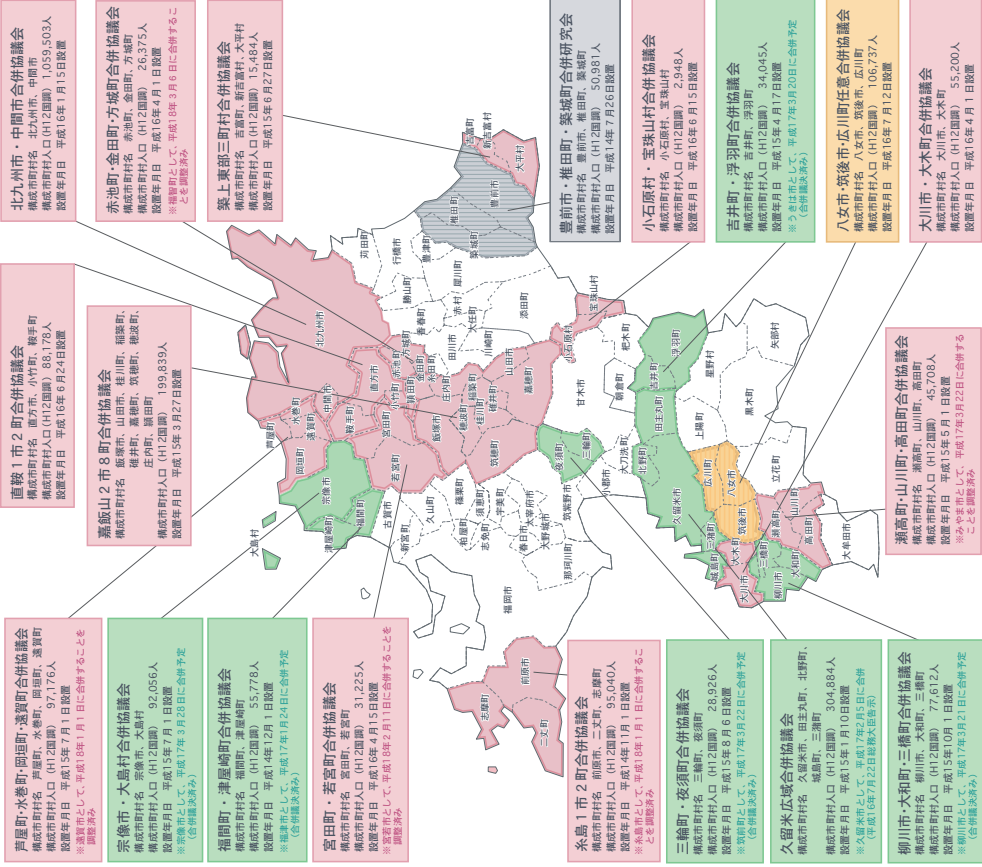
59市町村 (59/96=61.4%)

19地域 (19/31,004=75.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.27)

平成16年9月1日現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

合併の合弁協議会が設置されている地域

法定の合併協議会	577	1,944
任意の合併協議会	56	214
合計	633	2,158

行政レベルの研究会等

任意の研究会等	110	743
合計	110	743

設置数

設置数	577	1,944
構成市町村	165	214
合計	742	2,158

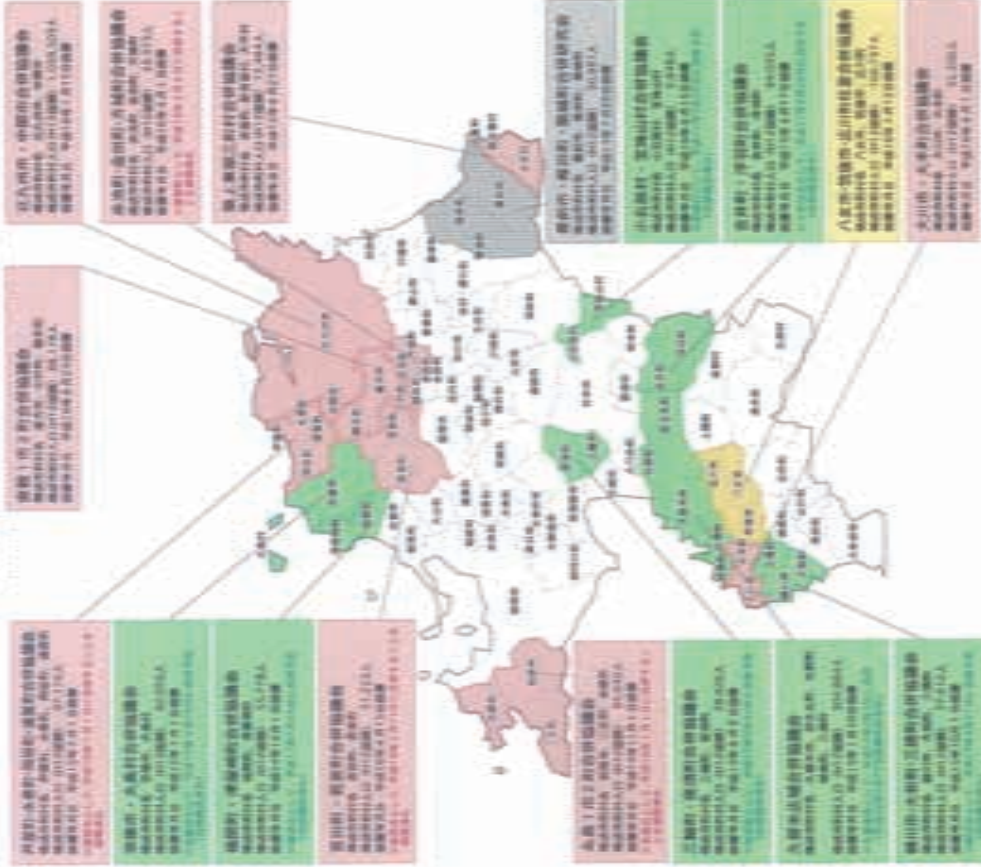
59市町村 (59/96=61.4%)

19地域 (19/31,004=75.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.2)

平成16年10月7日現在



●全国の市町村合併の動向

合併した地域
 7 地域
 8 地域
 9 地域
 10 地域
 11 地域
 12 地域
 13 地域
 14 地域
 15 地域
 16 地域
 17 地域

合併した地域
 3市12町3村
 6市7町2村
 2市1町1村
 11市30町5村

任意の合併協議会が設置されている地域
 577
 1,944
 46市町村 (46/96=47.9%)

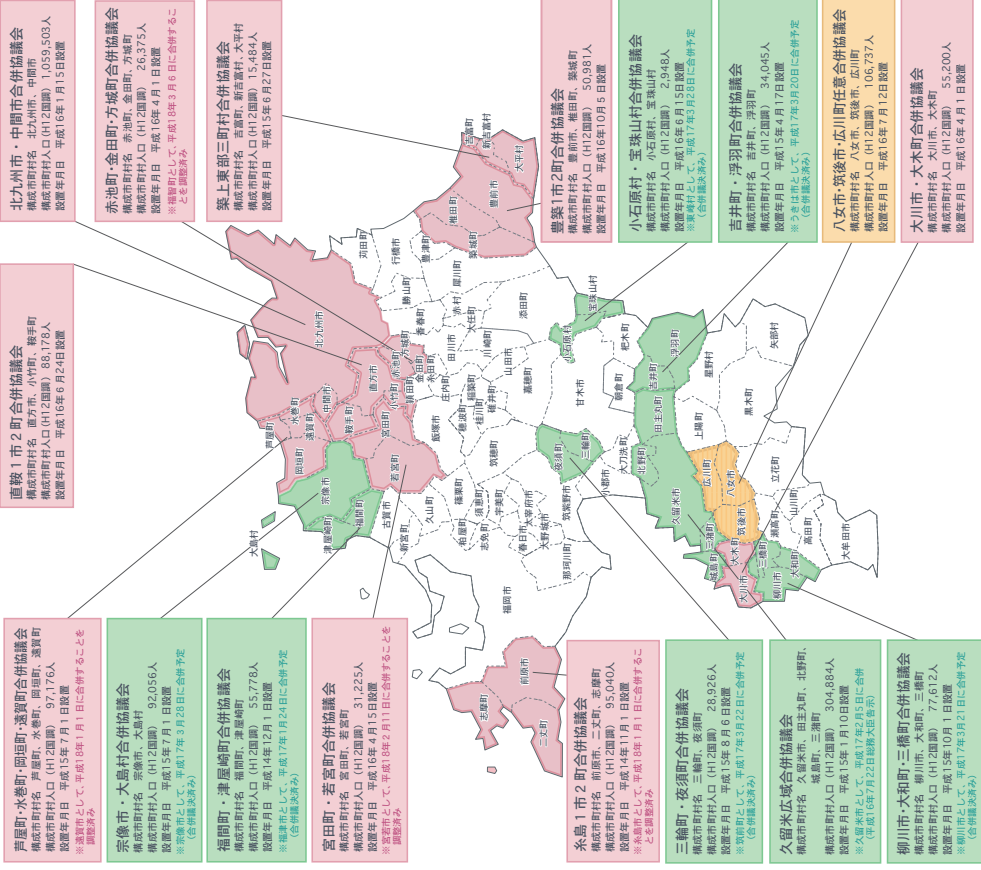
任意の合併協議会が設置されている地域
 56
 165
 46市町村 (46/96=47.9%)

任意の合併協議会が設置されている地域
 110
 214
 743
 2,323

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.29)

平成16年10月7日現在



●全国の市町村合併の動向

合併した地域
 7 地域
 8 地域
 9 地域
 10 地域
 11 地域
 12 地域
 13 地域
 14 地域
 15 地域
 16 地域
 17 地域

合併した地域
 3市12町3村
 6市7町2村
 2市1町1村
 11市30町5村

任意の合併協議会が設置されている地域
 577
 1,944
 46市町村 (46/96=47.9%)

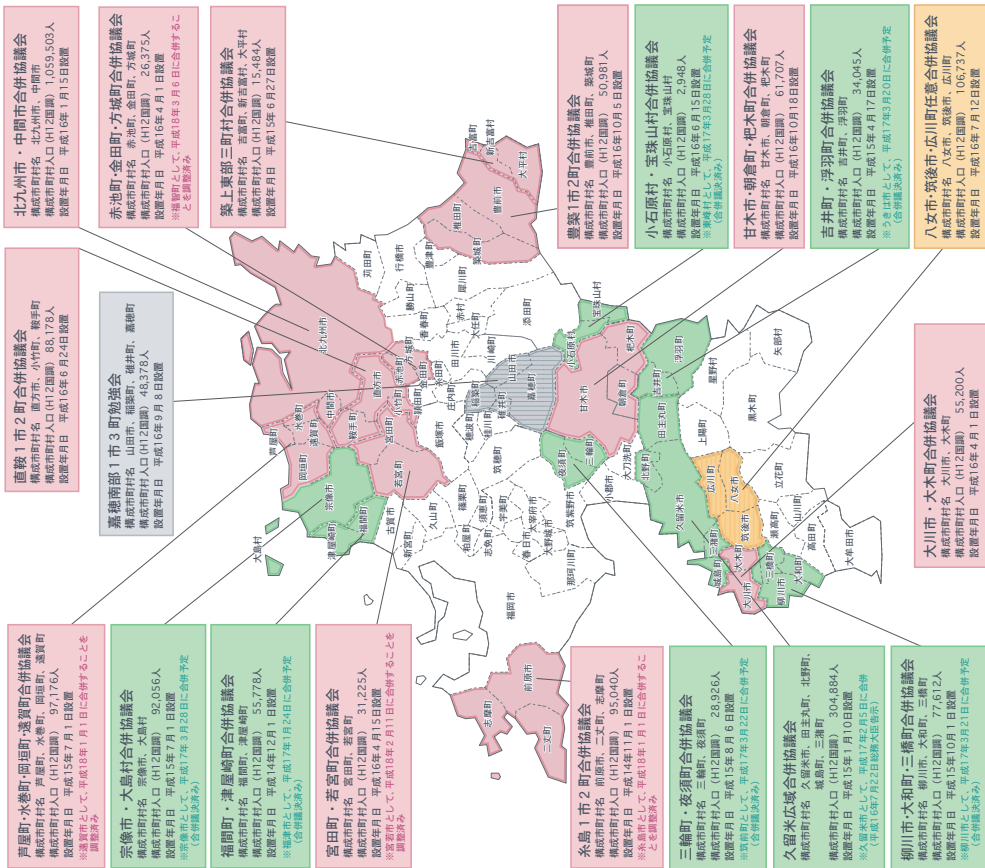
任意の合併協議会が設置されている地域
 56
 165
 46市町村 (46/96=47.9%)

任意の合併協議会が設置されている地域
 110
 214
 743
 2,323

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.30)

平成16年10月25日現在



●全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

合併解決した地域	7	地域	3市12町3村
法定の合併協議会が設置されている地域	10	地域	7市19町2村
任意の合併協議会が設置されている地域	1	地域	2市1町1村
任意の合併協議会が設置されている地域	1	地域	1市3町1村
任意の合併協議会が設置されている地域	19	地域	13市3町5村
合計	33	地域	53/96=55.2%

●全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

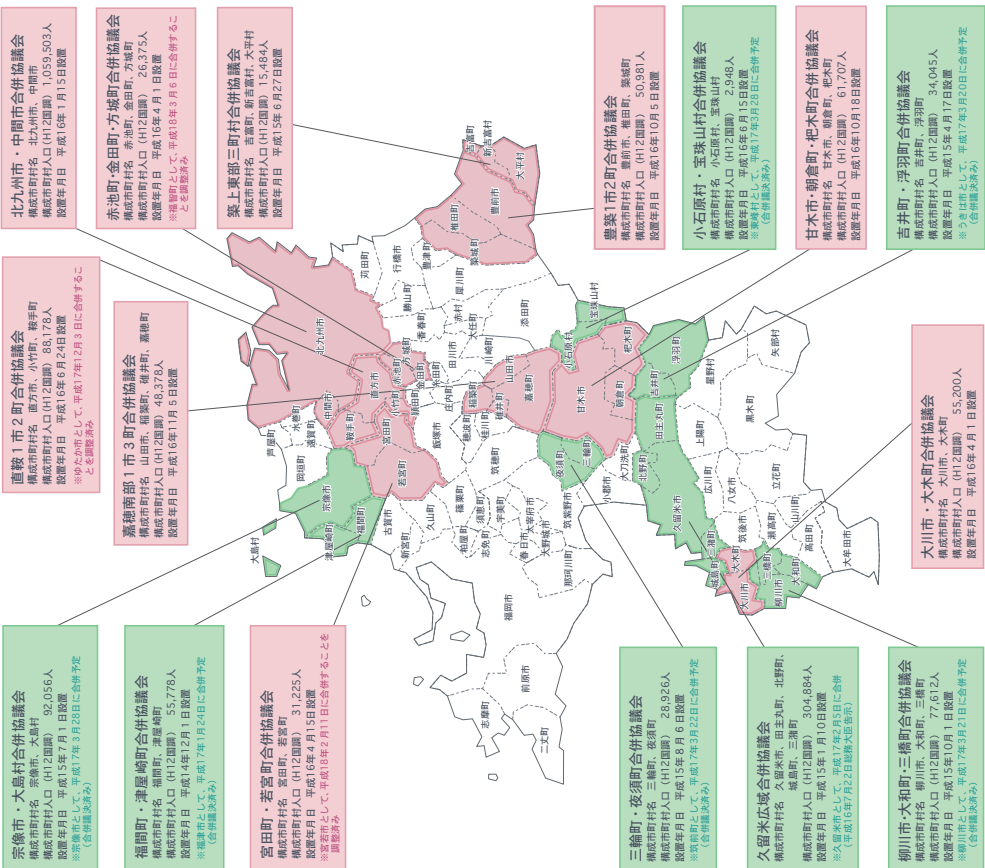
合併の協議会・研究会等が設置されている地域	7	地域	3市12町3村
法定の合併協議会	580	地域	7市16町2村
任意の合併協議会	1,855	地域	10市28町5村
合計	2,435	地域	17市24町7村

(2,435/3,100=75.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.31)

平成16年11月6日現在



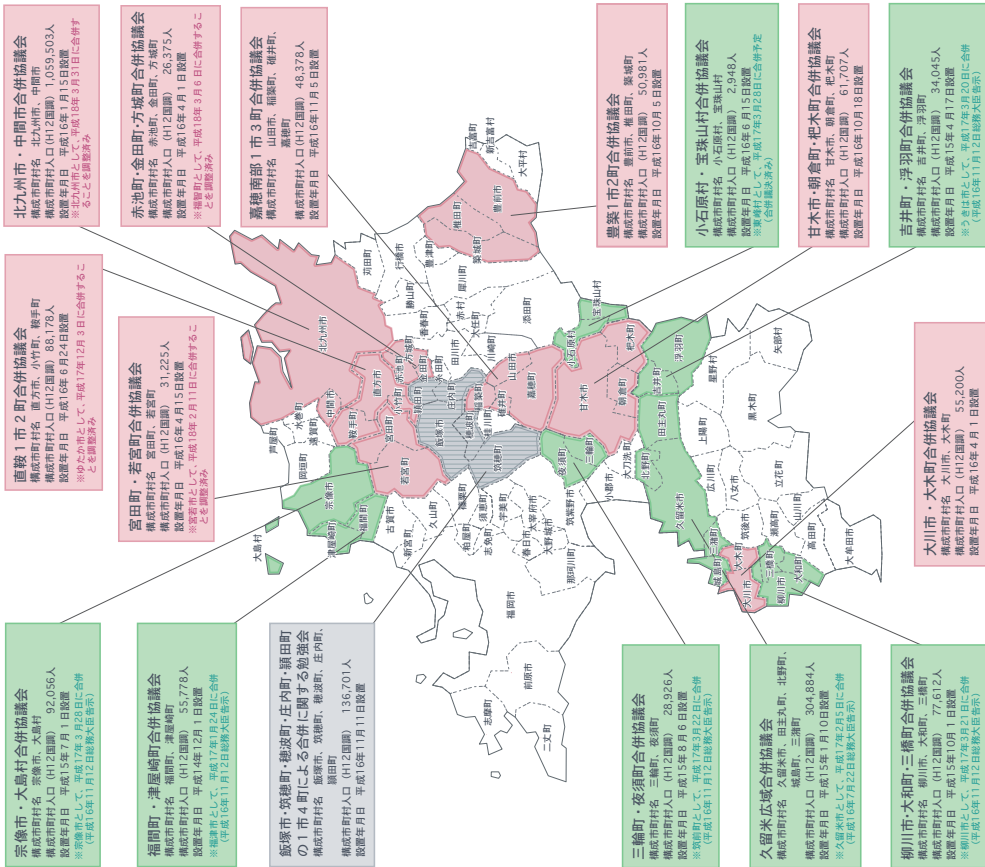
●全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	7	地域	3市12町3村
法定の合併協議会	580	地域	7市16町2村
任意の合併協議会	1,855	地域	10市28町5村
合計	2,435	地域	17市24町7村

(2,435/3,100=75.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.32) 平成16年11月16日現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

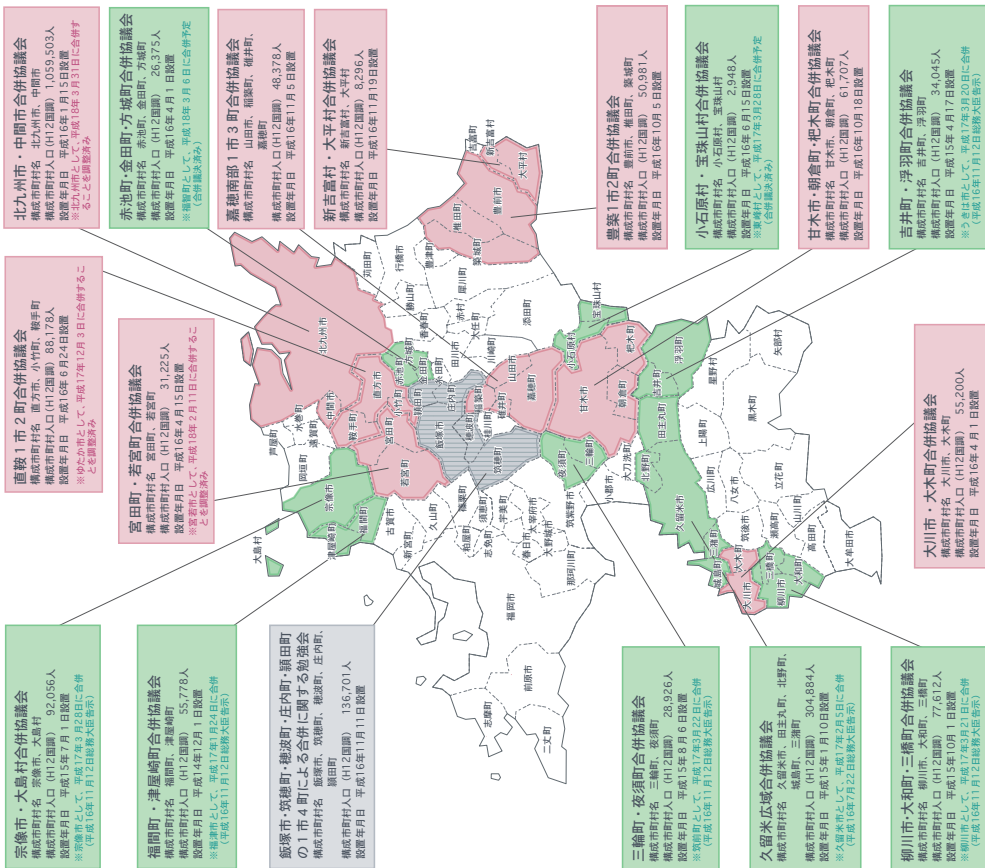
合併の協議会・研究会等が設置されている地域	行政レベルの研究会等	計
法定の合併協議会	任意の合併協議会	82
設置数	580	29
撤廃数	1,855	71
合計	(2,119/3,030=69.9%)	

45市町村 (45/96=46.9%)

7 地域 3市12町3村
 8 地域 7市15町
 1 地域 1市4町
 16 地域 11市31町3村

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.33) 平成16年12月1日現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	行政レベルの研究会等	計
法定の合併協議会	任意の合併協議会	82
設置数	580	29
撤廃数	1,855	71
合計	(2,119/3,030=69.9%)	

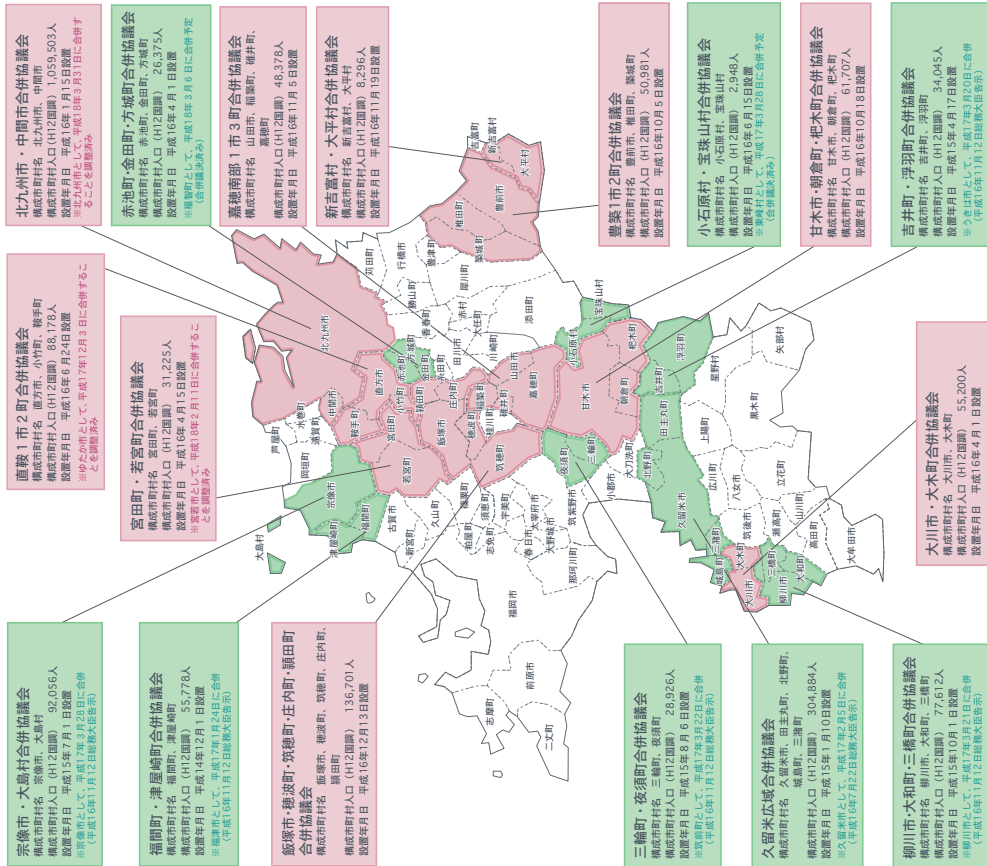
47市町村 (47/96=49.0%)

8 地域 3市15町3村
 8 地域 7市12町2村
 1 地域 1市4町
 17 地域 11市31町5村

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.34)

平成16年12月13日現在



●全国の市町村合併の動向

(H16.10.1現在)

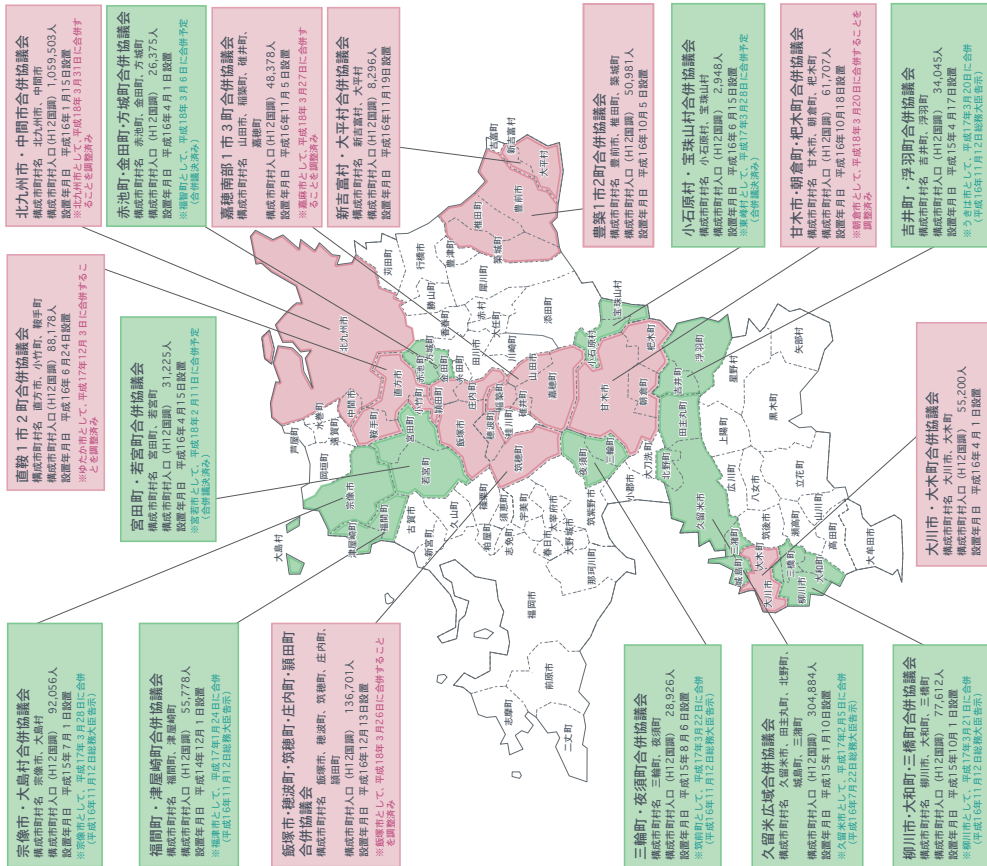
合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	計
580	82
691	691
1,855	193
2,119	2,119

47市町村 (47/96=49.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.35)

平成17年1月1日現在



●全国の市町村合併の動向

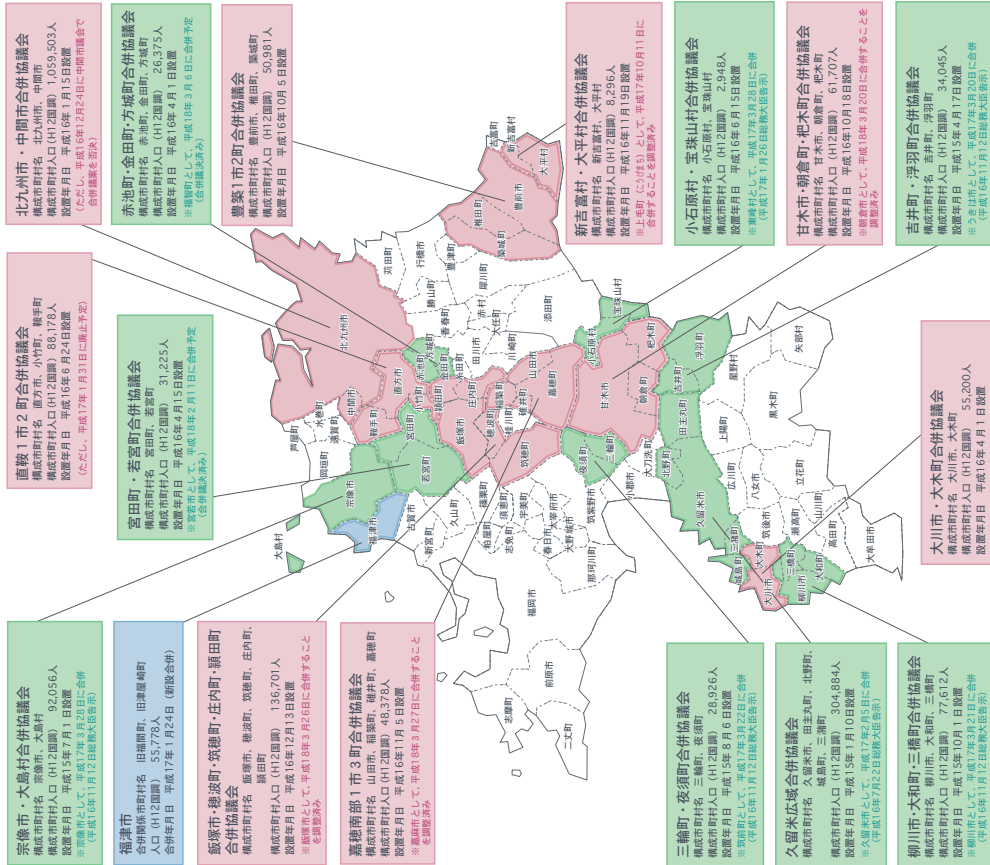
(H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	計
580	82
691	691
1,855	193
2,119	2,119

47市町村 (47/96=49.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.36) 平成17年1月27日現在

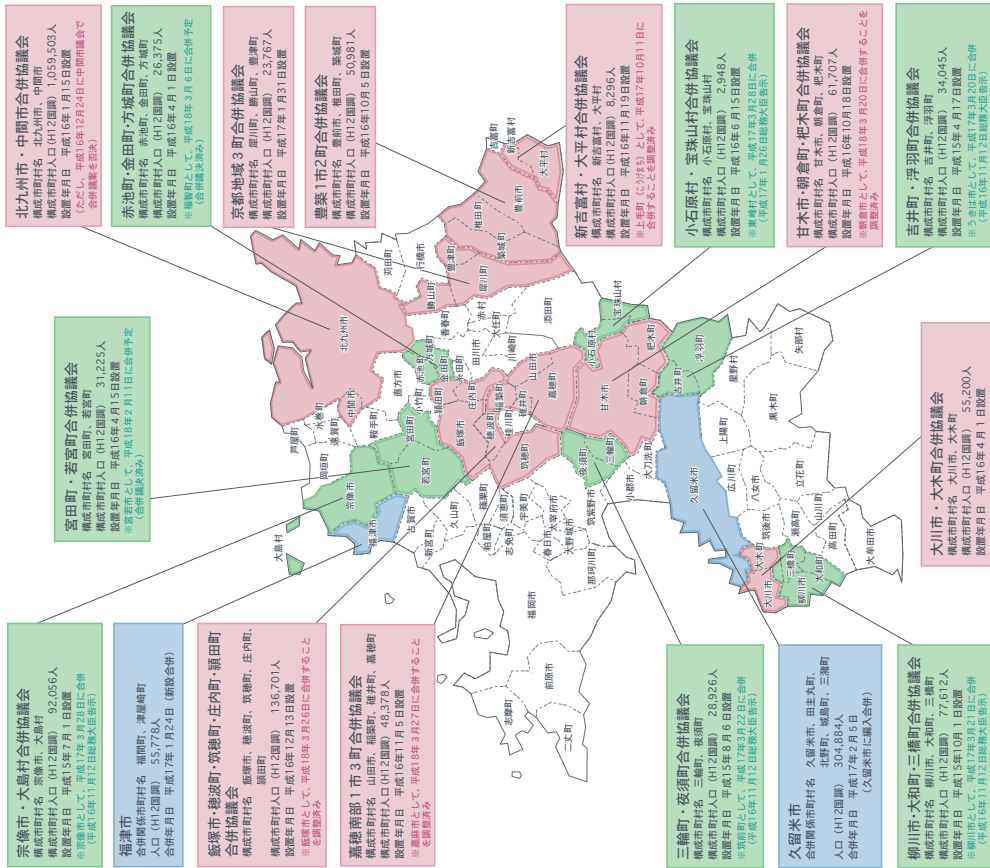


●全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数 551	17
構成市町村数 1,640	36
合計 (45/95=47.4%)	

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.37) 平成17年2月5日現在



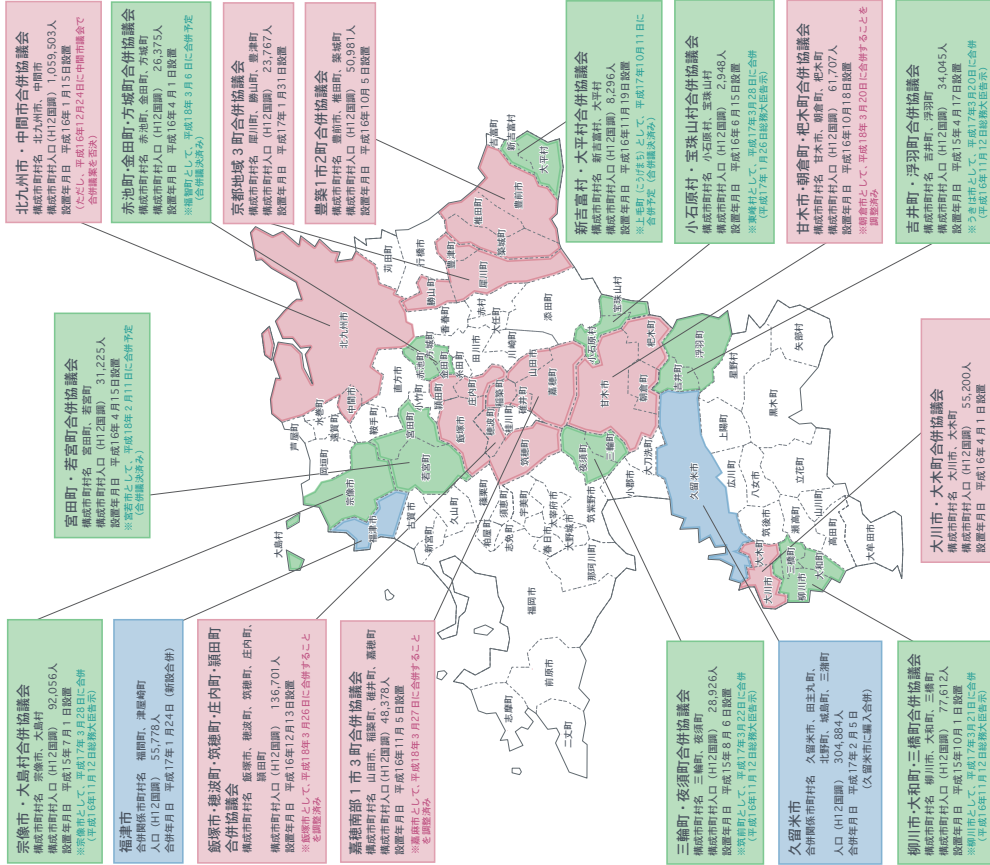
●全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数 551	17
構成市町村数 1,640	36
合計 (47/95=49.4%)	

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.38)

平成17年 2月14日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.1.1.現在)

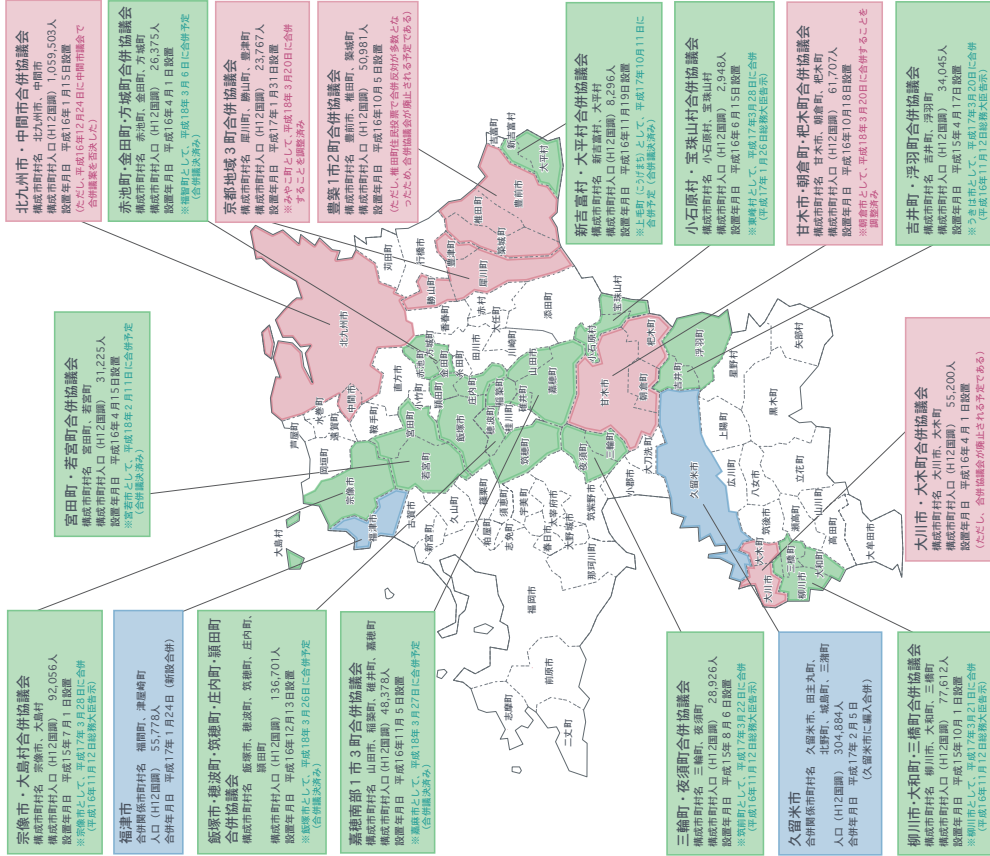
合併の協議会・研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究等	
設置数	任意の合併協議会	計	
551	17	59	627
1,640	36	171	1,847
合計		(1,847/2,869=64.4%)	

●福岡県の市町村合併の動向		(40/91=44.0%)	
●合併議決した地域		●15地域	
設置数	任意の合併協議会が設置されている地域	計	
91	15	91	25
合計		(25/91=27.6%)	

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.39)

平成17年 3月7日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

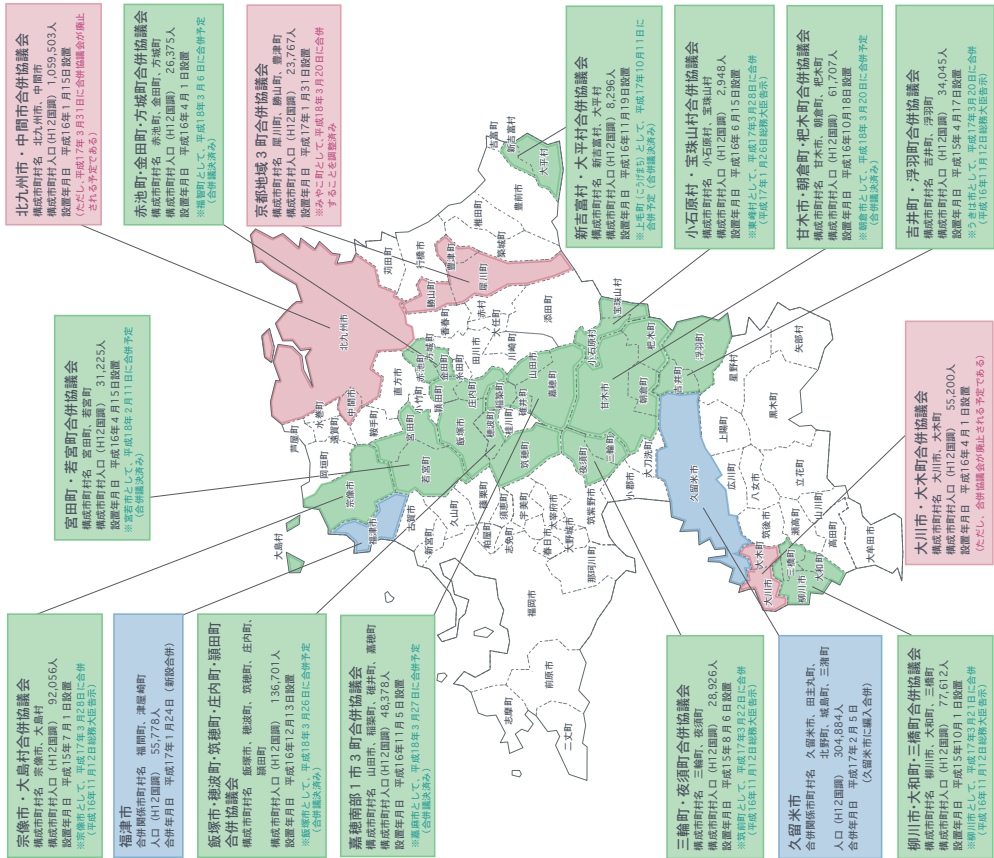
法定の合併協議会		(H17.2.21現在)	
設置数	任意の合併協議会が設置されている地域	計	
544	15	544	15
合計		(1,524/2,748=55.5%)	

●福岡県の市町村合併の動向		(40/91=44.0%)	
●合併議決した地域		●15地域	
設置数	任意の合併協議会が設置されている地域	計	
91	15	91	25
合計		(40/91=44.0%)	

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.40)

平成17年3月16日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

法定の合併協議会	544
設置数	1,524
構成市町村数	(1,524/2,748=55.5%)

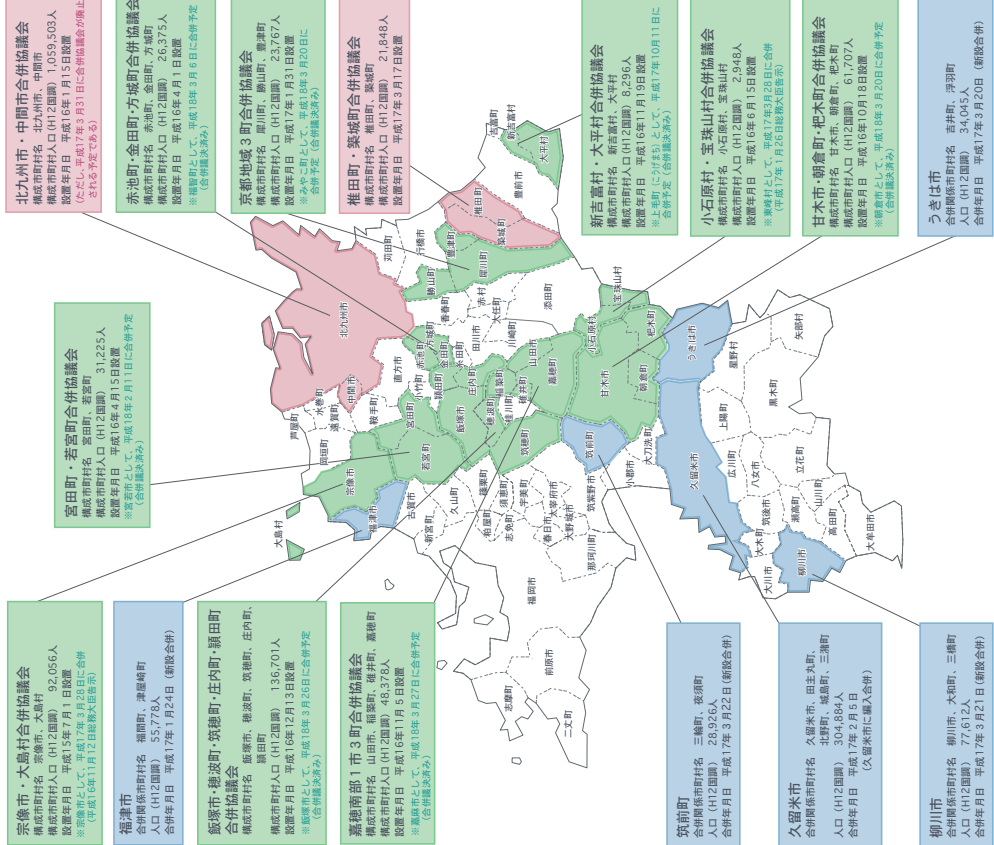
●県内の市町村数 91 (25%300人)

合併解決した地域	11	地域	5市20町5村
法定の合併協議会が設置されている地域	3	地域	3市 4町
合計	14	地域	8市24町5村
※県内の市町村数 91 (37/91=40.7%)			

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.41)

平成17年3月23日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

法定の合併協議会	544
設置数	1,524
構成市町村数	(1,524/2,748=55.5%)

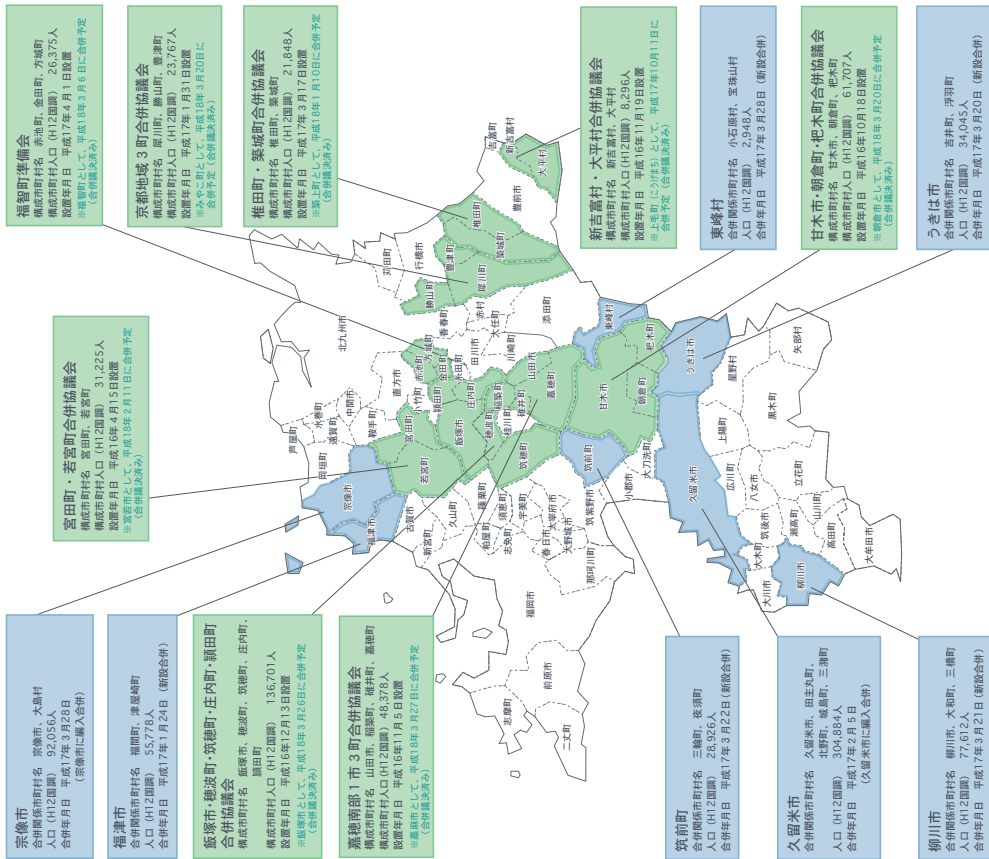
●県内の市町村数 87 (26%300人)

合併解決した地域	9	地域	4市17町5村
法定の合併協議会が設置されている地域	2	地域	2市 2町
合計	11	地域	6市19町5村
※県内の市町村数 87 (30/87=34.5%)			

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.42)

平成17年4月1日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.3.7現在)

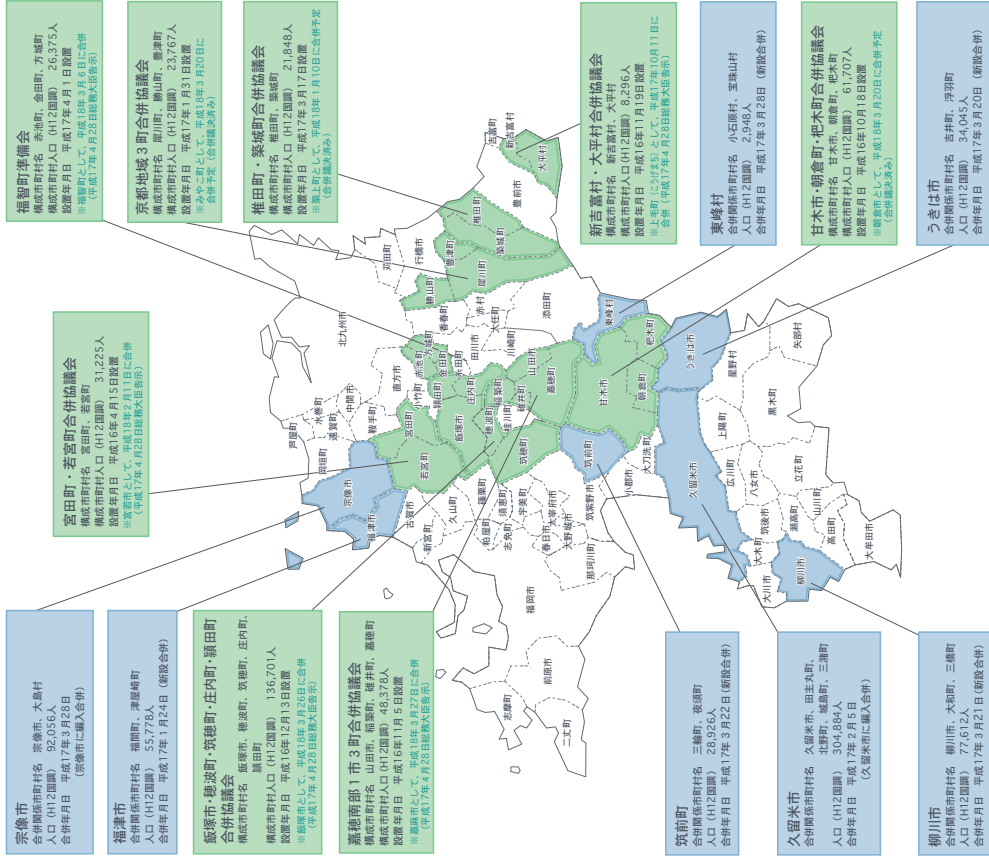
法定の合併協議会	521
構成市町村数	1,433

● 合併協議決した地域	8	地域	3市19町2村
※県内の市町村数	85		(24・85%と28.2%)
	(26町53町6村)		

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.43)

平成17年6月24日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数	H11.3.31	H17.6.20	H18.3.31
区 分	3,232	2,370	1,822(予定)
福岡県	97	85	69(予定)

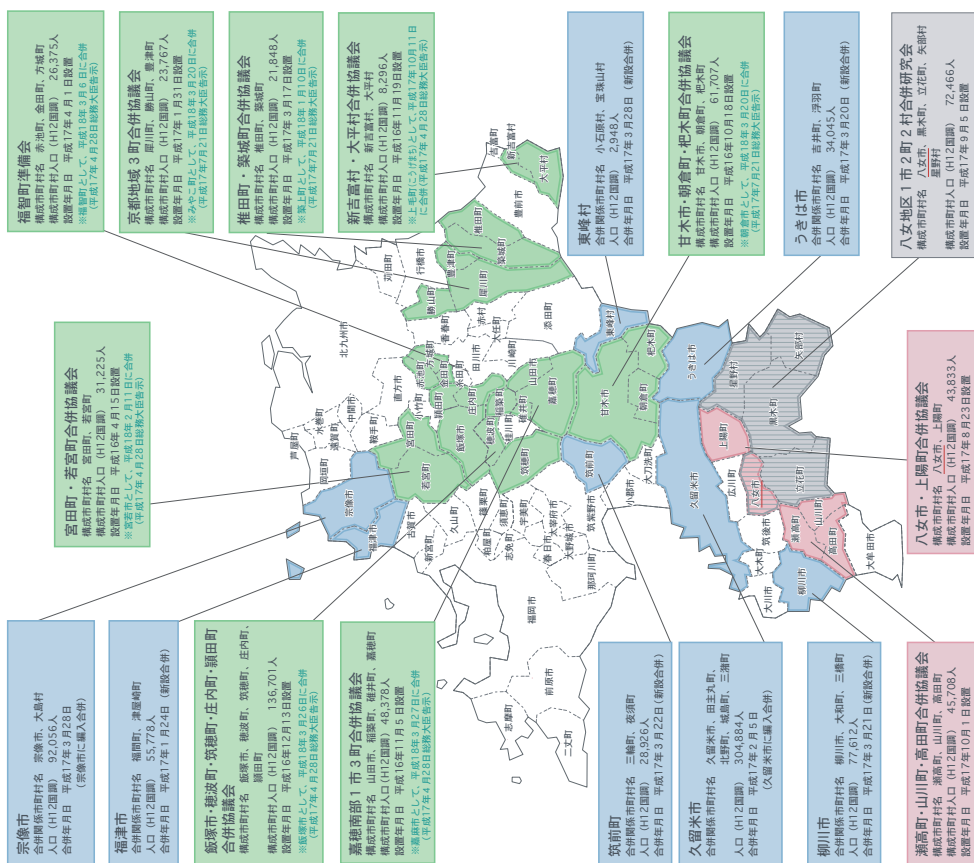
● 合併協議決した地域	8	地域	3市19町2村
※県内の市町村数	85		(26町53町6村)

H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.46)

平成17年10月1日現在



※注：複数の合併協議の特組みに加入している市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

市町村数		人口	
区分	数	人口	人口
全 国	3,232	2,216	1,822(予定)
福岡県	97	85	69(予定)
合 計

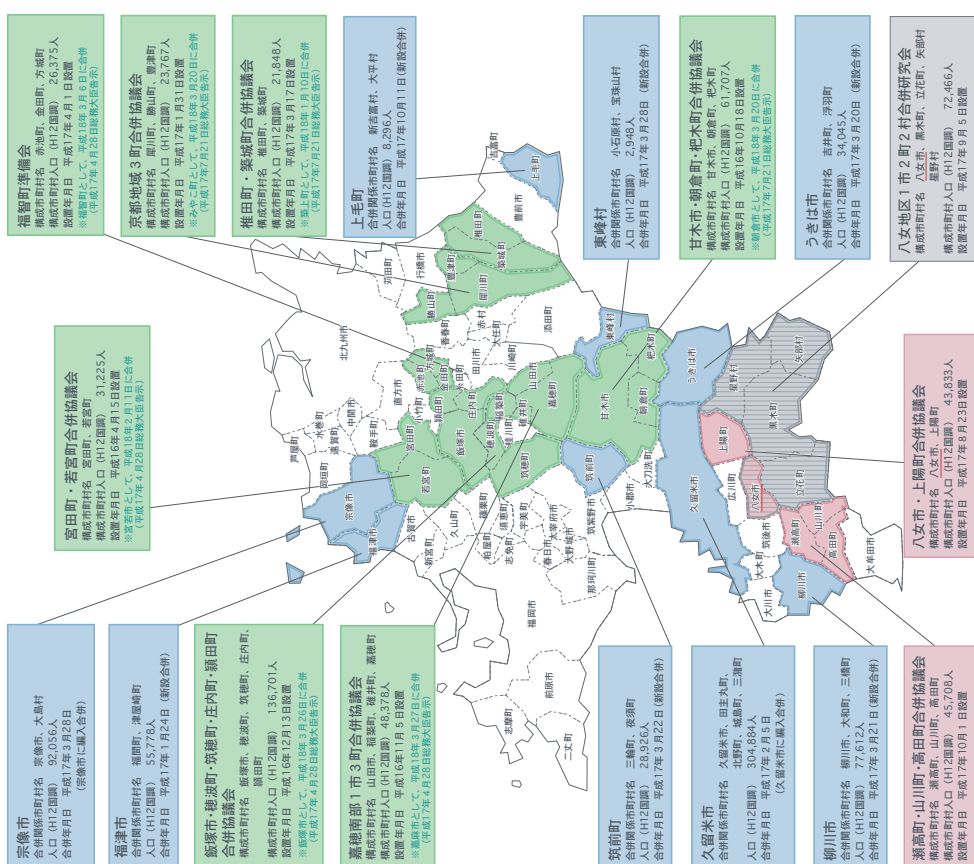
※注：() 内の市町村数は集数です

※県内の市町村数 85 (26市53町6村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.47)

平成17年10月1日現在



※注：複数の合併協議の特組みに加入している市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

市町村数		人口	
区分	数	人口	人口
全 国	3,232	2,192	1,822(予定)
福岡県	97	84	69(予定)
合 計

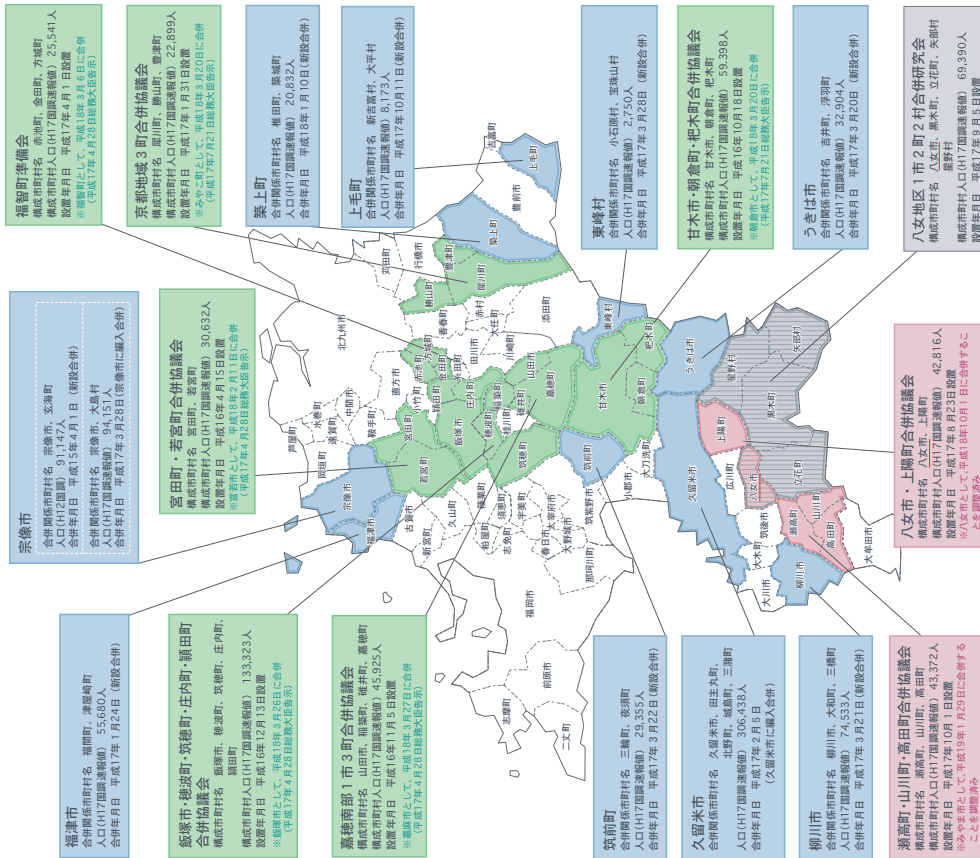
※注：() 内の市町村数は集数です

※県内の市町村数 84 (26市54町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.49)

平成18年1月10日現在



●市町村合併の進捗状況
市町村数

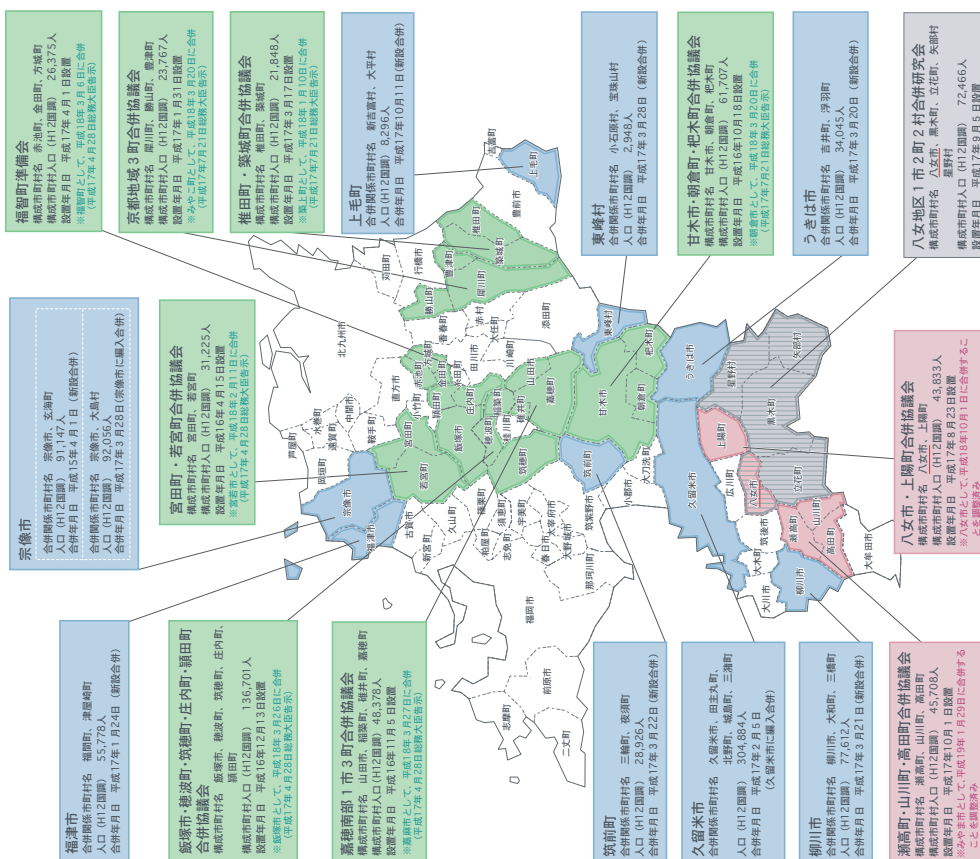
区分	H11.3.31	H17.1.10	H18.3.31
全国	3,232	2,033	1,821(予定)
福岡県	97	83	69(予定)
合計

※注：①内の市町村数は減数です
※H18.3.31は、旧合併協議法の平成17年改正の前の時点
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づくと合併も反映したものと推察済み

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.48)

平成17年12月5日現在



●市町村合併の進捗状況
市町村数

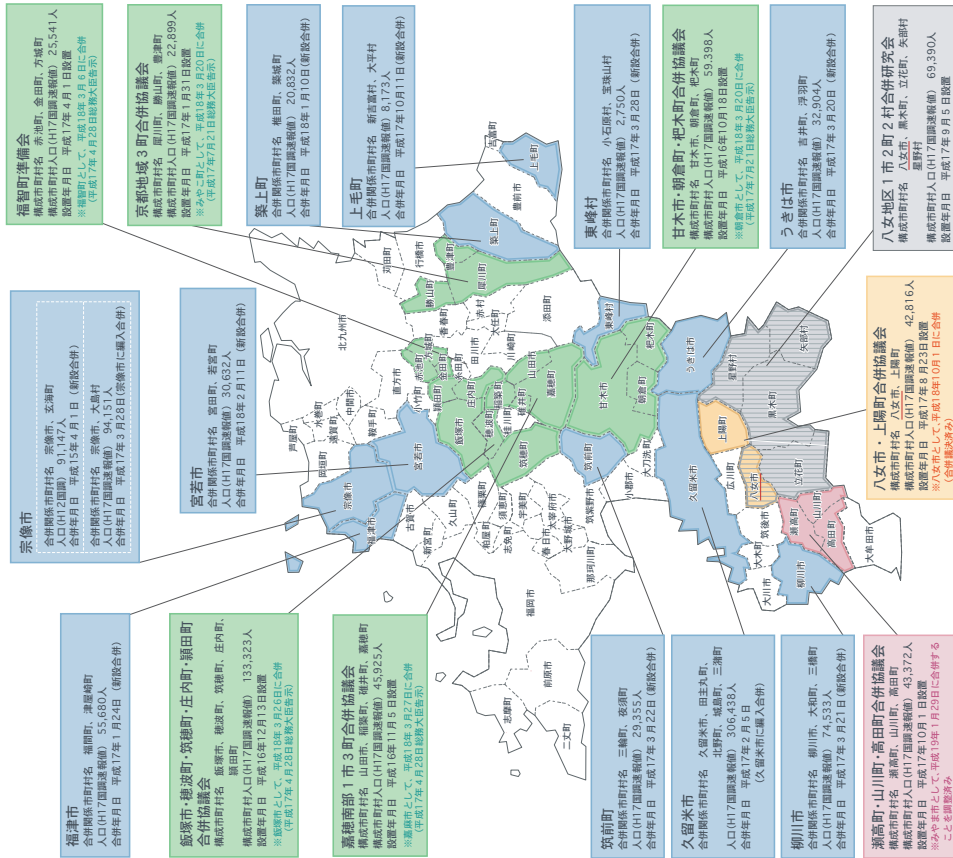
区分	H11.3.31	H17.12.5	H18.3.31
全国	3,232	2,143	1,821(予定)
福岡県	97	84	69(予定)
合計

※注：①内の市町村数は減数です
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づくと合併も反映したものと推察済み

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.50)

平成18年2月11日現在



福岡市
合併協議会
福岡市市町村名 宗像市、玄海町
人口(H17国勢調査) 91,147人
合併年月日 平成18年4月1日(新設合併)
合併協議会市町村名 宗像市、大島村
人口(H17国勢調査) 94,151人
合併年月日 平成17年3月26日(宗像市に編入合併)

宗像市
合併協議会
宗像市市町村名 宗像市、玄海町
人口(H17国勢調査) 91,147人
合併年月日 平成18年4月1日(新設合併)
合併協議会市町村名 宗像市、大島村
人口(H17国勢調査) 94,151人
合併年月日 平成17年3月26日(宗像市に編入合併)

京都地域3町合併協議会
構成市町村名 耶麻町、豊津町
構成市町村人口(H17国勢調査) 22,899人
設置年月日 平成17年4月28日(新設合併)
※平成17年7月21日(臨時市議会)

宮崎市
合併協議会
宮崎市市町村名 宮崎市、赤松町
人口(H17国勢調査) 30,632人
合併年月日 平成18年2月11日(新設合併)

築前町
合併協議会
築前町市町村名 三浦町、夜須町
人口(H17国勢調査) 29,355人
合併年月日 平成17年3月22日(新設合併)

久留米市
合併協議会
久留米市市町村名 北野町、城島町、三浦町
人口(H17国勢調査) 306,438人
合併年月日 平成17年2月5日(久留米市に編入合併)

柳川市
合併協議会
柳川市市町村名 柳川市、大和町、三浦町
人口(H17国勢調査) 74,533人
合併年月日 平成17年3月21日(新設合併)

八女市・上埴町合併協議会
構成市町村名 八女市、上埴町
構成市町村人口(H17国勢調査) 42,816人
設置年月日 平成17年8月23日(新設合併)
※八女市として、平成18年10月1日に合併
(合併協議会)

※注：複数の合併協議の枠組みに加している市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

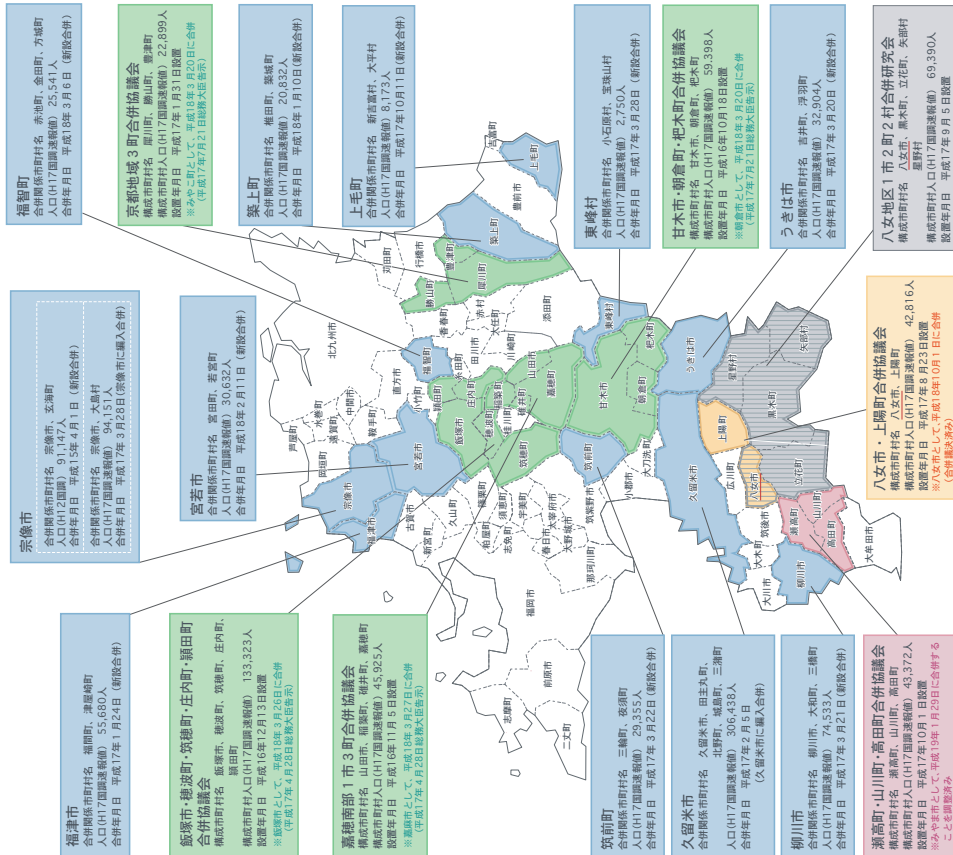
市町村数			
区分	H11.3.31	H18.2.11	H19.3.31
全国	3,232	2,017	1,821(予定)
福岡県	97	82	69(予定)
合計

※H11.3.31は、旧合併協議法の平成11年改正の前の時点
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づく合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.51)

平成18年3月6日現在



福岡市
合併協議会
福岡市市町村名 宗像市、玄海町
人口(H17国勢調査) 91,147人
合併年月日 平成18年4月1日(新設合併)
合併協議会市町村名 宗像市、大島村
人口(H17国勢調査) 94,151人
合併年月日 平成17年3月26日(宗像市に編入合併)

宗像市
合併協議会
宗像市市町村名 宗像市、玄海町
人口(H17国勢調査) 91,147人
合併年月日 平成18年4月1日(新設合併)
合併協議会市町村名 宗像市、大島村
人口(H17国勢調査) 94,151人
合併年月日 平成17年3月26日(宗像市に編入合併)

京都地域3町合併協議会
構成市町村名 耶麻町、豊津町
構成市町村人口(H17国勢調査) 22,899人
設置年月日 平成17年4月28日(新設合併)
※平成17年7月21日(臨時市議会)

宮崎市
合併協議会
宮崎市市町村名 宮崎市、赤松町
人口(H17国勢調査) 30,632人
合併年月日 平成18年2月11日(新設合併)

築前町
合併協議会
築前町市町村名 三浦町、夜須町
人口(H17国勢調査) 29,355人
合併年月日 平成17年3月22日(新設合併)

久留米市
合併協議会
久留米市市町村名 北野町、城島町、三浦町
人口(H17国勢調査) 306,438人
合併年月日 平成17年2月5日(久留米市に編入合併)

柳川市
合併協議会
柳川市市町村名 柳川市、大和町、三浦町
人口(H17国勢調査) 74,533人
合併年月日 平成17年3月21日(新設合併)

八女市・上埴町合併協議会
構成市町村名 八女市、上埴町
構成市町村人口(H17国勢調査) 42,816人
設置年月日 平成17年8月23日(新設合併)
※八女市として、平成18年10月1日に合併
(合併協議会)

※注：複数の合併協議の枠組みに加している市町村には、下線を引いています。

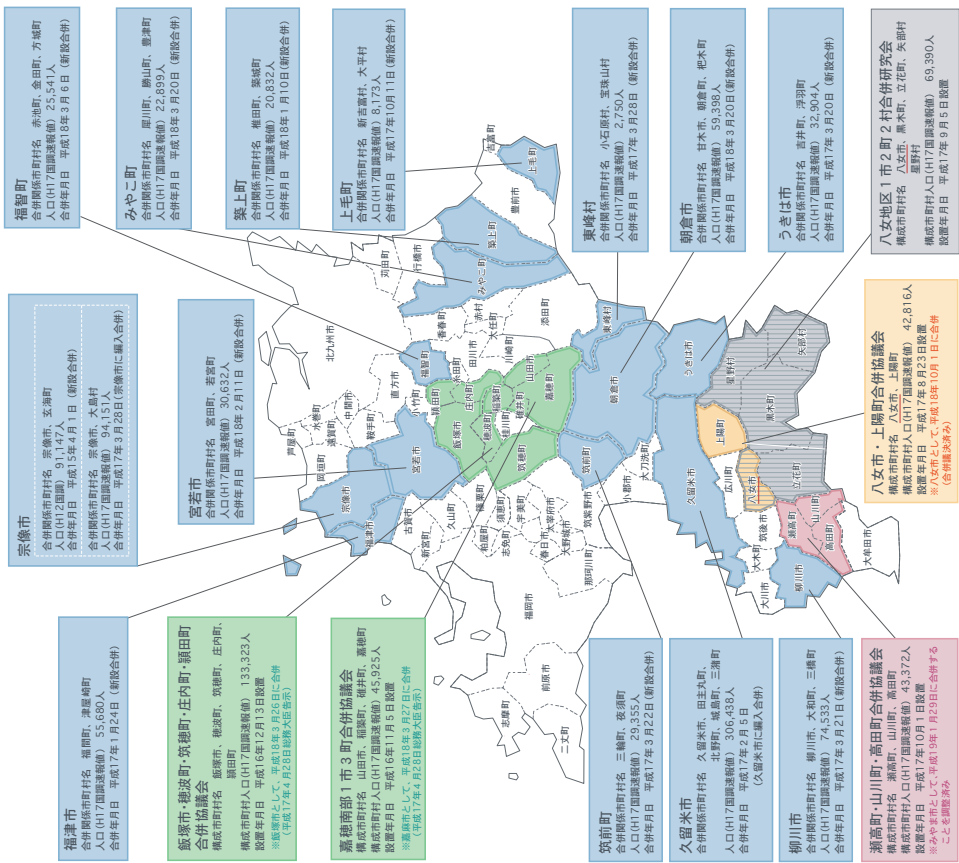
●市町村合併の進捗状況

市町村数			
区分	H11.3.31	H18.3.6	H18.3.31
全国	3,232	1,956	1,821(予定)
福岡県	97	80	69(予定)
合計

※H11.3.31は、旧合併協議法の平成11年改正の前の時点
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づく合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.52) 平成18年3月20日現在



●市町村合併の進捗状況
市町村数

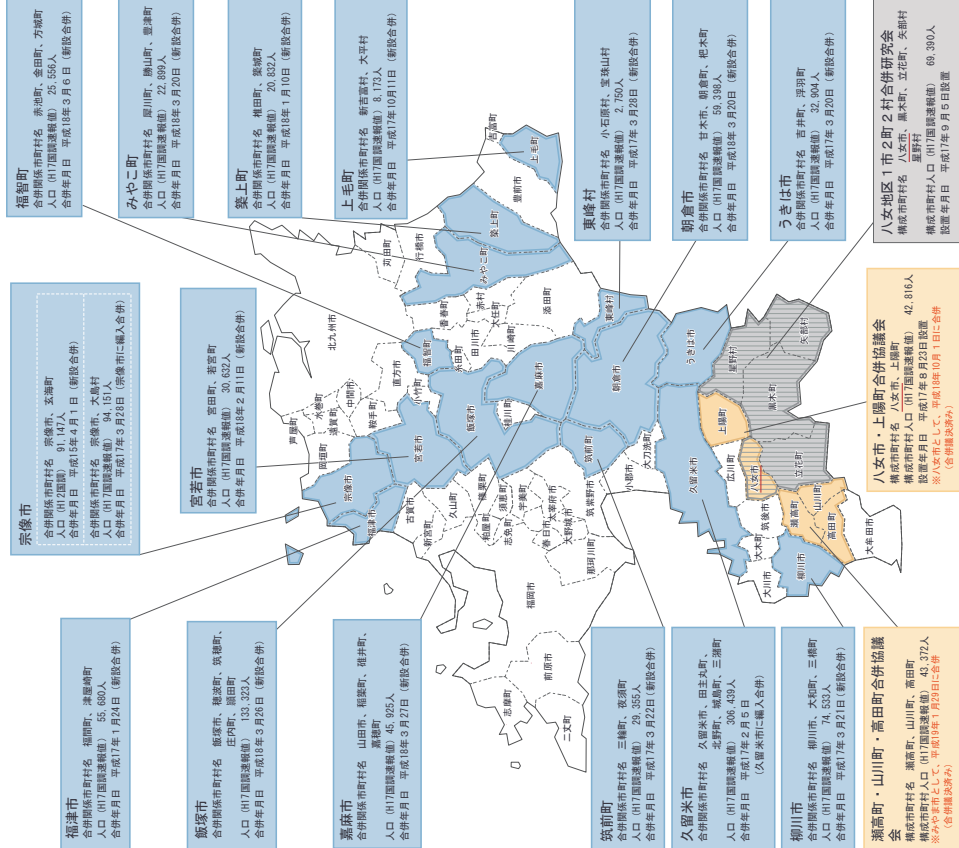
区分	H11.3.31	H18.3.20	H18.3.31
全国	3,232	1,899	1,821(予定)
福岡県	97	76	69(予定)
合計

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点
※H18.3.31は、旧合併特例法の平成18年改正の時点

※県内の市町村数 76 (27市59町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.53) 平成18年3月27日現在



●市町村合併の進捗状況
市町村数

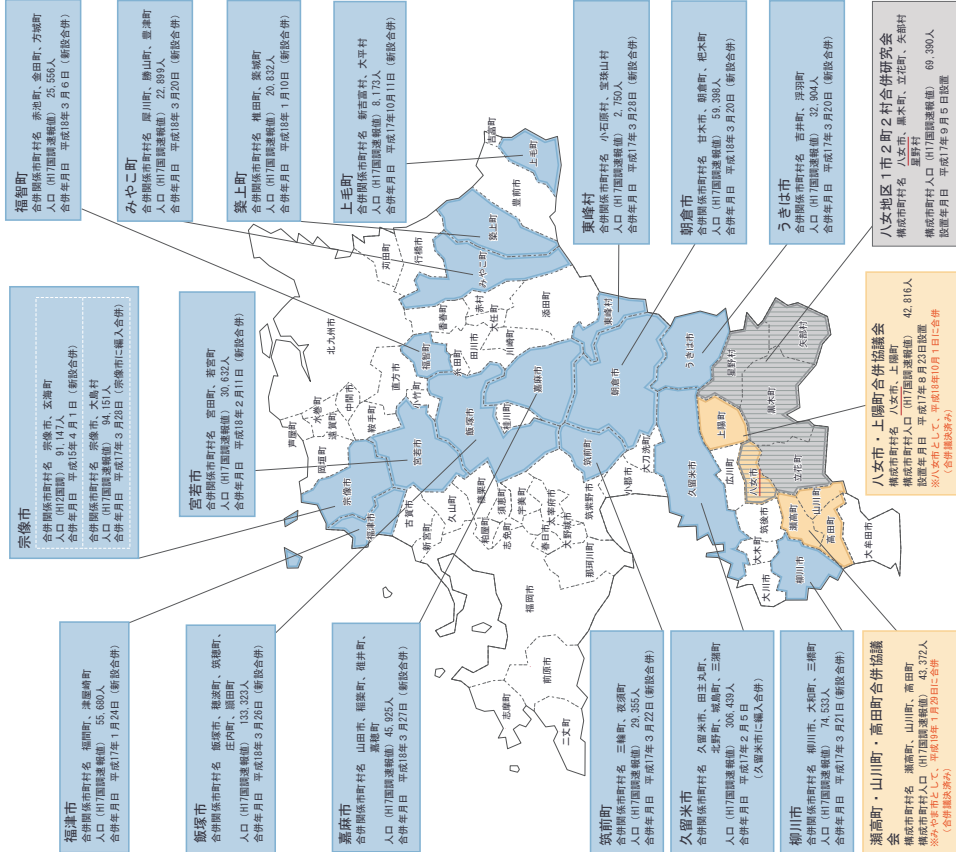
区分	H11.3.31	H18.3.27	H18.3.31
全国	3,232	1,849	1,821(予定)
福岡県	97	69	69(予定)
合計

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点
※H18.3.31は、旧合併特例法の平成18年改正の時点

※県内の市町村数 69 (27市38町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.54) 平成18年 4月 1日現在



旧自治体
 合併した地域 (16) 地域
 新自治体
 合併議決した地域 (2) 地域
 行政レベルの母体等が設置されている地域 (1) 地域
 合計 …………… (3) 地域

※注：() 内の市町村数は表数です

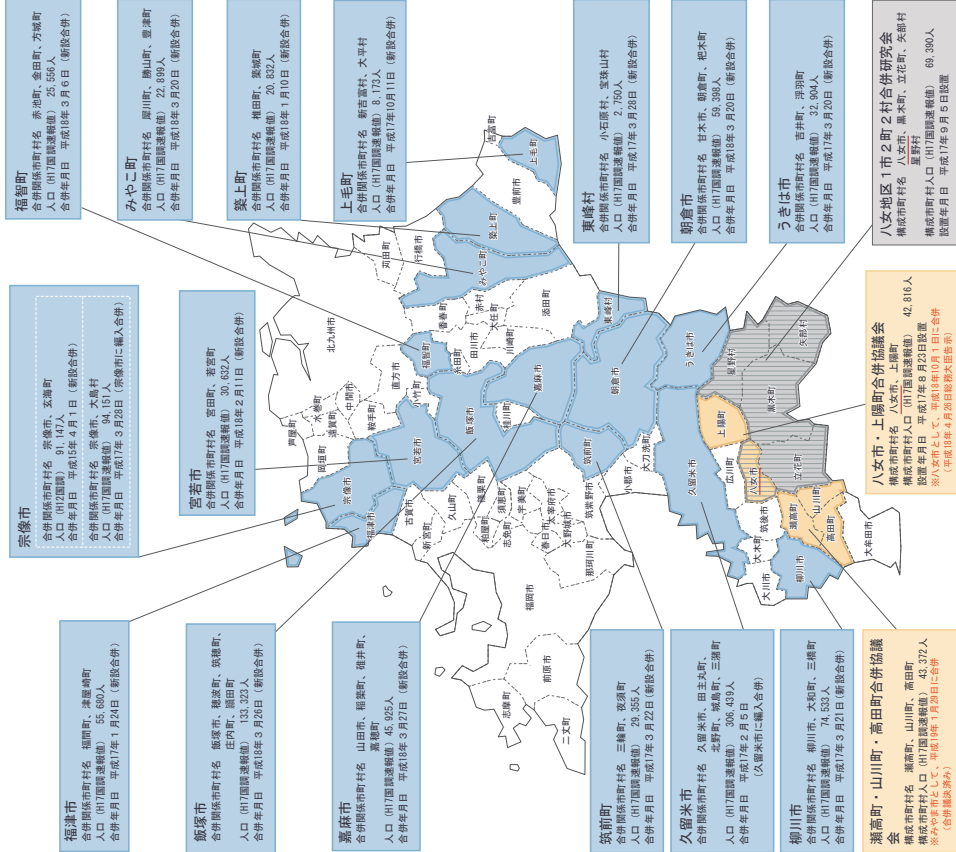
市町村合併の進捗状況
 市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H18.4.1
全国	3,232	1,821	1,820
福岡県	(24市65町8村)	97 (27市38町4村)	69 (27市38町4村)

 ※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の前の時点
 ※H18.3.31及びH18.4.1の全国の市町村数は、合併法に基づき合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.55) 平成18年 4月 28日現在



旧自治体
 合併した地域 (16) 地域
 新自治体
 合併議決した地域 (2) 地域
 行政レベルの母体等が設置されている地域 (1) 地域
 合計 …………… (3) 地域

※注：() 内の市町村数は表数です

市町村合併の進捗状況
 市町村数

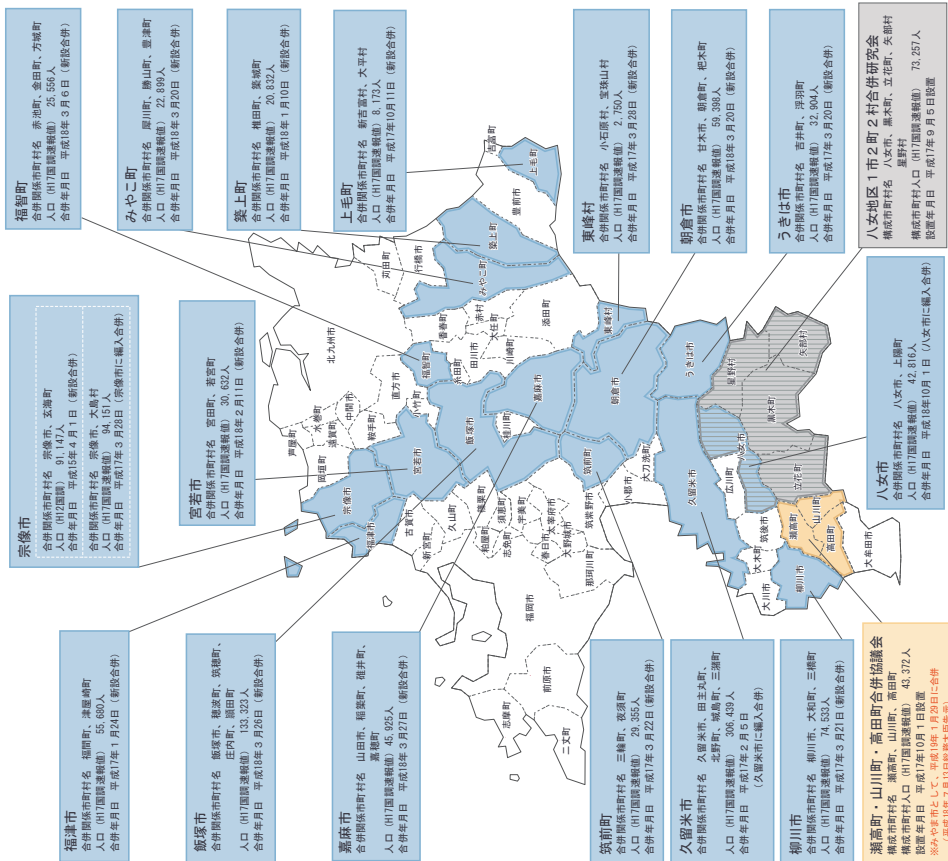
区分	H11.3.31	H18.3.31	H18.4.1
全国	3,232	1,821	1,820
福岡県	(24市65町8村)	97 (27市38町4村)	69 (27市38町4村)

 ※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の前の時点
 ※H18.3.31及びH18.4.1の全国の市町村数は、合併法に基づき合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

平成18年10月1日現在

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.17)



●市町村合併の進捗状況

市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H18.10.1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	(24市65町8村)	97	69 (27市38町4村)

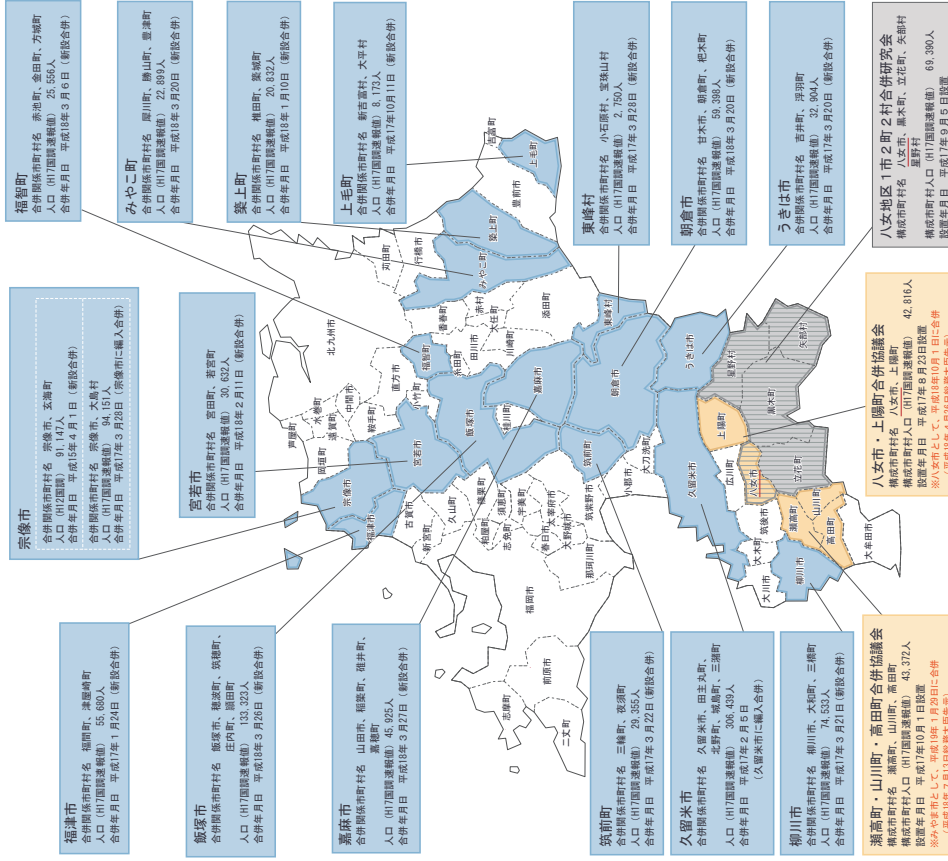
※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点



福岡県市町村合併マップ

平成18年7月13日現在

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.16)



●市町村合併の進捗状況

市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H18.4.1
全国	3,232	1,821	1,820
福岡県	(24市65町8村)	97	69 (27市38町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点

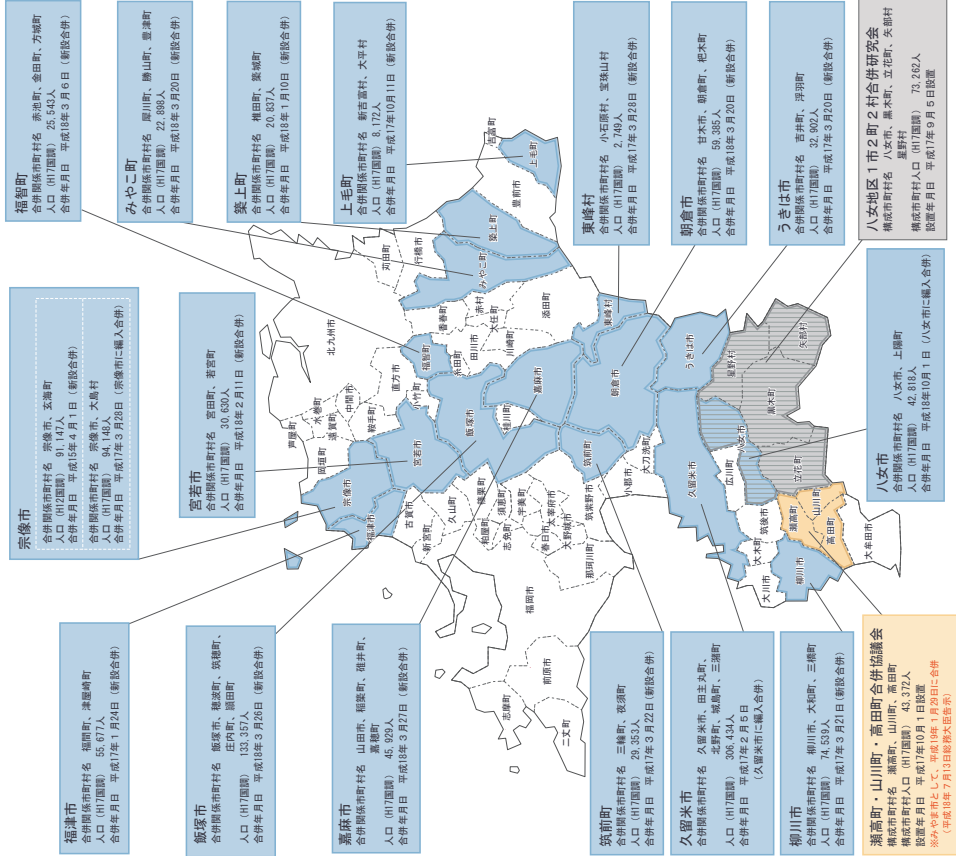


※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.158)

平成18年10月31日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 10. 1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	24市65町8村	69	68
	(27市38町4村)	(27市38町4村)	(27市37町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

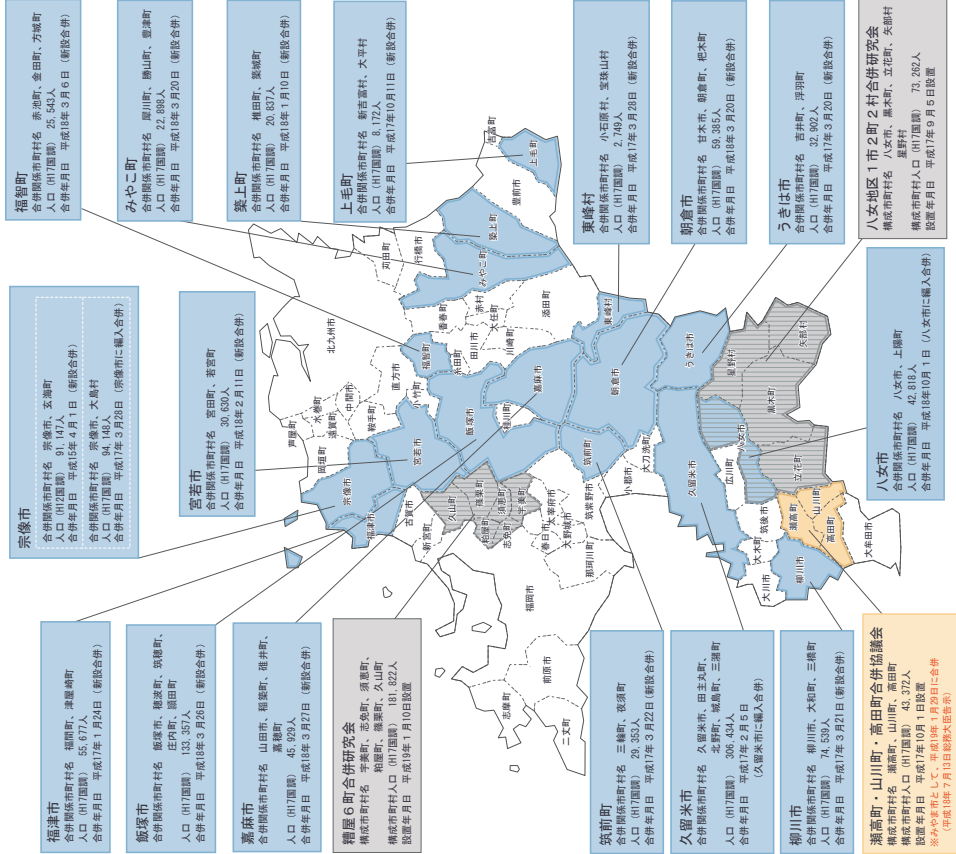
合併した地域
 各併議決した地域
 協議中/未決の地域
 設置されておらず

17 地域
1 地域
1 地域
1 地域

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.159)

平成19年1月10日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 10. 1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	24市65町8村	97	69
	(24市65町8村)	(27市38町4村)	(27市37町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

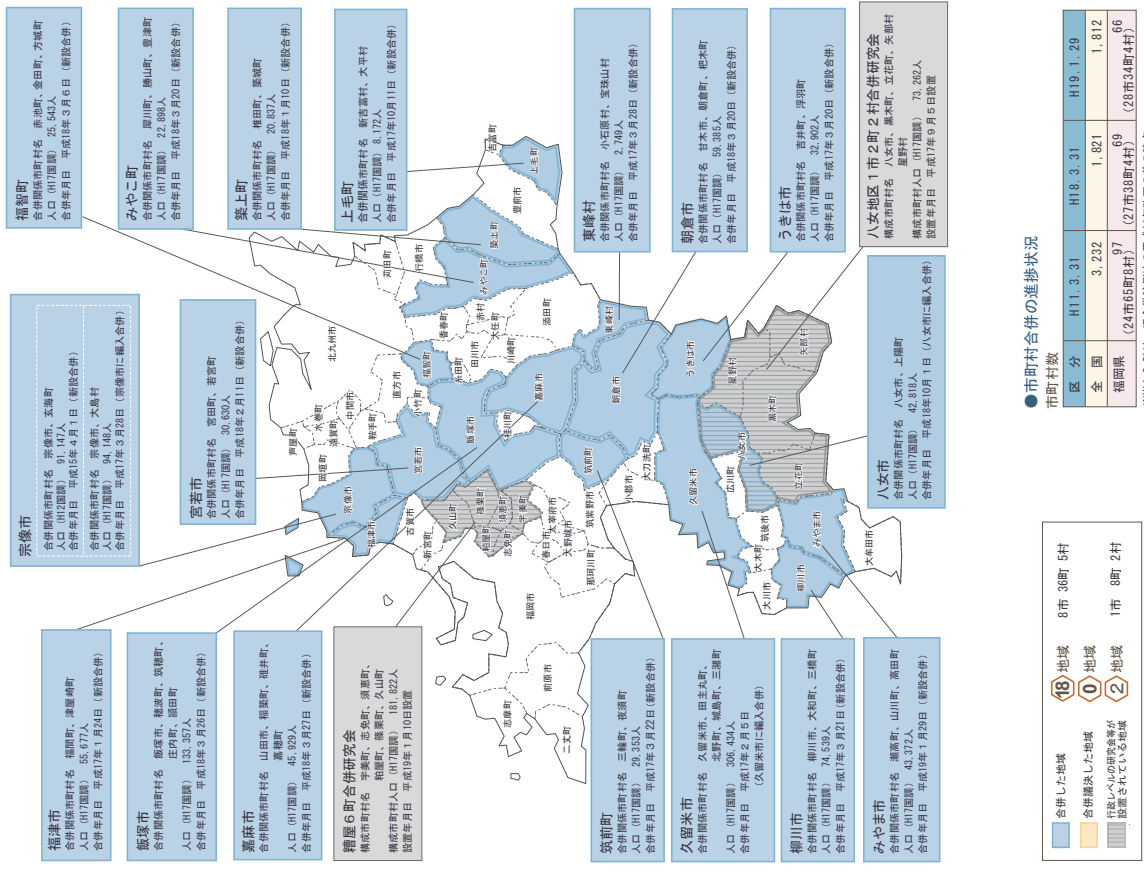
合併した地域
 各併議決した地域
 協議中/未決の地域
 設置されておらず

17 地域
1 地域
2 地域
2 地域

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 60)

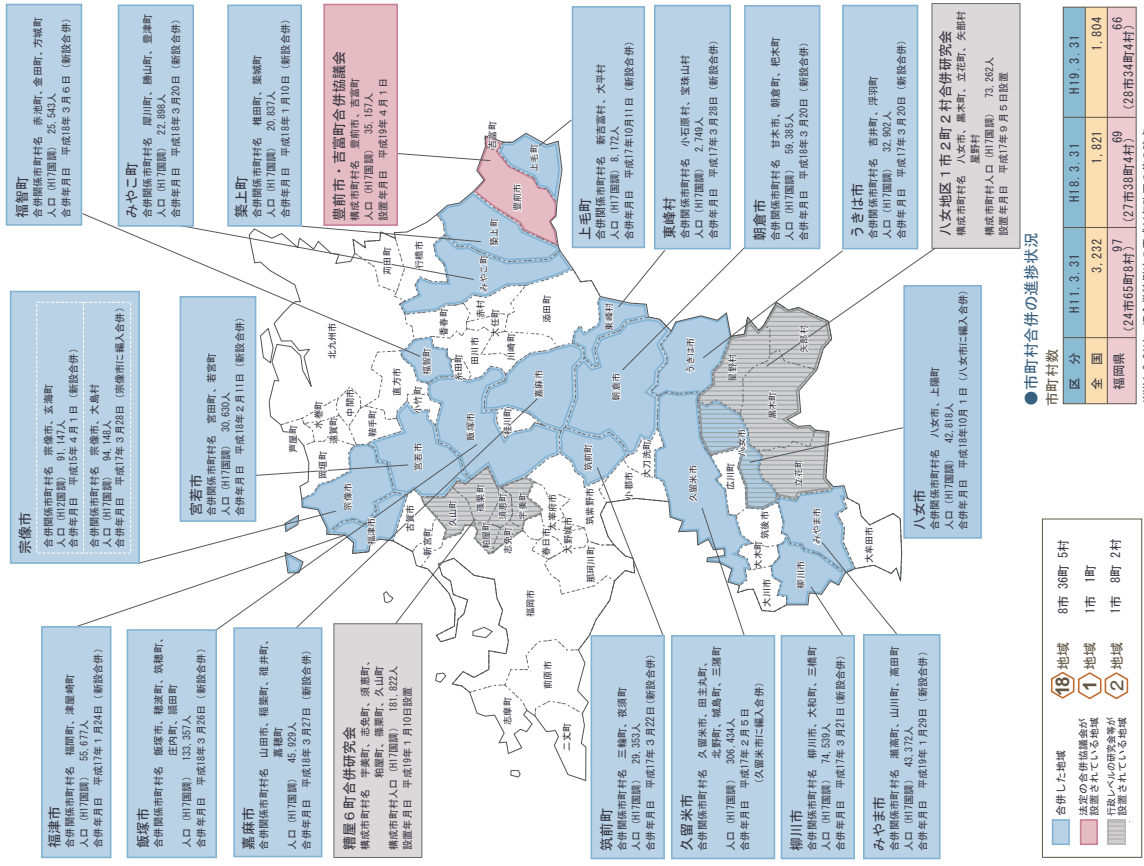
平成19年1月29日現在



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 61)

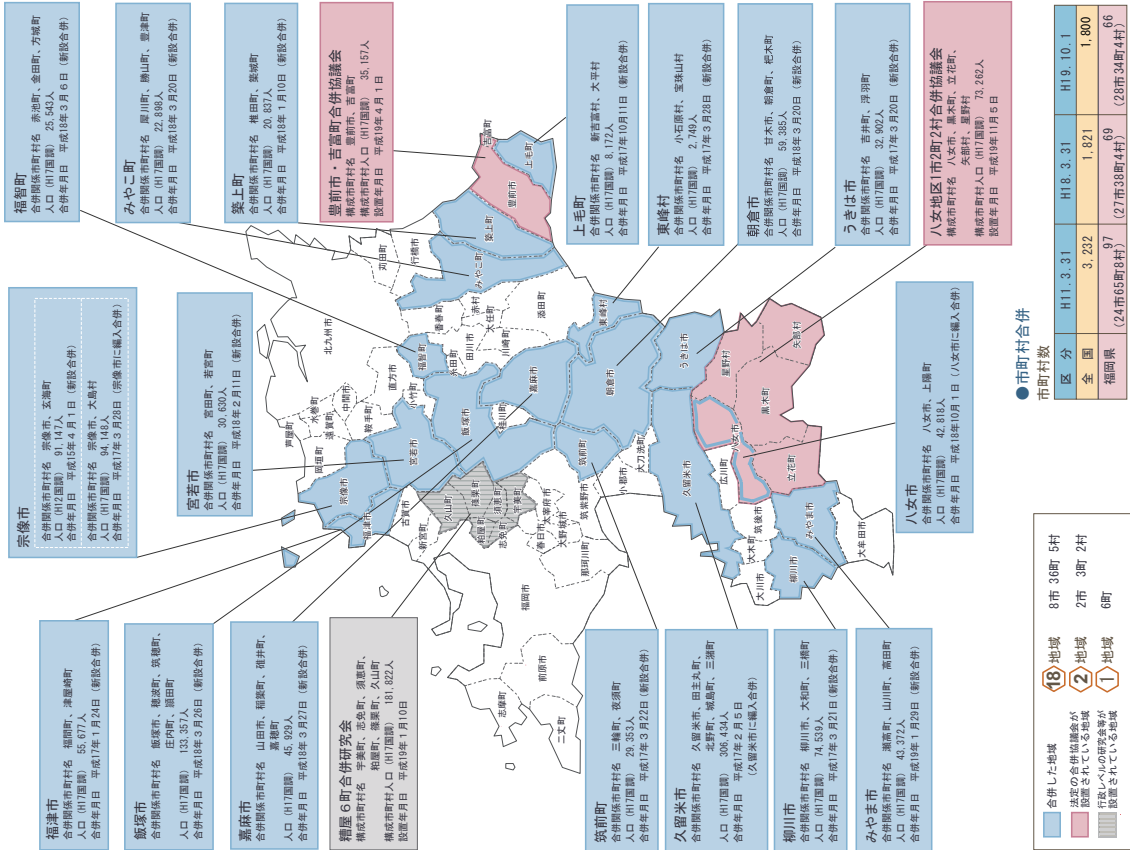
平成19年4月1日現在



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 62)

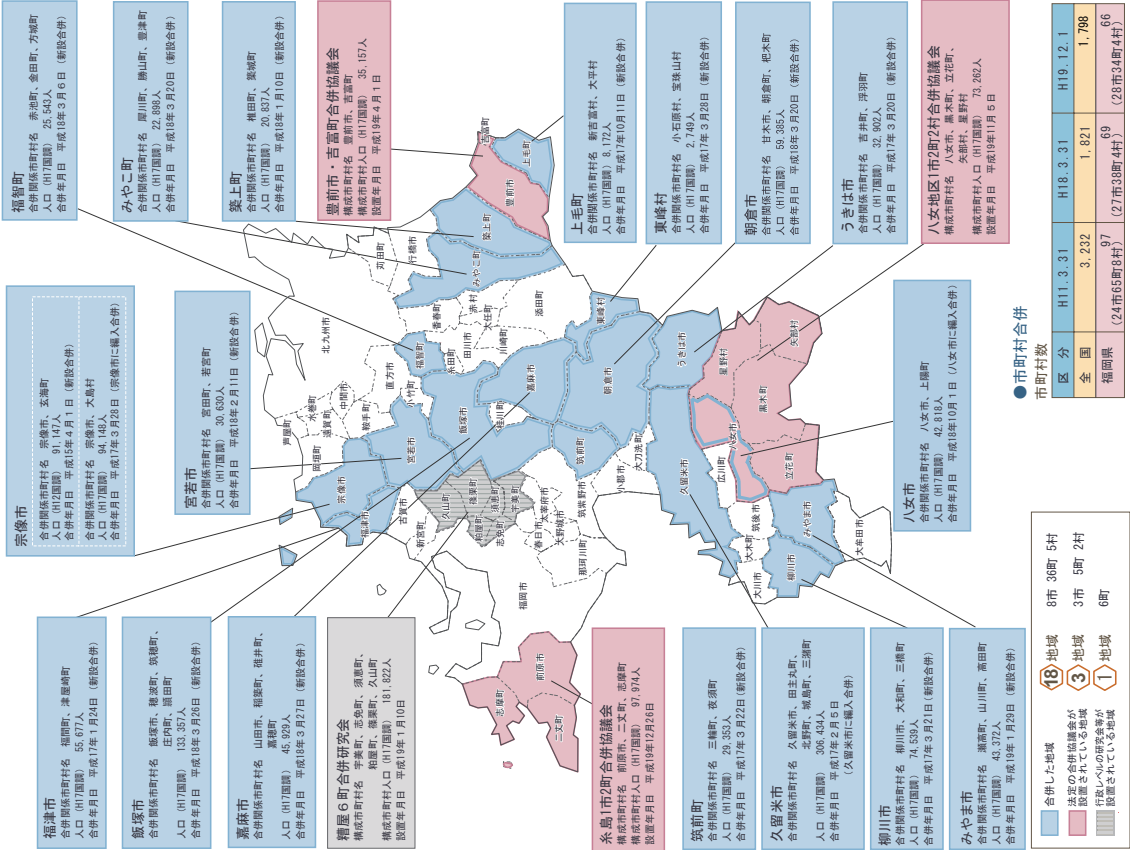
平成19年11月5日現在



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 63)

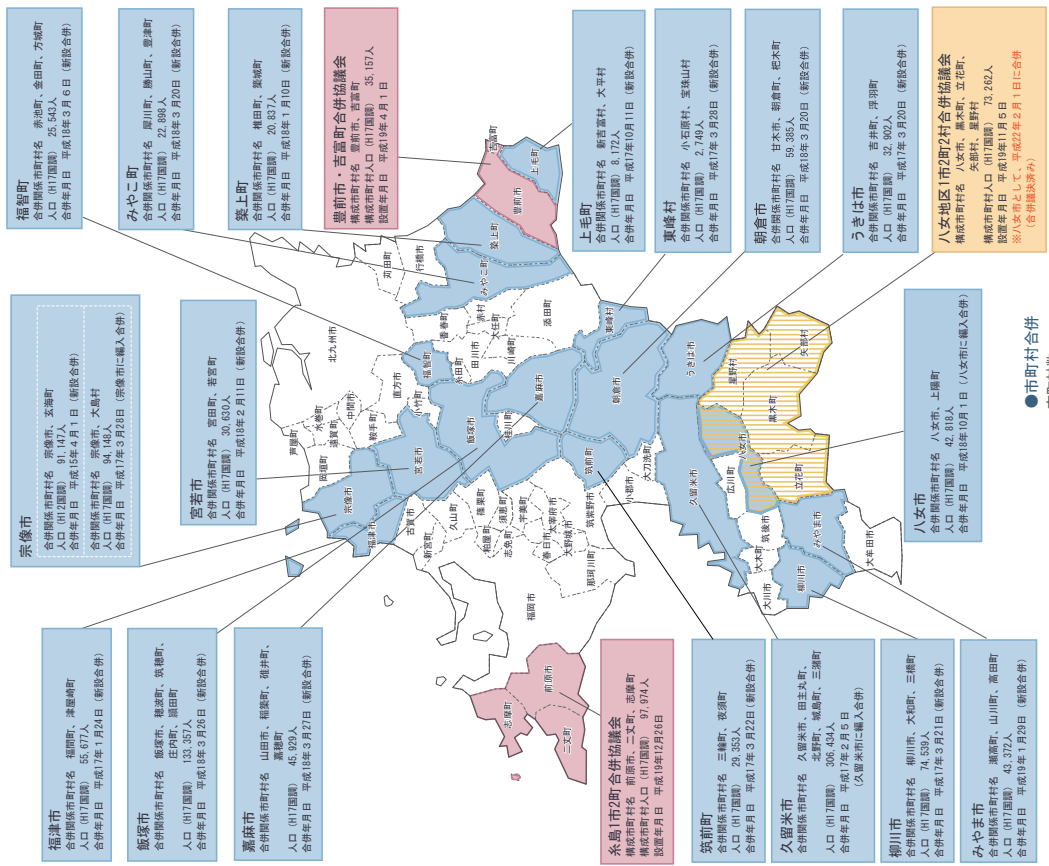
平成19年12月26日現在



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 65)

平成20年 8月 1日現在



●市町村合併

市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H20.3.31
全国	3,232	1,821	1,787
福岡県	97	69	66
	(24市65町8村)	(27市38町4村)	(28市34町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正前の時点

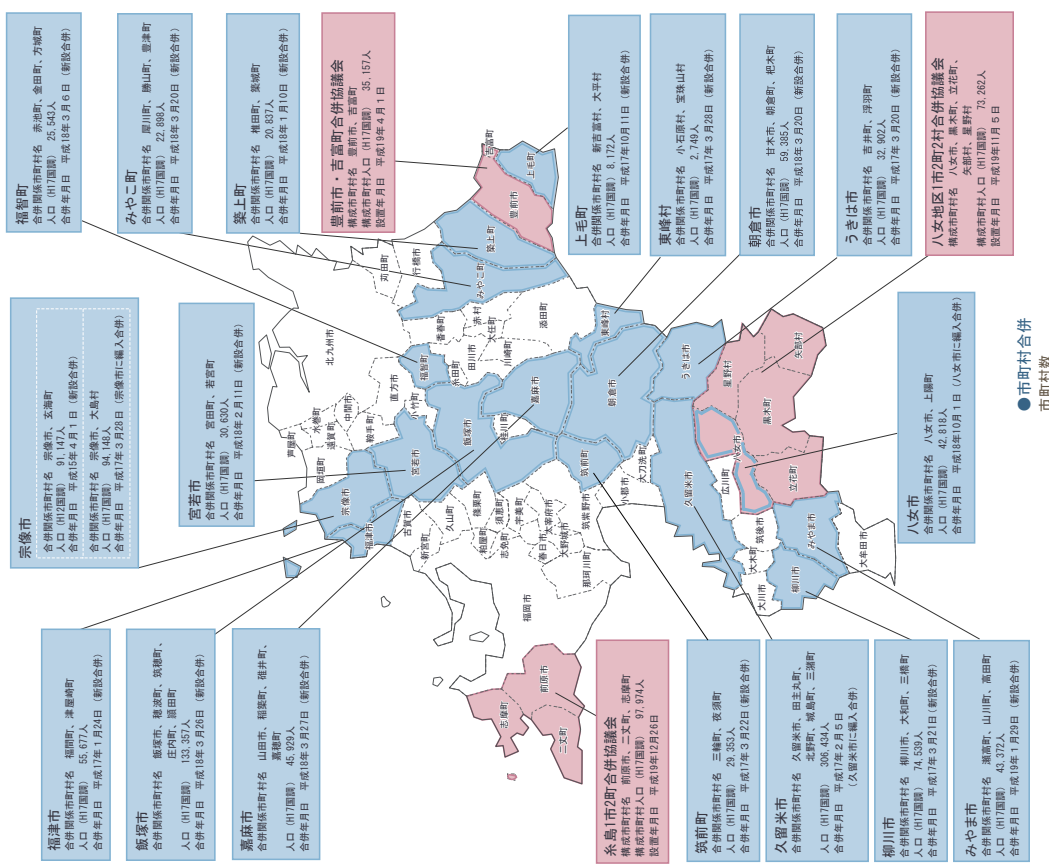
■ 合併した地域
■ 合併解決した地域
■ 法定の合併協議会が設置されている地域

18 地域
1 地域
2 地域

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 64)

平成20年 4月 1日現在



●市町村合併

市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H20.3.31
全国	3,232	1,821	1,793
福岡県	97	69	66
	(24市65町8村)	(27市38町4村)	(28市34町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正前の時点

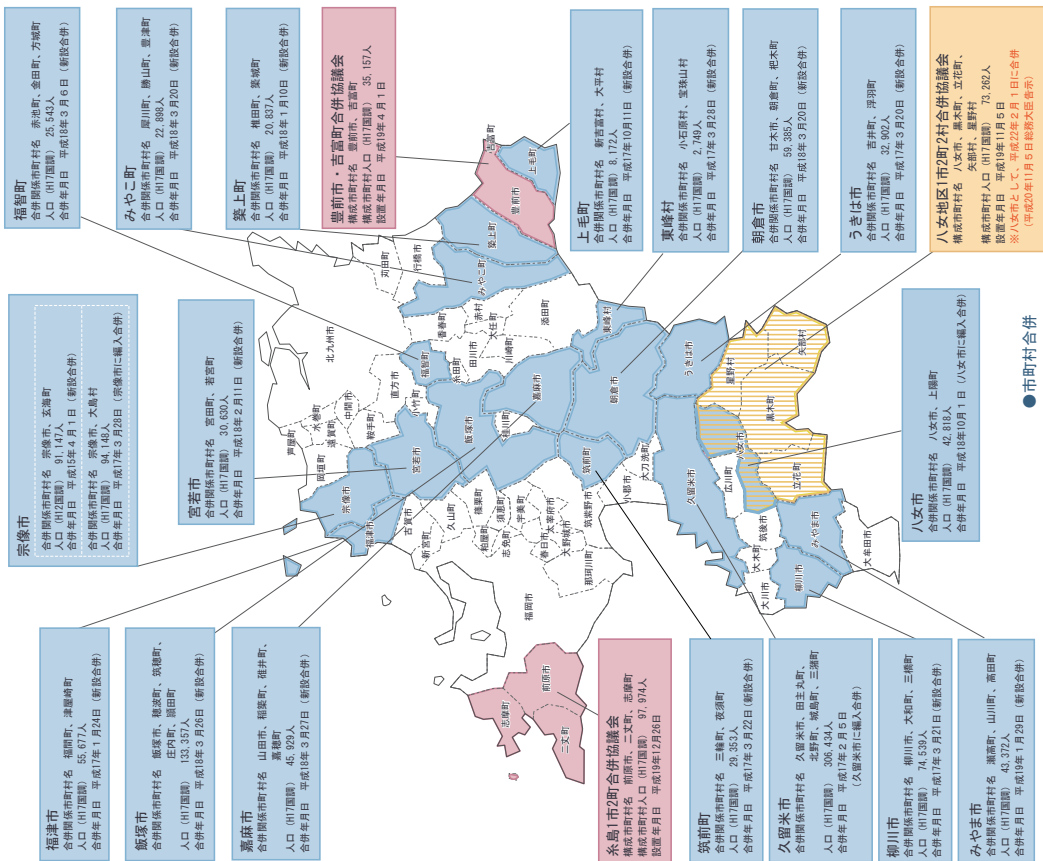
■ 合併した地域
■ 法定の合併協議会が設置されている地域

18 地域
1 地域
3 地域

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.66)

平成20年11月5日現在



●市町村合併

市町村数

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H20. 11. 5
全国	3,232	1,821	1,792
福岡県	(24市65町8村)	(27市38町4村)	(28市34町4村)
	97	69	66

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の前の時点

合併した地域
 合併議決した地域
 協会の合併協議会が
 成立を待たずに合併

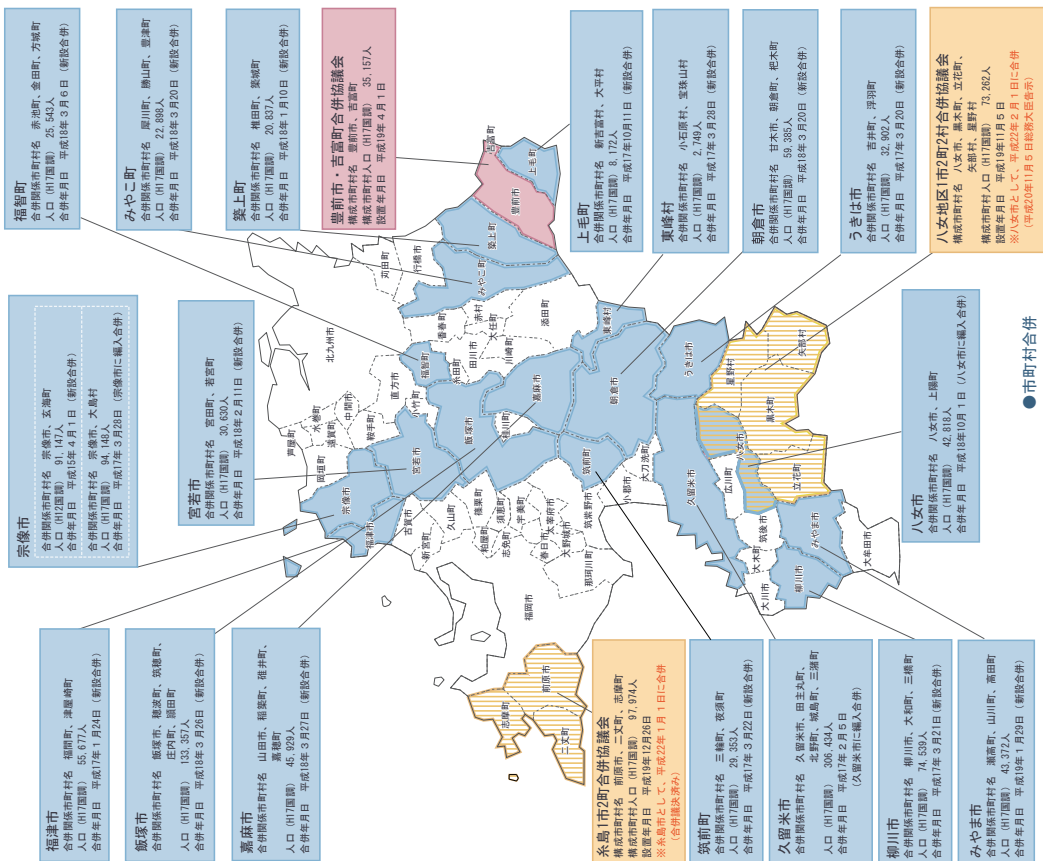
18 地域
2 地域
1 地域

8市 38町 6村
1市 2町 4村
2市 3町

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.67)

平成20年12月19日現在



●市町村合併

市町村数

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H20. 12. 19
全国	3,232	1,821	1,792
福岡県	(24市65町8村)	(27市38町4村)	(28市34町4村)
	97	69	66

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

合併した地域
 合併議決した地域
 協会の合併協議会が
 成立を待たずに合併

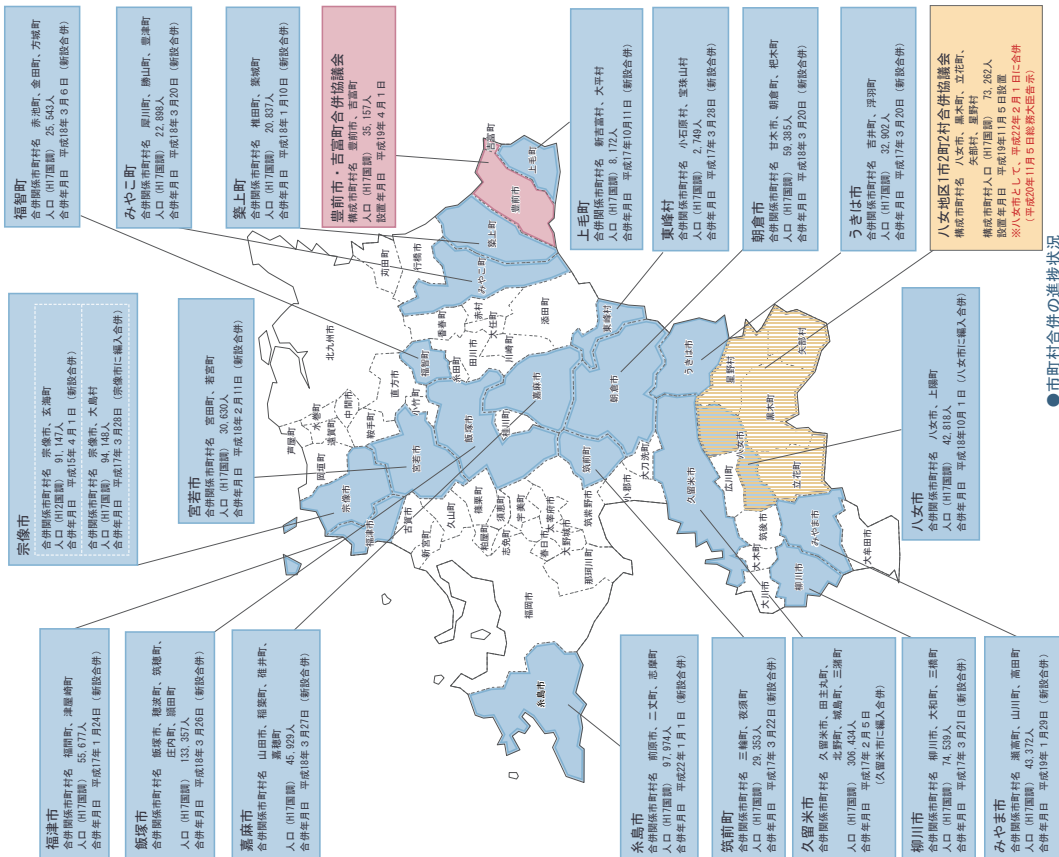
18 地域
2 地域
1 地域

8市 38町 5村
2市 4町 2村
1市 1町

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 69)

平成22年1月1日現在



●市町村合併の進捗状況

区分	H11.3.31	H18.3.31	H21.1.1
全国	3,232	1,821	1,761
福岡県	97	69	64

(24市65町8村) (27市38町4村) (28市32町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

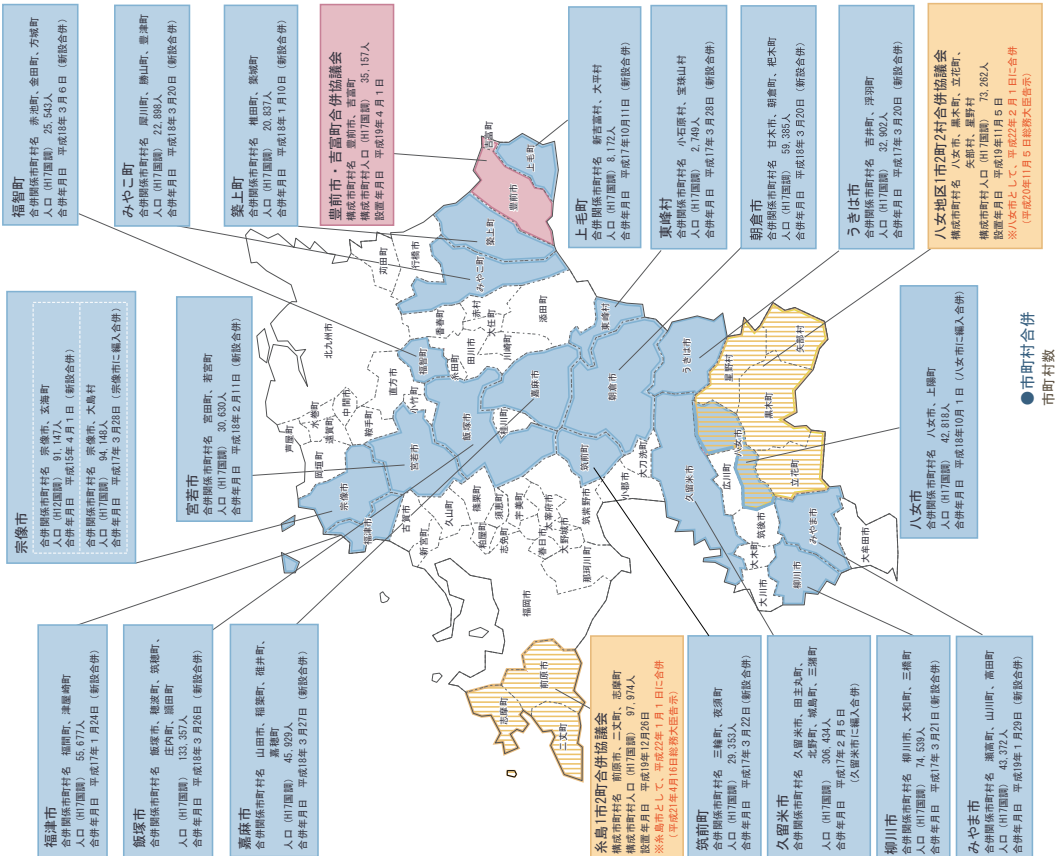
市町村数

区分	19地域	1地域	1地域
合併した地域	9市 38町 5村	1市 2町 2村	1市 1町
合併継続した地域			
法定の合併協議会が設置されていない地域			

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 68)

平成21年4月16日現在



●市町村合併

区分	H11.3.31	H18.3.31	H21.4.16
全国	3,232	1,821	1,777
福岡県	97	69	66

(24市65町8村) (27市38町4村) (28市34町4村)

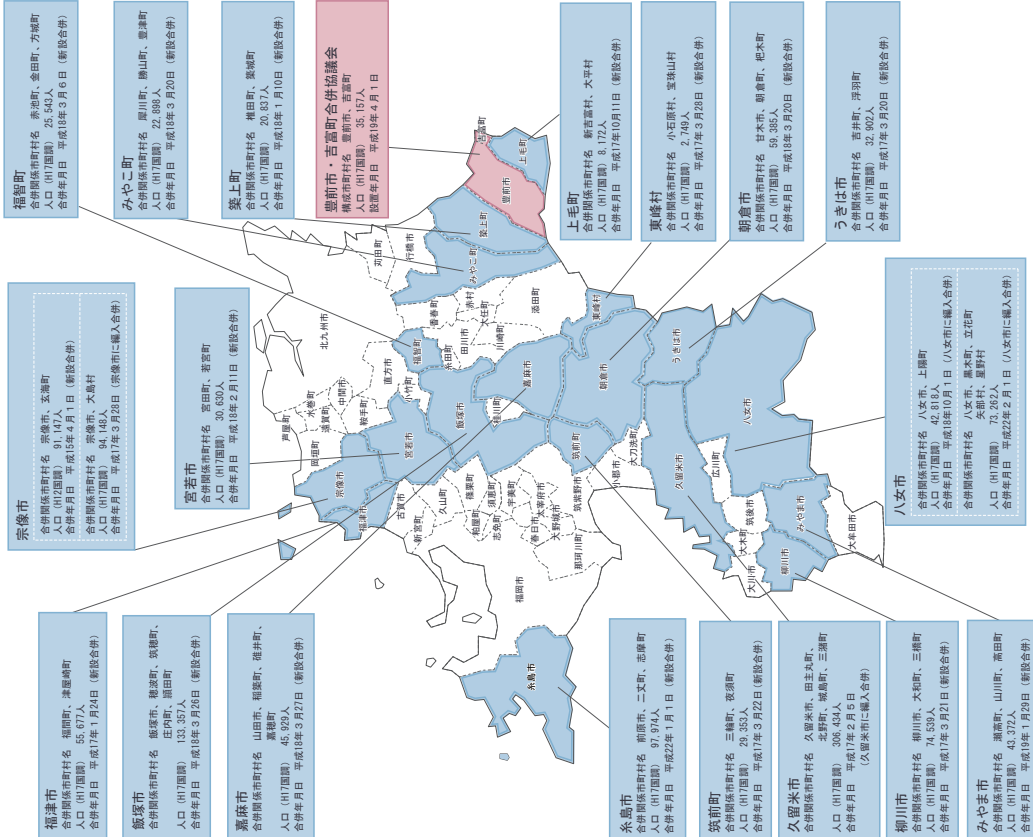
※H11.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

市町村数

区分	18地域	2地域	1地域
合併した地域	8市 38町 6村	2市 4町 2村	1市 1町
合併継続した地域			
法定の合併協議会が設置されていない地域			

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 70) 平成22年2月1日現在



●市町村合併の進捗状況

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 2. 1
全国	3,232	1,821	1,755
福岡県	97	69	60
福岡県 (24市65町8村) (27市38町4村) (28市30町2村)			

※H11. 3. 31は、旧合併特別法の平成11年改正の前の時点

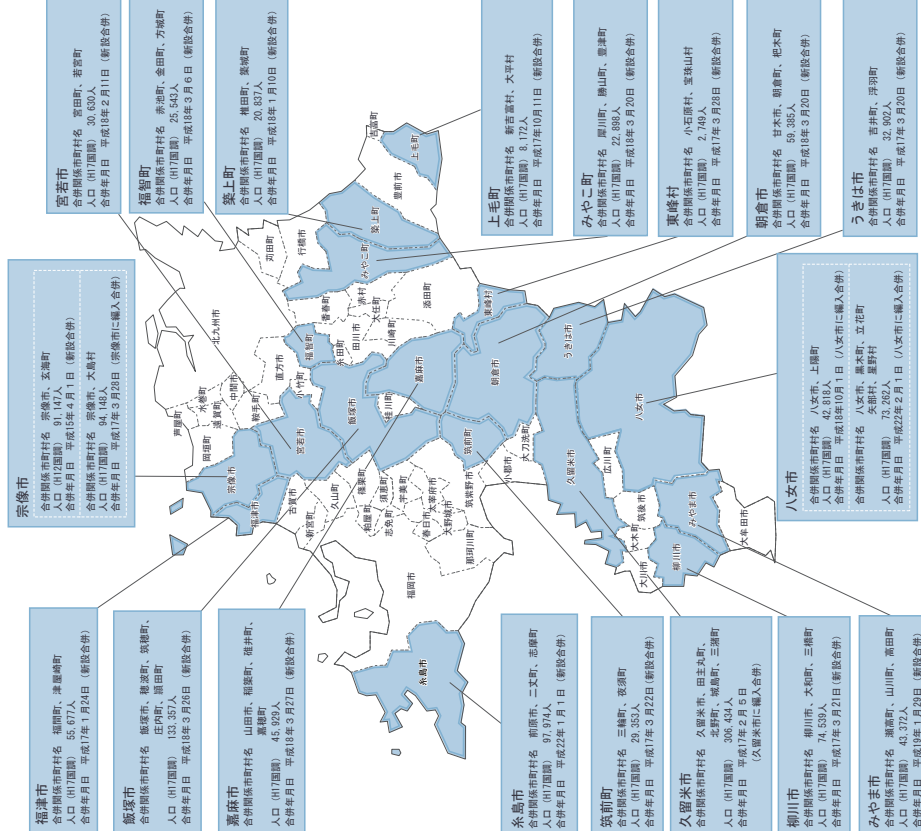
区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 3. 31
全国	3,232	1,821	1,727
福岡県	97	69	60
福岡県 (24市65町8村) (27市38町4村) (28市30町2村)			

※H11. 3. 31は、旧合併特別法の平成11年改正の前の時点

福岡県の合併市町村

(平成15年度～平成21年度までの福岡県内市町村の合併の状況) 平成22年3月31日現在

平成11年度からの全国的な合併推進運動のもと、本県も自主的な合併推進運動の一区切りとなった平成22年3月31日現在、平成11年3月末に97であった市町村数は、合併推進運動が一区切りとなった平成22年3月31日現在で60になりました。



●市町村合併の進捗状況

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 3. 31
全国	3,232	1,821	1,727
福岡県	97	69	60
福岡県 (24市65町8村) (27市38町4村) (28市30町2村)			

※H11. 3. 31は、旧合併特別法の平成11年改正の前の時点

2 平成の合併以前の福岡県の取組関係

福岡県広域行政研究会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県第二次行政改革大綱に基づき、望ましい広域行政の在り方に関する調査研究を実施するため、福岡県広域行政研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域的行政課題の調査研究
- (2) 広域行政推進方策の研究
- (3) 市町村の自主的合併推進方策の研究
- (4) その他広域行政の推進に資する事項

(組織)

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる職員以外の者を任命することができる。

4 研究会に、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 研究会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代行する。

(ワーキングチーム)

第5条 研究会に、行政分野別にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部地方課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

別表第1（第3条関係） 研究会の会長、副会長及び委員

	部 課 名	職 名
会 長	総 務 部	次 長 (地方課担当)
副 会 長	総 務 部 地 方 課	課 長
委 員	総 務 部 総 務 課	課 長
	企 画 振 興 部 企 画 調 整 課	課 長
	保 健 福 祉 部 企 画 課	課 長
	環 境 生 活 部 環 境 政 策 課	課 長
	商 工 部 商 工 政 策 課	課 長
	農 政 部 農 政 課	課 長
	水 産 林 務 部 林 政 課	課 長
	労 働 部 労 働 福 祉 課	課 長
	土 木 部 土 木 管 理 課	課 長
	建 築 都 市 部 建 築 都 市 管 理 課	課 長

顧 問	久留米大学経済学部助教授	世利 洋介
-----	--------------	-------

福岡県広域行政研究会

「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子

第1章 市町村行政の広域的展開の必要性

第1節 市町村を取り巻く時代潮流への対応

1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性

日常生活圏の拡大や高度情報化社会の進展など、市町村行政サービスの広域的対応の必要性の高まりをもたらしている潮流

2 市町村行政体制の充実強化の必要性

少子高齢社会の到来や地方分権の推進への対応など、市町村行政体制の充実強化を図るために、市町村の規模によっては市町村行政の広域的展開が必要とされる潮流

3 地方財政の危機的状況

根本的な行政改革のため市町村合併を含めた広域行政の展開が必要とされている潮流

第2節 市町村行政の広域的展開と県による広域行政の現状

市町村 … 一部事務組合等による事務の共同処理や広域行政圏の設定による広域行政の展開
県 … 市・郡を単位とする出先機関の管轄区域の編成

第2章 市町村行政の広域的展開の手段

・一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリットの分析

人材確保・地域課題の包括性の観点からは、市町村合併により、総合的な行政主体として、意思決定・事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的である。

第3章 福岡県の地理的条件と市町村の歴史的形成過程

福岡県の地理的条件と北九州市、福岡市、久留米市及び17の旧郡単位による市町村の沿革の整理

第4章 アンケート及び市町村長面談調査結果

市町村の自主的合併等の推進方策を検討するための参考として、「県民」（有効回答数1,641通）、「市町村長・市町村議会議長」（同162通）及び「有識者」（同184通）に対するアンケート調査を実施し、また、県内97市町村長中、14市長及び16町長、計30名の首長への面談調査を行った。

第1節 県民アンケート

- ・市町村合併の必要性
「すぐにも必要」[将来は必要]を合わせると53.3% 「不要」27.4%
- ・市町村合併の推進主体
「住民」(48.8%) 「市町村議会」(19.4%) 「県」(14.8%)

第2節 市町村長・市町村議会議長アンケート

- ・行政課題への対応策
「合併は将来課題・当面は広域行政」(75.8%) 「合併は考えていない」(5.6%)
「合併を検討中又は検討予定」(13.6%)
- ・合併の検討主体
「住民」(41.4%) 「市町村長」(28.4%) 「市町村議会」(19.1%)

第3節 有識者アンケート

- ・行政課題への対応策
「合併は将来課題・当面は広域行政」(48.4%) 「合併不要」(5.4%)
「合併の検討に着手すべき」(43.5%)
- ・合併の検討主体
「住民」(37.5%) 「市町村長」(17.9%) 「市町村議会」(17.9%) 「県」(15.2%)

第5章 市町村合併の類型化と類型ごとのケーススタディ

第1節 求められる市町村の適正規模

事務事業ごとの適正規模、人口規模と事務権限の関係を考察した上で、市町村総体としての適正規模について、効率性の観点と住民自治など効率性以外の観点から分析した結果、住民自治の観点からは一般的に規模が小さいほど望ましいものの、効率性の観点からはある程度の規模が必要であることが分かる。

1 事務事業ごとの適正規模

一般廃棄物処理 (マイオキシン対策) 人口9万人弱の収集エリア
特別養護老人ホームの効率的な運営 人口2万人強
消防サービス 人口10万人以上

2 人口規模と事務権限

- ・一般の市 (人口5万人 (合併の場合は4万人) 以上)
福祉事務所の設置、児童扶養手当の受給資格の認定 (予定)
- ・特例市 (人口20万人以上の市のうち指定を受けたもの) (予定)
開発審査会の設置、開発行為の許可
騒音、悪臭原因物の排出及び振動の規制基準の設定、水質汚濁の防止に関する事務
- ・中核市 (人口30万人以上の市のうち指定を受けたもの)
保健所の設置、飲食店営業の許可、大気汚染の防止に関する事務
建築基準法の施行に関する事務 (人口25万人以上の市)、屋外広告物の条例による設置制限

3 効率性 (1人当たり消費的経費) からみた適正規模

昭和61年度 全国 60,000人、九州 55,000人、福岡県 51,000人
平成8年度 全国 96,000人、九州 88,000人、福岡県 87,000人

4 基礎的自治体としての適正規模

- ・行政コストと行政サービスの関係という観点からの最適規模
人口21万人～33万人程度が最適規模となる。
- ・住民の政治参加の観点からの最適規模
人口規模が小さいほど投票率が高いが、首長選挙の無投票も多くなる。

第2節 合併の類型化の基本的な考え方

1 市制移行型 (行財政効率化型)

極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。
福祉分野など、より住民に身近な行政サービスの総合的な供給が可能になるとともに、地域イメージが向上し地域経済が活性化される。

2 都市機能強化型

ある程度歴史的・文化的な一体性が強い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行財政能力の確立を目指して合併するパターン。
施設配置や職員などの効率的な財政運営による自治体の体質強化や、より広域的な視点での過疎・高齢化対策や広域幹線道路の整備等ができる。

3 中核都市形成型

いくつもの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行財政能力を持つ市を目指して合併するパターン。
福祉などの権限が強化され、より一層住民に身近な行政が行えるとともに、一般の市より一段高いイメージが形成され企業や大学などの誘致が行いやすくなる。

4 政令市周辺都市自立型

上記いずれかのパターンを活用しながら、政令市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

第3節 類型ごとのケーススタディ

市制移行型（行財政効率化型）：ケースⅠ（少数自治体による人口5万人規模）

10年後の消費的経費（注） 25.5%削減
10年後の投資余力（注） 24.5%増加

市制移行型（行財政効率化型）：ケースⅡ（多数自治体による人口10万人規模）

10年後の消費的経費 55.2%削減
10年後の投資余力 53.5%増加

都市機能強化型：ケースⅡ（多数自治体による人口15万人規模）

10年後の消費的経費 58.4%削減
10年後の投資余力 8.6%増加（5年後の投資余力は2.9.6%増加）

中核都市形成型：ケースⅠ（多数自治体による人口20万人規模）

10年後の消費的経費 43.7%削減
10年後の投資余力 4.4%増加（5年後の投資余力は2.4.9%増加）

政令市周辺都市自立型：ケースⅡ（多数自治体による人口25万人規模）

10年後の消費的経費 15.1%削減
10年後の投資余力 49.7%増加
（注）消費的経費 …… 人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費
投資余力 …… 総収入見込額から消費的経費を控除したものの

第Ⅵ章 福岡県における市町村の自主的合併推進のあり方

自主的な合併が前提であるが、それぞれの地域の市町村は合併の是非を含めて真摯に検討する必要がある。その際には、それぞれの市町村において「検討エリア」を設定した上で、具体的な合併のメリットや阻害要因及びその除去方法を住民の意見を反映しながら検討することが極めて重要である。

1 検討の際の留意点

・合併のメリットについて

合併の一般的メリットと言われている「人材の確保等を含めた行財政基盤の充実強化」により、どのような地域づくりをし、どのような行政サービスを向上させるのか、それぞれの「検討エリア」の中で具体的な検討が必要である。

・合併の阻害要因について

「検討エリア」の中で具体的な合併の阻害要因、例えば「中心部と周辺部での地域格差」、「住民の意見が反映されにくくなること」、「きめ細かなサービスがでなくなること」などを明らかにし、問題を克服するための方法について検討することが必要である。

・住民の意見の反映について

「検討エリア」における具体的な地域づくりや、向上させることができる行政サービスの具体的な内容などについて、行政が住民に対して「たたき台」を提示し、議論を公開しながら意見を集約していくことが必要である。

2 市町村合併の「検討エリア」の設定

市町村合併の「検討エリア」を旧郡単位などに設定することが、地理的・歴史的な面からも、財政効率上要求される規模の大きさからも、現在の行政上の一体性からも極めて有益である。福岡県内の市町村は、この旧郡単位を基本として、それぞれの地域で適切な「検討エリア」を設定し、早急に合併の是非を含めた検討を始めるべきであると考えられる。

福岡県広域行政研究会

**「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子
～市町村合併の阻害要因への対応策～**

第1章 福岡県における市町村合併の検討

第1節 福岡県広域行政研究会の報告書（平成10年度調査）の要旨

1. 広域行政の必要性

①市町村行政サービスの広域的対応の必要性

日常生活圏の拡大や高度情報化社会の進展など、市町村行政サービスの広域的対応の必要性の高まりをもたらしている潮流

②市町村行政体制の充実強化の必要性

少子高齢社会の到来や地方分権の推進への対応など、市町村行政体制の充実強化を図るために、市町村の規模によっては市町村行政の広域的展開が必要とされる潮流

③地方財政の危機的状況

抜本的な行政改革のため市町村合併を含めた広域行政の展開が必要とされている潮流

2. 広域行政の手法としての市町村合併の優位性と市町村の適正規模

3. 福岡県における市町村合併の類型

①市制移行型（行財政効率化型）

②都市機能強化型

③中核都市形成型

④政令市周辺都市自立型

4. 旧郡単位による合併の検討

(1)「検討エリア」設定の必要性

抽象的な議論とならないようにそれぞれの市町村において「検討エリア」を設定した上で、具体的な合併のメリットや阻害要因及びその除去方法を住民の意見を反映させながら検討することが極めて重要である。

(2) 福岡県における「検討エリア」

市町村合併の「検討エリア」を旧郡単位などに設定することが、地理的・歴史的な面、財政効率上要求される規模の大きさ、及び現在の行政上の一体性から極めて有益であり、福岡県内の市町村は、この旧郡単位を基本としてそれぞれの地域で適切な「検討エリア」を設定し、早急に合併の是非を含めた検討を始めるべきである。

第2節 市町村合併の阻害要因とその対応策の検討の重要性

市町村合併の検討においては、そのメリットとデメリットの比較考量が論点のひとつとなるが、その際には、市町村合併が地域の発展に及ぼす具体的効果を十分検討することはもちろん、合併によるデメリットをより少なくするための方策を同時に検討することが重要である。

第2章 福岡県における市町村合併の気運及び阻害要因

第1節 県内各地域の合併に関する意識 ～平成10年度アンケート結果から

平成10年度アンケート結果から①合併の必要性、②合併の阻害要因について概観。

第2節 県内各地域の合併気運及び阻害要因等

県内各地域の合併気運や合併阻害要因などの実情を把握するため、市町村職員に対するグループヒアリングを実施し、その結果を①地域の現状、②地域の一体感、③合併に向けた気運、④合併の阻害要因に分けて整理。

第3節 合併阻害要因の類型化

グループヒアリング等で指摘された合併の阻害要因を次のとおり類型化。

＜全ての地域に共通する阻害要因＞

積極的な合併推進要因の不足 行財政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足 身分喪失に対する不安
--

＜種々の地域に共通する阻害要因＞

	地域間格差の拡大	住民に密着したサービスの低下	複雑な既存の一部事務組合の構成	中心市の求心力の弱さ（中心地域の不明瞭さ）	地域内の交通基盤の不足	福岡市への依存	県境の存在
旧筑紫郡		○	○			○	
旧糟屋郡		○			○	○	
旧宗像郡			○			○	
旧鞍手郡				○			
旧嘉穂郡	○				○		
旧朝倉郡	○	○			○		
旧糸島郡	○	○				○	
旧浮羽郡				○			
旧三井郡			○	○			
旧三潞郡			○	○			○
旧八女郡	○			○			
旧山門郡	○		○	○			
旧三池郡	○		○	○			○
旧田川郡	○						
旧京都郡	○						
旧築上郡				○			○

第3章 合併阻害要因への対応策

第1節 一般的な対応策

一般的に考えられる対応策として、国及び県における現在の取組状況及び合併の当事者となる市町村自らによる取組状況等を整理。

1. 国の施策

(1) 合併特例法による特例制度の創設

- 合併協議会設置に関する住民発議制度（有権者1/50以上による直接請求）
- 市となるべき要件の特例（人口4万人以上で市制移行可能等）
- 地域審議会設置（旧市町村単位での意見の反映）
- 議会議員の定数・在任、議員年金の資格に関する特例
- 財政措置に関する特例（普通交付税算定の特例、合併特例債）

(2) 財政上の優遇措置

- 普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長
- 合併特例債の創設
- 合併関係市町村間の公債費負担格差の解消のための財政措置
- 市町村合併の推進のための補助金（法定協議会への補助金、合併市町村への補助金）

2. 県の施策

- 市町村や民間団体等に対する補助金の交付
- 各種研修会等への講師派遣
- 福岡県広域行政研究会での調査研究及び報告書の公表

3. 市町村自らの取組

- 住民意識調査、シンポジウム、研究会等
- 各種協議会などによる各市町村間の行政水準の平準化や職員交流の拡大、施設の共同利用
- 自治会や行政区などのコミュニティの育成

第2節 全国の合併事例における対応策の実例

過去の市町村合併事例（11事例）の中で執られた対応策の実例について整理。

【主な実例】

- 積極的な合併推進要因の不足 ～合併へのインセンティブとなる目標の設定～
 - ・市制移行（鹿嶋市、篠山市）、インフラ整備による地域振興（いわき市、ひたちなか市）
- 行政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足 ～合併「議論」を行う気運の醸成～
 - ・首長や議会のリーダーシップ（あきる野市、篠山市）、住民意識の啓発（水戸市、あきる野市）
- 身分喪失に対する不安 ～合併特例法の活用～
- ・定数特例及び在任特例の活用、審議会委員等特別職としての任用（熊本市、浜松市）
- 地域間格差の拡大 ～合併前の旧市町村への配慮～
 - ・施設やインフラの整備（いわき市、浜松市）
 - ・旧市町村別予算の作成（いわき市、つくば市）、旧市町村ごとの選挙区の設置（いわき市）

○住民に密着したサービスの低下 ～支所機能の充実、情報通信ネットワークの活用～

- ・支所機能強化による住民サービスの向上（熊本市、いわき市、北上市）
- ・旧市町村の施策の持ち寄り（浜松市）

第3節 対応策検討の際の留意点

合併阻害要因への対応策を検討する際、留意すべき事項等を合併阻害要因の類型ごとに整理。

1. 積極的な合併推進要因の不足について

普遍的な合併推進要因を考えると、自らの地域の実情に応じた合併推進要因を、その地域のポテンシャル（発展可能性）と課題の抽出などを通じて、中・長期的視点から検討する必要がある。その際は合併の検討エリアの設定や複数の市町村による共同研究が有効である。

2. 行政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足について

住民への情報提供と住民参加のもと、首長、議員がリーダーシップをもって新たな行政システムづくりを検討すべきである。

3. 身分喪失に対する不安について

合併特例法上の特例措置の活用はもちろん、合併後の市町村における人材雇用が考えられる。

4. 地域間格差の拡大について

昭和の大合併によって地域間格差が広がったと言われるが、中心部の成長が周辺地域の成長を促し、地域全体の底上げに繋がるとの視点を踏まえた上で、地域の現状を再検証する必要がある。

合併後の市町村建設計画は、地域の実情を踏まえ、広域的長期的な視野に立った方策を示す必要がある。

5. 住民に密着したサービスの低下について

住民が行政に対して真に望むサービスの質は何かという点を踏まえ、現状の行政サービスと合併後の市町村の規模で新たに提供可能な行政サービスの内容を比較検討してみる必要がある。

住民の意見を十分吸い上げるシステムを構築するため、既存のコミュニティ機能の充実に加え、NPOや地域ボランティア等との連携強化などが重要となる。

6. 複雑な既存の一部事務組合の構成について

既存の一部事務組合の統合・複合化、合併に際しての十分な事前調整により解決可能と考えられる。

7. 中心市の求心力の弱さ（又は中心地域の不明確さ）について

合併を契機とする成長拠点づくりとこれを牽引役とする地域全体の振興の可能性について検討する必要がある。併せて、今後の都市的機能をどういう方策で提供していくのかについて検討する必要がある。

8. 地域内の交通基盤の不足について

中心地域と周辺地域の間での問題が、周辺地域間での問題かを検証した上で、後者の場合は合併を契機として周辺地域間の基盤整備を行い、住民交流の活性化を図ることが考えられる。

9. 福岡市への依存について

財政効率及び住民の参政意識の観点から政令指定都市との合併は慎重に考えるべきである。福岡都市圏にあるという立地条件をさらに有効に活用するため、市町村合併という手段についてどう考えるかを住民に説明する責任がある。

10. 県境の存在について

まずは県内での合併の是非を十分検討することが必要である。

第4章 福岡県における市町村合併推進の留意点

第1節 旧郡を単位としない合併パターンの検討

旧郡単位で実施したグループヒアリングでは、旧郡単位の合併パターンに加えて、旧郡単位以外の合併パターンとして、①旧郡の一部が先行合併する場合（旧郡内先行合併パターン）、②旧郡間をまたがる市町村が合併する場合（旧郡間合併パターン）の必要性が指摘された。

第2節 市町村合併を推進するための県の役割

1. 情報提供・啓発

福岡県広域行政研究会報告書の周知や「市町村の合併の推進についての要綱」の策定などを通じて更なる情報提供に努める必要がある。

2. 市町村の具体的な取組に対する支援

(1) 市町村の研究会への支援

研究会等を設け、合併に関して具体的な取組を自ら行おうとする住民や市町村に対して、県は積極的な支援を行う必要がある。

(2) 合併協議会等への支援

合併の論議が深まり、具体的に合併協議会が設置されるに至った場合は、県はこの合併協議会に対して、財政的な面はもちろん人的な面を含めて積極的な支援を行うことが求められる。

3. 合併後の市町村に対する支援

国の施策による優遇措置に加え、合併後の市町村の地域に対する県事業の優先的な実施や既存の補助金、交付金の優先的な採択などが効果的と考えられる。

福岡県広域行政推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、広域行政の推進に向けた地域の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県広域行政推進支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体に次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体(市町村、一部事務組合等)
- (2) 複数の市町村により要綱等に基づき設置された研究会、独自の規約等に基づき運営されるいわゆる任意協議会等の団体
- (3) 農業協同組合、商工会議所その他の公共的団体等
- (4) 地域づくり団体等で広域行政又は地域づくりの推進に係る事業について活動実績があると市町村長が認めるもの
- (5) 前号に準ずる団体に市町村長が推薦するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、当該事業に要する経費が500千円以上の事業で次に掲げるもの(前条第2号の団体については第4号の事業に限る。)とする。ただし、この補助金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併等(地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)で指定する市との合併を目指すものを除く。以下本条において同じ。)広域行政に関する研究会、懇話会、検討会、研修会等の実施事業
- (2) 市町村合併等広域行政を推進するための次に掲げる調査研究事業(先進事例調査の事業は除く。)
 - ア 広域的現況調査
 - イ 先進事例調査
 - ウ 住民意識調査
 - エ 将来都市ビジョン等の策定
- (3) 市町村合併等広域行政を推進するための機運醸成につながる次に掲げる啓発事業
 - ア シンポジウム、セミナー、講演会等の開催
 - イ パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布
- (4) 複数の市町村が市町村合併等広域行政に関し、前条第2号の団体を共同設置した上で行う具体的な将来構想についての調査研究事業(先進事例調査のみの事業は除く。)

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
前条第4号以外の事業	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料及び使用料	2分の1以内	1団体につき2,000千円以内
前条第4号の事業	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料及び使用料	3分の1以内	1団体につき1,500千円以内

(補助金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体が補助事業を実施しようとするもの(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書(以下「申請書」という。)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、補助事業者が第2条第4号に掲げる団体である場合は当該団体の事務所等の所在する市町村の長(以下「所在市町村の長」という。)が発行した当該団体に活動実績があることを証する文書を、同条第5号に掲げる団体である場合は所在市町村の長が発行した推薦書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の申請があったときは、所在市町村の長及び当該補助事業の内容が関係する市町村の長(以下「関係市町村の長」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するとともに、所在市町村の長及び関係市町村の長にその旨を通知するものとする。

(申請内容の変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費ごとの配分額の20%を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、規則第10条に定める書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行し、平成11年度の事業に適用する。

3 合併旧法下での福岡県の取組関係

福岡県市町村合併推進要綱策定会議設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における自主的な市町村合併の推進を図るため、市町村の合併の推進についての要綱(以下「推進要綱」という。)を策定することを目的として、福岡県市町村合併推進要綱策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、推進要綱の策定に関する事務とし、その具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の合併パターンの検討及び作成
- (2) 県の市町村合併に対する支援策の検討
- (3) その他推進要綱の策定に関する事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる職員以外の者を委嘱することができる。

4 策定会議に、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、総務部地方課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 策定会議の会長、副会長及び委員

区 分	職 名
会 長	総 務 部 次 長
副会長	総 務 部 地 方 課 長
委 員	総 務 部 総 務 課 長 企 画 振 興 部 企 画 調 整 課 長 保 健 福 祉 部 企 画 課 長 環 境 部 環 境 政 策 課 長 生 活 労 働 部 生 活 文 化 課 長 商 工 部 商 工 政 策 課 長 農 政 部 農 政 課 長 水 産 林 務 部 林 政 課 長 土 木 部 土 木 管 理 課 長 建 築 都 市 部 建 築 都 市 管 理 課 長

福岡県市町村合併推進要綱

目 次

福岡県市町村合併推進要綱

はじめに ～要綱策定の趣旨～	1
第1章 市町村を取り巻く現状と今後の見通し	2
1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性	
2 市町村行政体制の充実強化の必要性	
3 地方財政の危機的状況	
第2章 市町村行政の広域的展開の手段と市町村合併	6
1 一部事務組合の限界	
2 一部事務組合、広域連合、市町村合併の比較	
第3章 市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策	8
1 市町村合併の一般的効果	
2 市町村合併に消極的となる事項への対応策	
第4章 市町村合併の推進方策	14
1 市町村の適正な規模	
2 市町村合併の類型	
3 市町村の合併パターン	
第5章 市町村合併に関する支援策	23
1 国の施策	
2 本県の取組	
資料編	29

平成12年12月

福岡県

第1章 市町村を取り巻く現状と今後の見通し

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、これからの時代に対応した十分な行政サービスを提供し続けるという重要な責務を有しているところであるが、近年の市町村を取り巻く状況は大きく変化し、市町村においては、次のような時代潮流への対応が急務となっている。

1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

情報通信基盤の整備に加え、交通手段の発達により、経済社会活動や通勤・通学・通院・買物をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活の行動範囲は広域化し、従来の生活圏域を越えて人や物の交流が進んでいる。これに伴い、公共施設の広域的な利用や施設建設の広域的な調整など、新たな行政ニーズが生じてきている。

公共施設の広域的な利用については、住民と住民以外の利用条件の格差をなくし、広域的な予約システム等をつくることにより住民の利便は大きく改善する。

また、公共施設建設の広域的な調整については、広域行政圏計画などで調整されることになっているが、現実にはどの市町村にも体育館、図書館、音楽ホールなど同じようなスポーツ施設、文化施設が建設され、住民の多様なニーズに対応できていない。より強力な広域的調整を行える仕組みを作り、地域の特徴を活かした他にない施設やより充実した機能を有する施設など、住民の多様なニーズに対応できる公共施設の適正配置に努める必要がある。

福岡県の都市圏における通勤依存の状況

中心都市	通勤依存率			
	40%以上	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満
北九州市 4市12町	水巻町 (46.4)	速見町 (45.6)	戸居町 (37.6)	行橋市 (26.5)
福岡市 8市17町	春日市 (48.5)	篠栗町 (46.6)	宗像市 (37.6)	篠栗町 (26.7)
	前原市 (46.6)	筑紫野市 (45.9)	津屋崎町 (36.6)	筑紫野市 (26.1)
	那珂川町 (45.8)	二丈町 (45.8)	小郡市 (35.9)	筑紫野市 (23.7)
	大野城市 (43.9)	久山町 (43.9)	基山町 (34.5)	玄海町* (21.8)
	新宮町 (43.3)	福岡町 (43.3)		三輪町 (12.5)
	志免町 (42.7)	須恵町 (42.7)		
	太宰府市 (42.0)	宇美町 (33.2)		
	糟屋町 (33.2)	志摩町 (30.9)		
大牟田市 1市2町		古賀市 (30.9)		
久留米市 2市9町			荒尾市 (22.3)	高田町 (18.2)
			北野町 (27.5)	糟屋町 (11.7)
			三善町 (26.5)	城島町 (15.7)
			北善安町 (23.1)	三根町 (14.1)
			広川町 (22.0)	筑後市 (13.9)
				大木町 (13.1)
				田主丸町 (12.1)
				大井亮町 (11.9)
				小郡市 (11.0)

はじめに ～要綱策定の趣旨～

市町村の自主的合併は、市町村の行財政基盤の強化が図られ、地方分権の推進にも資するという観点から、促進すべきものと考ええる。

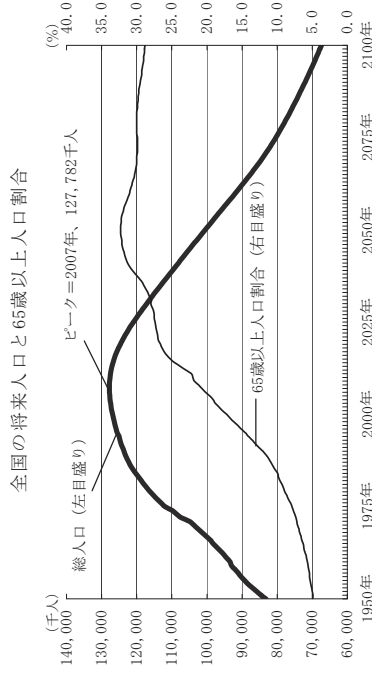
もとより、市町村合併は、市町村及びその住民の主體的な判断が尊重されるべきものであるが、「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」が平成17年3月末に失効することを考慮すると、市町村や地域において、自らの将来に関する重要な課題として、これまで以上に積極的に取り組むことが強く望まれる。

よって、県においては、本要綱を策定し、公表することにより、地域における合併の機運の醸成が図られ、市町村における具体的な取組が行われるよう期待する。

2 市町村行政体制の充実強化の必要性

(1) 少子高齢社会の到来

これからの日本社会は成熟化の度合いを深め、とりわけ、高齢化の進展と少子化による人口の減少は、社会の活力を維持しながら介護サービスなど新たな行政ニーズに対応しなければならぬという難しい問題を提起している。
 こうした少子高齢社会の到来に的確に対応していくためには、保健・医療・福祉やその他の行政サービスを総合的に提供できる体制の整備が必要となってくる。



(2) 地方分権の推進

- 自主的で責任ある行政
 機関委任事務制度の廃止による条例制定権の拡大など、市町村の自主性が高まり、住民の意思をより尊重した行政施策の展開が可能になるとともに、その責任も重くなる。
- 創意と工夫による行政
 権限委譲や国の関与の縮減によって、迅速かつ総合的な行政や地域の個性を活かした多様な施策の展開が容易になるとともに、市町村はより質の高い行政サービスを提供することが求められる。
- 地域の実情にあった行政組織
 全国一律の必置規制の廃止や緩和により、市町村の自主的な判断と責任のもと、地域の実情に応じた事務所の設置や職員や職員の配置等、より柔軟で効率的な組織づくりが求められる。

これらの期待に応え、地方分権の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を図るためには、総合的な行政主体として、行財政能力を引き上げ、市町村の機能を高めしていくことが重要となる。

直方市 3町			小竹町 (15.9)
飯塚市 1市9町			赤池町 (15.0)
			宮田町 (12.4)
			庄内町 (28.3)
			穂波町 (27.4)
			瀬田町 (23.0)
			稲葉町 (20.3)
			筑前町 (14.4)
			藤原町 (13.6)
			山田市*
			赤村 (11.8)
田川市 7町1村			米田町 (26.9)
			大任町 (24.9)
			香春町 (22.8)
			添田町 (17.8)
			川崎町 (20.7)
			三輪町 (20.4)
甘木市 2町			
八女市 3町			
			立花町 (15.1)
			上勝町* (12.5)
			黒木町* (10.5)
大川市 1市3町			
			唐富町 (14.3)
			城島町* (13.1)
			柳川市* (10.9)
			大木町* (10.9)

注1) ()内は1995年の中心都市に対する通勤依存率 (%)
 2) *印は1975年から1995年の間に新たに都市圏に含まれた市町村
 資料) 総務庁「国勢調査報告」

(2) 高度情報化社会の進展

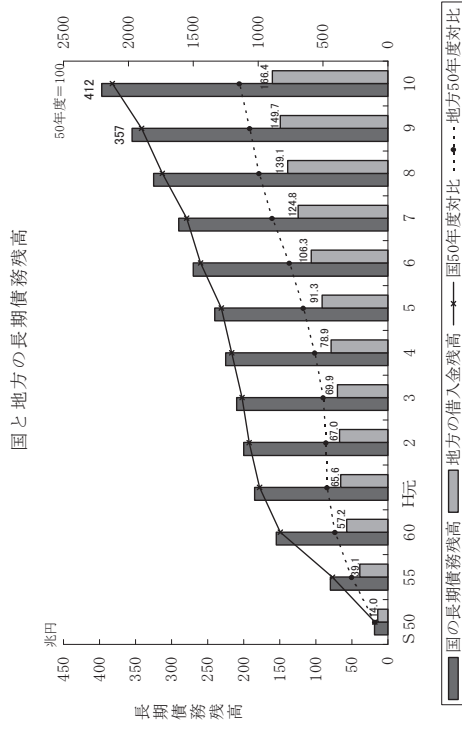
パソコンをはじめとする情報機器の普及と通信手段の発達によって、遠隔地間の双方向通信技術は飛躍的に向上しつつあり、従来市町村が共同で試みてきた行政サービスの広域的展開を容易ならしめている。

また、一方では、市役所や町村役場などのセンター機能の必要性に影響を与えるようになっている。つまり、既に民間部門では在宅勤務やS O H O (Small Office Home Office) 等の新しい勤務形態が普及しつつあるが、行政部門においても、本所と支所・出張所、公共施設間を、場合によっては民間施設間をも高連ネットワークで結ぶことによって、そのサービス拠点を市役所や町村役場など1カ所に集中する必然性については再検討が求められる。

高度情報化社会の進展は、市町村行政の広域的展開を容易にすると同時に、既存の市町村単位での行政サービスに広域的・総合的な展開を迫る要因ともなっている。

3 地方財政の危機的状況

地方財政は、恒久的な減税が実施されたことに加えて、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込む一方で、当面の緊急課題である経済再生や様々な行政ニーズに対応する必要性等から巨額の財源不足状態となっており、国と地方の借入金残高は急速に増加している。



注) 国の長期債務残高は、内国債残高、一般会計及び特別会計の借入金の残高を合計したもの。
地方の借入金残高は、地方債残高(普通会計分)、交付税特会借入金残高(地方負担分)、企業債残高(普通会計分)を合計したもの。

交付税特会借入金地方負担分の残高は国と地方の両方に計上している。

計数は、9年度までは実績、10年度は補正後見込み。

出典)自治省資料等

一方で市町村は、地方分権の進展によって、地域における行政を総合的に広く担うこととされており、少子高齢社会の中においても地域福祉などの重要政策の推進に伴って財政需要が益々増大するものと見込まれている。こうした厳しい状況の中において市町村は、基幹的行政サービスの提供に支障がないようすることが望まれており、地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な行政体制を確立する必要がある。

このためには、いわゆる事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、民間委託の推進など行財政運営全般にわたる改革を積極的に推進することはもちろん、広域行政や自主的な市町村合併の推進など、抜本的な行財政改革が強く求められている。

第2章 市町村行政の広域的展開の手段と市町村合併

市町村行政にとって代表的な広域的展開の手段として考えられるのは、一部事務組合、広域連合及び市町村合併である。

1 一部事務組合の限界

ごみ処理やし尿処理など様々な事務事業を効率的に処理するため、また、住民ニーズの高度化・多様化による新たな行政課題の発生に対応するため、一部事務組合等による事務の共同処理、広域行政圏の設定による市町村の枠を超えた広域行政が展開されてきた。しかし、一部事務組合については、次のような問題が生じている。

- 同じ広域行政圏内に、同じ種類の事務を共同処理する一部事務組合が複数並存していること及び構成市町村が重なる複数の一部事務組合が並存することなどにより、効率的な管理、運営がなされていない場合があること。
- 広域行政圏を越えた共同処理が多いため、広域行政圏の一体性が見えにくくなっている場合があること。
- 構成市町村間の利害の調整が困難な場合があること。

福岡県内の市町村別一部事務組合加入状況

市町村名	地域別連合	全県的連合	市町村名	地域別連合	全県的連合	市町村名	平成8年6月1日現在
県計	923	426	宗像郡(4)	5	65	大刀洗町	8
市計	142	70	33 福寿町	10	5	三浦郡(3)	5
市町村平均	381	356	34 津屋崎町	10	5	66 筑前町	5
	5.3	4.3	35 玄海町	9	5	67 久木町	5
			36 大野町	4	5	68 三浦町	5
市(9.4)			37 八幡町	2	4	69 女部(6)	7
1 北九州市	2	2	38 大野町	2	4	70 長峰町	6
2 福岡市	5	2	39 本郷町	2	4	71 笠原町	8
3 北九州市	3	2	40 瀬賀町	3	4	72 庄川町	8
4 久留米市	5	2	41 小竹町	3	4	73 安部村	6
5 直方市	3	2	42 鞍手町	3	4	74 尾野村	6
6 飯塚市	2	2	43 宮田町	3	4	75 瀬高町	7
7 田川市	6	2	44 宮町	3	5	76 大和町	7
8 柳川市	8	2	45 新原町(7)	3	5	77 三橋町	7
9 山田市	4	3	46 藤原町	4	5	78 山川町	6
10 甘木市	3	3	47 藤井町	4	5	79 高田町	6
11 八女市	10	3	48 基徳町	4	5	80 香春町	4
12 筑後市	7	3	49 玖波町	3	5	81 赤田町	4
13 大川市	3	3	50 藤波町	3	5	82 糸田町	5
14 行橋市	4	3	51 庄内町	3	5	83 赤田町	5
15 豊前市	8	3	52 瀬田町	3	5	84 川崎町	5
16 中間市	4	3	53 朝木町	2	5	85 赤池町	6
17 小都市	9	4	54 朝倉町	2	5	86 方盛町	4
18 筑紫野市	9	4	55 三井町	3	5	87 大任町	4
19 春日市	7	3	56 三井町	3	5	88 赤井	4
20 大牟田市	7	4	57 久保町	3	5	89 赤井	4
21 宗像市	9	4	58 赤井	3	5	90 赤井	4
22 大牟田市	8	4	59 赤井	3	5	91 赤井	4
23 田川市	4	3	60 赤井	3	5	92 赤井	4
24 田川市	4	3	61 赤井	3	5	93 赤井	4
25 田川市	4	3	62 赤井	3	5	94 赤井	4
26 田川市	4	3	63 赤井	3	5	95 赤井	4
27 田川市	4	3	64 赤井	3	5	96 赤井	4
28 田川市	4	3	65 赤井	3	5	97 赤井	4
29 田川市	4	3	66 赤井	3	5	98 赤井	4
30 田川市	4	3	67 赤井	3	5	99 赤井	4
31 田川市	4	3	70 赤井	3	5	100 赤井	4
32 田川市	4	3	71 赤井	3	5	101 赤井	4
33 田川市	4	3	72 赤井	3	5	102 赤井	4
34 田川市	4	3	73 赤井	3	5	103 赤井	4
35 田川市	4	3	74 赤井	3	5	104 赤井	4
36 田川市	4	3	75 赤井	3	5	105 赤井	4
37 田川市	4	3	76 赤井	3	5	106 赤井	4
38 田川市	4	3	77 赤井	3	5	107 赤井	4
39 田川市	4	3	78 赤井	3	5	108 赤井	4
40 田川市	4	3	79 赤井	3	5	109 赤井	4
41 田川市	4	3	80 赤井	3	5	110 赤井	4
42 田川市	4	3	81 赤井	3	5	111 赤井	4
43 田川市	4	3	82 赤井	3	5	112 赤井	4
44 田川市	4	3	83 赤井	3	5	113 赤井	4
45 田川市	4	3	84 赤井	3	5	114 赤井	4
46 田川市	4	3	85 赤井	3	5	115 赤井	4
47 田川市	4	3	86 赤井	3	5	116 赤井	4
48 田川市	4	3	87 赤井	3	5	117 赤井	4
49 田川市	4	3	88 赤井	3	5	118 赤井	4
50 田川市	4	3	89 赤井	3	5	119 赤井	4
51 田川市	4	3	90 赤井	3	5	120 赤井	4
52 田川市	4	3	91 赤井	3	5	121 赤井	4
53 田川市	4	3	92 赤井	3	5	122 赤井	4
54 田川市	4	3	93 赤井	3	5	123 赤井	4
55 田川市	4	3	94 赤井	3	5	124 赤井	4
56 田川市	4	3	95 赤井	3	5	125 赤井	4
57 田川市	4	3	96 赤井	3	5	126 赤井	4
58 田川市	4	3	97 赤井	3	5	127 赤井	4
59 田川市	4	3	98 赤井	3	5	128 赤井	4
60 田川市	4	3	99 赤井	3	5	129 赤井	4
61 田川市	4	3	100 赤井	3	5	130 赤井	4

(注) 古賀市については、調査時点では古賀町。

2 一部事務組合、広域連合、市町村合併の比較

一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリットをまとめると、次の図表のようになる。

一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリット

	一部事務組合	広域連合	市町村合併
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 共同処理することにより、単独で処理できない事務が処理できる。(例：中学校) 共同処理することにより、より高度な事務が処理できる。(例：病院) 共同処理することにより、事務の効率化が図られる。(例：こみ) 異なる事務でも共同処理は可能(複合的一部事務組合) 設立手続が比較的容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 同左 国又は都道府県から、直接に権限の委譲を受けられることができる。 構成団体にに対し、規約の変更を要請できる。 広域計画の作成及びこれに基づく勧告を行うことができる。 直接請求を行うことができる者を別に有し、広域連合の議会の議員などの選挙の方法を間接選挙又は直接選挙に限定。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した迅速な意思決定が可能。 高度で専門的な事務処理が可能。 スケールメリットにより行政効率が向上。 公共施設の広域的な配置調整が容易になる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 【制度的限界】 <ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県から、直接に権限の委譲を受けないことができない。 選挙事務を含む規約の変更は目らのイニシアティブが発議できない。 広域計画の作成が要件でなく、仮に作成したとしても実効性が担保されていない。 住民が直接関与しにくい。 【運用上の限界】 <ul style="list-style-type: none"> 構成団体間での利害調整が困難な場合がある。 共同処理する事務に対する市町村の関心が薄れる場合がある。 財政基盤の確立が困難(構成団体からの分賦金に依存)。 専任職員が少ないなど事務局が弱体な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合の長や議員が直接選挙によって選ばれる場合、同一区域の住民が平等に投票権を行使し、同一区域の代表者を持つることになり、住民が戸惑うおそれがある。 中間団体の存在により、行政効率が低下するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併に至るまでの合意形成に時間がかかる。 合併後の規模が小さすぎれば、地域の一体性の確保が難しい場合がある。 合併後の規模が小さすぎれば、行政効率の向上が限定される場合がある。

いずれの制度も、広域的視点に立ったまちづくりや行政組織の合理化、高度化する行政ニーズへの対応などを実現するための「手段」であり、それぞれの視点から、市町村合併により、総合的な行政主体として意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的である。

第3章 市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策

市町村合併の検討においては、市町村合併が地域の発展に及ぼす具体的な効果と合併によるデメリットをより少なくするための方策とを同時に検討することが重要である。

1 市町村合併の一般的效果

市町村合併の効果としては、次のようなことが挙げられる。

(1) 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

〔例〕

- ・ 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。
- ・ 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。
- ・ より大きな市町村の誕生が、地域の存在感やイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

(2) 住民サービスの維持、向上

住民にとつてサービス幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

〔例〕

- ・ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職(社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等)の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
- ・ 小規模市町村では設置困難な都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。
- ・ 専門スタッフの配置や財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。

(3) 行財政運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

[例]

- ・ 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくとも減らすことができる。
- ・ 三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。
- ・ 事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。
- ・ 広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

2 市町村合併に消極的となる事項への対応策

市町村合併に消極的となる事項への対応策を検討する際の留意点について、合併の是非を検討する段階での留意点と合併後の市町村の行政運営上の留意点に分けてまとめると、次のようなことが挙げられる。

(1) 合併の是非を検討する際の留意点

○ 積極的な合併推進要因の不足について

普遍的な合併推進要因を考慮するのではなく、自らの地域の実情に応じた合併推進要因を、その地域のポテンシャル（発展可能性）と課題の抽出などを通じて、中・長期的視点から検討する必要がある。

また、その際は、合併の検討エリアの設定や複数の市町村による共同研究が有効と考えられる。

[実例]

- ・ 市となることとのイメージアップ（茨城県鹿嶋市、兵庫県篠山市、岩手県和賀町・江釣子村=岩手県北上市）
- ・ 地域中核都市（10万都市）となることによるイメージアップ（長野県飯田市）
- ・ 都市基盤（駅周辺、水資源、道路・下水道等）の整備（篠山市、静岡県可美村=静岡県浜松市）
- ・ 大規模プロジェクトの効果的推進（茨城県ひたちなか市）
- ・ 高速連動インテグレーションの有効活用（茨城県水戸市、北上市）
- ・ 新産業都市指定による優遇措置の活用（福島県いわき市）

○ 行財政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足について

現在市町村に求められていることは、正確な現状認識の上に立ち、将来にわたって地方自治を安定的に運営していくことが可能な行政システムの構築である。この点については、地域の将来に大きな責任を有する首長、議員がリーダーシップをもつて取り組むことが重要である。

また、その際には、住民への情報提供と住民参加に十分配慮しながら、取り組んでいく必要がある。

[実例]

- ・ 首長又は議会の積極姿勢（東京都あきる野市、北上市、篠山市）
- ・ 校区集落単位での説明会の開催（茨城県常陸村=水戸市）
- ・ 自治会を通じての住民意見の汲み上げ（長野県上郷町=飯田市）
- ・ スポーツ文化サークル単位での気運醸成（茨城県勝田市=ひたちなか市）
- ・ マスコミを通じての情報提供（あきる野市）
- ・ 地元経済団体からの積極的な働きかけ（岩手県盛岡市）

○ 地域間格差の拡大について

市町村合併を地域全体の底上げに繋げる視点、つまり、中心部の成長の波及効果が周辺地域の成長を促し地域全体の底上げに繋がる可能性、中心地の存在が地域全体の疲弊を防止する可能性などを踏まえて、もう一度地域の現状を検討する必要がある。

[実例]

- ・地域全体での生き残りを賭けた中核都市の形成（北上市）
- ・市域の拡大による大規模な工業団地・住宅団地の造成や地域特性（海・山・工業地帯・港湾・観光地などフルセットの地域資源）を活かした総合的まちなみづくりの実施（いわき市）

○ 住民に密着したサービスの低下について

合併の大きな効果の1つに、従来各市町村のみが行っていた行政サービスを合併後の市町村がその実情に応じて取り込み全地域で実施したり、単独の市町村では難しかった高度で専門的な行政サービスを新たに提供したりすることが可能となる点がある。

住民が行政に対して真に望むサービスは何かという点を踏まえ、現状の行政サービスと合併後に新たに提供可能となる行政サービスとの比較検討する必要がある。

[実例]

- ・旧町村での水不足を解消し、水道料金を半額に引き下げ（岩手県都南村=盛岡市）
- ・強化された財力により道路、下水道等の都市基盤整備を実施（可美村=浜松市）
- ・旧町村で行われていた3歳児教育を市の全域に拡充（浜松市）
- ・従前居住地に限られていた住民票の交付が新市の全支所（旧役場）に拡大（篠山市）

○ 中心市の求心力の弱さ（又は中心地域の不明確さ）について

合併を契機とする成長拠点づくりとこれを牽引役とする地域全体の振興の可能性について検討する必要がある。

併せて、今後ますます激しくなると考えられる地域間競争、都市間競争の中での地域振興の方策や住民に対して今後の都市的機能をどういう方策で提供していくのかについて検討する必要がある。

[実例]

- ・周辺地域に移転・分散した都市機能の再結合・再集積による拠点都市化（盛岡市）

○ 福岡市への依存について

福岡都市圏にあるという立地条件をさらに有効に活用するため、市町村合併という手段について積極的に検討する必要がある。

(2) 合併後の市町村の行政運営に関する留意点

○ 地域間格差の拡大について

地域間格差の拡大に配慮するためには、市町村建設計画の中で、今後のまちづくりの方向性を明らかにし、地域の実情を踏まえ、広域的長期的な視野に立った方策を示す必要がある。具体的には、成長拠点の位置や箇所数、成長拠点以外の地域の位置付けなどについて、各地域の特色や地域資源等を十分踏まえた上で、策定することが重要となる。

なお、こうした市町村建設計画に掲げられた事業については、国の財政上の優遇措置が講じられることとなっている。

また、合併特例法に基づき地域審議会を有効に活用し、旧市町村ごとの意見を十分に汲み上げ、新市町村の行政運営に反映させていくことが重要となる。

[実例]

- ・財力の強化による重点投資（道路網、上下水道などの生活環境の整備、体育館や図書館等の生涯学習のための拠点整備など）（可美村=浜松市）
- ・地域の伝統を活かした文化施設の建設（上郷町=飯田市）
- ・旧市町村の地域が有する特性やアイデンティティを活かし、充実した施設を各地域に配置（いわき市）
- ・旧市町村で行われていた事業の継続性等に配慮するため、一定の期間は旧市町村別に予算を編成（いわき市、茨城県つくば市）
- ・人口が少ない地域において地域選出の議員がいなくなることではないかとの心配などに配慮するため、旧市町村別選挙区を設定（いわき市）
- ・旧市町村単位で各種行事（運動会、スキー大会、文化祭、祭り等）を実施
- ・旧市町村毎に自治協議会を設置し、要望を取りまとめ

○ 住民に密着したサービスの低下について

住民票等の各種証明書、税金・福祉関係の各種申請・届出など、住民の日常的な行政ニーズに支障がでないように旧市町村の庁舎等を活用した支所・出張所機能の充実強化を図るとともに、IT（情報技術）を活用し、より高度で効率的な新たな行政システムの構築を検討する必要がある。

また、行政サービスの維持・向上においては、市町村規模の拡大に伴い懸念される行政と住民との物理的・心理的な隔たりを埋めるため、住民の意見を十分吸い上げるシステムを構築する必要がある。このためには、地域審議会の活用に加えて、自治会や行政区、小学校区等の既存のコミュニティ機能の充実、NPO（民間非営利団体）や地域ボランティア組織等との連携強化などが重要となる。

[実例]

- ・旧町の各役場を総合支所と設置付け、窓口業務に加えて経済課（農業・商工業関係所管）と建設課（土木関係所管）を設置し、地区住民のニーズや実情に応じた事業を展開（熊本県熊本市）
- ・各支所の機能強化、複数の福祉事務所の設置によって市民生活に身近な業務は支所限りで処理できる体制を構築（いわき市）
- ・本庁と支所・各種施設間の情報通信ネットワークの積極的活用（北上市）
- ・旧町村毎の支所を自治協議会、交通安全協会、社会福祉協議会等の支援拠点と位置付け

第4章 市町村合併の推進方策

市町村合併の是非を検討する際には、合併後の市町村をより具体的にイメージするため、市町村の規模に応じて市町村合併の類型化を行い、そのうえで、地域の実情等を考慮し、具体的な市町村の組合せ（以下「合併パターン」という。）を設定することが有効である。

1 市町村の適正な規模

(1) 事務事業ごとの適正規模

特別養護老人ホームの効率的な運営 人口2万人強
消防サービス 人口10万人以上

(2) 人口規模と事務権限

① 一般の市（通常人口5万人以上）

福祉事務所の設置、児童扶養手当の受給資格の認定（平成14年8月1日から）

② 特例市（人口20万人以上の市のうち指定を受けたもの）

騒音、悪臭原因物の排出及び振動の規制基準の設定
水質汚濁の防止に関する事務、開発審査会の設置、開発行為の許可

③ 中核市（人口30万人以上の市のうち指定を受けたもの）

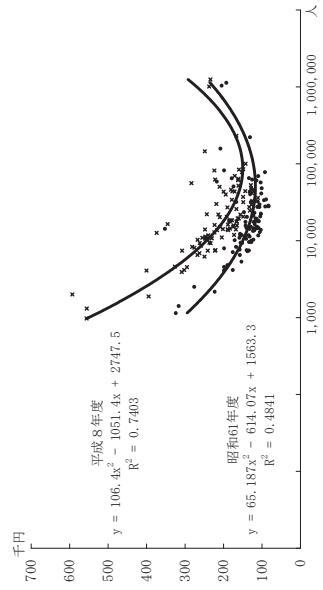
保健所の設置、飲食店の営業許可、大気汚染の防止に関する事務
建築基準法の施行に関する事務（人口25万人以上の市）
屋外広告物の条例による設置制限

(3) 効率性（1人当たりの消費的経費）からみた適正規模

人口1人当たりの消費的経費を指標とした場合、最も効率的な人口規模は次のとおり。

昭和61年度 全国 60,000人、九州 55,000人、福岡県 51,000人
平成8年度 全国 96,000人、九州 88,000人、福岡県 87,000人

福岡県97市町村の1人当たり消費的経費の分布



2 市町村合併の類型

福岡県の場合、地理的・歴史的条件下で社会経済構造の現状から判断すると、合併後の人口規模及び政令指定都市との地理的關係により次の4つの類型化が可能である。

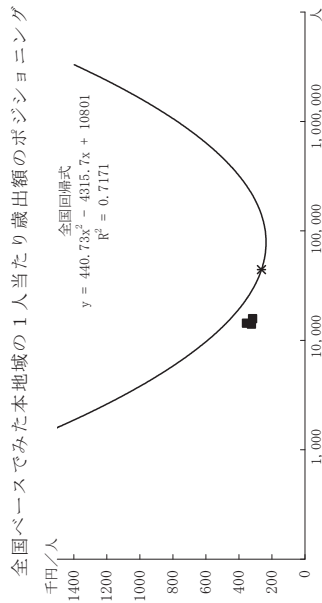
(1) 市制移行型（行財政効率化型）（人口5万人程度）

極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。

【期待される一般的効果】

福祉事務所や社会福祉主事の配置などの権限が与えられ、福祉分野など、より住民に身近な行政サービスの総合的な供給が可能になる。
地域イメージが向上し、都市型産業の進出が期待されるなど、地域経済の活性化に資する。

市制移行型（人口5万人規模の合併）のケーススタディ 注）資料編P46参照



■：合併前の各自治体のポジションニング *：合併後のポジションニング

合併10年後までのシミュレーション結果

	合併5年後			合併10年後		
	合併年度	非合併	合併効果	合併年度	非合併	合併効果
歳出合計	100.0	105.9	105.8	100.0	110.8	117.2
消費的経費	100.0	115.3	126.7	100.0	143.8	169.3
人件費	100.0	95.6	109.8	100.0	102.9	126.3
職員給	100.0	97.3	108.3	100.0	102.9	124.3
職員報酬	100.0	81.1	122.4	100.0	103.6	143.0
その他	100.0	95.5	109.9	100.0	102.9	126.6
その他の消費的経費	100.0	125.1	135.1	100.0	164.1	190.7
投資余力	100.0	90.9	72.2	100.0	57.6	33.1

10年後の消費的経費（注） 25.5%削減

10年後の投資余力（注） 24.5%増加

（注）消費的経費・・・人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費等
 投資余力・・・総収入見込み額から消費的経費を控除したもの

(2) 都市機能強化型（人口10万人程度）

ある程度歴史的・文化的な一体性が強い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行政能力の確立を目指して合併するパターン。

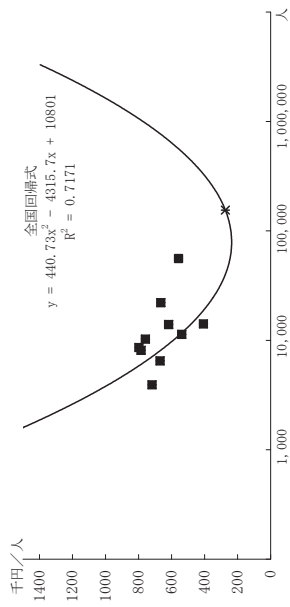
【期待される一般的効果】

公共施設の配置や職員の再配置など、効率的な財政運営による自治体の体質強化が期待できる。

より広域的な視点で、過疎・高齢化対策や広域幹線道路（高速道路インターチェンジまでのアクセス道路等）の整備等が実施できる。

都市機能強化型（人口15万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみれば本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



■：合併前の各自治体のポジションニング *：合併後のポジションニング

合併10年後までのシミュレーション結果

	合併5年後			合併10年後		
	合併年度	非合併	合併効果	合併年度	非合併	合併効果
歳出合計	100.0	102.1	102.2	100.0	81.2	109.1
消費的経費	100.0	103.7	128.6	100.0	116.4	174.8
人件費	100.0	90.4	108.7	100.0	94.9	122.7
職員給	100.0	90.4	107.8	100.0	94.9	122.7
職員報酬	100.0	23.0	118.5	100.0	100.6	134.2
その他	100.0	90.3	108.8	100.0	94.8	122.7
その他の消費的経費	100.0	109.8	137.7	100.0	126.2	198.5
投資余力	100.0	100.1	70.4	100.0	38.8	30.2

10年後の消費的経費 58.4%削減

10年後の投資余力 8.6%増加（5年後の投資余力は29.6%増加）

(3) 中核都市形成型（人口20万人又は30万人以上）

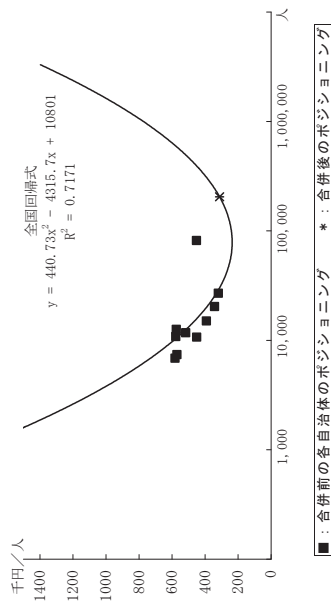
いくつかの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行政能力を持つ市を指して合併するパターン。

【期待される一般的効果】

- 環境、都市計画、保健衛生などの行政分野における権限が強化されることにより、一層住民に身近な行政が行える。
- 一般の市より一段高いイメージが形成され、企業や大学などの誘致が行いやすくなり、高度な都市経営が可能となる。

中核都市形成型（人口20万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみた本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



合併10年後までのシミュレーション結果

歳出合計	合併5年後		合併10年後	
	合併	非合併	合併	非合併
消費的経費	100.0	107.5	107.8	121.5
人件費	100.0	105.1	123.9	118.8
職員報酬	100.0	92.9	109.3	115.2
議員報酬	100.0	97.9	109.2	114.9
その他	100.0	25.0	111.2	86.1
その他の消費的経費	100.0	93.0	109.1	99.3
投資余力	100.0	111.6	131.6	130.4
			85.9	69.0
			24.9	64.7
				4.4

- 10年後の消費的経費 43.7%削減
- 10年後の投資余力 4.4%増加（5年後の投資余力は24.9%増加）

(4) 政令市周辺都市自立型

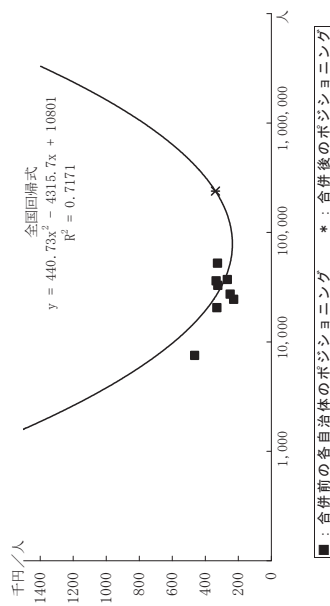
上記いずれかのパターンを活用しながら、政令指定都市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

【期待される一般的効果】

- グレードの高い施設は隣接する政令指定都市と機能分担しつつ、身近な施設は新都市内に均等に配置することが可能となる。
- 財政基盤と政策立案能力が強化されることにより、政令指定都市とは異なる個性的な施設整備や行政サービスが可能となる。
- 政令市指定都市への一極集中は、混雑コストの増大や、水不足等を助長しかねないため、隣接地に新都市が形成されることは一極集中がもたらす弊害の何よりの解決策となり得る。

政令市周辺都市自立型（人口25万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみた本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



合併10年後までのシミュレーション結果

歳出合計	合併5年後		合併10年後	
	合併	非合併	合併	非合併
消費的経費	100.0	110.3	109.8	126.4
人件費	100.0	95.4	124.1	116.2
職員報酬	100.0	99.8	111.0	103.6
議員報酬	100.0	92.9	104.3	103.7
その他	100.0	35.3	111.1	103.5
その他の消費的経費	100.0	127.0	130.9	169.5
投資余力	100.0	104.7	96.4	8.2
			142.6	92.9
				49.7

- 10年後の消費的経費 15.1%削減
- 10年後の投資余力 49.7%増加

3 市町村の合併パターン

福岡県の市町村の地理的条件や歴史的形形成過程並びにこれまでの各行政分野における取組等を総合的に判断すると、市町村合併を検討するうえでの市町村の組合せとしては、次のようなパターンが考えられる。

(1) パターンA

広域性を備えた生活圏、行政圏を中心に都市形成の観点を重視したものであり、旧郡に属する全ての市町村の組合せによる。

ただし、久留米地域については、久留米広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、久留米経済圏としての一体性の状況、久留米市の将来における中核市移行などを踏まえ、久留米市及び近隣市町でのパターンが考えられるが、具体的な市町村の組合せは、地域における検討に委ねる。

(2) パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合等による取組状況をより重視したものであり、地域の実情、市町村の意向等により、次の地域について設定している。

- ア 宗像市・玄海町パターン
- イ 遠賀郡4町（芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）パターン
- ウ 三潁郡3町（城島町・大木町・三潁町）パターン
- エ 柳川市・大和町・三橋町パターン
- オ 瀬高町・山川町・高田町パターン

なお、京築地域（行橋市、京都郡4町、豊前市、築上郡3町2村）については、京築広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、経済圏としての一体性の状況などを踏まえ、より広域性を重視したパターンも考えられる。

パターンA及びパターンBの詳細は、次のとおり。

市町村の合併パターン

パターンA

広域性を備えた生活圏、行政圏を中心に都市形成の観点を重視したものであり、旧郡に属する全ての市町村の組合せによる。



久留米地域は、久留米広域市町村圏におけるこれまでの広域連携の状況、久留米経済圏としての一体性の状況、久留米市の将来における中核市移行などを踏まえ、久留米市及び近隣市町でのパターンが考えられる。

パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合等による取組状況をより重視したものであり、地域の実情、市町村の意向等により、次の地域について設定。

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
①旧津波郡(5団体)		
筑紫野市	90,776	87.73
日田市	104,627	14.15
大野城市	88,065	26.88
大宰府市	64,674	24.61
那珂川市	45,800	74.99
計	352,822	233.36
②旧糟屋郡(8団体)		
宇美市	55,330	42.11
吉野市	37,106	30.22
志志市	29,064	38.90
志志町	38,036	8.70
須賀町	25,125	16.33
新宮町	21,968	18.87
久山町	7,724	37.43
船屋町	34,629	14.12
計	249,822	206.68
③旧赤松郡(5団体)		
宗像市	80,541	76.82
福間町	41,624	23.41
津屋崎町	14,183	23.28
女海町	10,039	34.68
大島村	964	8.12
計	147,351	172.31
④旧遠賀郡(5団体)		
中間市	49,428	15.96
芦屋町	16,122	11.42
水巻町	31,890	11.03
遠賀町	30,631	48.51
遠賀町	19,695	22.14
計	147,766	109.08
⑤旧柳井手郡(5団体)		
直方市	61,113	61.78
小竹町	10,107	14.18
鞆町	19,803	35.58
富田町	21,638	52.49
若菜町	10,543	87.50
計	123,204	231.53
⑥旧葦郡(10団体)		
飯塚市	80,905	71.80
山田町	12,195	22.05
桂川町	15,127	20.07
稚籠町	19,984	17.34
藤井町	6,810	8.45
藤井町	10,617	87.34
藤井町	11,716	74.81
藤井町	26,861	25.23
藤井町	10,725	25.69
藤井町	3,229	16.60
計	202,169	369.38
⑦旧新井郡(7団体)		
甘木市	43,439	167.19
朝朝町	9,138	44.98
木曾町	10,690	34.56
三輪町	12,364	21.71
夜須町	16,458	45.47
小石原村	1,259	29.37
宝珠山村	1,816	22.56
計	95,164	365.84
⑧旧糸島郡(3団体)		
前原市	64,563	104.50
三丈町	13,845	57.07
志摩町	17,671	54.52
計	96,079	216.09

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
⑨旧埴原郡(3団体)		
吉井町	17,580	28.29
田主丸町	21,588	50.99
深瀬町	17,492	89.36
計	56,660	168.64
⑩旧三井郡(3団体)		
小郡市	54,289	45.50
北野町	17,835	20.49
大刀洗町	15,396	22.83
計	87,520	88.82
⑪旧三浦郡(4団体)		
大川市	42,794	33.61
城島町	14,332	17.58
大木町	14,175	18.43
三浦町	15,706	16.10
計	87,007	85.72
⑫旧八木郡(8団体)		
八女市	39,768	39.34
筑後町	47,173	41.85
黒木町	15,398	135.49
上陽町	4,415	59.32
立花町	13,104	86.64
広川町	19,598	37.91
矢部村	1,900	80.46
豊野村	3,927	81.28
計	145,282	562.29
⑬旧山門郡(5団体)		
柳川市	42,698	37.23
高和町	25,291	37.73
三橋町	17,971	22.78
山川町	18,351	16.89
三川町	5,950	26.38
計	110,261	141.01
⑭旧三浦郡(2団体)		
太宰市	141,739	81.55
高田町	15,652	41.01
計	157,391	122.56
⑯旧田川郡(10団体)		
田川市	54,751	54.52
香春町	13,844	44.56
添田町	13,499	132.10
金田町	8,550	7.46
糸田町	10,959	8.04
川崎町	21,626	36.12
赤池町	10,318	16.20
方城町	8,040	18.38
大任村	6,298	14.24
赤井村	3,791	32.03
計	157,676	363.65
⑰旧宮都郡(5団体)		
行橋市	70,776	69.83
田田町	34,621	46.24
勝山町	7,926	98.00
豊津町	7,418	33.94
津井町	9,224	19.34
計	129,965	267.35
⑱旧藤上郡(6団体)		
豊前市	29,829	111.13
椎名町	12,456	51.70
富田町	7,470	5.60
築城町	10,205	67.64
新宮村	4,298	13.44
大平村	4,403	48.96
計	68,571	298.47

(平成12年3月住民基本台帳人口、平成11年10月国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
①赤松市・玄海町1ヶ市		
宗像市	80,541	76.82
玄海町	10,039	34.68
計	90,580	111.50
②遠賀郡4町1ヶ市		
芦屋町	16,122	11.42
水巻町	31,890	11.03
岡垣町	30,631	48.51
遠賀町	19,695	22.14
計	98,338	93.10
③三浦郡3町1ヶ市		
城島町	14,332	17.58
大木町	14,175	18.43
三浦町	15,796	16.10
計	44,303	52.11
④柳川市・大和町・三橋町1ヶ市		
柳川市	42,698	37.23
大和町	17,971	22.78
三橋町	18,351	16.89
計	79,020	76.90
⑤瀬高町・山川町・高田町1ヶ市		
瀬高町	25,291	37.73
山川町	5,950	26.38
高田町	15,652	41.01
計	46,893	105.12

(平成12年3月住民基本台帳人口、平成11年10月国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)



第5章 市町村合併に関する支援策

市町村及びその地域の住民が市町村合併の検討を進めていくための国及び県の支援策について、合併の検討段階に応じてまとめると、次のようになる。

1 国の施策

(1) 合併に向けた機運づくり

○ 合併協議会設置に関する住民発議制度

- ・ 有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置を直接請求することができる。
- ・ 全ての関係市町村長に対して同一内容の直接請求が行われた場合には、各関係市町村長は合併協議会の設置協議について議会に付議しなければならない。

(2) 合併を検討する市町村に対する支援

○ 合併準備補助金

法定合併協議会の構成市町村に対して、市町村建設計画の作成及びその準備経費として、1関係市町村につき500万円を上限とする定額補助を行う。

○ 合併協議会設置経費等の合併準備経費に対する特別交付税措置

法定又は任意の合併協議会を設置した市町村に対して、合併の準備に要する経費について、5か年度にわたり特別交付税措置を行う。

(3) 合併後の市町村に対する支援

○ 普通交付税算定の特例（合併定替）の期間の延長

合併後10か年度（従来は5か年度）は、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し、その後5か年度は、漸変緩和措置を講じる。

○ 合併特例債の創設

合併後10か年度は、市町村建設計画に基づき実施する一体性の確立・均衡ある発展のための公共的施設の整備事業等及び地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立に対して、合併特例債を充当することができる。（充当率95%、元利償還金に対する普通交付税措置置率70%）

○ 合併直後の随時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）など、合併直後に必要となる随時的な経費について、5か年度にわたり普通交付税による包括的な財政措置を行う。

○ 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、3か年度にわたり特別交付税による包括的な支援措置を講ずる（「合併市町村支援」）。

また、合併前においては、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置する。

○ 過疎地域における過疎債の特例等

合併により過疎地域から外れた場合でも、過疎市町村であった地域については過疎債の活用など財政上の特例措置を受けることができる。

○ 合併市町村補助金

合併関係市町村毎にその人口規模に応じて算出される額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として定額補助を行う。

関係市町村人口（人）	年 額
～ 5,000	2 千万円
5,001～ 10,000	3 千万円
10,001～ 50,000	5 千万円
50,001～100,000	7 千万円
100,001～	10 千万円

(4) その他合併に伴う特例措置

○ 市となるべき要件の特例

- ・ 合併する場合に限り、地方自治法上の人口要件が緩和され、4万人以上で市となることができる。（注）平成16年3月31日までの間は市制施行に関する要件は人口3万人以上のみ。
- ・ 市を含む新設合併については、地方自治法上の要件を満たさない場合にも、市となることができる。

○ 地域審議会の設置

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併前の市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置し、合併市町村の長の諮問により審議又は意見を述べることができ。

○ 議会議員の定数・在任に関する特例

一定の範囲内で、合併市町村の議会の議員の定数を増加するか、または合併関係市町村の議会の議員が合併市町村の議会の議員として在任することができる。

○ 職員年金の資格に関する特例

合併がなかったならば、当該任期中に職員共済年金の受給資格（在職期間12年以上）を満たすことになる者に対しても、受給資格を付与する。

○ 議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるように、市町村合併特例法や公職選挙法による選挙区の特例に関する規定（旧市町村単位等での選挙区の設置）を積極的に活用する。

2 本県の取組

本県においては、市町村合併の促進に関して、次のような取組を行う。

(1) 情報提供、広報・啓発

- **市町村、各種団体等が行う講演会や研修会等に対する講師派遣、資料提供等**
市町村、住民団体、民間団体等が行う市町村合併の推進に関する講演会や研修会に対する講師の派遣等を通じて、更なる情報提供に努める。
- **各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じた広報・啓発**
自主的な市町村合併に対する市町村や住民の理解を深めるため、各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じて、更なる情報提供、広報・啓発に努める。

(2) 住民・民間団体に対する支援

- **市町村合併の推進のための取組に対する財政的な支援**
住民団体、民間団体が実施する市町村合併に関する研究会や講演会等の開催、住民意識調査の実施など、市町村合併の推進のための取組に対して、財政的な支援を行う。
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内

(3) 合併を検討する市町村に対する支援

市町村合併の検討において、地域経営の包括的責任者たる市町村が果たすべき役割は極めて重要である。よって、市町村に対しては、今後、更なる情報提供や啓発に努めるとともに、以下のような支援措置を講じる。

○ 市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対する財政的な支援

単独の市町村や複数の市町村が共同で行う市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対して、財政的な支援を行う。
補助金の額 100万円以内 補助率 50%以内

○ 合併協議会（任意のものを含む）への財政的な支援

市町村において合併協議会（任意のものを含む）が設置された場合には、合併協議会が行う市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対して、より積極的な財政支援を行う。
交付金の額 500万円以内 補助率 100%以内

○ 法定合併協議会への委員としての参画等

市町村において法定合併協議会が設置された場合には、財政的な支援に加えて、合併協議会委員としての参画等、人的な支援を強化する。

(4) 合併後の市町村に対する支援

○ 県独自の財政支援制度の創設

市町村合併に伴い発生する緊急の財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、合併市町村を対象とする特例交付金を交付する（P 28参照）。

○ 市町村建設計画を実現するための県事業の実施

市町村建設計画の策定過程に積極的に参画するとともに、計画に位置付けられた県事業の重点的な実施に努める。

従来市町村単位で実施されてきた各種施策について、合併後当分の間、旧市町村の実情を考慮した施策の実施(補助金採択等)に配慮する。

○ 各種圏域設定等の見直し

合併市町村の一体性を確保するため、県の各種広域計画における区域や県の出先機関の所管区域等について必要に応じて適切な見直しを行う。

(5) 合併支援のための県の体制づくり

市町村における合併検討を総合的に支援するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、市町村建設計画の策定等に関して、助言、情報提供を行う。

【福岡県市町村合併推進特例交付金（仮称）】

ア 交付対象市町村

平成17年3月31日（現行の合併特例法の期限）までに合併した市町村。ただし、政令指定都市を含む合併を除く。

イ 交付限度額

(7) 基本額

合併関係市町村が2つの場合5億円、関係市町村が1団体増えるごとに1億円を加算する。

(1) 増加人口加算

上記基本額を超える財政需要があると認められるときは、増加人口別に次表の額を限度として加算する。ただし、2団体合併の場合を除く。

合併による増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

増加人口＝合併市町村の人口－人口が最も多い合併関係市町村の人口

(ウ) 特別加算

地域の特殊な事情等により合併に際して特別の配慮が必要であると認められるときは、1 合併関係市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2 団体合併の場合は、1 合併につき5千万円を限度とする。

ウ 交付対象経費

市町村建設計画に掲げられた事業及び合併日までに実施する必要がある事業（電算システムの統一化事業等）に要する経費。ただし、特別加算は合併の阻害要因を除去するための事業に限る。

エ 交付期間

合併の議決から10か年度以内

1 県内市町村の主要財政指標

(平成10年度決算)

市町村名	標準財政規模 (百万円)	歳出決算 倍率	経常収支 比率(%)	財政力指数 (8~10年度)	実収支 比率(%)	公債負担 比率(%)	起債制限 比率(%)	地方債現 在率(%)	積立金現在 高(百万円)	積立金現在 高(比率%)	
北九州市	266,860	2.07	84.6	0.63	0.3	138	10.0	2.12	40,677	30,250	26.6
福岡市	347,597	2.19	86.4	0.76	1.1	179	14.6	3.24	29,244	37,207	19.1
大牟田市	29,353	2.05	86.2	0.51	-0.6	14.0	11.3	1.50	202	1,469	5.7
久留米市	43,842	1.78	85.2	0.76	1.8	12.1	9.9	1.53	6,827	6,157	27.3
直方市	12,580	2.17	88.5	0.52	3.1	15.8	11.5	1.78	2,409	3,315	46.5
藤塚市	17,598	1.78	90.1	0.53	2.6	16.0	9.9	2.07	1,728	4,186	33.8
田川市	13,606	2.57	92.5	0.39	0.6	19.1	14.2	2.60	2,524	6,363	66.3
柳川市	8,304	1.71	89.3	0.42	2.5	13.7	10.5	1.51	886	2,043	35.3
山田市	3,921	2.95	96.4	0.18	0.9	12.9	7.7	1.47	388	1,197	44.2
甘木市	9,400	1.76	83.3	0.67	4.6	15.9	13.0	1.64	1,196	4,196	57.4
八安市	8,062	1.65	92.1	0.48	5.3	15.1	11.9	1.52	595	750	15.7
筑後市	9,089	1.66	87.4	0.62	4.3	19.3	14.2	2.06	549	3,218	41.4
大川市	8,346	1.87	90.4	0.58	5.2	18.0	15.8	1.95	24	895	11.0
行橋市	12,967	1.88	80.1	0.54	0.5	15.3	7.9	1.52	2,957	6,122	70.0
豊前市	6,824	1.80	88.9	0.47	2.5	15.3	12.6	1.82	1,287	989	33.4
中間市	9,706	1.95	92.2	0.42	0.3	13.5	8.1	1.88	1,217	2,360	36.9
小郡市	10,860	1.56	85.5	0.55	2.2	19.9	13.1	1.98	1,147	1,472	24.1
筑紫野市	16,450	1.73	79.0	0.70	1.3	19.2	7.2	2.04	2,272	9,959	68.3
春日市	18,924	1.61	84.0	0.61	2.1	19.6	10.7	2.20	1,382	2,881	22.9
大野城市	16,880	1.64	78.3	0.65	1.0	19.6	4.6	1.35	4,866	6,091	68.5
糸織市	15,408	1.46	77.6	0.56	4.8	11.2	5.6	1.21	7,626	1,550	58.6
太宰府市	12,907	1.63	87.7	0.60	1.4	16.3	11.8	1.85	1,295	1,801	23.5
前原市	11,957	1.79	78.3	0.52	2.1	11.2	6.6	1.57	1,917	2,350	35.7
古賀市	10,647	1.48	80.4	0.64	4.5	11.6	6.9	1.37	1,325	2,982	39.7
新田川町	9,009	1.34	76.0	0.57	3.1	15.9	3.4	0.99	2,490	4,407	75.9
宇美町	6,722	1.53	72.3	0.51	4.6	16.1	9.7	1.78	462	2,998	50.1
篠栗町	5,474	1.59	73.5	0.50	4.3	17.8	4.0	0.74	1,632	4,310	108.5
篠栗町	6,777	1.31	77.7	0.67	9.1	9.3	5.7	0.94	1,670	1,416	46.5
須藤町	4,799	1.37	77.2	0.54	4.9	13.7	9.1	1.44	1,991	1,148	44.8
新宮町	4,983	1.52	75.2	0.74	4.4	13.4	8.7	1.19	1,456	4,097	111.9
久山町	2,515	1.51	80.6	0.48	7.1	14.3	12.4	1.57	527	237	30.4
新宮町	6,781	1.57	70.5	0.73	8.0	9.9	4.3	1.90	1,889	1,423	46.8
福岡町	7,476	1.49	80.8	0.58	4.1	14.4	9.5	1.22	3,483	1,897	72.0
津屋崎町	3,488	1.41	71.5	0.34	4.9	22.8	6.6	1.05	3,216	1,497	134.7
玄瀬町	2,877	1.39	76.5	0.32	4.5	12.4	8.7	1.22	989	814	62.7
水島村	765	1.54	77.6	0.09	4.5	14.7	5.3	1.79	751	845	208.6
芦屋町	3,579	2.50	105.8	0.38	7.8	3.1	1.8	0.93	1,719	10,641	552.1
水巻町	5,867	1.61	80.7	0.44	2.2	16.1	3.3	1.22	1,695	1,044	46.7
岡垣町	5,912	1.32	70.7	0.47	4.9	12.7	5.7	0.77	2,389	4,011	108.3
遠賀町	4,058	1.72	76.7	0.51	3.4	8.0	3.6	1.03	2,633	3,600	153.6
小竹町	2,688	2.04	94.5	0.28	4.3	14.6	10.5	1.53	417	1,938	87.6
鞍手町	4,096	1.76	85.2	0.42	1.2	14.4	11.0	1.36	716	1,345	44.7
宮田町	5,437	1.78	94.3	0.63	1.9	16.0	10.5	1.79	897	2,048	54.2
若宮町	3,178	1.89	90.7	0.33	2.8	15.4	9.2	1.78	642	1,813	77.2
桂川町	3,938	1.95	94.3	0.31	3.7	22.1	13.5	2.01	434	1,635	53.9
福屋町	4,163	2.11	90.4	0.32	3.7	12.7	9.0	1.64	920	1,646	61.6
碓井町	2,120	1.92	88.4	0.19	5.2	30.2	8.0	2.35	552	1,307	87.7
嘉穂町	3,216	1.78	80.5	0.24	5.2	20.5	9.0	2.09	906	1,963	88.8
嘉穂町	3,133	1.77	82.7	0.34	5.7	12.3	5.8	1.78	1,490	1,625	99.1
藤波町	5,439	1.66	90.1	0.48	2.4	11.0	7.0	1.18	859	1,419	41.9
庄内町	2,829	1.88	95.7	0.43	5.0	16.6	13.9	1.95	580	991	55.5
洲田町	2,217	2.05	94.3	0.27	5.8	13.5	12.2	1.15	452	1,298	78.9
杷木町	2,581	2.03	87.7	0.30	5.5	20.1	9.8	2.20	969	523	57.8
朝倉町	3,055	1.58	78.8	0.31	4.8	13.0	7.8	1.18	1,016	1,414	78.5
三輪町	2,933	2.12	69.6	0.41	6.6	6.7	3.2	1.81	672	2,284	102.8
夜須町	3,738	1.56	76.5	0.47	3.3	10.2	5.4	1.23	1,300	2,542	102.8

- 1 県内市町村の主要財政指標 30
- 2 県内市町村の人口及び高齢化率 32
- 3 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要 34
- 4 国による財政措置の詳細 37
- 5 ケーススタディに関する補足説明 46

2 県内市町村の人口及び高齢化率

市町村名	国勢調査人口(人)			増減率(%)			住民基本台帳人口(人)			増減率(%)			高齢化(65歳以上)率(%)
	S35.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H12.3.31	H7.3.31	H12.3.31	H7.3.31	H12.3.31	H7.3.31	H12.3.31	
北九州市	986,401	1,026,455	1,019,598	▲ 0.67	▲ 0.67	1,015,117	1,005,353	▲ 0.96	▲ 0.96	1,015,117	1,005,353	▲ 0.96	15.7
福岡市	647,122	1,237,062	1,284,795	3.86	3.86	1,225,745	1,279,671	4.40	4.40	1,225,745	1,279,671	4.40	11.0
大牟田市	205,766	150,453	145,085	▲ 3.57	▲ 3.57	147,564	141,739	▲ 3.95	▲ 3.95	147,564	141,739	▲ 3.95	22.0
久留米市	181,636	228,347	234,433	2.67	2.67	230,782	233,651	1.24	1.24	230,782	233,651	1.24	13.5
直方市	62,179	62,530	61,623	▲ 1.45	▲ 1.45	63,076	61,113	▲ 3.11	▲ 3.11	63,076	61,113	▲ 3.11	17.8
鏡浜市	104,000	83,131	83,411	0.34	0.34	82,772	80,905	▲ 2.26	▲ 2.26	82,772	80,905	▲ 2.26	16.9
田川市	95,911	57,700	56,547	▲ 2.00	▲ 2.00	56,750	54,751	▲ 3.52	▲ 3.52	56,750	54,751	▲ 3.52	20.9
柳川市	48,691	43,791	43,245	▲ 1.25	▲ 1.25	43,874	42,698	▲ 2.68	▲ 2.68	43,874	42,698	▲ 2.68	20.8
山田市	30,140	13,266	12,680	▲ 4.42	▲ 4.42	12,974	12,195	▲ 6.00	▲ 6.00	12,974	12,195	▲ 6.00	23.2
甘木市	45,988	43,034	42,702	▲ 0.77	▲ 0.77	43,584	43,439	▲ 0.29	▲ 0.29	43,584	43,439	▲ 0.29	19.0
八女市	41,195	39,816	39,816	0.01	0.01	39,980	39,768	▲ 0.53	▲ 0.53	39,980	39,768	▲ 0.53	18.1
筑後市	40,479	43,835	45,289	3.32	3.32	44,154	47,173	4.47	4.47	44,154	47,173	4.47	16.8
大川市	50,351	45,704	43,341	▲ 5.17	▲ 5.17	44,640	42,794	▲ 4.14	▲ 4.14	44,640	42,794	▲ 4.14	17.1
行橋市	47,188	65,711	67,833	3.23	3.23	68,482	70,776	3.35	3.35	68,482	70,776	3.35	15.2
豊前市	34,818	31,089	29,716	▲ 4.42	▲ 4.42	30,255	29,829	▲ 1.41	▲ 1.41	30,255	29,829	▲ 1.41	22.2
中間市	42,418	49,216	49,353	0.28	0.28	50,273	49,428	▲ 1.68	▲ 1.68	50,273	49,428	▲ 1.68	17.4
小郡市	24,642	47,116	50,612	7.42	7.42	50,083	54,289	8.40	8.40	50,083	54,289	8.40	14.6
筑紫野市	30,614	70,303	81,988	16.62	16.62	80,408	90,776	12.89	12.89	80,408	90,776	12.89	12.1
春日市	22,794	88,699	99,206	11.85	11.85	97,939	104,627	6.83	6.83	97,939	104,627	6.83	8.2
大野城市	15,707	75,214	82,903	10.22	10.22	80,592	88,005	9.20	9.20	80,592	88,005	9.20	9.9
宗像市	21,417	68,265	76,936	12.70	12.70	75,200	80,541	7.10	7.10	75,200	80,541	7.10	13.7
太宰府市	13,913	62,402	64,913	4.02	4.02	62,577	64,674	3.35	3.35	62,577	64,674	3.35	12.9
前原市	31,462	50,250	57,944	15.31	15.31	57,913	64,563	11.48	11.48	57,913	64,563	11.48	12.6
古賀市	18,877	45,725	51,244	12.07	12.07	50,220	55,330	10.18	10.18	50,220	55,330	10.18	12.6
那珂川町	8,458	36,576	42,345	15.77	15.77	41,263	45,800	11.00	11.00	41,263	45,800	11.00	9.3
宇美町	20,374	34,283	36,728	7.13	7.13	35,406	37,106	4.80	4.80	35,406	37,106	4.80	11.4
篠栗町	14,039	23,267	26,314	13.10	13.10	25,723	29,064	12.99	12.99	25,723	29,064	12.99	14.1
志免町	17,701	34,626	36,199	4.54	4.54	35,653	38,036	6.68	6.68	35,653	38,036	6.68	11.6
須恵町	15,437	22,209	24,125	8.63	8.63	24,189	25,125	3.87	3.87	24,189	25,125	3.87	13.5
新宮町	8,420	15,493	19,227	24.10	24.10	18,800	21,988	16.85	16.85	18,800	21,988	16.85	11.4
久山町	6,521	7,524	7,509	▲ 0.20	▲ 0.20	7,536	7,724	2.49	2.49	7,536	7,724	2.49	17.4
粕屋町	12,524	29,697	31,504	6.08	6.08	31,220	34,629	10.92	10.92	31,220	34,629	10.92	10.7
福岡町	12,463	36,152	40,111	10.95	10.95	39,594	41,624	5.13	5.13	39,594	41,624	5.13	14.6
津屋崎町	11,148	13,421	14,033	4.56	4.56	13,760	14,183	3.07	3.07	13,760	14,183	3.07	21.1
玄海町	10,132	8,949	9,085	1.52	1.52	9,521	10,039	5.44	5.44	9,521	10,039	5.44	19.8
大島村	1,888	983	917	▲ 6.71	▲ 6.71	999	964	▲ 3.50	▲ 3.50	999	964	▲ 3.50	32.8
芦屋町	14,616	17,998	16,685	▲ 4.10	▲ 4.10	16,713	16,122	▲ 3.54	▲ 3.54	16,713	16,122	▲ 3.54	14.7
水巻町	34,927	29,756	31,289	5.15	5.15	31,447	31,890	1.41	1.41	31,447	31,890	1.41	15.2
岡垣町	13,417	27,896	28,807	3.27	3.27	29,093	30,631	5.29	5.29	29,093	30,631	5.29	19.4
遠賀町	9,505	17,107	18,999	11.06	11.06	19,152	19,695	2.84	2.84	19,152	19,695	2.84	14.8
小竹町	18,877	11,001	10,547	▲ 4.40	▲ 4.40	10,718	10,107	▲ 5.70	▲ 5.70	10,718	10,107	▲ 5.70	24.3
鞍手町	28,714	20,332	20,248	▲ 0.41	▲ 0.41	20,649	19,803	▲ 4.10	▲ 4.10	20,649	19,803	▲ 4.10	20.6
若宮町	51,200	22,073	21,902	▲ 0.77	▲ 0.77	22,329	21,638	▲ 3.09	▲ 3.09	22,329	21,638	▲ 3.09	23.6
若菜町	12,913	10,605	10,295	▲ 2.92	▲ 2.92	10,741	10,543	▲ 1.84	▲ 1.84	10,741	10,543	▲ 1.84	21.0
桂川町	21,252	14,182	14,667	3.42	3.42	15,006	15,127	0.81	0.81	15,006	15,127	0.81	18.1
福築町	42,612	20,874	20,496	▲ 1.81	▲ 1.81	20,762	19,984	▲ 3.75	▲ 3.75	20,762	19,984	▲ 3.75	22.6
碓井町	9,464	6,796	6,756	▲ 0.59	▲ 0.59	6,977	6,810	▲ 2.39	▲ 2.39	6,977	6,810	▲ 2.39	19.7
嘉穂町	17,256	11,561	10,872	▲ 5.96	▲ 5.96	11,080	10,617	▲ 4.18	▲ 4.18	11,080	10,617	▲ 4.18	23.6
嘉穂町	17,684	11,360	11,428	0.60	0.60	11,794	11,716	▲ 0.66	▲ 0.66	11,794	11,716	▲ 0.66	19.8

市町村名	標準財政規模(百万円)	経常収支比率(%)	財政力指数(8~10年度)	実質収支比率(%)	公債負担比率(%)	起債削減率(%)	地方債対高増率(%)	積立金現在高増率(%)	特定目的事業	積立金現在高(百万円)	積立金現在高比率(%)
小石原村	747	2.78	0.11	4.9	14.4	9.9	2.89	248	576	110.3	
室津山村	1,025	1.68	0.10	4.9	20.3	8.8	1.68	780	1,138	187.1	
二丈町	3,275	1.71	0.33	5.1	13.5	9.9	1.48	893	731	52.8	
志摩町	4,191	1.41	0.38	4.6	11.6	7.7	1.51	1,022	1,212	62.3	
吉井町	3,889	1.77	0.39	3.3	10.8	7.0	1.00	1,010	2,077	79.8	
田生丸町	4,690	1.46	0.41	4.1	12.5	6.7	0.97	1,342	1,059	51.2	
浮羽町	4,199	1.59	0.33	4.1	12.8	6.8	1.39	1,999	2,660	111.0	
北野町	3,773	1.38	0.23	5.0	9.3	6.5	0.91	1,347	3,201	120.5	
大分市	3,491	3.49	1.40	3.4	9.3	3.3	1.05	1,463	2,039	100.3	
城島町	3,202	1.45	0.37	7.4	11.4	5.6	1.86	1,624	1,574	99.9	
大木町	3,087	1.41	0.45	5.5	12.9	6.7	1.23	2,018	535	82.7	
三瀬町	3,296	1.45	0.41	5.7	12.2	9.1	0.98	1,640	733	72.0	
黒木町	5,071	1.70	0.23	5.1	15.0	6.0	1.48	1,274	1,890	64.2	
上藤町	2,038	1.62	0.18	4.6	15.9	6.3	1.93	474	1,227	83.5	
立花町	3,886	1.48	0.23	6.1	13.3	8.4	1.42	1,303	565	48.1	
瓜戸町	4,180	1.65	0.30	3.5	15.5	10.1	1.86	1,486	646	51.0	
天師村	1,666	1.67	0.10	1.4	30.5	13.2	2.10	1,156	1,090	133.0	
里野村	2,157	1.84	0.12	4.5	21.5	9.8	1.84	565	1,178	80.8	
瀬高町	5,231	1.51	0.41	4.3	8.0	5.3	1.06	1,054	438	28.5	
大和町	4,053	1.67	0.33	7.0	7.6	4.8	0.89	978	1,274	65.6	
三瀬町	3,890	1.62	0.21	5.1	9.4	6.3	1.02	841	1,767	88.1	
山田町	1,842	1.62	0.23	5.9	6.4	3.3	0.73	207	1,890	118.7	
高田町	3,999	1.36	0.36	6.1	12.9	8.9	0.96	2,111	485	64.9	
香春町	3,279	1.97	0.32	9.3	16.4	7.7	1.22	2,811	2,051	142.2	
添田町	4,149	2.01	0.21	5.0	21.7	12.4	2.20	2,074	626	65.1	
糸田町	2,506	2.77	0.18	8.2	18.9	9.4	2.86	2,262	2,750	200.0	
赤松町	2,724	2.77	0.21	5.2	18.8	15.9	2.52	583	514	40.3	
川崎町	5,739	2.64	0.22	-9.8	25.6	16.1	3.33	629	892	26.5	
方解町	2,595	3.19	0.18	7.8	18.8	11.7	2.87	947	1,646	99.9	
大任町	2,216	2.32	0.18	1.5	25.1	11.1	2.04	914	814	78.0	
赤村	1,650	2.51	0.13	1.9	20.9	11.5	2.06	1,770	950	164.8	
邦田町	7,560	1.61	0.56	1.7	2.5	11.8	9.4	1.41	2,303	11.39	
藤川町											

3 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要

昭和40年法律第6号
最終改正：平成12年法律第138号

1 趣旨(第1条)

市町村行政の広域化の促進に資することを目的とし、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会(第3条)

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他の合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。

3 住民発議制度(第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる(第4条)。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない(第4条の2)。

4 市町村建設計画(第5条)

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

5 市となるべき要件の特例(第5条の2、第5条の3)

平成17年3月31日までに合併する場合に限り、市制施行に関する人口要件は、4万以上とする(第5条の2)。

注)平成16年3月31日までの間は市制施行に関する要件は人口3万人以上のみ。
市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあつては、市制施行のための要件をいわずに備えていない場合でも備えているものとみなす(第5条の3)。

6 地域審議会(第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

市町村名	国勢調査人口(人)			住民基本台帳人口(人)			高齢化(65歳以上)率(%)		
	S35.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H7.3.31	H12.3.31	増減率(%) (H7~H12)	H7.4.1	H12.4.1	H12.3.31
穂波町	36,857	26,704	26,874	27,007	26,861	▲ 0.54	18.6	18.6	20.3
庄内町	17,944	10,853	11,290	10,774	10,725	▲ 0.45	16.1	16.1	20.0
顕田町	10,275	7,615	7,460	7,588	7,229	▲ 4.73	18.8	18.8	21.6
杷木町	12,709	9,439	9,023	9,469	9,138	▲ 3.50	22.0	22.0	24.7
朝倉町	13,895	11,251	10,868	11,212	10,690	▲ 4.66	22.9	22.9	25.9
三輪町	9,234	10,680	11,706	11,306	12,364	9.36	19.9	19.9	19.2
夜須町	10,150	13,892	15,372	15,452	16,458	6.51	15.1	15.1	16.8
小石原村	2,063	1,379	1,292	1,321	1,259	▲ 4.69	29.7	31.7	31.7
宝珠山村	4,289	1,992	1,825	1,907	1,816	▲ 4.77	28.1	28.1	33.0
二丈町	12,438	11,547	13,148	13,441	13,845	3.01	17.8	17.8	20.3
志摩町	15,649	15,903	17,599	17,500	17,671	0.98	18.0	18.0	19.1
吉井町	19,794	17,568	17,545	17,845	17,580	▲ 1.49	19.9	19.9	22.0
田主丸町	25,979	22,230	21,775	22,009	21,588	▲ 1.91	21.1	21.1	22.6
淳羽町	20,634	18,342	17,634	17,974	17,492	▲ 2.74	20.0	20.0	22.6
北野町	13,048	15,294	17,133	17,387	17,835	2.58	14.7	14.7	17.0
大井洗町	13,371	14,098	14,755	14,830	15,396	3.82	16.7	16.7	18.7
城島町	15,557	14,063	13,994	14,274	14,332	0.41	17.3	17.3	19.9
大木町	14,136	13,232	13,525	13,823	14,175	2.55	17.2	17.2	18.5
三瀬町	12,777	14,731	15,406	15,618	15,796	1.14	16.4	16.4	18.4
黒木町	23,037	16,616	15,691	16,380	15,398	▲ 6.00	22.6	22.6	26.4
上郷町	7,076	4,953	4,508	4,780	4,415	▲ 7.64	23.6	23.6	27.8
立花町	17,316	14,055	13,430	13,878	13,104	▲ 5.58	21.0	21.0	24.6
灰田村	15,833	18,629	19,437	19,074	19,598	2.75	16.7	16.7	19.0
矢部村	5,313	2,145	1,942	2,092	1,900	▲ 9.18	30.6	30.6	36.6
星野村	7,636	4,310	4,103	4,204	3,927	▲ 6.59	30.1	30.1	32.1
瀬高町	29,260	26,633	25,768	26,092	25,291	▲ 3.07	20.1	20.1	22.8
大和町	20,710	18,699	18,134	18,673	17,971	▲ 3.76	16.7	16.7	20.3
三穂町	17,487	18,041	18,427	18,511	18,351	▲ 0.86	16.8	16.8	19.2
山川町	7,672	6,318	6,122	6,350	5,950	▲ 6.30	22.4	22.4	24.9
高田町	21,142	17,053	16,038	16,515	15,652	▲ 5.23	21.9	21.9	25.1
香春町	18,115	14,476	13,892	14,414	13,844	▲ 3.95	20.7	20.7	23.7
蒸田町	25,170	14,632	13,763	14,359	13,499	▲ 5.99	24.5	24.5	27.6
金田町	10,047	8,915	8,741	8,670	8,550	▲ 1.38	16.8	16.8	19.5
糸田町	12,398	11,308	10,915	11,473	10,959	▲ 4.48	20.0	20.0	22.7
川崎町	38,974	22,046	21,276	22,374	21,626	▲ 3.34	19.6	19.6	21.9
赤池町	15,150	9,851	10,023	10,380	10,318	▲ 0.60	20.0	20.0	22.3
方城町	14,304	8,275	8,267	8,167	8,040	▲ 1.56	21.7	21.7	20.8
大任町	8,940	6,628	6,196	6,630	6,298	▲ 5.01	20.1	20.1	21.7
赤村	4,810	3,971	3,726	3,934	3,791	▲ 3.63	21.3	21.3	24.1
刈田町	22,430	33,732	35,072	34,126	34,621	1.45	13.0	13.0	15.3
藤川町	12,190	8,660	8,132	8,508	7,926	▲ 6.84	25.6	25.6	29.7
勝山村	6,707	7,587	7,602	7,460	7,418	▲ 0.56	21.8	21.8	20.8
豊津町	8,250	9,176	8,955	9,265	9,224	▲ 0.44	17.1	17.1	19.2
椎田町	14,238	13,497	12,754	13,124	12,456	▲ 5.09	18.8	18.8	21.8
吉置町	7,152	7,364	7,223	7,464	7,470	0.08	17.5	17.5	20.3
築城町	12,743	10,886	10,316	10,736	10,205	▲ 4.95	20.2	20.2	22.8
新吉村	4,580	4,066	4,054	4,143	4,208	1.57	21.8	21.8	23.1
大平村	6,606	4,570	4,389	4,599	4,403	▲ 4.26	25.2	25.2	28.2
計	3,971,436	4,811,050	4,933,393	4,933,393	4,967,686	2.54	14.8	14.8	17.1

(平成12年度福岡県市町村要覧、平成12年度住民基本台帳要覧より)

- 7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第6条、第7条）**
- (1) 新設合併の場合**
- ア 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）
 - イ 合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）
 - イ 在任特例を活用する場合
 - 合併前の議員が2年までの期間在任が可能
- (2) 編入合併の場合**
- ア 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）
 - 増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
 - 定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$
 - 増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間
 - イ 在任特例を活用する場合
 - 編入先の議員の任期まで在任が可能
 - さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
- 8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第7条の2）**
- 関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。
- 9 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）**
- 選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。
- 10 職員の身分の取扱い（第9条）**
- 一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。
- 11 地方税の不均一課税（第10条）**
- 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一の課税を行うことができる。
- 12 地方交付税の額の算定の特例（第11条）**
- 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併前の合算額を下らないように算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。
- 13 地方債の特例等（第11条の2）**
- (1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、**
- 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。
 - ア 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
 - イ 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
- (2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について**
- 特別の配慮をする。
- 14 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第13条）**
- 災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないうようにする。
- 15 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第14条）**
- 一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
- 16 国、都道府県等の協力等（第16条）**
- (1) 国の役割**
- ア 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
 - イ 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
- (2) 都道府県の責務**
- ア 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
 - イ 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
 - ウ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置
- 17 合併協議会設置の勧告（第16条の2）**
- 都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。
- [参考] 過疎地域自立促進特別措置法(新過疎法)(平成12年法律第15号)上の合併特例**
- (平成12年4月1日から平成22年3月31日まで)
- 市町村の合併があった場合の特例（新過疎法第33条第2項）**
- 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

4 国による財政措置の詳細

市町村は、合併することにより諸経費の節約が可能になるなど、より効率的な行財政運営が可能となりますが、一方で、合併直後は、合併市町村の同一性の確立やまちづくりなどのため、一時的に多くの経費を要することが予想されます。

そこで、合併市町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るため、国は、合併市町村に対して次のような特例的な財政措置を講じています。

1	普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長
2	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置等（合併特例債）
3	合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）
4	合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）
5	市町村合併に対する新たな特別交付税措置
6	過疎地域における新たな地方債の特例等
7	合併市町村補助金

1 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

(1) 合併算定替の意義

市町村の合併が行われた場合、長や議会の議員の数が減少することに象徴されるように、理屈の上では、財政需要が減り、地方交付税（普通交付税）を算定する場合の基準財政需要額も減少することとなります。したがって、一般的に、合併市町村に対して交付される普通交付税の額は、当該合併関係市町村が合併せずに存続したと仮定した場合に、それらの市町村に交付されるであろう普通交付税の額の合算額よりも減少すると考えられます。

しかし、合併をしたからといって、すぐに実際の財政需要が合併を経験しなかった同規模の市町村並みに減少できるわけではなく、むしろ合併の過程においては財政負担が増大することが考えられます。

そこで、合併後一定の期間は、合併市町村に対して当該関係市町村が存続したものと計算した普通交付税の合算額を保証するという特例措置が、この「合併算定替」の制度です。

(2) 制度の概要

合併算定替の制度は、具体的には、合併市町村について、次の①及び②の方法により財源不足額を算定し、合併算定替で算定した①による額と合併市町村一本で算定した②による額を比較して、①による額の方が大きいときには、①の財源不足額をもって当該合併市町村の財源不足額とするというものです。

① 合併関係市町村のすべてが、当該年度（普通交付税の算定を行う年度）の4月1日現在において、なお合併前の区域をもって存続したと仮定して各合併関係市町村について算定した財源不足額の合算額

② 当該合併市町村について地方交付税法10条の規定により算定したいわゆる一本算定による財源不足額

合併算定替の適用期間は、合併が行われた日の属する年度（合併年度）及びこれに続く15年度間とされており、合併年度から10年度間については①による額を保障し、10年度目以降については①による額を連続させながら保障していくこととなります（平成11年7月の合併特例法の改正により激変緩和措置として、適用期間が10年度間から15年度間に延長されています）。

合併算定替は、合併市町村が合併後直ちに適正な財政構造をもつことは困難であることを考慮し、一定の期間に限り特例を認めるものであるため、合併市町村は、その間に節減可能な経費はできるだけ節減して、しっかりと財政基盤を確立することが必要です。

なお、合併算定替は、合併関係市町村ごとの財源不足額のみを合算して合併市町村の財源不足額を算定するものであるため、当該合併関係市町村の中にいわゆる不交付団体である市町村がある場合についても、当該不交付団体に係る財源超過額は、それ以外の合併関係市町村の財源不足額の合計額と相殺しないものとされています。

【合併算定替】



(3) 合併算定替と合併補正との適用関係

合併補正は、市町村の合併に伴い臨時的に生じる投資的経費に係る財政負担に対する特例措置であり、合併算定替は、主として経常経費について市町村の合併に伴い財源不足が生じないようにするための特例措置であるといえます。

したがって、合併市町村に対しては、合併補正と合併算定替のそれぞれの趣旨を考慮し、両者を同時に適用することとされています。具体的には、合併関係市町村ごとに財源不足額を算定する場合、合併補正による増加需要額についても合併関係市町村ごとに分別して加算することとされたのです。

2 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置等（合併特例債）

(1) 事業の趣旨

合併市町村のまちづくりについては、ハード事業・ソフト事業ともに合併協議会において検討が行われ、重要な事業については市町村建設計画に位置づけられています。合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については合併年度及びこれに続く10年度に限り地方財政法5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるようになりました。

(2) 対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができます。

① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備

- 例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備

- ・合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備

- 例：住民が集う運動公園等の整備

② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備

- 例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備

- ・同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備

- 例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。

③ 合併後の市町村の建設を総合的・効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

(3) 標準全体事業費

(2) について、①から③までの事業に係る標準的な全体の事業費（以下「標準全体事業費」という。）を設定し、その事業量の目安とします。

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口（合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口）及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出します。

$$(算式) \quad 180 \text{億円} \times \left(\frac{\text{合併後人口}}{10 \text{万人}} \times a + b \right) \times \left(\frac{\text{増加人口}}{1 \text{万人}} \times c + d \right) \times \left(2 - \frac{\text{合併関係市町村数}}{\text{合併関係市町村数補正}} \right)$$

※ 180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定しています。

また、算式中の係数は次のとおりです。

・ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	a の数値	b の数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,000人を超え100,000人以下	0.714	0.286
100,000人を超える	0.000	1.000

・ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

増加人口数による区分	c の数値	d の数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,000人を超え50,000人以下	0.167	0.833
50,000人を超え100,000人以下	0.083	1.250
100,000人を超え200,000人以下	0.042	1.667
200,000人を超え400,000人以下	0.021	2.083
400,000人を超える	0.000	2.917

(4) 充当率及び普通交付税措置

合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助金事業の地方負担分（いわゆる補助費）についても充当することができ、その充当率は対象事業費のおおむね95%とされています。また、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

3 合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が行う一定の基金の積立に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をその財源とすることができます。

(1) 基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等（当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。）のために設ける基金（以下「合併市町村振興基金」という。）に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができます。

・新市町村の一体感の醸成に資するもの

例：イベント開催、新市町村のC I、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等

・旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。）

例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等

(2) 標準基金規模

(1)の合併市町村振興基金の標準的な規模（標準基金規模）を設定し、基金積立額を目安とします。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出します。

(算式)

$$3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}$$

(市町村数均等割) (増加人口割) (合併後人口割)

ただし、合併市町村振興基金の積立てに際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね5割増まで積立てを行うことができますが、いずれの場合においても、40億円を合併市町村振興基金の上限とします。

(3) 充当率及び交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね95%とし、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される予定です。

4 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

合併直後に必要となる次のような臨時的経費については、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費（人口を測定単位とするもの・経常経費）に新たに合併補正が新設されました。

- ・行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）に要する経費
- ・行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）に要する経費

具体的には、次の算式により算出した額を5か年度間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

(算式)

$$\left(\frac{1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}}{4} \right) \times \left(1 + \frac{\text{合併関係市町村数} - 2}{4} \right)$$

(固定経費) (合併後人口に応じた経費) (合併関係市町村数補正)

ただし、30億円を算入額の上限とします。

5 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成17年3月までに合併を行う市町村に対し、平成12年度から特別交付税による包括的な支援措置が講じられます（「合併市町村支援」）。

また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」が特別交付税により個別に措置されます。

合併市町村支援（詳細）

(1) 対象団体

平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度又はその翌年度から3ヶ年にわたり特別交付税措置を講ずる。

(2) 算定方法

$$\frac{4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}}{[1 \text{ 年目} : 5 \text{ 割}, 2 \text{ 年目} : 3 \text{ 割}, 3 \text{ 年目} : 2 \text{ 割}]} \times \text{補正係数}$$

増加人口：合併後人口－旧市町村人口のうち最大のもの

補正係数：人口の増加程度に応じた係数。

小規模町村による対等合併的な合併、大同団結的な合併、手厚く支援。

増加人口／合併後人口	補正係数
20%未満	1.0
20%以上40%未満	1.25
40%以上	1.5

(3) 支援内容

- ア 新しいまちづくり
 - 合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置。
 - (例) 施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定、個性ある学校づくり、医療・福祉ネットワークシステム 等
- イ 公料金格差是正
 - 合併関係市町村間における公料金金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置。
- ウ 公債費負担格差是正
 - 合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置。
- エ 土地開発公社の経営健全化
 - 土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取り組みを包括的に支援。

6 過疎地における地方債の特例等

過疎地域自立促進特別措置法第2条1項に定める過疎地域の要件に該当する市町村(過疎市町村)は、同法第12条の規定により過疎地域自立促進のための地方債を起すことができますが、過疎市町村が他の市町村と合併した場合には、合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合でも、同法第33条に該当するときは過疎地域とみなされ、過疎債を含め、同法上の特例措置が適用されることとなります。

7 合併市町村補助金

市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに市町村の合併を円滑に推進するため、合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金制度が創設されました。

(1) 対象団体

平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村

(2) 対象事業

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別定める事業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業

(3) 補助額

下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合計額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助)

関係市町村人口(人)	年 額
～ 5,000	2千万円
5,001～ 10,000	3千万円
10,001～ 50,000	5千万円
50,001～100,000	7千万円
100,001～	10千万円

※ 国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることが可能。

<注>

合併市町村補助金を受けた市町村は、当該補助金に係る事業に関する実績報告書を国に提出し、国は、全国の市町村の合併の参考にするよう、当該報告書を公表。

合併市町村補助金の対象事業(詳細)

合併した市町村(以下「合併市町村」という)において次に掲げるような地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要なものであり、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対して補助する。

1 合併市町村の統一した事業の遂行上、付加的に必要なり、かつ、行政運営の合理化、効率化に資する事業に要する経費

- 合併による出納、税務等の電算システムの変更
- 合併市町村の統一業務マニュアルの作成

2 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業に要する経費

- 議場、庁舎、支所等の改修等

3 公共施設のネットワーク化等に要する経費(本庁・支所間、図書館、文化ホール、体育施設等)

- 電話・防災行政無線の統一
- ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続器の改良
- 図書館貸出システムの統一
- 体育施設予約管理システムの統一

4 域内の人的・物的交流の促進に必要な経費

- 地域間連絡バス等の購入

5 合併市町村のアイデンティティを高め、一体感を醸成するための経費

- 合併記念式典開催事業
- 合併記念碑の建立
- 旧市町村単位のふるさと景観顕彰事業

<注>

国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業については除く。

5 ケーススタディに関する補足説明

○ 1人当たり歳出額のポジションング(静態的なモデル)

全国ベースでの1人当たり歳出額の回帰曲線に合併後の市町村をプロットし、同じ図に合併前の構成市町村をプロットして比較を行っている。この比較により合併後瞬時に全国的な市町村になったと仮定した場合、どのようなメリットが生じるかを示すことができる。

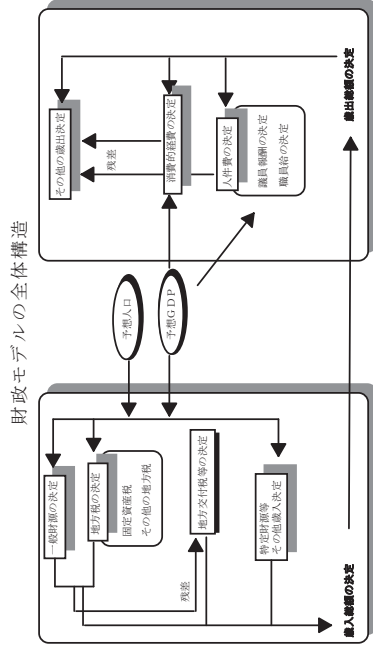
○ 合併10年後までのシミュレーション結果(動態的なモデル)

合併後10年間の交付税額が維持されるという前提のもとで、歳入や歳出についていくつかの仮定を置いて、5年後と10年後に消費的経費や投資余力がどのようなかを分析している。

《参考》市町村合併後の財政シミュレーションモデルの概要

(1) モデルの全体構造

財政モデルの全体構造は以下のとおり。



外生変数である将来推計人口については「福岡県計量モデル」での将来値に従う。また、予想GDPについては5年間の伸びをそれぞれ想定する。

平成8～13年度の伸び : 0%

平成13～18年度の伸び : 5%

平成18～23年度の伸び : 10%

(2) 歳入の算出式

今回の算定にあたり、「歳入総額」は「一般財源」と「特定財源その他」の2つに分け、さらに「一般財源」は「地方税」と「地方交付税その他」に、「地方税」は「固定資産税」と「その他の地方税」にそれぞれ分けて算定を行なった。

歳入の算定式

歳入総額	一般財源	内訳	合併想定年度まで、及び「算定替え」を想定した場合	Σ (前期の一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times 当該年度の予想人口)	
			地方税	B 固定資産税 (a4)	Σ (前期の一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)))
				C その他の地方税 (a4)	前期の一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times 当該年度の予想人口
特定財源	地方交付税その他	A - B - C	Σ (前期の取入額 \times (1+伸び率 _(a3)))		
その他		合併想定年度以降	前期の取入額 \times (1+伸び率 _(a3))		

- 注1) 平成3年度から平成8年度までの当該事項の実績値、あるいは実績成長率より算出。
 注2) 「一般財源」の伸び率と一致。
 注3) 合併想定年度から、合併5年後までの「一般財源」の伸び率と、合併5年後から10年後までの「一般財源」の伸び率からそれぞれ算出。
 注4) 合併後は不均一課税を是正。

なお、一般財源における「一本算定」を想定した場合の「伸び率」は、県下97市町村の「人口」を説明変数として、平成3年度及び8年度の「1人当たり一般財源」についてそれぞれ回帰式を導き、これを基に算出した。回帰式は以下のとおり。

人口をPとおくと
 平成3年度の1人当たり一般財源 = $147.8 \times (\log P)^2 - 1464.8 \times \log P + 3769$
 平成8年度の1人当たり一般財源 = $164.4 \times (\log P)^2 - 1639.8 \times \log P + 4241$

(3) 歳出の算出式

次に、「歳出総額」は「人件費」、「その他の消費的経費」及び「投資余力」の3つに分け、さらに「人件費」については「職員給」と「議員報酬」に分けて算定を行なった。

歳出の算定式

歳出総額	人件費	職員給	Σ (前期の職員一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times 当該年度の職員数 (a11))
		報酬	Σ (職員一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times 当該年度の定数 (a11))
	その他の消費的経費 (a10)	合併想定年度から5年後まで	Σ (前期の一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11))
		合併想定年度から5年後以降	前期の一人当たり額 \times (1+伸び率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11)) \div (1+過去の名目平均経済成長率 _(a11)) \times (1+予想名目経済成長率 _(a11))
	投資余力	歳出総額 - (職員給 + 報酬 + 人件費を除く消費的経費)	

- 注1) 平成3年度から平成8年度までの当該事項の実績値、あるいは実績指数より算出。
 注2) 合併想定年度までは、平成8年度の現行の職員数を想定する。合併想定年度以降は、合併想定年度における構成市町村の総職員数から1/40の半数が、毎年削減されていくものとする。
 注3) 合併想定年度までは、平成8年度時点の構成市町村の総職員数を想定し、合併以降は「地方自治法」による法定数を用いる。
 注4) 平成8年度の県下97市町村の1人当たり額を回帰分析により推計し、これを基準として各年度の「前期の1人当たり額」を算出。
 注5) 平成3年度、8年度の県下97市町村の1人当たり額を回帰分析により推計し、これを基準として各年度の「前期の1人当たり額」を算出。
 注6) 「その他の消費的経費」は、物件費、維持管理費、補助費等。

なお、「その他の消費的経費」の「伸び率」は県下97市町村の「人口」を説明変数として、平成3年度及び8年度の「1人当たり消費的経費」についてそれぞれ回帰式を導き、これを基に算出した。回帰式は以下のとおり。

人口をPとおくと
 平成3年度の1人当たり消費的経費 = $74.7 \times (\log P)^2 - 742.3 \times \log P + 1936.7$
 平成8年度の1人当たり消費的経費 = $94.0 \times (\log P)^2 - 942.0 \times \log P + 2469.7$

福岡県市町村合併外部講師派遣要綱

(目的)

第1条 知事は、市町村合併に関する市町村や住民の理解を深め、合併の機運の醸成を図るため、外部講師派遣制度を設けるものとする。

(派遣対象団体)

第2条 外部講師の派遣対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体で市町村合併に関する取組を行う市町村及び各種団体等とする。

(任務)

第3条 外部講師は、派遣対象団体の申請に基づき、自主的な市町村の合併の推進等に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の形式は、概ね次のとおりとする。

- (1) 研修会、セミナー等における講演
- (2) シンポジウムでの基調講演
- (3) パネルディスカッションでのパネラーとしての参加

(派遣申請)

第4条 第2条に掲げる団体で外部講師の派遣を希望するもの（以下「派遣申請者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(外部講師の選任)

第5条 知事は、前条の規定による申請（以下「申請」という。）があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、市町村合併の推進に必要な専門分野について知識と経験を有する者の中から、申請の内容に応じた外部講師を選任するものとする。

(派遣の方法等)

第6条 知事は、前条の規定により選任した外部講師に対して派遣依頼を行うとともに、当該外部講師の同意を得た後、派遣申請者に対して派遣決定の通知を行うものとする。

2 派遣決定の通知を受けた派遣申請者は、外部講師との日程調整等の外部講師派遣に係る事務を処理するとともに、派遣日から起算して14日前までに様式第2号による実施計画書を知事に提出しなければならない

(報告)

第7条 派遣決定の通知を受けた派遣申請者は、事業が完了した日から起算して10日以内に様式第3号による実施報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による実施報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 外部講師に対する報償費及び旅費は、予算の範囲内で県が負担する。

2 前項の規定により県が負担する報償費は、1時間当たり6千円を限度とする。

3 第1項の規定により県が負担する旅費は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）及び福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年福岡県規則

第64号）の規定に基づき算定する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度及び平成14年度の事業に適用する。

福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村合併の推進に向けた地域の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体に次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体（市町村、一部事務組合等）
- (2) 複数の市町村により要綱等に基づき設置された研究会等
- (3) 農業協同組合、商工会議所その他の公共的団体等
- (4) 地域づくり団体等で広域行政又は地域づくりの推進に係る事業について活動実績があると市町村長が認めるもの
- (5) 前号に準ずる団体に市町村長が推薦するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該事業に要する経費が500千円（前条第3号から第5号までに規定する団体にあっては200千円）以上の事業で、次に掲げるものとする。ただし、この補助金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を除く。以下本条において同じ。）に関する研究会、懇話会、検討会、研修会等の実施事業
- (2) 市町村合併を推進するための次に掲げる調査研究事業（先進事例調査のみの事業は除く。）
 - ア 広域的現況調査
 - イ 先進事例調査
 - ウ 住民意識調査
 - エ 将来都市ビジョン等の策定
- (3) 市町村合併を推進するための機運醸成につながる次に掲げる啓発事業
 - ア シンポジウム、セミナー、講演会等の開催
 - イ パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業主体	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
第2条第1号及び第2号に規定する団体	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、委託料及び使用料	2分の1以内	1 団体につき 1,000千円以内
第2条第3号から第5号までに規定する団体	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、委託料及び使用料	4分の3以内	1 団体につき 1,000千円以内

(補助金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体が補助事業を実施しようとするもの（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書（以下「申請書」という。）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、補助事業者が第2条第4号に掲げる団体である場合は当該団体の事務所等の所在する市町村の長（以下「所在市町村の長」という。）が発行した当該団体に活動実績があることを証する文書を、同条第5号に掲げる団体である場合は所在市町村の長が発行した推薦書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の申請があったときは、所在市町村の長及び当該補助事業者の内容が関係する市町村の長（以下「関係市町村の長」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたとときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するとともに、所在市町村の長及び関係市町村の長にその旨を通知するものとする。

2 第2条第3号から第5号に掲げる補助事業者が、交付の決定を受けた補助金について概算払を受けようとするときは、様式第1号の2による請求書を知事に提出しなければならぬ。

3 知事は、前項の請求書の提出があった場合において、補助事業の実施上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容の変更若しく

は補助事業に要する経費の配分の変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費ごとの配分額の20%を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

（状況報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、規則第10条に定める書類、帳簿等を保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年度から平成15年度までの事業（平成15年度においては、合併協議会や合併に関する研究組織が設置されていないなど、合併の機運が希薄な地域における事業に限る。）に適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月14日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月27日から施行する。

福岡県合併協議会支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村合併に向けた市町村の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県合併協議会支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象団体は、福岡県内の市町村が設置する法定の合併協議会及びそれに準ずる要件を備える任意の合併協議会(以下「合併協議会」という。)とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、この交付金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併(地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)で指定する市との合併を目指すものを除く。以下本条において同じ。)の是非を検討し、又は市町村合併を実現するために行う調査研究事業
- (2) 市町村合併を推進するための機運醸成につながる啓発事業

(交付対象経費及び交付限度額)

第4条 交付金の交付対象経費及び交付金の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象経費
交付事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料
- (2) 交付金の限度額
ア 合併協議会等を構成する市町村の数が3以上の場合
1 協議会につき5,000千円
イ 合併協議会等を構成する市町村の数が2の場合
1 協議会につき3,000千円。ただし、当該協議会に新たに市町村が加わったときは、2,000千円を追加して交付することができる。

2 前項第2号の規定にかかわらず、交付金の限度額は交付対象経費の総額以下とする。

(交付金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体で交付事業を実施しようとする者(以下「交付事業者」という。)は、様式第1号による申請書(以下「申請」という。)を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは速やかに交付金の交付を決定し、交付事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた交付事業者は、交付金の支払を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求があったときは、交付額の全部について概算払するものとする。

(交付事業の変更等)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分の変更をし、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、様式第2号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の各経費ごとの配分額の20%を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第4号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

(交付金の額の確定)

第10条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 交付事業者は、交付事業が完了した年度の翌年度から5年間、規則第10条に定める書類、帳簿等を保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年度から平成16年度までの間に最初の交付金の交付申請が行われたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

福岡県市町村合併推進特例交付金の概要

交付対象（平成17年3月までに合併した市町村（政令市を含む合併を除く。）
 団 体（ただし、合併前交付は合併議決した合併関係市町村（合併重点支援地域のみ））

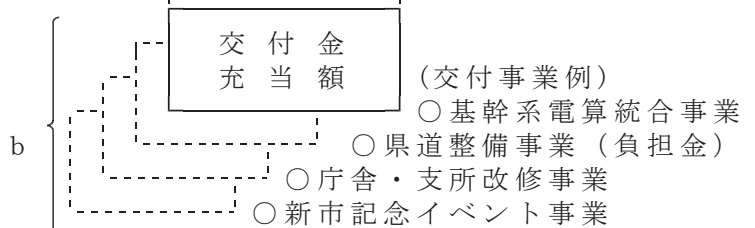
交付対象事業 (交付時期)	合併前：合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業 (合併議決日から合併日の前日まで)	
	合併後：市町村建設計画等に基づいて実施する事業 (合併日の属する年度及びこれに続く10年間)	
← 各交付対象事業の総事業費 →		
交付対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、 公有財産購入費、負担金補助及び交付金	交付対象外経費 職員給など人件費等
財源構成上の控除財源：国庫支出金、 県支出金、 地方債、その他特定財源	一 般 財 源	一 般 財 源

a：単年度交付限度額

① 基本額：5億円＋ 1億円×(市町村数－2)
② 増加人口加算額 ^{※1} 区分に応じ1～5億円

÷ 4
= a

b：各年度の交付事業における交付金充当額の和



各交付年度の交付額：a ≥ b の場合は b
 (原則) a < b の場合は a

○ 交付金の交付限度額の特例

(1) **全体の交付限度額の特例**

当該地域の特殊な事情等により特別の配慮が必要と認められる場合に、全体の交付限度額（＝①基本額＋②増加人口加算額）にさらに**特別加算^{※2}**の額を交付することができる。

(2) **単年度の交付限度額の特例**

財政需要の面で特に緊急性の高い交付申請年度に集中して交付金を配分する必要がある場合に、単年度交付限度額を超える必要額を交付することができる。

a < b の場合でも、b とする。

^{※1} 増加人口加算額（2団体合併を除く。）

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

増加人口＝合併後人口－関係市町村の最大人口

^{※2} 特別加算：1市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2団体合併の場合は、1合併につき5千万円を限度とする。

福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村は、平成17年3月までに合併した市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市を含む合併を除く。以下同じ。）とする。

(交付対象事業及びび交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、合併日の属する年度及びこれに続く10年度までの間に、法第5条第1項に規定する市町村建設計画等に基づいて実施する事業とする。
 2 交付金の交付対象経費は、交付事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金として支出する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき5億円を限度額とする。ただし、合併関係市町村（法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の数が2を超える場合には、5億円にその超える数が1を増すごとに1億円を加えた額とする。
 2 前項に定める額（以下「基本額」という。）を超える財政需要があると認められ、かつ、合併関係市町村の数が2を超える場合には、増加人口（合併関係市町村の人口（合併議決日において官報で公示された直近の国勢調査による当該市町村の人口。以下同じ。）の合計から人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いたものとする。）別の次表の額を限度として加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 交付金は、交付事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前2項に規定する限度額に到達する年度までとする。

4 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付事業の交付対象経費（当該額に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他特定財源等がある場合には、当該交付対象経費から当該特定財源を控除した額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）の額以内とする。ただし、当該額が前2項の規定による交付金の交付総額の限度額を4で除いた額（以下「単年度交付限度額」という。）を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。

(交付金の交付限度額の特例措置)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する交付限度額以上に、さらに当該地域の特異な事情等により特別の配慮が必要と認められる場合には、特別加算として1市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2団体合併の場合は、1合併につき5千万円を限度とする。

2 前条第4項の規定にかかわらず、各交付申請年度において単年度交付限度額を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 第2条に掲げる市町村で交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認められたときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(交付事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分を変更し、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式

第3号による実績報告書を知事に提出しななければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付事業が完了した後に交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合（以下「再合併」という。）においては、既に交付金の交付対象となった合併と再合併を合わせて1件の合併とみなして、本要綱の規定を適用する。

(合併前交付の特例)

第15条 第3条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村（知事が合併重点支援地域に指定した市町村に限る。）が合併議決日から合併日までに、合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業がある場合においては、当該事業を交付対象事業として交付することができる。この場合において、本要綱中「合併市町村」とあるのは「合併関係市町村」と読み替えて適用する。

2 前項の規定により合併関係市町村が交付金の交付を受けて合併した場合、本要綱における合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年2月17日から施行し、平成14年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される合併市町村に係る
福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村は、平成17年3月31日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項又は第3項の規定による申請を行い、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に合併した市町村とする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、合併が行われた日（以下「合併日」という。）の属する年度及びこれに続く10年度までの間に、法第5条第1項に規定する市町村建設計画等に基づいて実施する事業とする。

2 交付金の交付対象経費は、交付事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金として支出する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき5億円を限度額とする。ただし、合併関係市町村（法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の数が2を超える場合には、5億円にその超える数が1を増すごとに1億円を加えた額とする。

2 前項に定める額（以下「基本額」という。）を超える財政需要があると認められ、かつ、合併関係市町村の数が2を超える場合には、増加人口（合併関係市町村の人口（合併議決日において官報で公示された直近の国勢調査による当該市町村の人口。以下同じ。）を累計したものから人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いたものとする。）別の次の額を限度として加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 交付金は、交付事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前2項に規定する限度額に到達する年度までとする。

4 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付事業の交付対象経費（当該額に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他特定財源等がある場合には、当該交付対象経費から当該特定財源を控除した額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）の額以内とする。ただし、当該額が第1項及び第2項の規定による交付金の交付総額の限度額を5で除した額（以下「単年度交付限度額」という。）を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。

(交付金の交付限度額の特例措置)

第5条 前条第4項の規定にかかわらず、各交付申請年度において単年度交付限度額を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 第2条に掲げる市町村で交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通ずるものとする。

(交付事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分を変更し、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3

号による実績報告書を知事に提出しななければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付事業が完了した後には交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合（以下「再合併」という。）においては、既に交付金の交付対象となった合併と再合併を合わせて1件の合併とみなして、本要綱の規定を適用する。

(合併前交付の特例)

第15条 第3条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村（知事が合併重点支援地域に指定した市町村に限る。）が合併議決日から合併日までに、合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業がある場合においては、当該事業を交付対象事業として交付することができる。この場合において、本要綱中「合併市町村」とあるのは「合併関係市町村」と読み替えて適用する。

2 前項に規定する交付対象事業を実施する合併関係市町村が合併した場合、本要綱における当該合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年5月24日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県市町村合併支援本部設置要綱

(目的)

第1条 市町村の自主的な合併の円滑化を図り、合併に向けた取組への支援等を総合かつ効果的に実施するため、福岡県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村合併の支援方策に係る企画、立案に関すること。
- (2) 合併市町村に係る総合的支援に関すること。
- (3) その他市町村合併の円滑化に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、会務を総理し、支援本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は知事を、副本部長は企画・地域振興部（市町村支援課）を担当する副知事を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 支援本部に支援本部の事務を補助させるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会議を招集し、これを主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 幹事長は企画・地域振興部長を、副幹事長は企画・地域振興部次長を、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第5条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 支援本部の庶務は、企画・地域振興部市町村支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

(福岡県市町村合併支援連絡会議設置要綱等の廃止)

2 福岡県市町村合併支援連絡会議設置要綱（平成13年1月31日施行）及び福岡県市町村合併支援連絡会議ワーキングチーム設置要綱（平成13年2月9日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

教育長	警察本部長	総務部長	企画・地域振興部長	新社会推進部長
保健医療介護部長	福祉労働部長	福祉労働部長	環境部長	農林水産部長
建設都市部長			商工部長	農林水産部長
			農工部長	農林水産部長
			農工部長	農林水産部長

別表2（第4条関係）

総務部行政経営企画課長	企画・地域振興部総合政策課長
企画・地域振興部市町村支援課長	
新社会推進部社会活動推進課長	保健医療介護部保健医療介護総務課長
福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長
農林水産部農林水産政策課長	農林水産部農林水産政策課長
教育庁教育企画部企画調整課長	警察本部警務部警務課長

福岡県市町村合併支援連絡調整会議設置要綱

別表（第3条関係）

所 属	職 名
企画・地域振興部市町村支援課	課長補佐 企画主幹
総務部 経営部 政経部 行政部 行域推進部 地推部 社会医療部 保健部 福祉部 環境部 商農部 農林部 農建部 警務部	企画策進課 企合動推課 政護総務課 政策策課 政産交課 水産課 市警課 都警課 警務課

（設置）
第1条 県内市町村における合併の取組への支援が円滑に実施されるように、県各部各課間の連絡調整を行う組織として、福岡県合併支援本部設置要綱第5条の規定に基づき福岡県市町村合併支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第2条 連絡調整会議の所掌事務は、以下に掲げるとおりとする。

- （1）市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第3項に規定する合併市町村基本計画の作成又は変更に係る協議及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項に規定する市町村建設計画の変更に係る協議における内容の調整
- （2）合併に関する各種相談への対応その他市町村合併支援についての連絡調整

（組織）
第3条 連絡調整会議は、別表の所属欄に掲げる課の職名欄に掲げる職の職員をもって構成する。

第4条 連絡調整会議に総括者及び副総括者を置き、それぞれ市町村支援課の構成員をもって充てる。

（会議）
第5条 連絡調整会議は、総括者が招集し、これを主宰する。

第6条 会長に事故がある場合は、副総括者がその職務を代行する。

（専門部会）
第7条 連絡調整会議は、必要に応じて、所掌事務の一部について協議するための専門部会を設置することができる。

（庶務）
第8条 連絡調整会議の庶務は、企画・地域振興部市町村支援課において処理する。

（補則）
第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が別に定める。

附 則
この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

市町村合併支援本部等の開催状況

	合併支援本部		合併支援本部幹事会		連絡調整会議	
13	H13. 6. 5 H14. 1. 29	第 1 回会議 第 2 回会議	H13. 9. 20 H14. 1. 28	第 1 回会議 第 2 回会議		
14			H14. 5. 27 H14. 11. 19	第 3 回会議 第 4 回会議		
15	H15. 11. 14 H16. 1. 19 H16. 3. 25	第 3 回会議 第 4 回会議 第 5 回会議			H15. 8. 27 H15. 9. 23 H15. 10. 23 H15. 11. 10 H15. 11. 28 H16. 1. 7 H16. 2. 24	第 1 回会議 第 2 回会議 第 3 回会議 第 4 回会議 第 5 回会議 第 6 回会議 第 7 回会議
16	H16. 4. 13 H16. 5. 27 H16. 7. 28 H16. 9. 2 H16. 10. 14 H16. 11. 29 H16. 12. 22 H17. 1. 20 H17. 2. 23	第 6 回会議 第 7 回会議 第 8 回会議 第 9 回会議 第 10 回会議 第 11 回会議 第 12 回会議 第 13 回会議 第 14 回会議			H16. 4. 8 H16. 5. 21 H16. 7. 22 H16. 8. 27 H16. 10. 12 H16. 11. 25 H16. 12. 17 H17. 1. 18 H17. 2. 18 H17. 3. 28	第 8 回会議 第 9 回会議 第 10 回会議 第 11 回会議 第 12 回会議 第 13 回会議 第 14 回会議 第 15 回会議 第 16 回会議 第 17 回会議
17	H17. 6. 6 H17. 12. 1	第 15 回会議 第 16 回会議			H17. 4. 19 H17. 9. 14 H17. 10. 12 H17. 11. 28 H18. 1. 16 H18. 1. 26	第 18 回会議 第 19 回会議 第 20 回会議 第 21 回会議 第 22 回会議 第 23 回会議
18	H18. 7. 31	第 17 回会議	H18. 7. 20	第 5 回会議	H18. 4. 21	第 24 回会議
19	H20. 2. 7	第 18 回会議			H19. 12. 13 H20. 2. 1 H20. 3. 12	第 25 回会議 第 26 回会議 第 27 回会議
20					H20. 5. 20 H20. 6. 30 H20. 9. 4	第 28 回会議 第 29 回会議 第 30 回会議

4 合併新法下での福岡県の取組関係

福岡県市町村合併推進審議会条例

平成17年7月4日

福岡県条例第45号

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数の者の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※「福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例」（平成22年6月28日福岡県条例第21号）により廃止

福岡県市町村合併推進審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県市町村合併推進審議会条例（平成17年福岡県条例第45号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議の議題又は事項を委員に通知しなければならない。

2 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合においては、年長の委員が会議を招集する。

(委員の欠席通知)

第3条 委員は、病気その他の事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開する。ただし、会長は、次の各号のいずれかか該当すると認めるときは、審議会に諮って会議を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開することにより、特定の個人情報明らかになる場合
- (2) 会議を公開することにより、法人その他の団体の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

(3) 会議を公開することにより、調査審議に支障を生ずるおそれがある場合

(4) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

2 会議の公開は、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の作成)

第5条 会議を開いた場合は、次に掲げる事項について記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の経過

(4) その他必要な事項

2 会議録は、議事の要点を記録するものとし、会長が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第6条 第4条第1項の規定は、会議録及び会議資料の公開について準用する。

2 会議、会議録又は会議資料の公開・非公開にかかわらず、会議の議事の概要（以下「議事概要」という。）を公開するものとする。

3 会議録、会議資料及び議事概要の公開は、ホームページへの掲載等の方法により行う。

4 前項の規定により公開する会議録及び議事概要においては、発言者の氏名は明らかにしないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月18日から施行する。

福岡県市町村合併推進審議会の会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県市町村合併推進審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会議の傍聴者は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴者（以下「一般傍聴者」という。）とする。

2 会議の一般傍聴者の定員は、会議の会場の規模に応じて、会長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から、会議の会場において行う。ただし、一般傍聴者にあつては、傍聴しようとする者の数が、一般傍聴者の定員に達し次第、受付を終了する。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を、一般傍聴者は、一般傍聴者受付簿（様式第2号）に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第6条ただし書の規定により会長の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴者に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は、会議の会場において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。

(5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(6) 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにしておくこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(録音、録画及び写真撮影等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議の会場において、録音、録画及び写真撮影等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長の指示)

第7条 傍聴者は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、運営規程第4条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会長は、会議の会場の秩序を維持し、会議の円滑な運営を確保するため、傍聴に関し必要な措置をとることができる。

附 則

この規程は、平成17年8月18日から施行する。

福岡県市町村合併推進審議会委員名簿

氏名	職業等	在任期間
かわかみ こうじろう 川上 宏二郎	(学識経験者) 西南学院大学名誉教授	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
せいち ともこ 勢一 智子	(学識経験者) 西南学院大学法学部教授	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
やまさき りゅうじ 山崎 隆治	(学識経験者) 元西日本新聞論説委員長	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
やまもと ともこ 山本 智子	(団体推薦) 弁護士	H17.8.18～H19.8.17
ふるや よしえ 古屋 令枝	(団体推薦) 弁護士	H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
たにぐち みか 谷口 美香	(団体推薦) 公認会計士	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
まつふじ としひこ 松藤 敏彦	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H17.8.18～H18.4.18
うえむら としみつ 植村 敏満	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H18.6.8～H19.3.20
たなか いくぞう 田中 郁三	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H19.3.20～H19.8.17 H19.9.6～H20.1.8
ふじき きとし 藤木 智	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H20.1.9～H21.9.5
かねみつ いさお 金光 功	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H21.10.28～H22.3.31
もりもと ひろし 森本 廣	(経済団体) 福岡経済同友会常任幹事 事務局長	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31

福岡県市町村合併推進審議会の開催状況等

- 市町村の合併の特例等に関する法律(現行法)の施行(平成17年4月1日)
- **第1回審議会(平成17年8月18日)**
 - ・ 審議会の運営方法について
 - ・ アンケート調査の実施について
- **第2回審議会(平成17年10月19日)**
 - ・ アンケート調査の結果について
 - ・ 生活圏域等に関する調査について
- **第3回審議会(平成17年11月30日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)の方向性について
- **第4回審議会(平成18年1月23日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)の概要について
- **第5回審議会(平成18年3月23日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)について
- **第6回審議会(平成18年3月30日) → 知事への答申**
 - ・ 合併推進構想に関する答申について
- 福岡県市町村合併推進構想策定(平成18年4月25日)
- 豊前市及び吉富町への合併協議会設置勧告(平成19年2月26日)
- 審議会委員改選(2期目)(平成19年9月6日))
- **第7回審議会(平成20年1月16日)**
 - ・ 合併推進構想の一部変更について(糸島地区の追加)
- 審議会委員改選(3期目)(平成21年9月6日))
- **第8回審議会(平成22年3月29日)**
 - ・ 福岡県の市町村合併の状況について
 - ・ 法改正後の取組について
- 市町村の合併の特例等に関する法律(現行法)の一部改正(平成22年4月1日)

福岡県の市町村合併推進構想に関する答申（概要）

平成 18 年 3 月 30 日

第1 市町村合併の推進に関する基本的な事項

- 1 市町村の望ましい姿
 - 市町村は、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対処のできる職員集団と十分な権限と財政基盤を有し、福祉やまちづくりなど住民に身近な事務については「自己決定・自己責任」によって処理できるような体制にすべき
 - 市町村は、それぞれが豊かな個性をもち、多様性のある地域を形成することが必要
 - 県は、市町村の規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体が処理できるような体制づくりを支援することが必要
- 2 市町村合併の現況と必要性
 - 生活圏域に比べて行政区域が非常に狭い市町村、人口1万未満の市町村がある。
 - 厳しい財政事情の下で、地方分権の進展、少子高齢化の進行などの課題に適切に対応し、住民サービスの維持・向上を図るために、市町村合併は極めて有効な手段
 - 市町村合併は地域の将来等に大きな影響を及ぼすことから、自主的に進められることが必要
- 3 市町村合併の推進に当たった際の県の役割
 - 地域の実情を熟知した広域自治体である県の役割は重要であり、市町村が合併協議を始めるよう機運を醸成することが必要
 - 市町村における合併協議の状況等を十分踏まえつつ、合併新法に基づき知事の権限である合併協議会設置の勧告権等を積極的に活用することが求められる。

第2 本県市町村の現況及び将来の見通し

- 1 市町村の行政運営の現況
 - 平成17年4月1日現在の83市町村（政令指定都市を除く。）の行政組織を調査
 - 市町村の組織体制
 - ・人口1万未満の市町村は人口3万～5万未満の市町村と比較して約半数の課で組織
 - ・企画政策、情報化など、今後更に強化が望まれる部門については、人口規模が大きい市町村ほど専任の課、係を設置
 - ・土木技師等の専門職員は、小規模な市町村ほど配置されていない。
- 2 市町村財政の状況
 - 合併旧法の下で合併していない52市町村（政令指定都市を除く。）を調査
 - 経常収支比率は人口規模に関係なく上昇し、財政構造の硬直化が進行
 - 財政力指数は人口規模が大きいく、人口一人当たり歳出額は人口規模が大きいくほど少額となる傾向がある。この傾向は、人口規模が3万になるまでの間は特に顕著
 - 平成17年度から5年間の財政収支試算では、市町村はますます厳しい財政運営を強いられると思われる。
 - 1と2で述べたように、人口規模に着目すると、人口3万未満の市町村においては、組織体制、行政運営の効率性及び財政運営の観点から、合併により更に規模を拡大することが望ましい。
- 3 人口及び高齢化の今後の見通し
 - 平成18年3月31日現在の67市町村（政令指定都市を除く。）を対象に、平成17年の国調人口（速報値）を基に平成42年の人口と高齢化率を推計
 - 人口減少社会の到来
 - ・人口の少ない市町村ほど人口減少率が高い傾向があり、特に人口1万未満の市町村の人口減少は顕著
 - 高齢化の進行
 - ・平成12年国調と比較するとすべての市町村で高齢化が進行するが、人口の少ない市町村ほど高齢化率が高くなる傾向がある。
- 4 生活圏域の状況
 - 生活圏域の拡大と行政区域
 - ・モータリゼーションの飛躍的な進展、就業構造の変化や高校進学率の向上による通勤・通学者の増加と広域化など、住民の生活圏域が拡大
 - 生活圏域の現況
 - ・通勤・通学圏、こみ、し尿の処理や消防・救急の事務など住民の日常生活に密接した事務の共同処理の状況など49項目のデータを統計的に処理した結果や現在の郡域を考慮すると、複数の市町村から構成される18生活圏域が得られた。
 - ・18生活圏域は、県が平成12年に策定した「福岡県市町村合併推進要綱」で示した旧郡単位からなる合併パターンとほぼ一致している。

第3 合併推進が望まれる地域等

- 1 合併推進に当たった際の考え方
 - ・平成12年の合併パターンや生活圏域、市町村の人口規模、事務の共同処理の状況等を考慮すると、合併推進が望まれる地域がある。
 - ・県は、合併推進が望まれる地域において、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進するとともに、合併後の市町村が、より自立した行政主体となるよう、できる限り大きな枠組みで合併が進められるようにすることが必要
 - ・県は、合併推進が望まれる地域に対して、合併協議が進められるよう積極的に働きかけるようにすべき。そして、合併協議が始まるなど合併に対する熟度の高まった市町村から順次、構想対象市町村に位置付けることが適当であり、地域の実情に応じて、段階的に合併を進めていくことも考えられる。
- 2 合併推進が望まれる地域
合併推進が望まれる地域は、次のとおりである。
 - 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
 - ・生活圏の結びつきは、古賀市、新宮町と宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町に大別されており、古賀市と新宮町に関しては、JR鹿児島本線や国道3号でつながる福津市・宗像市との合併も考えられる。
 - 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
 - 旧鞍手郡地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
 - 旧嘉穂郡地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
 - ・当地域では、飯塚市と嘉麻市が誕生したが、今後は、人口3万未満の桂川町の合併を推進することが望まれる。
 - 旧朝倉郡地域（朝倉市、筑前町、栗峰村）
 - ・当地域では、三つに分かれて合併が行われたが、なお、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
 - 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、ごみ、し尿の処理及び消防・救急の事務を共同処理するなど、地域としての一体性が強いいため、合併を推進することが望まれる。
 - 旧三井郡地域（小郡市、大刀洗町）
 - ・両市町と旧三井郡を構成していた北野町は久留米市と合併

- ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
- 旧三潁郡地域（大川市、大木町）
 - ・両市町と旧三潁郡を構成していた三潁町及び城島町は久留米市と合併
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、また、両市町の中心部を通る国道442号に沿って市街地が形成されるなど、地域的な結びつきも強いいため、合併を推進することが望まれる。
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
 - ・なお、隣接する大川市・大木町を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧京都郡地域（行橋市、荻田町、みやこ町）
 - ・一部合併が進んだが、人口3万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧築上郡地域（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。

第4 構想対象市町村の組合せ等

- 1 構想対象市町村の考え方
 - ・構想対象市町村に位置付けるに当たっては、合併旧法の下で市町村の合併を行った経緯や合併に対する熟度の高まり等を総合的に勘案することが必要
 - ・県は、順次、構想対象市町村を追加・変更できるよう、合併の環境を整えていくことが適当
- 2 合併協議会設置勧告等の積極的活用
 - ・合併協議会の設置を促し、合併協議が円滑に進み、合併の実現に至るようにするため、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告及びあひらせん又は調停を必要に応じて積極的に活用する。
- 3 構想対象市町村の組合せ
現時点での構想対象市町村の組合せとしては、次の地域が考えられる。
 - 八女市、上陽町
 - 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村

- ・八女市及び上陽町は、県に対し、平成18年10月に八女市が上陽町を編入合併することを申請しており、構想対象市町村に位置付けることが適当
- ・八女市郡の1市2町2村は、2町2村から市に対して編入合併の申入れをしており、合併研究会を設置して、情報交換等を行っているため、構想対象市町村に位置付けることが適当
- ・八女地域の歴史や生活圏域等を考慮すると、これらの合併を旧八女郡の先行合併として位置付けることが適当であり、今後、旧八女郡において、合併が進められることが望ましい。また、国道442号に沿った地理的なつながりのある大川市・大木町を含む広い地域で合併が進められることも考えられる。
- 瀬高町、山川町、高田町
- ・3町は、平成19年1月に「みやま市」として新設合併することを県に申請しており、構想対象市町村に位置付けることが適当
- 豊前市、吉富町
- ・豊前市が平成17年11月に吉富町に合併協議の申し入れを行い、両市町の執行部において平成18年1月から合併に関する勉強会が実施されるなど、合併に向けた機運が高揚しつつある。
- ・生活圏域としては、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町が一つとなっているが、上毛町及び築上町は合併を行ったばかりであり、新町としての一体性を確立することが急務であると考えられるため、現時点では、豊前市及び吉富町を構想対象市町村に位置付けることが適当

このほか、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町の地域では、一部の町から合併推進の動きが起こっており、今後、県は、6町の間で合併協議を行おうとする動きの具体化を図り、構想対象市町村に位置付けることが適当

また、特に人口1万未満の市町村が含まれる地域には、県から合併協議が進められるよう積極的に働きかけ、早期に構想対象市町村に位置付けていくことが望ましい。

第5 市町村合併を推進するために必要な措置

県においては、更に合併を推進するため、特に構想対象市町村を中心に、次のような措置を講ずることが求められる。

- 1 市町村への助言、情報提供等
- 2 市町村合併支援プランの策定
- 3 福岡県市町村合併支援本部を引き続き設置

は じ め に

地方分権型社会への転換、急速な少子高齢化の進行、住民の生活圏域の拡大等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中、市町村は、地方分権の担い手にふさわしい基礎自治体として、個性豊かで活力に満ちた地域を実現し得る経営基盤の構築が求められています。市町村合併は、こういった要請に応える極めて有効な手段であります。

福岡県市町村合併推進構想

平成11年7月に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）の下、市町村合併は全国的に進展し、平成11年3月末に3,232あった市町村は、平成18年3月末には1,821にまで減少しました。本県におきましても、平成15年3月末に97あった市町村は、平成18年3月末には69にまで減少し、一定程度合併が進展しました。

一方、国においては、地域ごとの合併の進捗状況に差異が見られることから、市町村が地方分権や少子高齢社会等に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を実現していくため、引き続き自主的な市町村の合併を積極的に推進する必要があるとして、平成17年4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）が施行されました。

この新法において、都道府県は、総務大臣が定める自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めるものとされ、市町村合併の推進に当たっては都道府県が従来にも増して重要な役割を担うことが求められています。

本県におきましても、新法に基づき「福岡県市町村合併推進審議会」を設置し、6回にわたる調査・審議を経て行われた同審議会の答申の内容を踏まえ、このたび「福岡県市町村合併推進構想」を策定しました。

県といたしましては、今後、本構想に基づき、地域の将来のあり方について各地域で真摯な検討がなされることを期待するとともに、合併に向けた取組の推進に積極的な役割を果たしてまいります。

平成18年4月

福岡県

目 次

第 1 市町村合併の推進に関する基本的な事項		
1 市町村の望ましい姿	-----	1
2 市町村合併の現況と必要性	-----	2
3 市町村合併の推進に当たっての県の役割	-----	2
第 2 本県市町村の現況及び将来の見通し		
1 市町村の行政運営の現況	-----	3
2 市町村財政の状況	-----	4
3 人口及び高齢化の今後の見通し	-----	5
4 生活圏域の状況	-----	6
第 3 合併推進が望まれる地域等		
1 合併推進に当たっての考え方	-----	6
2 合併推進が望まれる地域	-----	7
第 4 構想対象市町村の組合せ等		
1 構想対象市町村の考え方	-----	9
2 合併協議会設置勧告等の積極的活用	-----	9
3 構想対象市町村の組合せ	-----	9
第 5 市町村合併を推進するために必要な措置		
1 市町村への助言、情報提供等	-----	11
2 市町村合併支援プランの策定	-----	11
3 福岡県市町村合併支援本部による総合的かつ効果的な支援	-----	11
資 料	-----	12

第 1 市町村合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の望ましい姿

(1) 地方分権型社会における基礎自治体

地方分権型社会を創造していくためには、福祉やまちづくりなど住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体である市町村において、「自己決定・自己責任」によって処理していくことが求められている。

そのためには、市町村はより自立性を高め、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団と十分な権限と財政基盤を有する必要がある。

(2) 多様性のある地域の形成

市町村が地方分権の担い手にふさわしい高い行政能力を備え、知恵を出し、創意工夫を凝らしたまちづくりを展開することによって、それぞれの地域が豊かな個性をもち、多様性のある地域が形成されていくことになると考えられる。また、政令指定都市周辺の市町村においては、政令指定都市の活力を取り込みつつ自立した都市として機能を強化することが望ましい。

そして、それぞれの地域がお互いに競い合うことで、県全体としての活力を生み出し、新しい時代を切り開いていく原動力になると考えられる。

(3) 県の役割の変化

広域自治体である県は、市町村の規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体が処理できるような体制づくりを支援していくことが必要である。

そして、県は、住民に身近な事務を自立的に担う基礎自治体の存在を前提として、広域にわたる事務に重点をおいて責任を果たしていくこととなり、市町村に対する補完機能が縮小していくと考えられる。

2 市町村合併の現況と必要性

(1) 市町村合併の現況

平成17年3月末に法期限を迎えた旧法の下で、県内の各地域において市町村の合併に向けた自主的な取組が行われたところである。その結果、関係者の真摯な取組により、平成15年3月31日に97あった市町村は、平成18年3月31日には69市町村となり、一定程度合併が進んだところである。

しかしながら、合併の進捗度には地域ごとに差異が生じており、住民の生活圏域に比べて行政区域が非常に狭いと思われる市町村や人口1万未満の市町村も存在する。

(2) 市町村合併の推進の必要性

市町村は、厳しい財政事情の下で、地方分権の進展、少子高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化などの課題に適切に対応するとともに、住民サービスの維持・向上を図っていくことが求められている。このような要請に応えるために、広域連合等による事務の共同処理も考えられるが、意思決定の早さ、他の事務事業との連携等を考慮すると、市町村合併は極めて有効な手段である。

(3) 自主的合併の推進

市町村合併は、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすことから、関係市町村の間で十分な議論を尽くし、合意を得ながら進められる必要がある。

3 市町村合併の推進に当たっての県の役割

市町村合併は、市町村の主體的な取組により進められるべきものであるが、その円滑な推進に当たり、地域の実情を熟知した広域自治体である県が果たす役割は重要である。

このため、合併の必要性等について、助言や情報提供・啓発に努め、市町村が合併協議を始めるよう機運を醸成するとともに、合併協議の状況等を十分踏まえつつ、新法に基づく知事の権限である合併協議会設置の勧告権等を積極的に活用することとする。

第2 本県市町村の現況及び将来の見通し

1 市町村の行政運営の現況

現行の地方自治制度では、市町村は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとして、基本的に同じ事務をどの市町村でも処理することが前提となっている。これを踏まえ、市町村の組織体制と行政運営の効率性を見ると、次のような傾向がある。

(1) 市町村の組織体制

平成17年4月1日現在の政令指定都市を除く83市町村の「課」の平均数を比較すると、人口規模が大きくなるにつれて課の数が増加しており、人口1万未満の市町村は、人口3万～5万未満の市町村と比較すると、約半数の課から構成され、同一の課で多くの業務を担当していることがうかがえる(資料1)。また、企画政策、情報化、法制執務、女性政策、介護福祉など、これから更に強化が望まれる部門について比較すると、人口規模が大きい市町村ほど専任の課・係が設置されている(資料2)。

さらに、土木技師等の専門職員については、小規模な市町村ほどその確保が難しく、人口1万未満の多くの市町村では、配置がなされていない(資料3)。

行政サービスがますます高度化・多様化する中において、日々生起する諸課題に的確かつ迅速に対処し、適切な政策を立案していくためには、職員の能力を高め、特定行政分野については専門職員を確保するなど、行政を支える職員集団の政策能力を高めることが不可欠であるが、小規模な市町村では組織体制の整備に限界があると考えられる。

(2) 行政運営の効率性

市町村が同じ事務を処理するために必要とされる職員の数(人口千人当たりの職員数)を比較すると、人口1万未満の市町村では10.8人、人口1万～3万未満の市町村では6.9人、人口3万～5万未満の市町村では4.9人であり、人口規模が大きくなるほど職員数が少なくなる傾向がある。また、市町村の人口規模が3万になるまでの間は職員数が大幅に減少し、人口が3万以上になると緩やかに減少する結果となっており、特に、人口3万～5万未満の市町村は、

人口1万未満の市町村と比較して半分以下の職員数となっている（資料4）。

2 市町村財政の状況

(1) 財政の現況

5 2市町村（平成18年3月31日現在の県内市町村のうち、旧法の下で合併した市町村及び政令指定都市を除く。以下同じ。）について人口規模別に比較すると、經常収支比率の推移は、人口規模に関係なく年々上昇傾向にあり、財政構造の硬直化が一段と進んでいる（資料5）。

財政力指数は、人口規模が大きいほど高くなる傾向があり、人口3万以上の人口規模になると0.5を超える水準となる（資料6）。人口一人当たりの歳出額は、人口規模が大きいほど少額となる傾向があり、人口3万～5万未満の市町村では30万円を下回っている（資料7）。歳入に占める地方税の割合は、人口規模が大きいほど高くなる傾向があり、人口3万～5万未満の市町村では30%を超えている（資料8）。これらの傾向は、人口規模が3万になるまでの間は特に顕著である。

(2) 財政の将来見通し

地方交付税が平成19年度以降、毎年5%減少していくことなどを前提として、平成17年度から5年間の財政収支について、平成17年6月に市町村へのヒアリング調査をした結果は、次のとおりである（資料9）。

平成16年度末で52市町村合計の黒字が105億円であったものが、平成21年度末には、人件費の削減等の歳出削減対策を行ったとしても、70億円の赤字が生じ、積立金現在高は、平成16年度末の2,031億円から、平成21年度末には1,141億円にまで減少するなど、市町村はますます厳しい財政運営を強いられると思われる。

市町村は、行政改革の取組を明示した集中改革プランに基づいて、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、定員管理・給与の適正化など歳出削減に取り組むことになる。今後、三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金や地方交付税のあり方が大きく見直されるなど、市町村の財政は大きな転換期を迎えており、各市町村の努力だけでは、財政状況を好転させることが困難な場合も予想され、これまでの自治体運営が維持できなくなるとも懸念される。

1と2で述べたように、人口規模に着目すると、人口3万未満の市町村においては、組織体制、行政運営の効率性及び財政運営の観点から、合併により更に規模を拡大することが必要である。

3 人口及び高齢化の今後の見通し

平成18年3月31日現在の県内市町村（政令指定都市を除く67市町村）について、平成12年国勢調査及び平成17年国勢調査（速報値）を基に平成42年の人口を調査したところ、次のような傾向が見られる。なお、調査は、少子化対策等の政策効果は考慮しないなどの前提で推計した（資料10-1）。

(1) 人口減少社会の到来

市町村の人口規模別に平成12年の人口と平成42年の人口を比較すると、人口規模の小さい市町村ほど人口の減少率が高い傾向にあり、とりわけ人口1万未満の市町村において、この傾向が顕著である（資料10-2）。

(2) 高齢化の進行

平成42年における各市町村の人口に占める生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合及び老年人口（65歳以上）の割合を推計し、平成12年の値と比較すると、すべての市町村において生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加しており、高齢化が更に進行すると予想される（資料10-3、4）。

また、市町村の人口規模別に見ると、人口の少ない市町村ほど高齢化率が高くなる傾向がある（資料10-4）。高齢化が進行すると、人口一人当たりの歳出額は高くなり、財政力指数は低くなるという傾向があり（資料11）、高齢化の更なる進行によって、市町村財政はますます厳しい状況になると考えられる。

4 生活圏域の状況

(1) 生活圏域の拡大と行政区域

県内の市町村は、「昭和の大合併」により形成された市町村の区域をほぼ維持しながら今日に至っている。「昭和の大合併」が行われた昭和30年代から約半世紀を経た今日では、県内自動車登録台数（総数）が5万7千台（昭和30年）から30万8千台（平成14年）と約5.4倍に増加していることに象徴されるように、モータリゼーションの飛躍的な進展を中心とした交通手段の発達と交通網の整備が行われている。また、第一次産業を中心とした就業形態から第三次産業を中心とした就業形態へと就業構造が大きく変化したことや、高校進学率が向上したことによる通勤・通学者の増加と広域化など、住民の生活圏域は昭和30年代当時と比較にならないほどに広範になり、行政区域を越えたものとなっている。

現在、県境を越えた広域行政を研究している市町村もある。県境を越える市町村合併は、関係市町村だけでなく県の総合計画や財政等に大きな影響を及ぼすことがあるため、今後の道州制の議論等を踏まえて、関係する県や市町村の間で十分な議論を進める必要がある。

(2) 生活圏域の現況

通勤・通学圏、ごみ、し尿の処理や消防・救急の事務など住民の日常生活に密接した事務の共同処理の状況など49項目のデータを統計的に処理した結果や現在の郡域を考慮したところ、複数の市町村から構成される18生活圏域が得られた。この生活圏域は、県が平成12年に策定した「福岡県市町村合併推進要綱」で示した旧郡単位からなる合併パターンとほぼ一致した内容となっている（資料12）。

第3 合併推進が望まれる地域等

1 合併推進に当たったの考え方

○ 平成12年の合併パターンや生活圏域、市町村の人口規模、事務の共同処理

の状況等を考慮すると、合併推進が望まれる地域がある。

○ 合併推進が望まれる地域において、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進するとともに、合併後の市町村が、より自立した行政主体となるよう、できる限り大きな枠組みで合併を進めていくこととする。

○ 合併推進が望まれる地域に対して、合併協議が進められるよう積極的に働きかけをしていく。そして、合併協議が始まるなど合併に対する熟度の高まった市町村から順次、後述の構想対象市町村に位置付け、地域の実情に応じて、段階的に合併を進めていくことも考えられる。

2 合併推進が望まれる地域

合併推進が望まれる地域は、次のとおりである。

- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
 - ・ 人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
 - ・ 生活圏の結びつきは、古賀市、新宮町と宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町に大別されており、古賀市と新宮町に関しては、JR鹿児島本線や国道3号でつながる福津市・宗像市との合併も考えられる。
- 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
 - ・ 人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
- 旧鞍手郡地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）
 - ・ 一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
- 旧嘉穂郡地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
 - ・ 当地域では、飯塚市と嘉麻市が誕生したが、今後は、人口3万未満の桂川町の合併を推進することが必要である。

- 旧朝倉郡地域（朝倉市、筑前町、東峰村）
- ・ 当地域では、三つに分かれて合併が行われたが、なお、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
- ・ 人口3万未満の市町村を含む地域であり、ごみ、し尿の処理及び消防・救急の事務を共同処理するなど、地域としての一体性が強いいため、合併を推進することが必要である。
- 旧三井郡地域（小郡市、大刀洗町）
- ・ 両市町と旧三井郡を構成していた北野町は久留米市と合併した。
- ・ 人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
- 旧三潞郡地域（大川市、大木町）
- ・ 両市町と旧三潞郡を構成していた三潞町及び城島町は久留米市と合併した。
- ・ 人口3万未満の市町村を含む地域であり、また、両市町の中心部を通る国道442号に沿って市街地が形成されるなど、地域的な結びつきも強いいため、合併を推進することが必要である。
- ・ なお、国道442号に沿った地理的なつながりのある旧八女郡を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
- ・ 人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
- ・ なお、隣接する大川市・大木町を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
- ・ 一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
- 旧京都郡地域（行橋市、荻田町、みやこ町）
- ・ 一部合併が進んだが、人口3万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。

- 旧築上郡地域（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）
- ・ 一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。

第4 構想対象市町村の組合せ等

- 1 構想対象市町村の考え方
 - ・ 構想対象市町村（新法第59条第1項に規定されている「自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村」）に位置付けるに当たっては、旧法の下で市町村の合併を行った経緯や合併に対する熟度の高まり等を総合的に勘案した。また、順次、構想対象市町村を追加・変更できるよう、合併の環境を整えていくこととする。
- 2 合併協議会設置勧告等の積極的活用
 - ・ 合併協議会の設置を促進し、合併協議が円滑に進み、合併の実現に至るようにするため、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告及びあわせん又は調停を必要に応じて積極的に活用することとする。
- 3 構想対象市町村の組合せ
 - ・ 現時点での構想対象市町村の組合せは、次の地域とする。
 - 八女市、上陽町
 - 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
 八女市及び上陽町は、平成18年10月に八女市が上陽町を編入合併することとされているため、構想対象市町村に位置付ける。
 - 八女市郡の1市2町2村は、2町2村から市に対して編入合併の申入れをしており、合併研究会を設置して、情報交換等を行っているため、構想対象市町村に位置付ける。

なお、八女地域の歴史や生活圏域等を考慮すると、これらの合併を旧八女郡の先行合併として位置付けるものであり、今後、旧八女郡において、合併が進められることが望ましい。また、国道442号に沿った地理的なつながりのある大川市・大木町を含む広い地域で合併が進められることも考えられる。

○ 瀬高町、山川町、高田町
3町は、平成19年1月に「みやま市」として新設合併することを県に申請しており、構想対象市町村に位置付ける。

○ 豊前市、吉富町
豊前市が平成17年11月に吉富町に合併協議の申し入れを行い、両市町の執行部において平成18年1月から合併に関する勉強会が実施されるなど、合併に向けた機運が高揚しつつある。

生活圏域としては、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町が一つとなつていくが、上毛町及び築上町は合併を行ったばかりであり、新町としての一体性を確立することが急務であると考えられるため、現時点では、豊前市及び吉富町を構想対象市町村に位置付ける。

○ 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
宇美町、志免町及び須恵町の3町が、平成18年2月に粕屋町、3月に篠栗町と久山町に、それぞれ合併協議の申し入れを行うなど、6町の間で合併協議に向けた動きが具体化しているため、構想対象市町村に位置付ける。

また、特に人口1万未満の市町村が含まれる地域には、合併協議が進められるよう積極的に働きかけ、早期に構想対象市町村に位置付けることとする。

第5 市町村合併を推進するために必要な措置

市町村合併を更に推進するため、特に構想対象市町村を中心に次の措置を講じる。

- 1 市町村への助言、情報提供等
市町村の合併の必要性や効果等について、市町村や住民の理解をより一層深め、合併機運を醸成するため、助言や情報提供、広報・啓発に努める。
 - 市町村に対する積極的な助言
 - 市町村や各種団体等が開催する研修会や講演会等に対する講師の派遣、資料の提供等
 - 各種広報媒体やセミナー等の開催を通じた広報・啓発
- 2 市町村合併支援プランの策定
市町村の合併協議を円滑に進めるとともに、合併市町村の行政能力の向上やまちづくりの推進を図るため、次の内容を盛り込んだ県の市町村合併支援プランを策定し、国の支援措置と連携して、市町村の合併に対する支援を行う。
 - 支援プランの対象市町村
 - ・ 県の市町村合併推進構想に位置付けられた市町村
 - ・ 新法に基づいて合併した市町村
 - 合併支援策の内容
 - ・ 行政的支援（権限移譲の推進、人材育成の支援等）
 - ・ 人的支援（合併協議会や合併協議会事務局への職員派遣等）
 - ・ 財政的支援（市町村合併を支援する新たな交付金制度の創設等）
 - ・ 事業的支援（合併市町村事業の優先的採択や県事業の重点的な実施等）
- 3 福岡県市町村合併支援本部による総合的かつ効果的な支援
知事を本部長とし各部長等で構成する福岡県市町村合併支援本部については、引き続き設置し、市町村の合併に向けた取組や合併後のまちづくりなどに対する支援を総合的かつ効果的に実施する。

資 料

資料 1 人口規模別課数比較

人口規模	団体数	総務 部	税務 部	民生 部	衛生 部	農林 水産 部	商工 部	土木 部	その他 部	合計
1万未満	21	3.2	0.8	1.7	0.8	1.0	0.0	1.0	1.2	9.7
1万～3万	33	3.5	1.0	2.1	0.8	1.3	0.1	1.3	1.1	11.2
3万～5万	13	5.8	1.3	3.0	1.7	1.4	0.5	2.5	1.2	17.4
5万以上	16	11.6	2.0	6.1	3.6	2.3	1.6	5.3	1.3	33.8
合計(平均)	83	5.3	1.2	2.9	1.5	1.4	0.4	2.2	1.2	16.1

- 資料 1 人口規模別課数比較 ----- 1 2
- 資料 2 人口規模別専門分野の設置状況比較 ----- 1 2
- 資料 3 専門職員の配置状況 ----- 1 2

(注 1) 人口規模については、平成17年4月1日時点の83市町村(政令指定都市を除く。)。人口については、平成12年国勢調査による。

(注 2) 平成18年1月1日現在における調査結果(上毛町関連のみ平成17年10月1日現在)による。
また、数値は市町村の課の数の単純平均である。

資料 2 人口規模別専門分野の設置状況比較

人口規模	企画 政策		情報化		法制 執務		女性 政策		介護 福祉						
	担当	係	担当	係	担当	係	担当	係	担当	係					
1万未満	21	61.9%	33.3%	4.8%	85.7%	14.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	4.8%	71.4%	28.6%	0.0%	
1万～3万	33	60.6%	39.4%	0.0%	35.4%	60.6%	3.0%	97.0%	0.0%	87.9%	12.1%	0.0%	60.6%	27.3%	12.1%
3万～5万	13	53.8%	30.8%	15.4%	15.4%	69.2%	15.4%	84.6%	0.0%	76.9%	15.4%	7.7%	23.1%	46.2%	30.8%
5万以上	16	12.5%	31.3%	56.3%	0.0%	56.3%	37.5%	6.3%	12.5%	43.8%	43.8%	18.8%	25.0%	56.3%	
合計	83	42	29	12	32	41	10	73	9	61	14	8	41	25	17

- 資料 4 人口千人当たりの職員数(一般行政職員) ----- 1 4
- 資料 5 経常収支比率の推移 ----- 1 5
- 資料 6 財政力指数 ----- 1 6
- 資料 7 人口一人当たりの歳出額 ----- 1 7
- 資料 8 歳入に占める地方税の割合 ----- 1 8
- 資料 9 財政収支試算(普通会計)の概要 ----- 1 8
- 資料 10 市町村の人口推計 ----- 2 1

(注 1) 人口規模については、平成17年4月1日時点の83市町村(政令指定都市を除く。)。人口については、平成12年国勢調査による。

(注 2) 平成18年1月1日現在における調査結果(上毛町関連のみ平成17年10月1日現在)による。
(注 3) 単位未満の数値を四捨五入しているため、計が100%とならない場合がある。

資料 3 専門職員の配置状況

1 土木技師の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	16	76.2	2	9.5	2	9.5	1	4.8	0	0.0
1万～2万	24	12	50.0	3	12.5	2	8.3	5	20.8	2	8.3
2万～3万	9	3	33.3	0	0.0	1	11.1	3	33.3	2	22.2
3万～5万	13	3	23.1	0	0.0	0	0.0	3	23.1	7	53.8
5万以上	16	5	31.3	0	0.0	1	6.3	0	0.0	10	62.5
合計	83	39	47.0	5	6.0	6	7.2	12	14.5	21	25.3

- 資料 1 1 高齢化率と財政状況 ----- 2 3
- 資料 1 2 生活圏域の現況 ----- 2 4
- 用語集 ----- 2 5

2 建築技師の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	19	90.5	2	9.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1万～2万	24	19	79.2	2	8.3	3	12.5	0	0.0	0	0.0
2万～3万	9	6	66.7	1	11.1	2	22.2	0	0.0	0	0.0
3万～5万	13	3	23.1	4	30.8	6	46.2	0	0.0	0	0.0
5万以上	16	4	25.0	2	12.5	4	25.0	4	25.0	2	12.5
合 計	83	51	61.4	11	13.3	15	18.1	4	4.8	2	2.4

3 農林水産技師の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	18	85.7	3	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1万～2万	24	20	83.3	1	4.2	3	12.5	0	0.0	0	0.0
2万～3万	9	5	55.6	1	11.1	3	33.3	0	0.0	0	0.0
3万～5万	13	7	53.8	1	7.7	4	30.8	1	7.7	0	0.0
5万以上	16	9	56.3	1	6.3	1	6.3	3	18.8	2	12.5
合 計	83	59	71.1	7	8.4	11	13.3	4	4.8	2	2.4

4 栄養士の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	18	85.7	2	9.5	1	4.8	0	0.0	0	0.0
1万～2万	24	17	70.8	6	25.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0
2万～3万	9	4	44.4	5	55.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3万～5万	13	5	38.5	6	46.2	1	7.7	1	7.7	0	0.0
5万以上	16	2	12.5	11	68.8	1	6.3	2	12.5	0	0.0
合 計	83	46	55.4	30	36.1	4	4.8	3	3.6	0	0.0

5 保健師・助産師の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	3	14.3	12	57.1	6	28.6	0	0.0	0	0.0
1万～2万	24	1	4.2	6	25.0	16	66.7	1	4.2	0	0.0
2万～3万	9	0	0.0	0	0.0	8	88.9	1	11.1	0	0.0
3万～5万	13	0	0.0	0	0.0	3	23.1	8	61.5	2	15.4
5万以上	16	1	6.3	0	0.0	1	6.3	9	56.3	5	31.3
合 計	83	5	6.0	18	21.7	34	41.0	19	22.9	7	8.4

6 司書(補)・学芸員(補)の配置状況

人口規模	0名		1～2名		3～5名		6～10名		11名以上		
	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	
1万未満	21	16	76.2	5	23.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1万～2万	24	14	58.3	9	37.5	1	4.2	0	0.0	0	0.0
2万～3万	9	5	55.6	2	22.2	2	22.2	0	0.0	0	0.0
3万～5万	13	5	38.5	3	23.1	4	30.8	1	7.7	0	0.0
5万以上	16	6	37.5	3	18.8	3	18.8	2	12.5	2	12.5
合 計	83	46	55.4	22	26.5	10	12.0	3	3.6	2	2.4

(注1) 1～6については、人口規模は、平成17年4月1日時点の83市町村(政令指定都市を除く。)

人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 数値については、総務省「平成17年度地方公共団体定員管理調査」による。

(注3) 単位未満の数値を四捨五入しているため、計が100%とならない場合がある。

資料4 人口千人当たりの職員数(一般行政職員)

人口規模	人口千人当たりの職員数(人)
人口1万未満	10.8
人口1万～3万未満	6.9
人口3万～5万未満	4.9
人口5万以上	4.8

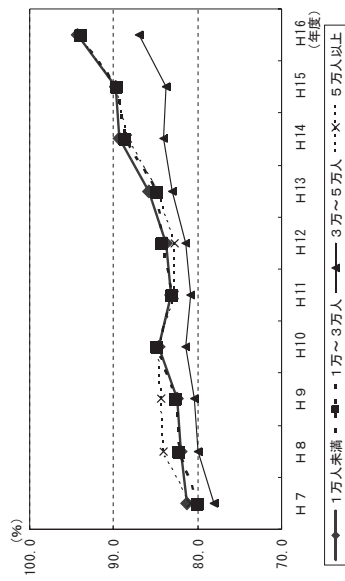
(注1) 人口規模については、平成17年4月1日時点の83市町村(政令指定都市を除く。)

人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 人口千人当たりの職員数は、総務省「平成17年度地方公共団体定員管理調査」による。

(注3) 一般行政職員数を、平成12年国勢調査の人口で除した額である。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料5 経常収支比率の推移



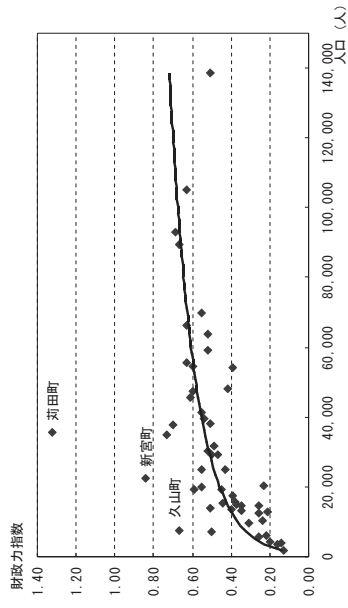
単位：(%)

人口規模	平成7年度(①)	平成16年度(②)	増減率(②/①)
人口1万未満	81.3	94.3	16.0
人口1万～3万未満	80.0	93.8	17.3
人口3万～5万未満	78.1	86.9	11.3
人口5万以上	80.9	94.1	16.3

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 経常収支比率は「平成7年度及び平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料6 財政力指数

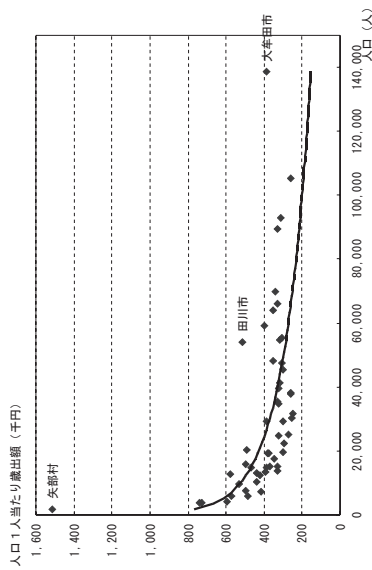


人口規模	平成16年度
人口1万未満	0.288
人口1万～3万未満	0.418
人口3万～5万未満	0.635
人口5万以上	0.576

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 財政力指数は「平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

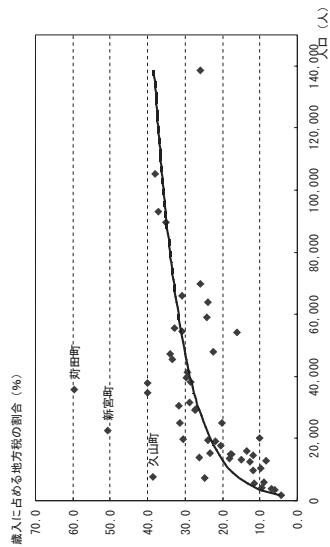
資料7 人口一人当たりの歳出額



人口規模	平成16年度
人口1万未満	675千円
人口1万～3万未満	387千円
人口3万～5万未満	298千円
人口5万以上	350千円

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。
 (注2) 人口一人当たりの歳出額は「平成16年度市町村別決算状況調」による歳出合計額を、平成12年国勢調査の人口で除した額である。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料8 歳入に占める地方税の割合



人口規模	平成16年度
人口1万未満	13.6%
人口1万～3万未満	20.9%
人口3万～5万未満	34.3%
人口5万以上	29.2%

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。
 (注2) 歳入に占める地方税の割合は「平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料9 財政収支試算（普通会計）の概要（平成17年6月調査）

1 試算の前提条件等

- (1) 対象団体
旧法の適用を受ける合併が確定していない52市町村（16市33町3村）（政令市除く）
- (2) 対象期間
平成17年度から平成21年度
- (3) 前提条件
 - ① 平成17、18年度の「地方税＋普通交付税＋普通交付税＋臨時財政対策債」について、平成16年度の「地方税＋普通交付税＋臨時財政対策債」と同額とする。
臨時財政対策債については、平成17年度は対前年度▲23.1%、平成18年度は平成17年度と同額とする。
普通交付税＋臨時財政対策債については、平成19年度以降各年度対前年度▲5.0%
 - ② 特別交付税については、平成17年度以降各年度対前年度▲5.0%

3 推計結果から予測できること

以上、財政収支試算の結果、歳出削減対策については、一部団体を除いては相当地度取り組んでおり、更なる削減効果の上積みは厳しい状況にあると思われること、及び投資的経費については平成16年度の水準の4割にまで落ち込んでおり、これ以上の削減は期待できないこと等から、平成21年度以降、ますます厳しい財政運営を強いられると思われる。

資料 1 0 市町村の人口推計

1 推計方法

(1) 基本的考え方

コーホート（5歳階級別男女別人口）ごとに、社会移動（転入、転出）および生死（出生、生残）の指標から、将来人口を推計する。

(2) 用いるデータ

①基準人口（推計の出発点となる人口）

総務省「平成12年国勢調査」市区町村別・5歳階級別・男女別人口
（ただし年齢不詳の人口を各年齢に按分する）

⇒ 平成12年のデータをもとに平成17年の人口を推計

平成17年の速報値（市区町村別）のデータを、上記推計値の比率で性別・年齢別に按分
按分された値を基準人口とする

②生残率（各階級の人口が5年後に生きている確率）

国立社会保障・人口問題研究所「平成12年 都道府県別生命表」
県内は全て同値と仮定（平成7年～平成12年のみ実績値）

③出生率（各階級の女性が5年間で子どもを出生する確率）

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口 平成12～42」
県内は全て同値と仮定（平成7年～平成12年のみ実績値）

④出生性比（生まれる子どもの男女比）

「平成12年人口動態統計」過去5年の出生性比（女子100に対して男子105.5）

⑤純移動率（転入者数から転出者数を減じた数が人口に占める割合）

「平成12年国勢調査」と「平成7年国勢調査」から性別・年齢別に算出
生残率から求められる封鎖人口と実際の人口の差を純移動数
純移動数の実際人口に占める比率を純移動率とする

⇒ 平成17年の速報値は年齢階級別の数値ではないので、年齢ごとの人口を求め、平成12年のデータから平成17年の人口を推計。平成17年の速報値をもとに年齢別に按分した補正値を元に、平成12年～平成17年の純移動率を算出する

⇒ 平成22年以降は、平成12年～平成17年の純移動率が一定で推移するものとして推計を行う

*封鎖人口：当該自治体において、転入及び転出はないものと仮定して、当該年度の人口が5年後に生存していると見込まれる人口に、当該年度から5年間に出生すると見込まれる子の数を加えたもの。

2 平成12年と平成42年とを比較した人口減少の状況

人口規模	増減率（％） （平成42年人口／平成12年人口）
人口1万未満	11団体の10団体で人口減少 ▲31.8
人口1万～3万未満	25団体の18団体で人口減少 ▲16.4
人口3万～5万未満	14団体の9団体で人口減少 ▲8.6
人口5万以上	17団体の11団体で人口減少 ▲6.5

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成12年人口については、平成12年国勢調査による。

（注2）増減率は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

3 人口に占める生産年齢人口の割合

人口規模	平成12年（％）	平成42年（％）
人口1万未満	58.9	46.3
人口1万～3万未満	63.5	52.0
人口3万～5万未満	65.7	56.3
人口5万以上	66.6	56.9

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成12年人口については、平成12年国勢調査による。

（注2）表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

4 人口に占める老年人口の割合（高齢化率）

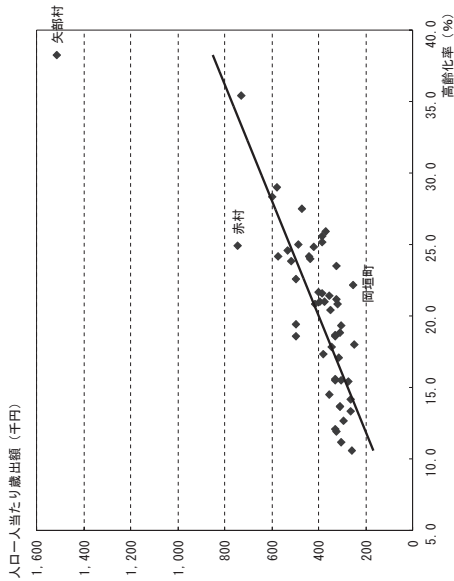
人口規模	平成12年（％）	平成42年（％）
人口1万未満	27.3	43.4
人口1万～3万未満	21.5	36.7
人口3万～5万未満	18.8	31.6
人口5万以上	17.8	30.8

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成12年人口については、平成12年国勢調査による。

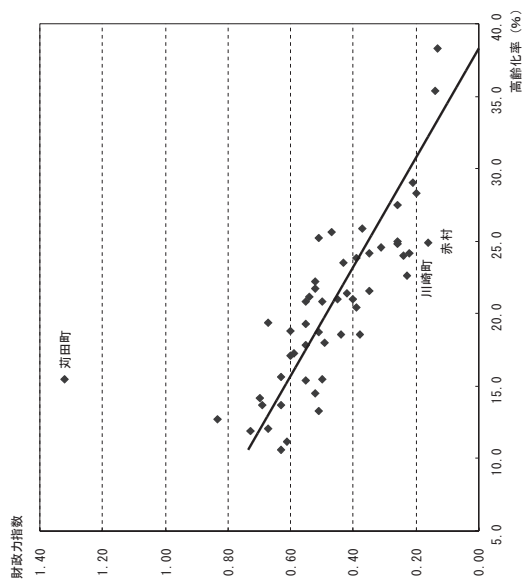
（注2）表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 1 1 高齢化率と財政状況

1 人口一人当たり歳出額



2 財政力指数



(注1) 1～2について、グラフ上の点は、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。高齢化率については、平成12年国勢調査による。

(注2) 歳出額及び財政力指数については、「平成16年度市町村別決算状況調査」による。

資料 1 2 生活圏域の現況



用語集

- 普通交付税
地方交付税の主体をなすもので、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に對して交付される。基準財政需要額及び基準財政収入額は、各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定した額であり、各地方公共団体ごとの普通交付税の額は、原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）である。
- 臨時財政対策債
地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。後年度にその元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- 特別交付税
地方交付税の一部で、普通交付税の算定方法の画一性とその算定期間からして、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものであり、いわば、普通交付税の機能を補完して、地方交付税制度全体としての具体的妥当性を確保するための制度である。
- 減税補てん債
地方税の特別減税、制度減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として認められている地方債のことをいう。本債は、税の振り替わりの性格を持っており、同法第5条に定める経費以外の経費にも充当できる。後年度にその元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- 地方債
地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。
- 地方特例交付金
平成11年度の恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、都道府県及び市町村に交付することとされたものであり、平成18年度の税制改正により、廃止される予定である。
- 投資的経費
歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
- 普通建設事業費
道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新增設等の建設事業に要する投資的経費をいう。
- 災害復旧事業費
降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するために要する経費をいう。
- 經常収支比率
人件費、扶助費、公債費等の經常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした經常一般財源がどの程度充当されたかをみる比率であり、財政構造の弾力性を判断する際の指標となるもの。この比率が低いほど、臨時の財政需要に余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることになる。
- 人件費
職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいう。人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給などがある。
- 扶助費
社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。
- 公債費
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金金利子の合算額をいう。市町村においては県からの貸付金の返還金及びその利子も含まれる。
- 地方税
租税のうち、国が課税権の主体であるものが国税であり、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税という。地方公共団体は、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。
- 地方交付税
国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方公共団体に交付する税をいう。
- 地方譲与税
国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税をいう。地方譲与税に属するものとしては、所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税などがある。
- 一般財源
使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいう。一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の美態に即応した行政の展開が可能となる。地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的である。
- 財力指数
当該団体の財政力を示す指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。

- 失業対策事業費
多数の失業者の発生に対処して、これら失業者に臨時的に就職の機会を与え、道路の整備や工場、住宅団地の造成などの事業を国又は地方公共団体が実施することに法律等によって定められている。これらを失業対策事業といい、これに要する経費を失業対策事業費という。
- 義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
- 物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。物件費に属するものとしては、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料などがある。
- 繰出金
一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費をいう。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのも繰出金に含まれる。
- 積立(基)金
財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

福岡県市町村合併推進構想

I 福岡県市町村合併推進構想の一部変更について

「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。）に基づき、平成18年4月に本県が策定した「福岡県市町村合併推進構想」（以下「構想」といふ。）では、5つの地域を構想対象市町村の組合せとして示している。また、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併が始まるなど合併に対する熟度が高まった市町村から順次、構想対象市町村に位置付けていくこととしている。

このたび、構想の中で合併推進が望まれる地域に位置付けている旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）において、具体的な合併協議が始められるなど合併に対する熟度が高まったと判断されるため、福岡県市町村合併推進審議会の意見を聴取したうえで、「前原市、二丈町、志摩町」を構想対象市町村の組合せとして追加するものである。

II 旧糸島郡地域の状況について

旧糸島郡地域においては、平成21年度中の合併を目指して、平成19年7月から、首長等による糸島1市2町合併調整会議で合併協議に向けた準備が行われてきた。また、平成19年11月には、志摩町において糸島1市2町の合併の賛否を問う住民投票が行われ、賛成が反対を上回る結果となった。さらに、各市町議会の議決を経て、平成19年12月26日、各市町の首長・議会議員・住民等で構成される糸島1市2町合併協議会が設置され、具体的な合併協議が始められることとなったところである。

このような状況から、旧糸島郡地域については、合併に対する熟度が十分に高まっていると判断される。

III 変更内容について

平成18年4月に策定した構想について、下記のとおり一部変更する。

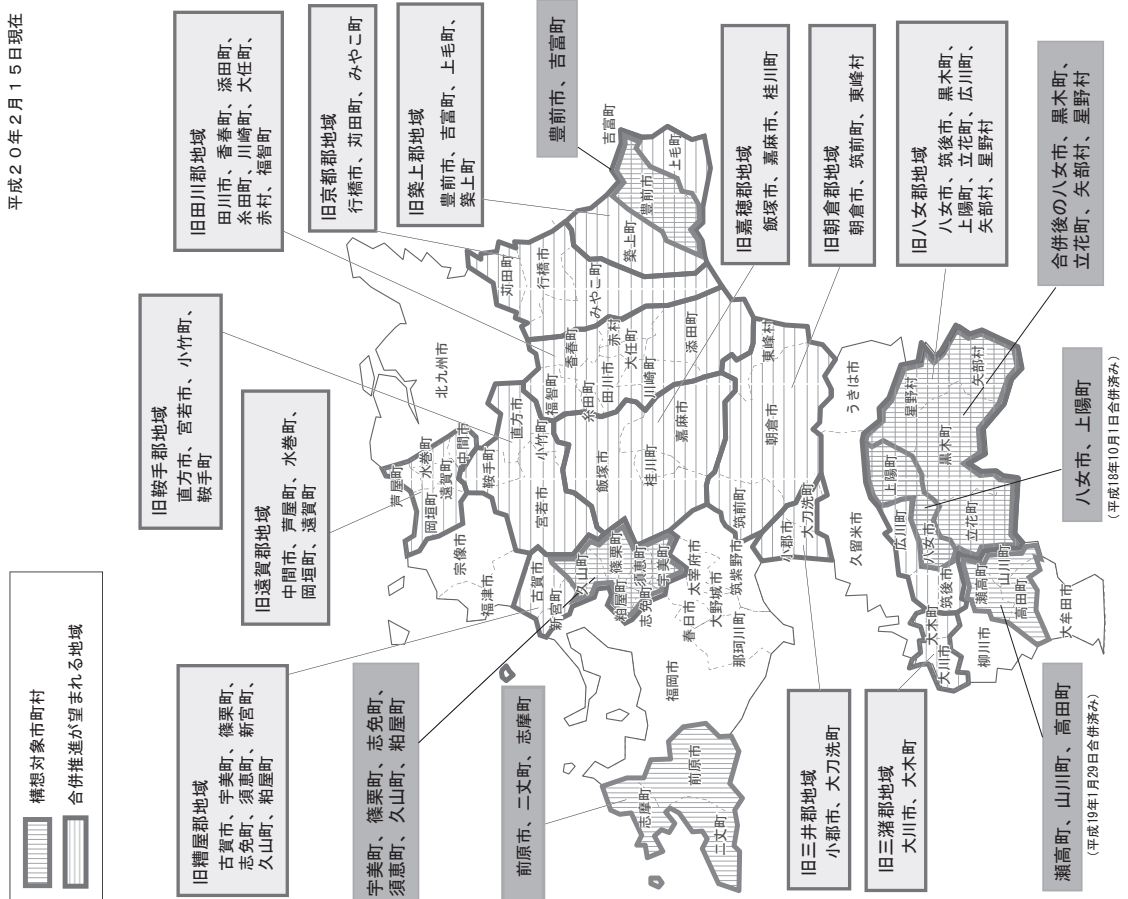
- 「第3 合併推進が望まれる地域等」の「2 合併推進が望まれる地域」から「旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）」を削除する。
- 「第4 構想対象市町村の組合せ等」の「3 構想対象市町村の組合せ」に「前原市、二丈町、志摩町」を追加する。

平成20年2月変更

福岡県

福岡県市町村合併推進構想

平成20年2月15日現在



福岡県市町村合併支援プラン

1 趣旨

本市市町村の合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧法」という。）の下、県内各地域において取組が進められたところである。

今後は、新たに定められた「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「新法」という。）の下、市町村が行財政基盤を強化し、地方分権の担い手にふさわしい基礎自治体となるよう、さらに取組を進めていくことが必要である。

このため、県は、市町村における合併に向けた取組を一層推進するとともに、合併市町村の行財政能力の向上やまちづくりの推進を図るため、福岡県市町村合併推進構想に基づき、合併支援策や情報提供、支援体制等を内容とする福岡県市町村合併支援プラン（以下「支援プラン」という。）を定め、県行政を挙げて市町村の合併に対する支援を行うものである。

2 合併支援策の対象市町村

- (1) 福岡県市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村（以下「合併関係市町村」という。）
- (2) 福岡県市町村合併推進構想の構想対象市町村の組み合わせに沿って合併した市町村及び旧法に基づいて合併した市町村（以下「合併市町村」という。）

3 合併支援策の内容

(1) 行政的支援

- ① 権限移譲の推進
合併市町村が、基礎自治体として、より総合的な行政を展開することができるよう、権限移譲を積極的に進める。
- ② 人材育成の支援
合併市町村の職員の人材育成を支援するため、県と市町村の人事交流制度や市町村実務研修生制度の拡充を図る。
- ③ 生活保護事務の円滑な実施
町村が合併して市となり、県から生活保護事務が移管される場合などには、合併後の市において、当該事務が円滑に進められるよう、合併関係市町村の職員を研修員や派遣職員として県の保健福祉環境事務所に受け入れて、当該事務の研修等を行う。

(2) 人的支援

- ① 合併協議会や合併協議会事務局への県職員の派遣
合併協議の円滑な推進等に資するため、合併関係市町村の要請に基づき、県職員を、合併協議会にアドバイザー等として参画させ、又は合併協議会事務局に職員として派遣する。
- ② 生活保護事務の移管に係る県職員の派遣
町村が合併して市となり、県から生活保護事務が移管される場合などには、合併後の市において、当該事務が円滑に進められるよう、合併関係市町村や合併後の市に県職員を派遣し、福祉事務所の設置に関する事務や合併後の市における生活保護事務に従事させる。

(3) 財政的支援

- ① 市町村合併支援特例交付金の交付
合併に伴い必要不可欠な電算システム統合や庁舎改修等の事業について、合併関係市町村や合併市町村の負担を軽減するため、交付金を交付する。
また、人口1万人未満の小規模団体を含む合併が行われる場合には、合併後のまちづくりを支援するため、当該交付金の加算を行う。
※旧法に基づき合併した市町村は対象外とする。（旧法下の市町村合併推進特例交付金を交付する。）
- ② 市町村振興資金（市町村応援元気フクオカ資金）の貸付
合併市町村におけるまちづくり事業等を支援するため、「市町村応援元気フクオカ資金」の貸付を行う。
- ③ 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮
合併関係市町村及び合併市町村の自立促進を図るため、当該市町村の取り組む過疎対策事業について、過疎債の重点的配分を行うなど十分な配慮をする。

(4) 事業的支援

- 合併後の市町村における一体性の確保や均衡ある発展のために必要であると考えられる事業について、次のような支援を行うほか、必要に応じ、事業推進のための助言や技術的支援を行う。
- ① 国や県の補助金等による事業について、対象地域が優先的に採択されるよう配慮する。
 - ② 対象地域における県事業の重点的な実施に配慮する。

4 情報提供・啓発

合併についての住民の理解をより一層深めることにより、合併の推進を図るため、セミナーの開催、研修会や県政出前講座等への講師派遣、パンフレットや県のホームページ「市町村合併コーナー」等による情報提供・啓発を行う。

5 支援体制

(1) 福岡県市町村合併支援本部

市町村の合併に向けた取組への支援や合併後のまちづくりなどに対する支援を総合的かつ効果的に実施するために、知事を本部長とし各部長等で構成する福岡県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を引き続き設置する。

支援本部においては、支援プランの実施状況を踏まえ、必要な見直しを含むフォローアップを行う。

(2) 福岡県市町村合併支援連絡調整会議

支援本部に、別記の課の職員をもって構成する福岡県市町村合併支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を引き続き設置し、支援プランの実施に関する各部各課間等の連絡調整や実施状況の把握等を行う。

(3) 市町村合併に関する相談の対応窓口

市町村合併の推進における各種相談については、総務部地方課合併支援室を窓口として、必要に応じて連絡調整会議を活用し、適切な部署において対応する。

別記

総務部	行政部	福祉部	労働部	政務部	土木部	教育部	企画課	経営課	保健課	生活課	農政課	企業課	企画調整課	環境部	商工部	水産部	建設部	警務部	企画調整課	環境部	商工部	林務部	都市建設部	警務部	警務課	環境政策課	工務政策課	林政課	都市管理課	警務課
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-----	-------	-----

福岡県市町村合併支援特例交付金の概要

交付対象団体 } 県の構想に基づき平成22年3月までに合併（合併後の人口が3万以上又は合併関係市町村の数が3以上の合併に限る。）した市町村及び当該合併に係る合併関係市町村

<交付金総額の限度額>

$$\begin{array}{|l}
 \text{①基本額} \\
 (1 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円} \times \\
 (\text{市町村数} - 2)) \\
 \text{②増加人口加算額}(\ast 1) \\
 (\text{区分に応じ} 1 \sim 5 \\
 \text{億円})
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{|l}
 \text{③合併年度による縮減率}(\ast 2) \\
 (\text{区分に応じ} 0.6 \sim 1)
 \end{array}
 +
 \begin{array}{|l}
 \text{④小規模団体合併支援額} \\
 (1 \text{ 億円} \times \text{小規模団体数})
 \end{array}$$

※小規模団体（人口1万未満）を含む合併の場合

(注1) 増加人口加算額（2団体合併を除く。）

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

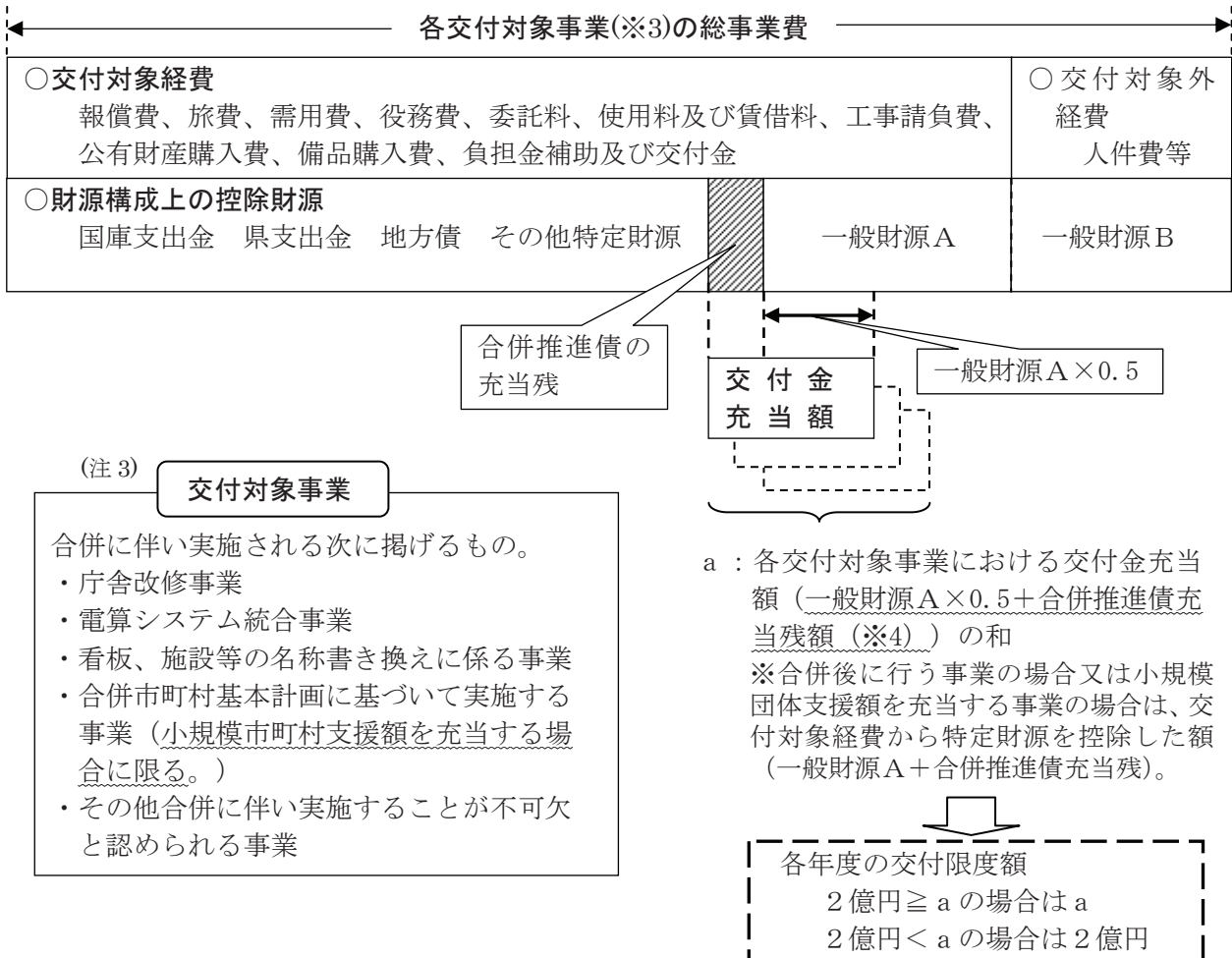
(注2) 合併年度による縮減率

合併年度	縮減率
平成18年度	1.0
平成19～20年度	0.8
平成21年度	0.6

増加人口＝合併後人口－人口の最も多い合併関係市町村の人口

※交付対象期間は、合併議決日から当該日が属する年度が終了する日までの間及びこれに続く10年度

<各年度の交付限度額> ※合併前に要する事業の場合



福岡県市町村合併支援特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）及び合併関係市町村（同法第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の円滑な行政運営等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併支援特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村（以下「交付対象市町村」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県市町村合併推進構想において定めた構想対象市町村の組合せに基づき、平成22年3月31日までに合併した市町村（合併関係市町村の人口（地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項又は第3項の申請に係る議会の議決が行われた日（以下「合併議決日」という。）における同法第254条に規定する人口によるものとする。以下同じ。）を集計した数が3万以上の市町村又は合併関係市町村の数が3以上の市町村に限る。）
 - (2) 前号に規定する合併に係る合併関係市町村
- 2 前項第2号の合併関係市町村が合併した場合、本要綱における当該合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、合併議決日から当該日の属する年度が終了する日までの間及びこれに続く10年度までの間に、合併に伴い実施される次に掲げるものとする。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業は、合併推進値の対象となる場合は同値を起すものに限る、第4号に掲げる事業は、第4条第4項の規定に基づき加算される額を充当する場合に限る。

- (1) 庁舎改修事業
 - (2) 電算システム統合事業
 - (3) 看板、施設等の名称書き換えに係る事業
 - (4) 法第6条第1項に規定する合併市町村基本計画に基づいて実施する事業
 - (5) その他合併に伴い実施することが不可欠と認められる事業
- 2 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金として支出

する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき、1億円に、合併関係市町村の数から2を減じて得た数に1億円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「基本額」という。）を限度とする。

2 合併関係市町村の数が2を超える場合には、合併関係市町村の人口を集計したものである人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いて得た数（以下「増加人口」という。）に応じて、次表の右欄に掲げる額を限度として基本額に加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 前2項の規定にかかわらず、合併が平成19年度以降に行われる場合は、前2項の規定による交付金の限度額に、合併が平成19年度又は平成20年度に行われる場合にあつては0.8を、平成21年度に行われる場合にあつては0.6をそれぞれ乗じて得た額を、交付金の限度額とする。

4 合併関係市町村の中に人口が1万未満の市町村（以下「小規模団体」という。）が含まれる場合は、小規模団体の数に1億円を乗じて得た額（以下「小規模団体合併支援額」という。）を、前3項の規定による交付金の限度額に加算する。

5 交付金は、交付対象事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前4項に規定する限度額に到達する年度までとする。

(交付金の各年度における交付限度額)

第5条 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付対象事業の交付対象経費から当該交付対象経費に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他の特定財源（以下「特定財源」という。）を控除した額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。次項において同じ。）以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、合併前に要する交付対象事業（小規模団体合併支援額を充当する事業を除く。）にあつては、各年度において交付する交付金の額は、交付対象経費から特定財源及び地方債の充当残額を控除した額に0.5を乗じて得た額に地方債の充当残額を合算した額以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該額が2億円を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。ただし、各交付申請年度において2億円を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 交付対象市町村のうち交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(交付対象事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付対象事業の内容の変更若しくは交付対象事業に要する経費の配分を変更し、又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付対象事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付対象事業が完了した後に交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合(以下「再合併」という。)においても、再合併を1件の合併として、本要綱の規定を適用する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年9月14日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

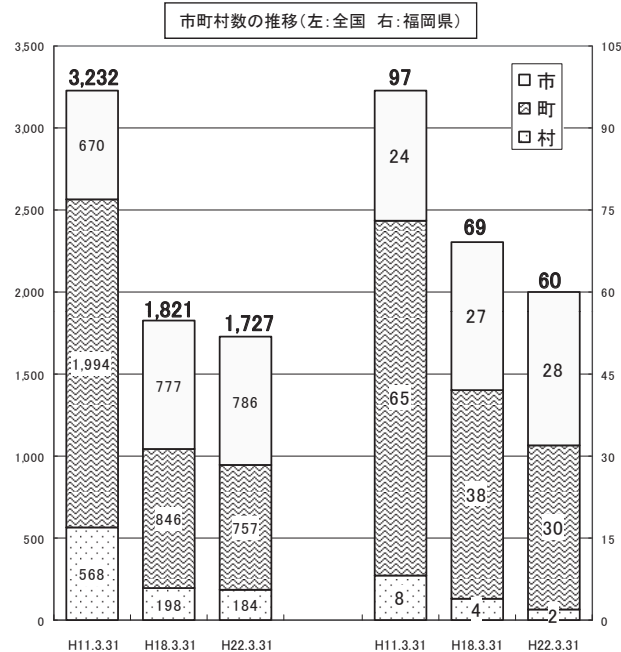
5 その他

福岡県の市町村合併の状況

平成22年3月
 福岡県企画・地域振興部市町村支援課合併支援室

市町村数の推移(全国・県内)

- 県内の市町村数は97→60に(減少率38.1%)
- 全国の市町村数は3,232→1,727に(減少率46.6%)



県内	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	97	69	60
市	24	27	28
町	65	38	30
村	8	4	2

全国	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	3,232	1,821	1,727
市	670	777	786
町	1,994	846	757
村	568	198	184

人口1万未満の市町村の数の推移等(全国・県内)

- 県内の人口1万未満の市町村の数は約3分の1に
- 県内の人口3万未満の市町村の数は半数以下に

全国の状況

	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	3,232	1,821	1,727
1万未満	1,537	489	457
(構成比)	47.6%	26.9%	26.5%
平均人口(人)	36,387	65,198	69,067
平均面積(km ²)	114.8	203.5	215.4

<人口1万未満の市町村の減少率>

H11.3-H22.3 70.3%

県内の状況

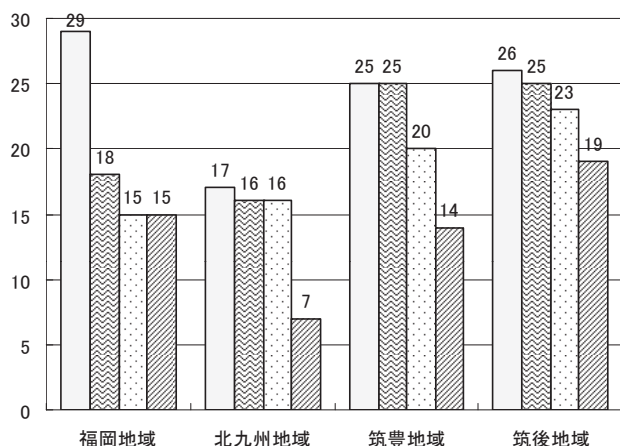
	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	97	69	60
1万未満	22	11	7
(構成比)	22.7%	15.9%	11.7%
3万未満	68	35	25
平均人口(人)	50,860	72,691	84,165
平均面積(km ²)	51.2	72.1	83.0

<人口1万未満の市町村の減少率>

H11.3-H22.3 68.2%

地域別の合併の状況(県内)

- 多くの市町村(8割強)が合併協議会(任意協議会含む)に参加した。
- 97市町村のうち55市町村(56.7%)が合併に至った。
- 市町村の減少率を地域別にみると、筑後地域が最も大きい。



- H11.3.31の市町村数
- ▨ 合併協議会に参加した市町村数
- ▤ 法定協議会に参加した市町村数
- ▧ 合併に至った市町村数

	市町村数			合併協議会(任意協議会含む)に参加した市町村数		
	H11.3.31	H22.3.31	減少率	うち法定協議会参加数	うち合併に至った数	
福岡	29	20	31.0%	18 (62.1%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)
北九州	17	13	23.5%	16 (94.1%)	16 (94.1%)	7 (41.2%)
筑豊	25	15	40.0%	25 (100.0%)	20 (80.0%)	14 (56.0%)
筑後	26	12	53.8%	25 (96.2%)	23 (88.5%)	19 (73.1%)
計	97	60	38.1%	84 (86.6%)	74 (76.3%)	55 (56.7%)

合併協議会の設置・廃止の状況(県内)

- 平成11年度以降、県内では、法定協議会、任意協議会が合わせて45地域で設置され、うち20件が合併に至った。
- 現行合併特例法の下では、法定協議会が合わせて5地域で設置され、うち4件が合併に至った。

	H18-H22	うち 現行法下
法定協議会の設置数	35	5
うち合併したもの	20	4
合併に至らなかったもの	15	1
任意協議会の設置数(=未合併)	10	0

※枠組みを変えずに法定協議会へ移行した任意協議会は、当該法定協議会と同一のものとしてカウントしていない。

※合併した20件のうち、当初の枠組みどおりに合併したのは4件のみ。

<合併に至らなかった主な要因>

- ① 新自治体の名称や事務所の位置など、協議が調わなかったこと。
- ② 合併の必要性や合併しない場合の行財政運営の厳しさが、地域住民に十分理解されなかったこと。
- ③ 大きな団体主導の合併協議の進め方に対し、小さな団体の反発があったこと。
- ④ 大きな枠組みや別の枠組みでの合併への動きが起こったこと。
- ⑤ 合併協議会での協議結果に対する関係市町村の不満があったこと。
- ⑥ 合併した場合、周辺部になることへの不安があったこと。

県内の合併市町村

- 20件の合併のうち、新設合併は16件、編入合併は4件
- 合併関係市町村数は2～5団体で、2団体合併が10件と最も多い。

市町村名	合併日	方式	国調人口	合併関係市町村
宗像市	H15.4.1	新設	91,147	宗像市、玄海町
福津市	H17.1.24	新設	55,677	福岡町、津屋崎町
久留米市	H17.2.5	編入	306,434	久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町
うきは市	H17.3.20	新設	32,902	吉井町、浮羽町
柳川市	H17.3.21	新設	74,539	柳川市、大和町、三橋町
筑前町	H17.3.22	新設	29,353	三輪町、夜須町
宗像市	H17.3.28	編入	94,148	宗像市、大島村
東峰村	H17.3.28	新設	2,749	小石原村、宝珠山村
上毛町	H17.10.11	新設	8,172	新吉富村、大平村
築上町	H18.1.10	新設	20,837	椎田町、築城町
宮若市	H18.2.11	新設	30,630	宮田町、若宮町
福智町	H18.3.6	新設	25,543	赤池町、金田町、方城町
朝倉市	H18.3.20	新設	59,385	甘木市、朝倉町、杷木町
みやこ町	H18.3.20	新設	22,898	犀川町、勝山町、豊津町
飯塚市	H18.3.26	新設	133,357	飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、額田町
嘉麻市	H18.3.27	新設	45,929	山田市、稲葉町、碓井町、嘉穂町

市町村名	合併日	方式	国調人口	合併関係市町村
八女市	H18.10.1	編入	42,818	八女市、上陽町
みやま市	H19.1.29	新設	43,372	瀬高町、山川町、高田町
糸島市	H22.1.1	新設	97,974	前原市、二丈町、志摩町
八女市	H22.2.1	編入	73,262	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村

※左表は合併旧法下の合併(上毛町以下は経過措置適用団体)
上表は現行合併特例法下の合併

<合併関係市町村数別の合併件数>

- 2団体・・・10件(旧法9、現行法1)
- 3団体・・・6件(旧法4、現行法2)
- 4団体・・・1件(旧法1)
- 5団体・・・3件(旧法2、現行法1)

構想対象市町村の状況 (現行合併特例法)

- 現行合併特例法の下では、福岡県市町村合併推進構想を策定(平成18年4月策定、平成20年2月一部変更)し、自主的な合併を推進。
- 構想対象市町村6地域のうち4地域が合併。

(合併済みの地域)

- 八女市、上陽町
 - ・平成18年10月1日に合併 (八女市)
- 瀬高町、山川町、高田町
 - ・平成19年1月29日に合併 (みやま市)
- 前原市、志摩町、二丈町
 - (平成20年2月に構想対象市町村に追加)
 - ・平成22年1月1日に合併 (糸島市)
- 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
 - ・平成22年2月1日に合併 (八女市)

(未合併の構想対象市町村)

- 豊前市、吉富町
 - ・平成19年2月、法定協議会設置勧告(県)
 - ・平成19年4月1日、法定協議会設置
 - ・平成19年4月、吉富町長選挙で合併慎重派の新人が当選
 - ・平成19年8月、吉富町長が合併協議を行わない旨を表明、法定協議会は休止状態となる
- 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
 - ・平成19年1月、糟屋6町合併研究会(事務局)設置
 - ・平成19年12月、法定協議会設置議案を提案
久山町及び粕屋町が否決
 - ・平成20年3月31日、糟屋6町合併研究会解散

合併推進のための県の取組①(情報提供等)

① 県の支援体制の整備

- 合併支援本部の設置(H13~)
- 合併支援室の設置(H14~)
- 合併推進審議会の設置(H17~)

② パンフレット等による啓発、市町村への情報提供の実施

- 市町村合併パンフレット(旧法版(4版)・現行法版(2版))
- 市町村合併Q&A(旧法版(2版)・現行法版)
- 市町村合併ガイドブック(旧法版(2版)・現行法版)
- 県ホームページ「市町村合併コーナー」での情報提供 など

③ 研修会等への講師派遣・合併セミナー等の開催

- 研修会等への講師派遣(H8~H21) 計547回
- シンポジウム・セミナー等の開催(H12~H20) 計28回

年度	~H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
講師派遣	98回	101回	184回	60回	35回	20回	22回	20回	4回	3回	547回
セミナー等	2回	3回	7回	5回	4回	2回	2回	2回	1回	0回	28回

合併推進のための県の取組②(人的支援・事業的支援)

①合併協議会への職員派遣等

- 合併協議会委員への就任 7協議会
- 合併協議会事務局への職員派遣 1協議会
- 合併協議会の会議等への職員の出席(アドバイザー等)

②合併市町村への人材育成支援等

- 合併市町村の人材育成支援
 - ・県と市町村との人事交流(H15~H21) 4団体 8名
 - ・市町村支援課(旧地方課)への実務研修生の受入れ(H15~H21) 9団体 24名
- 生活保護事務移管に伴う人的支援等
 - ・新市への県職員の派遣(H16~H21) 5団体 8名
 - ・新市の職員の実務研修の受入れ(H14~H21) 11団体 63名

③合併市町村建設(基本)計画に掲げられた県事業の推進

- 幹線道路整備、産業基盤整備、生活環境基盤整備などの県事業の実施
 - ・旧市町村間をつなぐ道路等の整備・改良 ・ほ場整備 ・河川の改修 ・治山、治水事業 など

合併推進のための県の取組③(財政支援関係)

①合併協議会等への補助(合併旧法下)

- 任意又は法定の合併協議会への交付金の交付 20協議会 90百万円
(合併協議会等支援事業交付金(H12~H16):1団体500万円以内)
- 地域づくり団体や民間団体への補助金の交付 18団体 約14百万円
(市町村合併推進支援事業補助金(H12~H15):1団体100万円以内、補助率1/2~2/3)

②市町村への合併特例交付金の交付

- 合併特例交付金(県交付金) ※合併推進特例交付金(旧法)、合併支援特例交付金(現行法)
 - ・対象団体 18団体
 - ・交付金総額 約118億円(交付済額(~H20):約80億円 活用率:67.7%)
 - ・主な事業 電算システム統合(16団体、24事業)、道路・公共施設等整備(13団体、58事業)、各種計画等策定(10団体、33事業)

③市町村振興資金の活用等

- 市町村振興資金(市町村応援元気フクオカ資金)の貸付
 - ・合併市町村への貸付実績(H18~H20) 計 約22億円 (7団体)
- 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮
 - ・合併市町村への過疎債の充当実績(H17~H20) 計 約32億円 (9団体)

国の財政支援策の活用状況

① 合併市町村補助金(国補助金)

- ・対象団体 15団体(合併旧法適用団体)
- ・補助金総額 56.7億円(交付済額(~H20):約51億円 活用率:90.3%)
- ・主な事業 庁舎・公共施設等整備(14団体、32事業)、各種計画等策定(12団体、42事業)、電算システム統合(7団体、20事業)

② 合併特例債

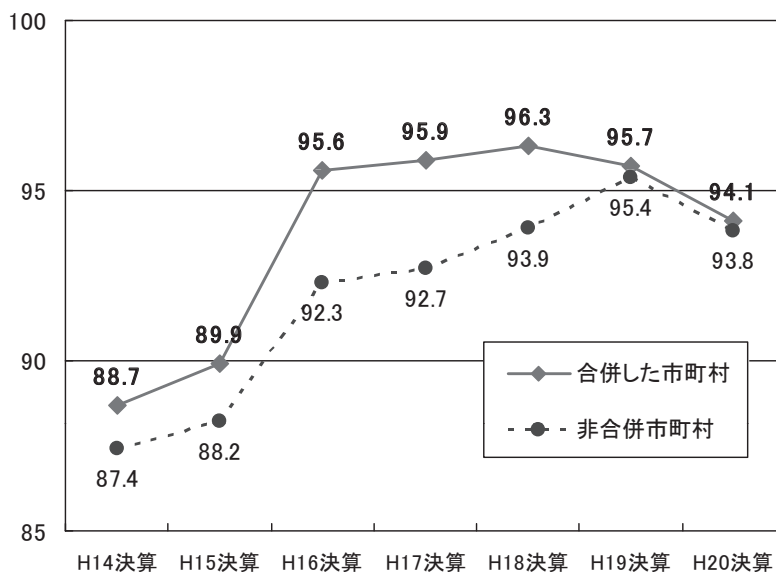
- ・対象団体 15団体(合併旧法適用団体)
- ・起債可能額 約2,915億円(起債額(~H20):約768億円 活用率:26.4%)
- ・主な事業 公共施設整備(体育館、図書館、福祉センター、小中学校等)(14団体、45事業)、幹線道路等整備(10団体、15事業)、駅周辺整備(4団体、6事業)、地域振興基金積立て(15団体、16基金)

③ 合併推進債

- ・対象団体 3団体(現行法適用団体)
- ・起債額(~H20) 約7億円
- ・主な事業 電算システム統合(2団体、4事業)、幹線道路等整備(1団体、1事業)、庁舎整備(1団体、3事業)

合併市町村の状況①(経常収支比率)

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村の平均をH14から比較(政令市は除く)



H14 → H20 数値上昇率

合併	+5.4
非合併	+6.4
差引	▲1.0

<経常収支比率>

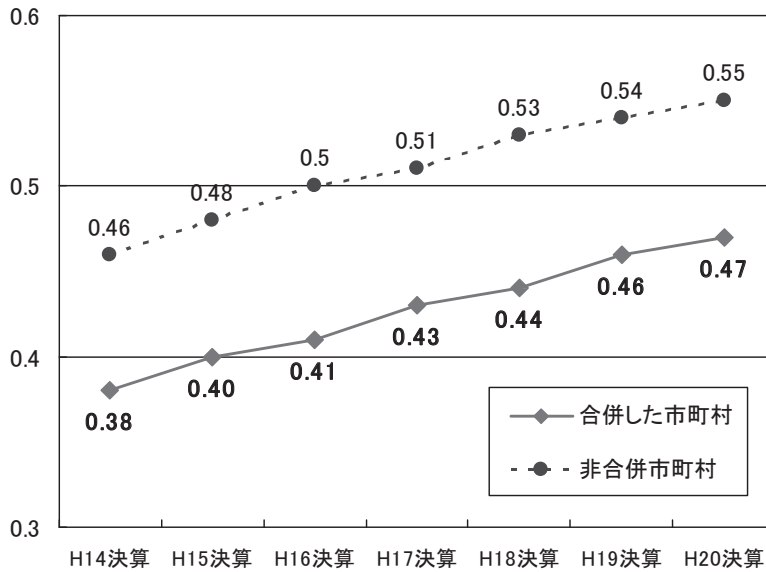
財政構造の弾力性を測定する指標比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当した一般財源と地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率で表される。

- 財政状況が厳しい中、合併団体の比率は低下の傾向にある。
- 近年は合併と非合併との比率が近似している。
⇒ 行財政の効率化が進んでいる。

合併市町村の状況②(財政力指数)

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村の平均をH14から比較(政令市は除く)



H14 → H20 数値上昇率

合併	+0.09
非合併	+0.09
差引	+0.00

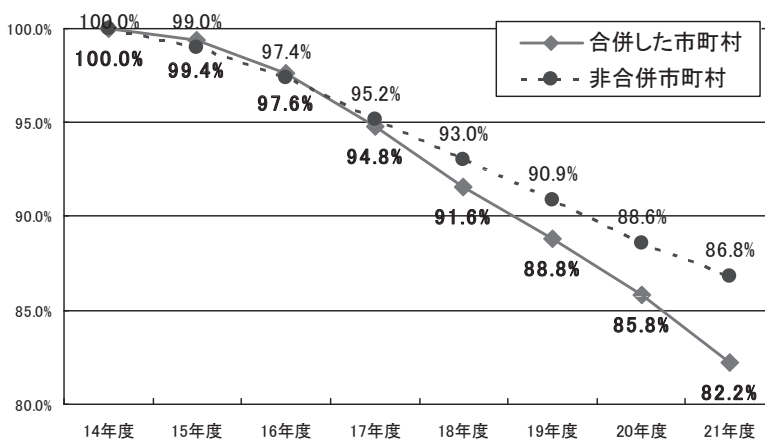
<財政力指数>

団体の財政力を示す指標
「1」に近くあるいは「1」を超えるほど
財源に余裕があるとされる。
基準財政収入額と基準財政需要額の比率の3ヶ年平均で表される。

- 三位一体の改革による地方交付税の削減により、合併をした市町村、非合併の市町村とも、同様に指数が上昇している。
⇒ 本指標では合併の影響は見られない。

合併市町村の状況③(職員減少率(総職員数))

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村のH14の総職員数の合計を1として以降の推移を比較(政令市は除く)



H14 → H21 減少率(%)

合併	▲17.8
非合併	▲13.2
差引	▲4.6

※「合併をした市町村」の総職員数には、合併により解散した一部事務組合の職員数を含む(当該組合職員は、解散後は、新市町村に引き継がれるため)

(総職員数の推移)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	増減	減少率
合併した市町村	9,461	9,400	9,235	8,971	8,670	8,400	8,122	7,775	▲1,686	17.8%
非合併市町村	14,190	14,054	13,816	13,515	13,193	12,898	12,566	12,313	▲1,877	13.2%

- 非合併団体に比べ、職員減少率が高い
⇒ 行政の効率化により職員の削減が進んでいる

主な合併効果の事例①

①専門組織の設置や専門職の配置(行政能力の向上)

- 税の徴収対策に関する課(係)の設置
- 子育て支援に関する部(課)の設置
- 地域コミュニティに関する課(係)の設置
- 栄養士の採用
- 保健師の増員
- 母子自立支援員の配置 など

②職員数の削減などの効率的な行政運営(行政の効率化)

- 非合併団体に比べ職員数をより削減(減少率:17.8%)
- 議員数の大幅な削減(減少率:51.7%)

	議員数			
	H14.12.31	H21.12.31	増減	減少率
合併した市町村	787	380	▲ 407	51.7%
非合併市町村	978	869	▲ 109	11.1%

- 公共施設等の統廃合の実施
(ゴミ焼却場、保健センター、火葬場、消防分遣所、保育所等) など

主な合併効果の事例②

③公共施設利用の選択肢の広がり(住民利便性の向上)

- 利用できる施設の増加(図書館、保育所、斎場 など)
- 学校の通学区域の弾力化 など

④住民サービスの充実

- 一部の市町村で実施されていた住民サービスを新市町村全域で実施
(福祉関連サービス、延長保育、学童保育、少人数学級 など)

⑤重点的な投資の実施

- 地域情報基盤の整備 ○拠点駅前の再開発の実施
- 総合体育館の建設 など

⑥地域資源を活用した地域振興

- 旧市町村域を越えた観光ルートの形成
- 旧市の情報発信力と旧町の地域資源を活用した外国人観光客の誘致 など

法改正後の取組について

平成22年3月

福岡県企画・地域振興部市町村支援課合併支援室

第29次地方制度調査会答申（H21.6）の概要（合併関係）

1 市町村合併の進捗状況及び評価

- 市町村合併は相当程度進捗
- 合併の本来の効果が発現するためには、10年程度の期間が必要
- 合併市町村において、合併後3年～4年の段階で既にいくつかの成果
- 合併市町村では課題が生じている地域もある

2 基礎自治体に関する残された課題

- 小規模市町村における行財政基盤の強化
- 将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在

3 今後の市町村合併の支援のあり方等

- 平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限（平成22年3月31日）までで一区切りとすることが適当
- 現行法失効後の平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当
- 市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして有効であり、現行合併特例法期限後も、自主的な合併のための特例法が必要

「市町村の合併の特例等に関する法律」の一部改正について

《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう、障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正の概要》

① 合併推進のための措置 ⇒ 廃止

- 法の目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与を廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針の廃止
 - ・ 都道府県による合併推進構想策定、合併協議会設置勧告の廃止
- 市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例を廃止

② 障害除去のための措置等 ⇒ 存置

(障害除去のための措置)

- 市町村議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例(不均一課税)
- 地方交付税の額の算定の特例(合併算定替)
- 都道府県議会の議員の選挙区に関する特例

(住民の意見を反映するための制度)

- 合併協議会設置の直接請求制度
- 地域審議会、合併特例区の設置等

来年度以降の県の取組等について

1 合併推進審議会の設置終了

- 合併特例法の改正による関係規定の削除により、審議会の設置は本年度限り

2 合併推進構想による合併推進の終了

- 合併特例法の改正による関係規定の削除により、構想による合併推進は本年度末をもって終了

今後の合併支援に関する県の考え方

- ① 「自主的な合併の推進」から「合併した市町村のまちづくり支援」へ
 - ・ 合併の効果を十分に発揮するためには合併後のまちづくりが重要
 - 今年度末までに合併した市町村に対するまちづくりを支援
- ② 自主的に合併に取り組む市町村への支援
 - ・ 今後も合併は市町村の行政能力を高めるための有効な一つ的手段
 - これから自主的に合併に取り組む市町村については、地元からの求めに応じて支援

